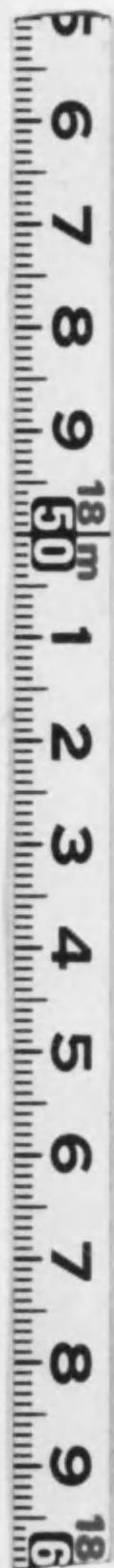


增訂  
唐宗八家文講義

328  
三

特257

502



始



特257  
502

# 漢文學叢書

全廿六册·菊判和裝·定價各册一金圓五錢

|     |           |     |          |
|-----|-----------|-----|----------|
| 一編  | 韓非子講義全    | 四編  | 四書講義全    |
| 二編  | 易經書經講義全   | 五編  | 史記列傳講義一  |
| 三編  | 詩經講義全     | 六編  | 史記列傳講義二  |
| 四編  | 三體詩唐詩選講義全 | 七編  | 史記列傳講義三  |
| 五編  | 老子莊子講義全   | 八編  | 史記列傳講義四  |
| 六編  | 十八史略講義上   | 九編  | 春秋左氏傳講義一 |
| 七編  | 十八史略講義下   | 十編  | 春秋左氏傳講義二 |
| 八編  | 唐宋八家文講義一  | 十一編 | 春秋左氏傳講義三 |
| 九編  | 唐宋八家文講義二  | 十二編 | 春秋左氏傳講義四 |
| 十編  | 唐宋八家文講義三  | 十三編 | 日本外史講義一  |
| 十一編 | 唐宋八家文講義四  | 十四編 | 日本外史講義二  |
| 十二編 | 正文軌範講義全   | 十五編 | 日本外史講義三  |
| 十三編 | 續文章軌範講義全  | 十六編 | 日本外史講義四  |
| 附   | 用字格       | 附   | 項羽本紀講義   |

東京市日本橋區株式會社 興文社  
電話 浪花一四〇一 振替 東京八一四四番

## 唐宋八家文講義第二編目錄

蘇洵明允

### 卷十六

|     |     |
|-----|-----|
| 史論上 | 九二一 |
| 史論中 | 九一五 |
| 史論下 | 九二一 |
| 六國  | 九二六 |
| 高帝  | 九二九 |
| 明論  | 九三四 |
| 諫論上 | 九三七 |
| 諫論下 | 九四四 |
| 魯妃論 | 九四七 |
| 管仲論 | 九五二 |
| 辨姦論 | 九五六 |
| 審勢  | 九六一 |
| 審敵  | 九七二 |
| 任相  | 九八六 |

### 卷十七

唐宋八家文講義第三編目錄



|          |       |      |
|----------|-------|------|
| 御將       | ..... | 九二   |
| 養才       | ..... | 九九七  |
| 送石昌言為北使引 | ..... | 一〇〇三 |
| 蘇氏族譜引    | ..... | 一〇〇六 |
| 張益州畫像記   | ..... | 一〇〇八 |
| 木假山記     | ..... | 一〇一三 |
| 仲兄文甫字說   | ..... | 一〇一六 |
| 名二子說     | ..... | 一〇一九 |

蘇軾子瞻

卷十八

|         |       |      |
|---------|-------|------|
| 議學校貢舉劄子 | ..... | 一〇二五 |
| 諫買浙燈狀   | ..... | 一〇三四 |
| 上神宗皇帝書  | ..... | 一〇四一 |
| 再上皇帝書   | ..... | 一〇八七 |

卷十九

|             |       |      |
|-------------|-------|------|
| 乞校正陸贄奏議進御劄子 | ..... | 一〇九七 |
| 論積欠狀        | ..... | 一一〇〇 |
| 杭州召還乞郡狀     | ..... | 一一〇八 |
| 狄山論匈奴和親     | ..... | 一一一七 |

|              |       |      |
|--------------|-------|------|
| 張九齡不肯用張守珪牛仙客 | ..... | 一一一八 |
| 到黃州謝表        | ..... | 一一一九 |
| 謝景移汝州表       | ..... | 一一二二 |
| 到昌化軍謝表       | ..... | 一一二四 |
| 乞常州居住表       | ..... | 一一二五 |
| 代張方平諫用兵書     | ..... | 一一二九 |
| 代滕甫辯訪乞郡書     | ..... | 一一四一 |

卷二十

|                |       |      |
|----------------|-------|------|
| 正統論上           | ..... | 一一四七 |
| 正統論中           | ..... | 一一五〇 |
| 正統論下           | ..... | 一一五五 |
| 大臣論上           | ..... | 一一六〇 |
| 大臣論下           | ..... | 一一六四 |
| 刑賞忠厚之至論        | ..... | 一一六八 |
| 既醉備五福論         | ..... | 一一七一 |
| 伊尹論            | ..... | 一一七五 |
| 論周東遷           | ..... | 一一七九 |
| 論魯隱公里克李斯鄭小同王允之 | ..... | 一一八四 |
| 宋襄公論           | ..... | 一一八八 |
| 范文子論           | ..... | 一一九一 |

卷二十一

|       |     |
|-------|-----|
| 屈到嗜支論 | 一九七 |
| 論商鞅   | 二〇二 |
| 荀卿論   | 二〇六 |
| 韓非論   | 二〇九 |
| 論養士   | 二一三 |
| 論始皇漢宣 | 二一八 |
| 論范增   | 二二四 |
| 留侯論   | 二二七 |
| 賈誼論   | 二三三 |
| 龜錯論   | 二三六 |
| 策略一   | 二四一 |
| 策略四   | 二四五 |
| 策略五   | 二五一 |
| 決壅蔽   | 二五九 |
| 無沮善   | 二六五 |
| 救教化   | 二六九 |
| 救戰守   | 二七五 |

卷二十二

|           |     |
|-----------|-----|
| 著材用       | 二八一 |
| 倡勇敢       | 二八六 |
| 擬進士對御試策一道 | 二九一 |
| 上梅直講書     | 三〇九 |
| 答李端叔書     | 三一二 |
| 答張文潛縣丞書   | 三一六 |
| 與謝民師推官書   | 三一九 |
| 與李公擇      | 三三一 |
| 范文正公文集序   | 三三三 |
| 六一居士集序    | 三三七 |
| 龜君成詩集序    | 三三一 |
| 韓魏公醉白堂記   | 三三五 |
| 李氏山房藏書記   | 三三九 |
| 寶繪堂記      | 三四三 |
| 眉州遠景樓記    | 三四六 |
| 凌虛臺記      | 三五一 |
| 超然臺記      | 三五三 |
| 放鶴亭記      | 三五七 |
| 石鐘山記      | 三六〇 |

卷二十三

|   |  |
|---|--|
| 五 |  |
|---|--|

唐宋八家文講義第三編目錄 畢

唐宋八家文講義卷之十六

蘇 洵明允著 興文社編輯所講義

史論上

史何爲而作乎、其有憂也、何憂乎、憂小人也、何由知之、以其名知之、楚之史曰、檮杌、檮杌四凶之一也、君子不待褒而勸、不待貶而懲、然則史之所懲勸者、獨小人耳、

【檮杌】春秋の時の楚の國の史書の名なり、檮杌とは、本と惡獸の名、古人取りて惡人の名とせしことあり、今楚の國も亦以て其史に名づけたるは、蓋し以て惡を戒むる意なり、【四凶】：顛頑氏の子に四人の惡人あり、檮杌は其一人なり、左傳に見えたり、此段は、史と經とは、皆小人を憂へて作る者にて、其義は一なるをいふ、史は何のためにして作るか、其れは憂ふる所ありて作るなり、何を憂ふる、小人を憂ふるなり、何に由りて之を知る、其書に名づくる所を以て之れを知る、楚の史に檮杌といふあり、檮杌とは、書の四凶の中の一人なり、君子たるほどの人は、固より褒めらるゝを待ちて勸む者ならず、又貶（そし）らるゝを待ちて懲ることなし、さうして見ると、史の懲らし勵ます所の者は、獨り小人のみ、君子には關する所なきなり、

仲尼之志大、故其憂愈大、憂愈大、故其作愈大、是以因史修經、卒

之論其效者必曰亂臣賊子懼由是知史與經皆憂小人而作其義一也其義一其體二故曰史焉曰經焉

【曰史曰經】史は本と事とを記する官の名、因りて其記録する所の書名づけて史といふなり、經は常なり、萬世不易の常道を記載したる書ゆゑ之を名づけて經といふなり、經は本と布の堅絲（たていと）なり、布を織るに、經は一定して動かず、緯（よこいと）をぬきさして、之を織る者なり、故に物の定まりて易はらざる者名づけて經といふ、故に經は緯に對する名なり、漢以來、緯書と名づくる者あり、亦經に對していふ名なり、

【仲尼の志は大なり、故に其憂は愈々大なり、憂愈々大なるゆゑに、其作も愈々大なり、是を以て、史に因りて經を修む、（即ち春秋の書なり）之を奉ふるに、（つまりと云ふ義）其書の效を論ずるには、必ず曰ふ、亂臣賊子懼ると、是に由りて、史（橋杭）と經（春秋）とは、何れも皆小人を憂へて作りたる者にて、其旨義は一様なるを知るなり、其旨義は一様なるに相違なければども、其體裁は二様に分かれたり、故に其名を分ちて史と曰ひ、經といふなり、（史の旨は、小人を勸懲するに在り、經の義は、亂臣賊子を懼すに在り、故に其義は一なりといふ。）以上第一段、

大凡文之用四事以實之詞以章之道以通之法以檢之此經史所兼而有之者也雖然經以道法勝史以事詞勝經不得史無以證其褒貶史不得經無以酌其輕重經非一代之實錄史非萬世之常法體不相沿而用實相資焉

【經と史との體は異にして用は相資くるをいふ、大凡そ文の用（はたらき）に四あり、事迹を記載して、以て之を實にし、文詞を飾りして、以て之を章にし、道理を明かにして、以て其義を通ぜしめ、禮法を立て、以て其事を檢束す、此れ經史とも兼れて、これある所の者なり、然りと雖も、經は、道理と禮法とを以て勝り、史は、事迹と文詞とを以て勝る、經は、史を得ざれば、以て其褒貶の旨を證明することが出来ず、史は、經を得ざれば、以て其輕重の義を斟酌することが出来ず、經は、一代之實錄に非ずして、即ち萬世の常法なり、史は、萬世の常法に非ずして、即ち一代之實錄なり、其體裁は、相沿（よ）らざれども、其功用は、實に相資（たす）くる者なり、以上第二段、

夫易禮樂詩書言聖人之道與法詳矣然弗駘之行事仲尼懼後

世以是爲聖人之私言故因赴告策書以修春秋旌善而懲惡此經之道也猶懼後世以爲己之臆斷故本周禮以爲凡此經之法也至於事則舉其略詞則務於簡吾故曰經以道法勝

【赴告策書】赴とは、使を告ぐるをいふ、告とは、國の禍福を告ぐるをいふ、策書とは、其書き物なり、【本周禮以爲凡】周公の制定せる周室の禮經に本づきて、一定の凡例を定められたるなり、

【此段は、前段を承けて、其義を説明せしなり、夫れ易、禮、樂、詩、書の五經は、聖人の道と法と言ふことは詳かなり、然れども、之を行事に驗（ため）させば、仲尼も後世の是を以て聖人の私言となさんことを懼れたり、故に赴告（つけしらせ）の策書（かきもの）に因りて、以て春秋を修め、善を褒め（旌）あらはして、惡を貶（そし）り懲らされたり、此が即ち經の道なり、それにて、猶後世の人は、以て聖人の臆斷（己れの一料簡にて極めたる定規なきこと）と爲さんことを懼れたるゆゑに、周室の禮法に本づきて、以て凡例といふ者を定めて、一定の定規を立てられたり、此が即ち經の法なり、其事迹に至りては、其大略を擧げたるまでなり、其文詞は、簡略を務めたり、吾故に曰ふ、經は道と法とを以て勝るとは、此を謂ひたるなり、

史則不然事既曲詳詞亦夸耀所謂褒貶論贊之外無幾吾故曰史以事詞勝

【歴史は、左様にてはなし、事迹に於ては、既に委しく詳かに、文詞も亦はてやかにして美事なり、謂ふ所の褒貶といふものは、論贊を除きたる外には、幾ばくもなし、吾故に曰く、史は事と詞とを以て勝るとは、此を謂ひたるなり、

使後人不知史而觀經則所褒莫見其善狀所貶弗聞其惡實故曰經不得史無以證其褒貶

【故に若し後人をして、史を知らずして、但經を觀しめれば、其褒むる所も、其善狀（よきありさま）を見ることできず、其貶する所も、其惡の實迹を聞くことならざらん、故に曰く、經は史を得ざれば、以て其褒貶を證明することなしとは、此を謂ひたるなり、

使後人不通經而傳史則稱謂不知所法懲勸不知所沮吾故曰

史不得經、無以酌其輕重、

【稱謂】…善惡邪正を表する名目ないふ、上の春秋論中にも見えた如く、名を書し、字を書し、國を絶ち、爵を貶する等の類をいふ。若し又後人をして、經に通ぜずして、史を書き傳へしめんには、善惡邪正の表準を取る所なきゆゑ、其稱謂名目だにも、法とする所を知らず、惡を惡らし善を善めんに、祖(は)み止めん所を知らざらん、吾故に曰く、史は經を得ざれば、以て其輕重の義を酌量するとなしとは、此を謂ひたるなり。

經或從僞赴而書、或隱諱而不書、若此者衆、皆適於教而已、吾故曰、經非一代之實錄、

【從僞赴】…歷の三年三月庚戌、天王崩すの類をいふ、此れ實は壬戌を以て崩せしを、諸侯の違ひに至らんことを欲して、日をはやめて赴けたるなり、經に其僞赴のまゝを書せしは、臣子の過を惡らしたるなりとぞ。經は、或は僞りの赴(つげ)しらしめ、其まゝに書きたることあり、或は諱を隠して書かぬこともあり、此の若き者衆し、皆教に通ずるやうにとの意なり、吾故に曰く、經は一代之實錄に非ずとは、此を謂ひたるなり。

史之一紀一世家一傳、其間美惡得失、固不可以一二數、則其論贊數十百言之中、安能事爲之褒貶、使天下之人動有所法、如春秋哉、吾故曰、史非萬世之常法、

【一本紀、一世家、一列傳の其間にも、美惡得失は固より一二を以て數へ盡せぬ程なり、されば其論贊の僅か數十百言の中に於て、安んぞ能く事々に之が褒貶を爲し、天下の人をして、動作上、法を取る所あること、春秋の如くならしむることを得んや、吾故に曰く、史は萬世の常法に非ずとは、此を謂ひたるなり。

夫規矩準繩所以制器、器所得而正者也、然而不得器、則規無所效、其圓矩無所用、其方準無所施、其平繩無所措、其直史待經而

正、不得史、則經晦、吾故曰、體不相沿、而用實相資焉、

【規】…以て圓を爲す所、今のぶんまはしなり、【矩】…以て方を爲す所、今のさしがねなり、【準】…以て平を爲す所、今の水盛器桶なり、【繩】…以て直を爲す所、今の墨なはなり。

夫れ規矩準繩は、以て器を作る所にして、器の正しきを得る所の道具なり、左は去りながら、器を得ざれば、規も其圓を效す(はたら)かすること所なく、矩も其方を用ゐる所なく、準も其平を施す所なく、繩も其直を描く所なし、されば史は器のごとく、經は規矩準繩のごとし、史は經を待ちて正し、史を得ざる時は、經晦し、吾故に曰く、其體裁は相沿らされども、其效用は實に相資くとは、此を謂ひたるなり、以上第三段、此一段七節に分ち、每節第二段の句に分貼す、作法尤も奇なり、沈氏は、第七節の句法を以て、史上に側在すとす、味ふべし。

噫、一規一矩、一準一繩、足以制萬器、後之人其務希遷固實錄、可也、慎無若王通、陸長源輩、囂囂然冗且僭、則善矣、

【王通】…隋の人、字は仲淹、春秋に法りて、元經を著す、歐文の答吳充書を參看すべし、【陸長源】…唐の人、字は沐、唐春秋を著す。

此段は、六經は少しと雖も、以て史を製る規矩と爲すに足る、故に後の史を作る者は、但其事實を録せば可なり、必しも春秋を學ぶには及ぶまじとなり、噫、一規一矩、一準一繩にても、萬器を制するに足れり、後の人、史を作らんと欲せば、其れ務めて司馬遷と班固との實錄(史記漢書)を希は、可なり、慎みて王通及び陸長源の輩の囂々然とひまびすしく、冗(むだ)ことの多きことにして、且つ僭(己の分際をのり)ことなるが若くなることなくば善けん、以上第四段、希遷固實錄可也の一句、本題を完す、沈氏此句を以て第二篇を埋藏すとす、洵に然り、以上第四段。

【沈評】經を作りて、以て史を斷じ、(史の善惡を定むること)史を引きて、以て經を證す、儒者は經を尊びて史を輕んずるが常なり、此れ王安石が、其說に反して、春秋を嘗りて、斷(き)れ(る)の朝報(御沙汰書)とせる所以なり、作者(老泉)の言の如きは、始より偏重(偏重)時(か)た(か)ち(か)ち(か)ち)の患なし、文の簡切(短く)して適切なることなるは、歴に孫吳氏(孫武、吳子の兵書)より之を得しなるべし。

史論中

此文は、遷、固の史の能く仲尼の遺意を得たるをいふ、凡て六段。

遷固史雖以事辭勝、然亦兼道與法、而有之、故時得仲尼遺意焉、吾今擇其書有不可以文曉、而可以意達者四、悉顯白之、

○首段は、先づ大意を掲げ、仲尼の遺意を得たる者四つあるをいひ、下段に於て之を詳にす、司馬遷、班固の史は、事と辭とを以て勝るとは雖も、去りながら、亦道と法とを兼れて之を有せり、故に時には仲尼の春秋の遺意を得たる者あり、吾今其書中に就きて、之を擇び取るに、文の上にては、曉るべからざれども、意を以て通すべき四ヶ條あり、今悉く之を顯白せん、文を以て曉るべからずとは、史は固より經と同じからざるゆゑ、經の稱謂法あり、書法凡例あるが如くならず、故に作者の意は、文字の上にては、曉るべからざれども、其苦心は、意を以て通へて通すべきなり、以上第一段。

其一日隱而彰、其二曰直而寬、其三曰簡而明、其四曰微而切、

○其一是、其事述を傳ふることが、隠れたるやうなれども、其意は彰かなるをいふ、其二是、其事を指すは眞直なれども、寛やかなる所あるをいふ、其三是、書法は簡略なれども、其旨は明瞭なるをいふ、其四是、書法は隱微なれども、其意は深切なるをいふ。

遷之傳廉頗也、議採闕於之失不載焉、見之趙奢傳、傳酈食其也、謀撓楚權之謬不載焉、見之留侯傳、固之傳周勃也、汗出洽背之耻不載焉、見之王陵傳、傳董仲舒也、議和親之疏不載焉、見之匈奴傳、

○「廉頗」…の事は、史記の趙奢の傳に曰く、秦が韓を伐ちて、闕於に軍するとき、趙王廉頗を召して、問ひて曰く、救ふべしや否やと、頗對へて申すやう、道遠くして險狹なり、救ひ難しと、趙奢に問ふに、奢の申すやう、道遠くして險狹なるは、譬へば兩鼠の穴中に闘ふが如し、將勇なる者は勝つと、王乃ち趙奢をして之を救はしむ、遂に闕於の圍を解きて歸る、酈食其…の事は、食其漢王に説きて、六國の後を立てんと謀りしとき、張良其非計を諫むるに因りて、王悟り、趙に六國の印を銷さしむ、周勃…の事は、孝文帝周勃に問ひて曰く、天下一歳の決獄は幾許ぞ、勃知らずと謝す、又問ふ、天下一歳の錢穀の出入は幾何ぞ、勃又知らずと謝す、憤懣して汗出て、背に洽し、

○「王陵」…の事は、史記の趙奢の傳に曰く、秦が韓を伐ちて、闕於に軍するとき、趙王廉頗を召して、問ひて曰く、救ふべしや否やと、頗對へて申すやう、道遠くして險狹なり、救ひ難しと、趙奢に問ふに、奢の申すやう、道遠くして險狹なるは、譬へば兩鼠の穴中に闘ふが如し、將勇なる者は勝つと、王乃ち趙奢をして之を救はしむ、遂に闕於の圍を解きて歸る、酈食其…の事は、食其漢王に説きて、六國の後を立てんと謀りしとき、張良其非計を諫むるに因りて、王悟り、趙に六國の印を銷さしむ、周勃…の事は、孝文帝周勃に問ひて曰く、天下一歳の決獄は幾許ぞ、勃知らずと謝す、又問ふ、天下一歳の錢穀の出入は幾何ぞ、勃又知らずと謝す、憤懣して汗出て、背に洽し、

夫頗食其勃仲舒皆功十而過一者也、苟列一以疵十、後之庸人

必曰、智如廉頗、辯如酈食其、忠如周勃、賢如董仲舒、而十功不能贖一過、則將苦其難而怠矣、是故本傳晦之、而他傳發之、則其與善也不亦隱而彰乎、

○夫の頗と食其と勃と仲舒とは、何れも皆功が十にして、過が一なる者なり、苟(もし)も一過を列れたるがために、十功を疵(きず)につけたらんには、後世の凡庸人は、必ず曰はん、智あることは、廉頗の如く、辯あることは、酈食其の如く、忠なることは、周勃の如く、賢なることは、董仲舒の如きものも、十功ありて一過を贖ふ(うめ)あはする(こと)と能はず、善は逆も行へぬものと明らかめ、將に其難きを苦みて、怠らん(こと)とす、それ故に、本人の傳には、之を晦(く)まして、他傳に於て、之を發せしなり、して見ると、遷、固の史の、善に與みする(用)をもつ(こと)ことは、なんと亦隠れたるやうなれども、其意は彰かなるに非ずや、以上第二段、隱にして彰なるを申す。

遷論蘇秦稱其智過人、不使獨蒙惡聲、論北宮伯子多其愛人、長者固贊張湯、與其推賢揚善、贊酈吏、人有所褒、不獨暴其惡、

○「蘇秦」…：戰國の時の辯士、六國從約の長となる、北宮伯子、張湯…：皆漢の時の酷吏なり、  
○「北宮伯子」…：蘇秦一人に惡名を蒙らしめず、北宮伯子を論ずるには、其人を受する長者(有徳者の稱)なること(多)まされり(こと)とす、班固の張湯を贊(張湯の傳の贊なり)するには、其賢を推し、善を揚ぐる(用)を與(ゆる)す、酷吏(刑に任するきびしき役人)を贊するには、人々褒むる所あり、たゞ其惡を暴(あらは)すのみならず、

夫秦伯子湯酷吏皆過十而功一者也、苟舉十以廢一、後之凶人必曰、蘇秦北宮伯子張湯酷吏雖有善不錄矣、吾復何望哉、是望其自新之路、而堅其肆惡之志者也、故於傳詳之、於論於贊復明之、則其懲惡也不亦直而寬乎、

○夫の秦と伯子と湯と酷吏とは、皆過が十にして、功が一なる者なり、苟も十過を擧げて、一功を廢したらんには、後の凶人は、必ず曰はん、



蘇秦と北宮伯子と張湯と酷吏とは、たとひ善ありと雖も、録せられざるを見れば、吾等復た何を望まんとて、自棄の心を生ぜん、是れ小人共の改心の路を望ふべきを、其惡を肆にする志を堅くする者なるが故に、本傳中に於て、其事を詳にしたりと、論と贊とに於て、復た之を明にせるなり、して見ると、遷、固の史の惡を懲すことは、なんと亦眞直なる中に寛や、なる所あるにあらざるや、以上第三段、直にして寛なるを申説す。

遷表十二諸侯、首魯訖吳、實十三國、而越不與焉、夫以十二名篇而載國十三、何也、不數吳也、皆諸侯耳、獨不數吳、何也、用夷禮也、不數而載之、何也、周裔而霸盟上國也、春秋書哀七年公會吳於郟、書十二年公會吳於橐臯、書十三年公會晉侯及吳子於黃池、此其所以雖不數而猶獲載也。

【周裔】…吳は、周の太王の長子、泰伯の後なり、【霸盟上國】…吳王夫差の霸となりて、中國の會盟に與りしをいふ、【周裔】司馬遷の春秋の時の十二諸侯の年表には、魯を首とし、吳に訖はる、實は十三國なり、而して越は與らざる、夫れ十二の數を以て諸に名づけながら、國を載すること十三なるは、如何の次第ぞ、吳を數へざるなり、吳とも、皆當時の諸侯なるに、獨り之を數へざるは、何の故ぞ、吳が夷の禮を用ゐたればなり、之を其數中に數へ入れぬに、之を載せたるは、何の故ぞ、夫れは周の裔(す)にてもあり、且つは霸となりて、上國(中國のこと)の盟に與りたりればなり、其證は、春秋魯の哀公の七年に、公の吳に郟(地名)に會せしことを書し、其十二年に、公の吳に橐臯(地名)に會せしことを書し、其十三年に、公の晉侯と吳子とに黃池に會せしことを書せり、此が十二諸侯の中には、數へられども、猶(また)し其表中には、國名を載せらるゝことを獲たる所以なり。

若越區區於南夷、豺狼狐狸之與居、不與中國會盟、以觀華風、而用夷俗之名、以赴、故君子即其自稱以罪之、春秋書定五年於越入吳、書十四年於越敗吳於檣李、書哀十三年於越入吳、此春秋所以夷狄畜之也、苟遷舉而措之、諸侯之末、則西戎獫狁、亦或庶

乎其間、是以絕而棄之、將使後之人君、觀之、曰、不知中國禮樂、雖勾踐之賢、獨不免乎絕與棄、則其賤夷也、不亦簡而明乎、

【用夷俗之名以赴】…於越と稱することはいふなり、於て、聲聲なり、越人が自ら其國名を稱するとき、於の字を冠することを見ゆ、即ち其國人のなまり詞なり、故に夷俗の名と言ひたるなり、又中國の人より稱するときは、但、越といふ、越人が自ら稱するときは、於越といふ、故に其自稱と言ひたるなり、【勾踐】…越王の名なり、【區區】さて又越などは、南夷の中に區々と、わたりて、豺狼狐狸など、共に棲みて、中國の會盟に與りて、以て中國の文華の風俗を觀し、ことなく、其赴告の公文にも、夷俗の名稱(於越)を以て告ぐる程ゆゑ、君子(孔子)は、其自稱の名に即きて、其德之を用ゐて、以て之を罪せられしなり、其證は、春秋の魯の定公の五年に、於越吳に入るを書し、其十四年に、於越吳を檣李(地名)に敗ると書し、又哀公の十三年に、於越吳に入るを書す、斯く於越と書して、其自稱に従ひたるは、此れ春秋の之を夷狄取扱にせし所以なり、聖人の夷狄と視られたる者な、苟(もし)も司馬遷が擧げて之を諸侯の末、即ち其年表中に措きたらんには、西戎、獫狁(北狄の名)も、同じく其間に加はらんことを庶ふにも至らん、是を以て、斷然絶ちて、越を夷と稱し、將に後の人君の此書を觀る者をして、中國の禮樂を知らざる者は、勾踐程の賢人にて、猶絶たれ棄てられて、中國の會盟の中間はづれになることを免れぬ者かと曰はしめんとす、して見ると、其夷を賤むことは、なんと亦其記載は簡略なれども、其旨は明瞭なる譯ならずや、以上第四段、簡にして明かなるを申説す。

固之表八而王侯六、書其人也、必曰某土某王、若侯某、或功臣外戚、則加其姓、而首目之曰號謚姓名、此異姓列侯之例也、諸侯王其目止號謚、豈以其尊故、不曰名之耶、不曰名之而實名之、豈以不名、則不著耶、此同姓諸侯王之例也、王子侯其目爲一、上則曰號謚名、名之而曰名之、殺一等矣、此同姓列侯之例也、

【固之表八】…班固の前漢書の年表は八種あり、一に異姓諸侯王表、二に諸侯王表、三に王子侯表、四に孝惠高后孝文功臣表、五に景武昭宣元成哀功臣表、六に外戚恩澤侯表、七に百官公卿表、八に古今人表、是なり、外戚は、母后の續きなり、【不曰名之而實名之】…表の首欄の目中には、たゞ號謚といひて、號謚姓名といはざるゆゑ、不曰名之といひたるなり、然かし、首欄中には、右の通りなれども、其實、表の本文中には、矢張姓名を顯はしたり、故に實名之といひたるなり、何故に斯くせしむといふに、表の本文中には、さまざまの人名あるゆゑ

名を顯はされば、其人が分らぬゆゑなり、故に不名則不著と云ひたるなり、【殺一等】殺ぐとは、降すことなり、漢土の制、凡て名を稱するは、之を卑むこと、せり、故に表首に、號謚名と掲げたるは、卑に號謚と掲げたるよりは、卑みたる書法なりとなり、

班固の表は八つあり、其中、王侯表は六つあり、其人を書するには、必ず某主(國名)某王と、若しくは侯某と、曰ふが例なり、或は功臣表、外戚表には、其本人の姓を加へて、表の首欄に目を掲げて、號謚姓名と曰へり、此れ異姓列侯の例なり、諸侯王表は、其目に止(た)號謚と曰へり、此れはなんとも其身分が尊き故に、之を名すと曰はざりしか、之を名すと曰はざれども、實は之が名を擧げたるなり、なんとも名を擧げざるときは、其人混じて明かならざるゆゑを以て、此れ同姓諸侯の例なり、又王子侯表は、其目分ちて上下の二表とす、上の表は、首欄の目に號謚名と掲げたり、表文中にも、其名を掲げ、亦其表首にも之に名すと斷りたるは、上の同姓諸侯王の例に較ぶれば、一等を降したる書法なり、此れ同姓列侯の例なり、

及其下則曰、號謚姓名、夫以同姓列侯、而加之異姓之例、何哉、察其故、蓋元始之間、王莽偽褒宗室、而封之者也、非天子親親而封之者也、宗室天子不能封、而使王莽封之、故從異姓例、亦示天子不能有其同姓也、將使後之人君觀之、曰、權之歸於臣、雖同姓不能有名器、誠不可假人矣、則其防僭、也不亦微而切乎、

【以同姓列侯而加之異姓之例】表首に、號謚姓名と書きたるは、上の異姓列侯と同例なるゆゑ、然り云ひたるなり、【元始】漢の平帝の年號、【從異姓例】亦一本には亦の字なし、【名器不可假人】孔子の語なり、名とは爵號、器とは車服なり、爵號車服は、唯天子のみ之を專らにする、之を得、人臣の之を擅にすべき者に非ずとの義なり、

さて王子侯表の下の表に至りては、其首目に號謚姓名と掲げたり、大れ王子侯の同姓の列侯なるにも拘はらず、之を異姓諸侯と同例に爲したるは、何故ぞ、其仔細を察するに、蓋し平帝の元始の年間は、王莽が政を擅にせし時代にて、莽が天子を眞似て、漢の宗室を褒して、之を封せし者なり、天子の親(みうち)を親みて、之を封せしに非ず、漢の宗室にてありながら、天子は微削にして、之を封することせず、王莽をして之を封せしめたる者ゆゑ、其書法は、異姓諸侯の例に從ひて、號謚姓名と書せしなり、亦天子の其同姓を有(た)つ、之を能はざるを示せるなり、將に後の人君をして、之を觀て、國の政權人臣に歸する時は、己の同姓だも之を有つ、之を能はず、されば名器の權は、唯人君之を能るべし、決して臣下に假する者ならずと曰はしめんとす、して見ると、其體竊の患を防ぐ、とは、なると其書法は隱微なれども、其意は深切なる際ならずや、以上第五段、微にして切なるを申説す、

噫、隱而彰、則後人樂得爲善之利、直而寬、則後人知有悔過之漸、簡而明、則人君知中國禮義之爲貴、微而切、則人君知彊臣專制之爲患、用力寡而成功博、其能爲春秋繼、而使後之史無及焉者、以是夫、

此段は、上文を總束し、遷、固の史の能く經を繼ぐ所以を言ふ、噫、其書法隱れたれども、彰むるときは、後人は、善を爲す利を得ることを楽しむ、直なれども、寬やかなれば、後人は、過を悔ゆることの漸(おひ)と善に遷るみちをいふ、あることを知る、簡略なれども、其旨明かなるときは、人君は、中國の禮義の貴きことを知る、隱微なれども、其意深切なるときは、人君は、強臣の制を專にすることの患たることを知る、力を用ゆることは寡なれども、功を成すことは博し、其書の能く春秋の跡を繼ぎて、後の歴史をして及ぶことなからしめたる者は、是を以てのゆゑなる、以上第六段、

【沈評】遷、固の史は、世の人共に其史才を推し尊べり、而し、才のみならず、識も亦實に人に過ぎたる者あるなり、然れども、史を讀む者の史法に明かなるに非ざれば、古人の折角の用意も、粗心人(物ごとゆきなりの人)のために埋没せられざる者は少し、今老泉に拈(ひねり)出されてより、史、漢の二家も、猶春秋の遺意を得たるを知る、後に劉知幾(唐の人にて、字は子玄、史通と云ふ書を著せり)蘇子由(字は子由、老泉の第二子なり、古史を著せり)の二人は、但、矢を二史に集む、(攻撃非難することないふ)猶(まだ)一個(かたより)たる)の見識にして、公平の眼には非ず、

史論下

此文は、遷、固、碑、の書、各々失あるを論ず、凡て六段、

或問子之論史、鈎抉仲尼遷固、潛法隱義、善矣、仲尼則非吾所可評、吾惟意遷固非聖人、其能如仲尼無一可指之失乎、曰、遷喜雜說、不顧道所、可否固貴、諛僞賤、死義大者、此既陳議矣、又欲寸量銖稱、以摘其失、則煩不可舉、今姑告爾其尤大彰明者焉、

【鈎抉】…ほじり出すこと。  
 或人問ふ、子が史を論ずるは、仲尼、遷、固の謬を離れたる法と義とを鈎抉したるは善し、仲尼のことは、吾が評すべき所には非ざるゆゑ、それは先づ姑く差し措きて、吾惟意ふに、遷、固は、聖人にもあらざれば、なつかし、仲尼の一つも指さすべき失なきが如くならんや、余應へて曰く、遷は、雜說を喜みて、道の可否する所を顧みず、故に其是非は、謬まる者多し、固は、阿諛諂媚を貴びて、義に死する者を賤めり、史法の大なる簡牘は、此に既に陳議したることなれば、前篇既に其潛法隱義を鈎抉せしことをいふ、今又一寸づゝ量り、一餘づゝ秤りて、其細き失までを捕まんといふれば、煩雜にしてなつかし、擧げ切れぬ程あり、今姑く爾に其尤も大にして彰明なる者を告げん、以上第一段。

遷之辭、淳、健、簡直、足稱一家、而乃裂取六經傳記、雜於其間、以破碎汨亂、其體、五帝三代紀、多尙書之文、齊魯晉楚宋衛陳鄭吳越世家、多左傳國語之文、孔子世家、仲尼弟子傳、多論語之文、夫尙書左傳國語論語之文、非不善也、雜之、則不善也、今夫繡繪錦縠、衣服之窮美者也、尺寸而割之、錯而紉之、以爲服、則綈繪之不若、遷之書、無乃類是乎、

遷の辭は、淳正にして勁健、簡直にして貫直にして、立派に一家と稱するに足れり、而るを六經傳記などの文を裂き取りて、其間に雜へて、以て其書の體裁を破碎(うちこぼ)し、汨亂(みだ)せり、五帝三代の本紀には、尙書の文多し、齊魯晉楚宋衛陳鄭吳越の世家には、左傳國語の文多し、孔子の世家、仲尼の弟子の列傳には、論語の文多し、夫の尙書、左傳國語、論語などの文は、善からざるには非ざれども、之を他の文と取り雜せて綴りては、善からざるなり、之を譬へて申さば、今夫の繡(ぬい)ひとり、繪(え)どり、錦(にしき)、縠(あや)などは、何れも衣服の美を窮めたる者なれども、一尺一寸づゝに割きて、取り交せて之を縫ぎ合せて、以て衣服と爲したらんには、繡繪(ふと)おとりつむぎに、だも若(わか)ざらん、今遷の書は、なんと夫れに似て居りはせぬか。

其自叙曰、談爲太史公、又曰、太史公遭李陵之禍、是與父無異稱也、先儒反謂固沒彪之名、不若遷讓美於談、吾不知遷於紀於表

於書於世家於列傳所謂太史公者果其父耶抑其身耶此遷之失也、

【自叙】…即ち史記の太史公自叙なり、【談】…司馬遷の父の司馬談なり、【遭李陵之禍】…李陵は漢の將にて、匈奴と戦ひ、敗れて匈奴に降たり、司馬遷は之を救せしむ、武帝怒りて、遷を吏に下せり、【彪】…班固の父の班彪なり、遷の史記の自叙に曰く、談は太史公たりと、是は太史公を以て談のこととせざるなり、又曰く、太史公李陵の禍に遭へり、是は遷の自ら稱したるにて、父と異なるなき稱なり、それを先儒は反りて謂ふ、固の父彪の名を没せしは、(是は漢書は父彪の力あるを、父の名を没して、己一人の著述せしを云ふなり、)遷の美を父談に譲りしに若かずと、(是は遷の書に太史公曰くとあるは、父の談を稱したるにて、即ち美を父に譲りたるなり、)去れど、吾が見る所にては、遷の本紀に、表に、書に、世家に、列傳に於て、謂ふ所の太史公といふ者は、果して其父を云ひたるか、抑(それ)も其身を云ひたるか、其別が付かぬなり、此れ遷の失なり、以上第二段、史記の誤を論ず、

固贊漢自創業至麟止之間、襲蹈遷論、以足其書者過半、且褒賢、貶不肖、誠己意也、書己意而已、今又剽他人之言、以足之、彼既言矣、申言之、何益、及其傳遷揚雄、皆取其自叙、屑屑然曲記其世系、固於他載、豈若是之備哉、彼遷雄自叙可也、己因之、非也、此固之失也、

【麟止】…史記の太史公の自序に云く、陶虞以來を述べて、麟止に至ると、これは、武帝の雍に至りて自麟を獲たることあり、司馬遷の史記は、此にて筆を止めたり、故に麟止と云ひたるなり、  
 【班固の漢書の贊は、漢の創業より麟止に至るまでの間は、司馬遷の史記の論を引用して、以て其書を足せる者過半なり、且(そのうへ)賢を褒めて、不肖を貶するは、人々誠己が意見なり、己が意見を書けば、夫にて足りのべきを、而るを、班固は、今又他人の言語を剽竊して、以て之を足せり、彼の遷の既に言ひたることを、今復た申れて之を言ひたればとて、何の益あらん、其司馬遷と揚雄との傳を作るに及びては、何れも皆二子の自叙の文を取りて、屑々然と曲さに其家の系圖までを記せり、固が他の記載(此餘の本紀列傳をいふ)に於ては、豈(なに)しに、是の若くに備はらんや、彼の遷と雄とが自ら叙せるは、何程詳なればとて、差支なければども、今固が漢書に於て、其原文のまゝに因れるは、非なり、此れ固の失なり、以上第三段、前漢書の誤を論ず、

或曰遷固之失既爾、遷固之後、爲史者多矣、范曄陳壽實巨擘焉、然亦有失乎、曰烏免哉、曄之史之傳、若酷吏宦者列女獨行、多失其人、間尤甚者、董宣以忠毅、概之酷吏、鄭衆呂強以廉明直諫、概之宦者、蔡琰以忍耻、胡概之列女、李善王恠以深仁厚義、概之獨行、與夫前書張湯不載於酷吏、史記姚杜仇趙之徒不載於遊俠遠矣、

【范曄】…南北朝の時の宋人、後漢書を著す、【陳壽】…晋の人、三國志を著す【巨擘】…おやゆびのこと、物の頭たる者ないふ、【概】…本と斗のきの名物を升にて量るときは、斗のきにて一握にきならずなり、善惡良否の區別なきことを稱して、一概といふ、此に概といふも、其義なり【蔡琰】…蔡邕の女にして、胡に嫁せし人なり【姚杜仇趙之徒】…史記游俠傳に、北道の姚氏、西道の諸杜、南道の仇景、東道の趙佗、羽公子、南陽の趙調の徒の若きに至りては、此れ盜跖の民間に居る者のみ、曷ぞ言ふに足らんと云ひて、之を游俠傳に載せず、或は曰く、遷固の失は、既に仰の通りなり、遷、固の後に、史を爲く者多し、范曄の後漢書、陳壽の三國志は、實に巨擘なり、然れども、亦失ありや、應へて曰く、烏んぞ失を免れん、曄の史の酷吏、宦者、列女、獨行の諸傳の若きは、多く其人を擧げそなひたり、其間に尤も甚しき者は、董宣の忠實剛毅を以て、概（なら）して之を酷吏傳に入れ、鄭衆と呂強との廉明（物）ことこのきちやうめんにて、よくゆきとくこと、直諫（正直律義なること）なるを以て、概して之を宦者傳に入れ、蔡琰の耻を忍びて胡の妻たるを以て、概して之を列女傳に入れ、李善、王恠の深仁厚義なるを以て、概して之を獨行傳に入れたり、夫の前漢書の張湯を酷吏傳に載せず、史記の姚、杜、仇、趙の徒を游俠傳に載せざるとは、相去ること遠し、及ばざるをいふ、

又其是非頗與聖人異、論竇武何進則戒以宋襄之違人、論西域則惜張騫班勇之遺佛書、是欲相將苟免以爲順天乎、中國叛聖人以奉戎神乎、此曄之失也、

【竇武何進】…皆宦官を誅せんと謀りて、成らずして、死せし人なり、後漢書の論に曰く、傳に曰く、天の商を廢すること久し、君將に之を興さんとす、斯れ宋の襄公の泓に敗れたる所以なりと、是れ二人が漢のために謀りしことを非とせしなり、【張騫】…前漢の人、武帝の時、西域に使す【班勇】…東漢の人、父超明帝、章帝の兩朝に、出て、西域に使す、勇も亦父の風あり、佛書の傳はりたるは、後漢の明帝の時に在り、故に張騫の時には、其書未だ漢に傳はらず、班勇の時には、既に傳はれりと雖も、未だ盛んならず、故に曄の其書を遺れたるを惜むなり、曄は、六朝の人、其時佛法最も盛んなり、曄は蓋し其説に浸淫せるなり、

【宋襄】…又其是非の見、頗る聖人と異なり、竇武、何進を論じては、宋の襄公の天道に違ひたることを引きて、之を戒めたり、西域を論じては、張騫と班勇とが、西域に使して、佛書を持ち歸ることを惜めり、此論旨に従へば、相將たる人が（暗に竇武、何進をいふ）、苟も免る（いちじのがれをする）ことを以て天道に順へりと爲さんことを欲するや、又中國の者が聖人の教に叛きて、以て戎神（佛をいふ）を奉ぜんことを欲するや、此れ曄の失なり、以上第四段、後漢書の誤を論ず、

壽之志三國也、紀魏而傳吳蜀、夫三國鼎立稱帝、魏之不能有吳蜀、猶吳蜀之不能有魏也、壽獨以帝當魏而以臣視吳蜀、吳蜀於魏、何有而然哉、此壽之失也、

【陳壽】…陳壽の三國志を作るには、魏を本紀として、吳と蜀とを傳とせり、全體三國は、鼎の足の如く并び立ちて、帝と稱し、負けず劣らず、互角の勢あり、魏の吳、蜀を有つことのとてきぬは、矢張り吳、蜀の魏を有つことのとてきぬと同様なり、それを壽は、獨り帝を以て魏に當て、臣を以て吳、蜀を視る、吳、蜀は魏に對して、何の讓る所ありて、斯くなせる者か、此れ壽の失なり、以上第五段、三國志の誤を論ず、

噫、固譏遷、失而固亦未爲得、曄譏固、失而曄益甚、至壽復爾、史之才誠難矣、後之史、宜以是爲監、無徒譏之也、

【沈評】…噫（あゝ）、固は遷の失を譏れども、固も亦未だ得たりとはせず、曄は固の失を譏れども、己は益々甚し、壽に至りても、復た爾り、史を作る才は、誠難き者なり、後の史を作る者は、宜しく是を以て鑑として戒むべし、徒らに之を譏ることなかれ、以上第六段、上文を通結す、

【沈評】…論は未だ必しも皆當らず、然れども、古人の書を讀むには、正に須らく此の如く搜抉（ま）かに詮論することすべし、庶はくは眼光到らざる病なからん、（目のと）わぬ心配はなきを云ふ、

六國

此文は、權書の一なり、六國の地を割きて、秦に事へて、自ら亡滅を招きたるを論ず、然れども、其主意は、本と六國を論ずるに在らず、特  
に題を借りて以て其意を寓せるのみ、故に結論に天下の大を以て六國破亡の故事に従ふといへり、此に至りて、正に其論旨を露出せる  
なり、蓋し當時宋室は、鄰國の遠、金のために弱められ、動もすれば、地を削ぎ金を賂ひて和を講ず、南渡以來益々甚し、皆講和の説之を  
誤るなり、爲三積威所劫の一句、此篇結穴の處たり、凡て五段、

六國破滅、非兵不利、戰不善、弊在賂秦、賂秦而力虧、破滅之道也、  
或曰、六國互喪、率賂秦耶、曰、不賂者以賂者喪、蓋失彊援、不能獨  
完、故曰弊在賂秦也、

【六國】…戰國の時の齊、楚、燕、韓、魏、趙の六國をいふ【互喪】…互は、前後一齊ならぬをいふことば、一時に喪びたるにてはなきを  
いふなり、  
【六國の破れ滅びたるは、兵（武器のこと）の利（銳利なること）ならず、戰の善からざるに非ず、其弊は秦に賂ふに在り、秦に賂ふがため  
に、國力の虧け乏しくなれたるは、乃ち破滅の道なり、或は曰く、六國は、あとさき不揃に喪びたり、大槓は、皆秦に賂ひたるゆゑなるか、と、曰  
く、賂はざる者も、賂ひたる者のために、喪びたるなり、蓋し彊援を失ふときは、己れ獨り完きこと能はずして、俱に滅ぶ、故に曰く、弊は秦に  
賂ふに在るなりと、以上第一段、秦に賂ふ弊を言ふ、一語破的、下乃ち暢言す、

秦以攻取之外、小則獲邑、大則得城、較秦之所得、與戰勝而得者、  
其實百倍、諸侯之所亡、與戰敗而亡者、其實亦百倍、則秦之所大  
欲、諸侯所大患、固不在戰矣、

【以下賂の弊をいふ、秦は戰を以て攻め取る外に、賂を以て得る所は、小にしては邑を獲、大にしては城を獲たり、斯くして秦の得たる所  
を較（くら）ぶれば、戰勝して得たる者よりは、其實百倍も多きなり、隨ひて諸侯の亡びたる所も、戰敗れて亡びたる者よりは、其實亦百倍も  
多きなり、して見ると、秦の大に欲する所と、諸侯の大に患ふる所とは、固より戰には在らざりしなり、

思厥先祖父、暴霜露、斬荆棘、以有尺寸之地、子孫視之、不甚惜、舉  
以與人、如棄草芥、今日割五城、明日割十城、然後得一夕安寢、起  
視四境、而秦兵又至矣、然則諸侯之地有限、暴秦之欲無厭、奉之  
彌繁、侵之愈急、故不戰而強弱勝負已判矣、至於顛覆、理固宜然、  
古人云、以地事秦、猶抱薪救火、薪不盡、火不滅、此言得之、

【新荆棘】…荆は、いばら、棘は、からたち、何れも悪木の名、之を斬るは、紛亂を平ぐることに喩ふるなり【古人云】…蘇代の魏王に  
説ける語なり、  
【思ふに、厥先祖父が、霜露に打たれつゝ、荆棘を斬り開きて、やつと一尺一寸づゝも有ちたる土地を、子孫は、之を視て、甚だ惜しくも思は  
ず、一切舉げて、以て人に與ふること、草芥（あくた）を棄つるが如し、今日五城を割き與へ、明日又十城を割き與へ、やつとそれにて、僅か一  
少位は安す、と雖も、之を得たれども、さて其明くる朝、起きて四方の國境を視るときは、秦の兵は、又もや攻め寄せたり、されば諸侯  
の地には限ありて、暴秦の欲は、厭くことなし、之に奉する（しむ）むける、こと彌々繁きときは、之を侵す、こと愈々急なり、故に戰はざる内に、は  
や強弱の勢は判かれたるなり、其顛覆に至れるは、理に於て固より然りあるべき善なり、古人の云く、地を割きて秦に事ふるは、譬へば猶薪  
を抱きて火を救ふがごとし、薪の燃く盡くさぬ内は、火は滅ゆまじきなりと、此言は、能くも其事情を言ひ得たる者なり、以上第二段、

齊人未嘗賂秦、終繼五國遷滅、何哉、與嬴而不助五國也、五國既  
喪、齊亦不免矣、燕趙之君、始有遠略、能守其土、義不賂秦、是故燕  
雖小國、而後亡、斯用兵之效也、至丹以荆卿爲計、始速禍焉、趙嘗  
五戰於秦、二敗而三勝、後秦擊趙者再、李牧連却之、洎牧以讒誅、  
邯鄲爲郡、惜其用武而不終也、

【遷滅】…秦の齊を滅せしとき、其王建を松柏の間に遷して、以て死せしめしゆふ、之を遷滅といひたるなり、【高】…秦の姓なり、【丹】…燕の太子の名、【荊軻】…荊軻なり、丹荊軻を遣りて、秦王を刺さしむ、就らず、秦怒りて燕を伐つ、【李牧】…趙の將、善く兵を用ゐたり、後に秦反間を縱ちて、牧を殺す、趙王之を殺す、【邯鄲】…趙の都なり、

此段は、燕の趙の君の遠略ありて、賂はざるを以て、秦に勝つたるとを説く、乃ち秦に賂ふの反面なり、齊人は、未だ嘗て秦に賂はず、去りながら、終に五國に繼ぎて遷され滅ばされたるは、何故ぞ、それは、燕秦に與みして、五國を助ければなり、五國既に賂ひたれば、齊とて亦免れず、燕趙二國の君は、始めは遠略ありて、蘇秦の六國の從を約せしは、燕趙より始む、能く其土を守りて、義に於て、秦に賂ふことをせず、是故に、燕は小國なれども、後に亡びたり、これは兵を用ゐたる效（しるし）なり、太子の丹の荊軻を遣ひ、計を爲すに至りて、始めて禍を速（まれ）けり、趙は、嘗て五たび秦に攻め入りて、戰をせしことあり、二たびは敗れたれども、三たびは勝つたり、後に秦は趙を撃つこと再びなりしかど、李牧は二度ともつゞけて之を逐ひ却けたり、其後、牧が讒を以て誅せらるゝに及びて、邯鄲の都城は遂に秦の都となれり、惜むらくは其武略を用ゐることの終らざりしことを、以上第三段、

且燕趙處秦革滅殆盡之際、可謂智力孤危、戰敗而亡、誠不得已、向使三國各愛其地、齊人勿附於秦、刺客不行、良將猶在、則勝負之數、存亡之理、當與秦相較、或未易量、

此段は、前段の意を補足し、且つ齊、楚、韓、魏の失計を論ず、且つ燕、趙は、秦が革滅（六國を滅ぼして、革めて邯鄲の政を布きたるをいふ）して、殆んど盡きんとする際に處たることなれば、智も力も孤立の勢にて危かりきと謂ふべし、戰敗れて亡びたることなれば、誠に據なきことなり、向（さき）に楚、韓、魏の三國をして各其地を愛せしめ、齊人をして秦に附くことなからしめ、刺客をして行はれざらしめ、（燕のこと）良將をして猶在らしめたらんには、（趙のこと）勝負の數、存亡の理は、當に秦と相較（たくら）べて、互角なるべく、場合に依りては、何れが勝つとも、負くとも、未だ量り易からざらん、

嗚呼、以賂秦之地、封天下之謀臣、以事秦之心、禮天下之奇才、并力西嚮、則吾恐秦人食之不得下咽也、悲夫、有如此之勢、而爲秦人積威之所劫、日削月割、以趨於亡、爲國者無使爲積威之所劫哉、

此處は、六國のために處置を盡する所なり、嗚呼、秦に賂ふ所の地を以て、天下の謀臣を封じ、（楚、韓、魏を收む）秦に事ふる心を以て、天下の奇才を禮遇し、（齊を收む）力を并せて、西の方秦に嚮はし、吾恐らくは秦人の食物の咽（のんど）に下る暇なからんことを、悲しいかな、いふ形勢ある者を、左はせずして、秦人の積る威勢に劫（おど）されて、日々に削られ、月々に割かれて、以て亡ぶるに趨けり、されば國を爲（な）さむる者は、積威に劫（おど）されしむることなけれ、以上第四段、爲國者の一句、暗に宋朝を映射す、然れども、猶是れ泛言なり、末段に至りて、始めて作論の主意を露はす、

夫六國與秦皆諸侯、其勢弱於秦、而猶有可以不賂而勝之之勢、苟以天下之大、而從六國破亡之故事、是又在六國下矣、

夫れ六國と秦とは、皆諸侯なり、其勢は、秦より弱し、而れども夫れですら猶賂はざるを以て之に勝つべき勢あり、（燕趙を收む）苟も天下の大を以て、（宋朝を指す）六國の破亡の故事に從はし、是れ又六國の下に在らん、以上第五段、

高帝

此文は、高帝の平、物に命じて、軍中に即きて、樊噲を斬らしめたる一事を得て、一篇の論據を立つ、其意謂へらく、帝の斯る功臣を斬らんと欲せしは、よく仔細のあることなり、彼は呂氏の縁家なれば、之を殺さんとせしは、即ち呂后（呂雉）を殺さんと欲せしなり、さらば、何故に呂氏を除かざるぞ、それは帝の百歳の後、將相大臣共の鎮壓のために、之を存して以て、惠帝の成長を待たんと欲せしなり、帝の呂氏の禍を知りたる證は、何に在るぞといふに、劉氏を安んぜん者は必ず物ならんの一語に因りて、之を知る、是れ高帝の大に明かなる所なりと、凡て四段、

漢高帝挾數用術、以制一時之利害、不如陳平、揣摩天下之勢、舉指搖目、以劫制項羽、不如張良、微此二人、則天下不歸漢、而高帝乃木彊之人而止耳、

【指摩】…推測すること、【擧指擧目】…坐して人を指圖すること、其小なるを形容する辭なり、【木疆】…木の疆直なるが如く、委曲なきをいふ、俗にほくれん人と云ふ詞に當る、  
 【漢の高帝は、數はかりごとを挾み、術を用ひて、以て一時（そのときだけ）の利害を制（とりさばく）すること、陳平に如かず、天下の形勢を推測し、指さきを擧げ、目さきを擧がして、人を使ひ廻はし、以て項羽を劫し制（とりさばく）すること、張良に如かず、此二人なきときは、天下は漢に歸せず、而して高帝は一本疆の働なき人にて終らんのみ、此一節は、張良、陳平の小智と高帝の無智のさまを説く、揚げんと欲して、先づ抑へたる所なり、

然天下已定、後世子孫之計、陳平張良智之所不及、則高帝常先爲之規畫處置、以中後世之所爲、曉然如目見其事、而爲之者、蓋高帝之智明於大而暗於小、至於此而後見也、

【然れども、天下已に定まり、後世子孫の計の、陳平、張良の智の及ばざる所は、高帝は常に先づ之が規畫（法だて）處置（てあて）を爲して、以て後世の爲す所にてはめたること、曉然と明かに、目に其事を見て、之が始末を付けたる者のやうなり、蓋し高帝の智は、大事に明かにして、小事に暗きこと、此に至りて而して後に見はれたり、以上第一段、説きて此に至りて、乃ち高帝の大智を見る、然れども、此一段は、虚叙なり、但、況く高帝の大智を論ず、

帝常語呂后曰、周勃重厚少文、然安劉氏必勃也、可令爲太尉、方是時、劉氏既安矣、勃又將誰安耶、故吾之意曰、高帝之以太尉屬勃也、知有呂氏之禍也、

【太尉】…漢の時、太尉は、兵馬の權をまゐる、今の陸軍大臣の職なり、  
 【此段は、高帝の大智、能く劉氏を安んずること、を叙す、然れども、猶主意に非ず、帝嘗て呂后に語りて仰せらるゝには、周勃は、重厚（おほくしく、物ごとであつたこと）にして、文（かざり）の少き人物なれども、劉氏（漢）は、劉氏なり、を安んぜん者は、必ず勃ならん、太尉たりたることなり、是時に方りては、劉氏は既に安泰なり、物は又誰を安んぜんとするか、然るに、高帝の斯く言はれたるは、先見のありたることなり、故に吾の意には、高帝が太尉の官を以て勃に屬せられたるは、呂氏の禍あることを知られたるなり、（此れ高帝の大智の一）  
 雖然、其不去呂后、何也、勢不可也、昔者武王沒、成王幼、而三監叛、

帝意百歲後、將相大臣及諸侯王、有武庚祿父者、而無有以制之也、獨計以爲家有主母、而豪奴悍婢、不敢與弱子抗、呂氏佐帝定天下、爲大臣素所畏服、獨此可以鎮壓其邪心、以待嗣子之壯、故不去呂后者、爲惠帝計也、

【武庚祿父】…殷紂の子、殷の後を承けたる者、【三監】…武王既に殷を亡ぼし、其弟管叔、蔡叔、霍叔の三人をして、殷の國を監せしむ、武王崩じて後、三叔武庚と與に亂を作せり、  
 【右の如く、高帝が已に呂氏の禍を先見せられたる以上は、呂后を除きたらんには、其禍已むべかりしを、其呂后を去らざるは、何故ぞ、それは、當時の勢に不可なる所あればなり、昔し周の武王没して、成王幼弱なるに、三監の叛せしことあり、兎角繼承の際、其相續者の力、微弱なるときは、乘じて起る者あり、高帝意へらく、百歲の後、死後をいふ、將相大臣、及び諸侯王の内には、必ず武庚祿父の若き者あらん、而るに、以て之を制せる者あることなからんには、危きことの限なりと、獨り計りて思はるゝやう、人の家にも、當主が死せし後、跡に殘りたる後家が、家の主母となりて、家政を取れば、たとひ豪奴悍婢の手強き呂氏使人ありとも、敢て年若の息子に向ひて、盾つくる者はなからん、呂氏は帝を佐けて、天下を定め、大臣の素より畏れ服する所なり、獨り此呂氏のみ居れば、己が死後も、將相大臣諸侯王等の邪心を鎮め壓（おさ）へて、以て嗣子の成長を待つことが出来るであらうとの胸算なり、故に帝の呂后を去らざるは、惠帝のために計りたるなり、（此れ高帝の大智の二）以上第二段、此段は、安劉氏、必勃の一句に就きて、呂氏の禍を推斷し、手に隨ひて呂氏を去らざる所以を説明す、

呂后既不可去、故削其黨、以損其權、使雖有變、而天下不搖、是故以樊噲之功、一旦遂欲斬之、而無疑、嗚呼、彼豈獨於噲不仁耶、且噲與帝偕起、拔城陷陣、功不爲少矣、方亞父嗾項莊、時微噲誚讓羽、則漢之爲漢、未可知也、一旦人有惡噲、欲滅戚氏者、時噲出伐燕、立命平勃、即軍中斬之、夫噲之罪、未形也、惡之者、誠僞未必也、





を新らしむの一事を以て證すとす、此れ皆老泉の深文(人に法を中つることの難しきこと)をいふなり、蓋し暗は本と義勇の士なり、必ず呂氏  
の亂を助けて、以て天下を亂さんと謂ふは、眞に莫須有(あるまじき)の說なり、特(たゞ)其無を將(もつ)て有と作せるは、賊吏の假誦の法  
(なき罪を作りなすこと)を得たり、論を作る者は、知らざるべからず、○此篇は、樞書の中に列せしを見れば、作者も亦以て持平(正論のこ  
と)とは爲さず、此意須く知るべし、(按ずるに、沈評の劉氏を安んずる句の間を搜るとは、高帝の間に劉氏を安んぜん者は必ず勃ならんと云  
へる一語の意味を搜ることなり、此一語を搜れば、自ら其劉氏を危くする者の他に在るを知る、其れは誰ぞ、即ち強臣なり、故に呂氏を用ひ  
て強臣を制し、周勃を用ひて呂氏を制すと云ふ、是れ沈氏の意なり、然れども、此論本と契暗を斬るを以て論據とし、呂氏、周勃の事は之が證  
左としたるまでなり、前輩の說皆此の如し、沈氏誤れり、總旨中に之を詳にせり、

### 明論

明とは、智を用ふることの謂なり、此文の主意は、賢者の明を用ふるは、能く其及ぶ所を以て、其及ばざる所を濟ふを言ふ、凡て五段、

天下有大知、有小知、人之智慮有所及、有所不及、聖人以其大知、  
而兼其小知之功、賢人以其所及而濟其所不及、愚者不知大知、  
而以其所不及喪其所及、故聖人之治天下也、以常而賢人之治  
天下也、以時、既不能常、又不能時、悲夫殆哉、

此段は、聖人賢人及び愚者の知の、各々殊なることあるを言ふ、天下に大知あり、小知あり、人の智慮にも、行き届くべき所あり、行き届  
かざる所あり、聖人は、其大知の資を以て、其小知の功を兼ぬ、(是は能く事の綱領をく、りて、小知の功の自然に舉がるをいふ)賢人は、其  
知慮の行届く所を以て、其行き届かざる所を濟ふ、(是も智慮の働きの能く事の要害に中たるをいふ、但知と云ひ智慮と云ふ、體と用との差  
別あり、知の働く所は、即ち智慮なり、是れ乃ち明なり)愚者は固より大知なること能はずして、且つ又其智慧の及ばざる所あるがために、  
折角智慮の及ぶ所までも喪ふに至る、故に聖人の天下を治むるには常を以てす、(常の義は、下段に説く)而して賢人の天下を治むるには、  
時を以てす、(時の義も、下段に講明す)既に常なること能はず、且つ又時なること能はず、是れ即ち愚人の所爲なり、悲しいかな、いかにも  
始(は)いことであるぞや、以上第一段、

夫惟大知、而後可以常、以其所及濟其所不及、而後可以時、常也

者、無治而不治者也、時也者、無亂而不治者也、

以下は、常と時との義を講明す、夫れ惟大知なれば、常を以て天下を治むべけれ、其智慮の及ぶ所を以て、其及ばざる所を濟へば、  
その時を以て天下を治むべけれ、常とは、治むることとして、何一つ治まらぬ者なきことなふなり、時とは、亂れたることとして、何一つ治  
まらぬ者なきことなふなり、

日月經乎中天、大可以被四海、而小或不能入一室之下、彼固無  
用此區區、小明也、故天下視日月之光、儼然其若君父之威、故自  
有天地而有日月、以至於今、而未嘗可以一日無焉、

此處は、喻を以て、常の義を明す、譬へば日月が中天を經(わた)るに、其光明の大なることは、以て四海にも被るべけれども、而れども  
其細なる所に至りては、或は一室(へや)の下に入るに能はざることあり、されども、それが爲に、少しも日月の大明を害する所なし、彼は  
固より此區々たる小明を用ふる必要なければなり、故に天下の人、日月の光を視て、儼然として畏れ敬ふことは、君父の威を畏るゝるが如  
し、故に天地始まりてより、日月が出来て、其後今日に至るまで、未だ嘗て一日も無くてはならぬ者となり居れり、此の故自、有天地以下  
は、常の義を説きたるなり、此れ即ち聖人の明なり、文に於ては客たり、

天下嘗有言曰、叛父母、褻神明、則雷霆下擊之、雷霆固不能爲天  
下盡擊、此等輩也、而天下之所以兢兢然不敢犯者、有時而不測  
也、使雷霆日轟轟焉、遠天下以求夫叛父母、褻神明之人、而擊之、  
則其人未必能盡、而雷霆之威無乃褻乎、故夫知日月雷霆之分  
者、可以用其明矣、

此處も亦喻を以て、時の義を説く、天下に昔よりの言傳へあり、曰く父母に叛き、神明を褻すときは、雷霆が下りて之を撃つと、去りなが

ら、實際雷霆とて、固より天下のために、盡く此等の輩を撃つこと能はず、而るに、天下の人が、兢兢然とおぢ／＼して、誰も敢て父母に叛き、神明を襲ふことを犯し爲さざる者は、時ありて測られざればなり、(此處、時の字を點出す、此れ即ち賢人の明なり、若しも雷霆をして、日々轟々焉(ころ／＼)と鳴りはためきて、天下を連りて、以て夫の父母に叛き、神明を襲したる人を求め索がして、之を撃たしめたらんには、其人未だ必しも撃ち盡すことは出来ず、而して雷霆の威は、なんと反りて發る、譯ではあるまいか、故に夫の日月と雷霆との分別を知る者は、其明を用ゐるべきなり、以上第二段、此に至りて、始めて明の字を點出す、日月と雷霆との分を知るとは、己の分際を量り、常を用ゐるべきか、將た時を用ゐるべきかを分別したる上、其力に應じて、明を用ゐるべきことなす。

聖人之明、吾不得而知也、吾獨愛夫賢者之用其心、約而成功博也、吾獨怪夫愚者之用其心、勞而功不成也、是無他也、專於其所及而及之、則其及必精、兼於其所不及而及之、則其及必粗、及之而精、人將曰、是惟無及、及則精矣、不然、吾恐姦雄之竊笑也。

此處賢人の明を説く、題の正面なり、聖人の明は、吾不得而知也の一句を以て、首に先づ之を撤らひ除け、然して後に、賢人の明と愚人の不明とを將て、並べ講ず、然れども、其意は、賢人を説く一邊に在り、さて聖人の明を用ゐることは、吾は能くも存せぬことなり、吾は獨り夫の賢者の其心を用ゐることの約(少きこと)にして、其功を成すこと、の博きを愛するなり、吾は獨り夫の愚者の其心を用ゐることの勞して功の成らざることを怪むなり、是は他の仔細なし、唯其心を用ゐることの如何に在り、己が明(俗に云ふ吟味をする)こと、の及ばん限り、專一に及ぼさんとすれば、其及ぶ所は、必ず精しく行き届くものなり、而るに己が吟味の及ばざる所までも、事々に行届かせんとすれば、必ず粗漏になりて、手落のみ多きものなり、故に一事にても能く精しく吟味が届きたるときは、人は斯く言ふであらう、是は唯吟味をせぬまでのことなり、若しも吟味をしたる日には、必ず精しく行き届くべしとて、人々自づと油断せぬ様になるべし、若しも左なきに於ては、吾は姦雄の陰にて、こつそり笑はんことを恐るゝなり、以上第三段。

齊威王即位、大亂三載、威王一奮、而諸侯震懼二十年、是何修何營耶、夫齊國之賢者、非獨一即墨大夫明矣、亂齊國者、非獨一阿大夫與左右譽阿、而毀即墨者、幾人亦明矣、一即墨大夫易知也、

一阿大夫易知也、左右譽阿、而毀即墨者、幾人易知也、從其易知、而精之、故用心甚約、而成功博也。

【齊威王】…戰國の時の君なり、即位の始、國勢振はず、諸侯來り伐つ、是時、齊の邑なる即墨の大夫は、時、其治下を治めたりども、王の左右に路はざるを以て、皆之を王に毀る、阿の大夫は、其政治不行届なれども、路の故を以て、左右皆之を譽む、王之を知り、即墨の大夫を擧げて、政を任じ、而して阿の大夫と及び左右の者となし、是に於て、齊大に治まり、諸侯復た兵を致さざりきとぞ。

此段は、威王の事を引きて、賢人の明を用ゐるを證せるなり、昔齊の威王が位に即きてより、國內大に亂る、こと三年、而るに、威王が一人たが奮發して、諸侯の實ひ懼れしこと二十年が間なるは、是は何の術を修め、何の事を營みしゆふなるぞ、夫の齊國の賢者は、獨り一の即墨の大夫のみに非ざることは明なり、齊國を亂る者は、獨り一の阿の大夫と左右の阿を譽めて即墨を毀れる者の幾人とのみに非ざること、亦明なり、而るに、今王の擧げたる者は、唯即墨の大夫一人にして、測したる者は、阿の大夫の外幾人のみ、それは一の即墨の大夫は知り易く、一の阿の大夫は知り易く、又左右の阿を譽めて即墨を毀れる者の幾人は知り易ければなり、其知り易きに從ひて、之を精しく吟味せしことゆふ、心を用ゐることは甚だ約にして、功を成すことは博き善なり、以上第四段。

天下之事、譬如、有物十焉、吾舉其一、而人不知、吾之不知其九也、歷數之、至於九、而不知其一、不如舉一之不可測也、而況乎不至於九也。

諫論上

此文の主意は、君を諫むるには、其術を得べきことを論ず、機智勇辯を以て、其忠を濟す、是れ即ち所謂術なり、其意は、魏鄭公に法るに在り、凡て五段。

古今論諫常與諷而少直其說蓋出於仲尼吾以為諷直一也顧用之術何如耳伍舉進隱語楚王淫益甚茅焦解衣危論秦帝立悟諷固不可盡與直亦未易少之吾故曰顧用之術如何耳

【其說出於仲尼】…家語に、孔子曰く、諫に五義あり、一は諷諫、二は直諫、三は諱諫、四は諛諫、五は諛諫、惟主を度りて以て之を行ふ、吾は其諷諫に従はんと見ゆ、是なり、【伍舉】…の事は、楚の莊王位に即きて、三年命を出さず、日夜樂をなす、伍舉入りて諫む、隱語を進めて曰く、鳥あり、卑に在り、三年飛ばず鳴かず、是れ何の鳥ぞと、莊王曰く、三年飛ばざるは、飛ばず將に天を冲かんとなす、三年鳴かざるは、鳴かば將に人を驚かさんとす、舉退け、吾之を知ると、居ること數月、淫益甚し、【茅焦】…の事は、秦の太后、嫪毐と通ず、始皇帝を誅し、太后を遷す、諫めて死する者三十七人、茅焦諫を進め、乃ち衣を解き、腰（首切り蓋）に伏す、王殿を下り、手を以て之に接し、太后を迎へて歸す、古今諫を論ずるものは、常に諷諫をよしとして、之を與（ゆる）して、直諫をよからずとして、之を少（不足）とせり、（諷とは、よそごとにてたとへて、遠避はしに諫むること、直諫とは、まじつて言ふこと）其説は、蓋し仲尼より出でしなり、吾以為へらく、諷も直も、其道は一なり、之を用ゆる術（てだて）の巧拙如何に在りて、諷か、直か、ことあり、又諷か、直か、ことあるなり、伍舉は、隱語（なぞ）を申上げて、諫められたるも、楚王の淫は、益々甚しかりき、茅焦は、衣を解きて、危論せしに、秦帝は、立どころに悟れり、されば諷諫とても、固より盡くよしとして與ず、諷にもゆかず、直諫とても、亦未だよからずとして、之を少しとする諷にもゆかぬなり、吾故に曰く、之を用ゆる術の巧拙如何に在るのみと、以上第一段、此段は、諫は惟術を得るに在り、諷直は擇ぶ所に在らざるを云ふ。

然則仲尼之說非乎曰仲尼之說純乎經者也吾之說參乎權而歸乎經者也如得其術則人君有少不為桀紂者吾百諫而百聽矣況虛己者乎不得其術則人君有少不若堯舜者吾百諫而百不聽矣況逆忠者乎然則奚術而可曰機智勇辯如古游說之士而已

此段は、前段の術の字より又説の字を引き出す、さらば仲尼の申されたる説は、非なるか、曰く、仲尼の説は、一すぢに經に據りて説かれたるに、常の道なり、吾の説は、權道を參へて、其變を行く所なれども、つまりは、經に據る者なり、如し其術を得ば、人君が少しにて桀、紂程の惡に陥らぬ所ある者ならば、吾は百たび諫めて百たび聽かれんとす、況んや己の體を慮し、諫を聽く者をや、若し其術を得ずんば、人君が少しにて堯、舜に若らざる所ある者ならば、吾は百たび諫めて百たび聽かれざらんとす、況んや喜みて忠言に逆ふ者をや、されば如何の術を行ひて可ならんか、曰く、機智と勇辯とが、古の游說の士の如くありたきのみ、（機智は、頓智あること、勇辯は、膽氣あり、且つ能辯なることなり、）以上第二段。

夫游說之士以機智勇辯濟其詐吾欲諫者以機智勇辯濟其忠請備論其效周衰游說熾於列國自是世有其人吾獨怪夫諫而從者百一說而從者十九諫而死者皆是說而死者未嘗聞然而抵觸忌諱說或甚於諫由是知不必乎諷諫而必乎術也

此段は、術の效を論ず、夫れ游說の士は、機智勇辯を以て、其詐を濟（な）さんとす、吾が諫めんと欲する者は、機智勇辯を以て、其忠を濟さんとす、請ふ備（つばさ）に其效用を論ぜん、周衰へて、遊説は列國に熾（さかん）になれり、是より後は、世々其人ありたれど、吾が獨り怪むことは、夫の諫めて從はる者は、百中の一なるに、説きて從はる者は、十中の九なり、諫めて死する者は、誰も皆左様なるに、説きて死する者は、未だ嘗て聞きたる例なきことなり、去りながら、人主の忌諱に抵觸する（機智に忤らふこと）ことは、説或は諫より甚しきことあり、是に由りて諷諫のみ必ず好しとせず、術を必とすることを知るなり、以上第三段。

說之術可為諫法者五理諷之勢禁之利誘之激怒之隱諷之謂也觸讐以趙后愛女賢於愛子未旋踵而長安君出質甘羅以杜郵之死詰張唐而相燕之行有日趙卒以兩賢王之意語燕而立歸武臣此理而諷之也

【周書】…の事は、戦國策の趙策に出づ、秦の趙を攻めしとき、趙救を齊に求む、齊は長安君を買(ひとし)とせんと欲す、而るに、長安君は、趙の太后の愛子なりしかば、肯はず、周の太后に見えて曰く、老臣竊かに謂へらく、後の燕(亦太后の女にして、燕に嫁せし者)を愛すること、長安君より賢されりと、后曰く、君過までり、長安君の甚しき若(か)ずと、曰く、后は燕后を送りたる後、祭(祀)ごとに、之を祝して曰く、必ず反らしむることなれと、豈其久長にして、子孫ありて、相繼ぎて王とならんことを計るに非ずや、今后長安君の位を尊くし、封するに膏腴の地を以てしなから、今の内に國に功あらしめず、若し一旦山崩れば、太后の祖するをいふ、長安君何を以て自ら趙に託せん、故に臣以て爲へらく、燕后を愛するに若(か)ずと、太后曰く、若(か)ずと、長安君出て、實(まこと)なり、【甘羅】…の事は、周書の秦策に、秦張唐をして、往きて燕に相たらしめて、共に趙を伐たんと謀りしに、唐は行くことを肯はず、甘羅唐に見えて曰く、卿の功は、武安君に執(と)りて、甘羅曰く、燕侯趙を攻めんと欲せしとき、武安君之を離(はな)せしかば、咸陽を去ること七里にして、立(た)て、こゝに杜郵に死す、(燕侯之を殺し、なり)今武安侯自ら卿の燕に相たらんことを請ひたるに、行くことを肯はずんば、臣卿が死する處を知らずと、張唐乃ち行く、【趙卒】…の事は、史記に、趙王武臣、燕軍のために得らる、燕人之を囚へて、ために趙の地を得て、王に易へんと欲す、趙の使者の往く者は、燕之を殺す、(趙卒の卒(こゝの)あり、往きて燕の將に説きて曰く、君張耳、陳餘(趙の臣)の如何なる人なるを知らずと、曰く、賢人なりと、曰く、其志何を欲するを知らずと、曰く、其王を得んと欲するのみと、張唐笑ひて曰く、君未だ兩人の欲する所を知らざるなり、此兩人は、名は王を求むとすれども、其實は燕の之を殺して、己れ二人趙を分ちて自立せんことを欲するのみ、夫れ一趙を以て尙燕を易(あ)などる、況んや兩賢王を以て左提右挈して王を殺したる罪を責めたらんには、燕を滅さんこと易(あ)らんと、乃ち趙王を歸す、

【武公】…の事は、國策に、楚の周を圍らんと欲せしとき、王(周の赧王なり)東周の武公(周の定王の曾孫なり)をして、楚の昭子(楚の宰)したり、此は道理もて之を諭し、例なり、

子貢、以內憂教田常、而齊不得伐魯、武公以糜鹿、脇頃襄、而楚不敢圖周、魯連以烹醢、懼垣衍、而魏不果帝秦、此勢而禁之也、

【子貢】…の事は、史記に、齊の田常亂を作し、とき、兵を移して、魯を伐たんと欲す、子貢往きて、田常に説きて曰く、吳は強くして、魯は弱し、吳を伐つに如(か)ずと、田常忿然として色を作す、子貢曰く、夫れ魯の内に在る者は、魯を攻め、魯の外に在る者は、魯を攻む、今君の憂は、内に在り、吾聞く、君三たび封せられんとして、三たび成らざる者は、大臣の難(が)ざる者あればなりと、而るを、徒に戰勝して以て主を廢らし、國を破りて以て臣を尊くし、以て大事を成さんことを求むるは難(が)し、故に曰く、吳を伐つに如(か)ずと、吳を伐ちて勝たざる時は、民人は外に死し、大臣は内に空し、是れ君、上は強臣の攻なく、下は民人の過(とが)めなし、主を強にし、齊を制せん者は、唯(ただ)君なりと、常曰く、善しと、【武公】…の事は、國策に、楚の周を圍らんと欲せしとき、王(周の赧王なり)東周の武公(周の定王の曾孫なり)をして、楚の昭子(楚の宰)したり、此は道理もて之を諭し、例なり、

相なり)に謂はしめて曰く、西周の地は、百里に過ぎず、名は天下の共主たり、而して之を攻むる者は、名は君を弑すとす、然れども、魯之を攻めんと欲するは、魯の在るを見ればならん、夫れ虎の肉は腸(なまぐさ)くして、兵(虎の爪牙をいふ)身に利あり、(身を防禦するに利益あること)魯之を攻む、若し澤中の鹿をして、虎の皮を蒙らしめば、人之之を攻むる者は、必ず萬倍ならん、今天下の共主を誅(つ)して、三代の傳(つ)る上にいへる祭器、即九鼎のこと)を居(か)んと欲すれども、魯南するときは、兵(兵)至らんと、楚乃ち止む、【魯連】…の事は、周書に、魏新垣衍をして、趙に説かしめ、共に秦を撃つて帝と爲さんと欲す、魯連往きて衍に見えて曰く、秦は禮義を棄て、首功を上(たつ)と、(魯)國なり、彼れ即(し)魯然として帝たらば、速は東海を踏みて死することあらんのみ、之が民と爲ることを願はず、且將に秦王をして、秦王を誅せしめんとす、衍再拜して曰く、先生は天下の士なり、吾敢て復た秦を帝とすることを言はじと、

【田生】…の事は、史記に、魯侯侯劉澤は、高祖の從昆弟なり、呂后の時、齊人田生遊びて實に乏し、實(はかりごと)を以て澤を干(おこ)す、澤大に之を悦び、金二百斤を以て、田生の壽を爲す、田生長安に如(ゆ)きて、其子をして呂后の幸する所の大謁者張敖に事へしむ、居ること數月にして、田生張敖に説きて曰く、太后呂産を立て、王と爲さんと欲す、大臣の難(が)ざらんことを恐る、卿何ぞ大臣に説いて、以て太后に聞せしめざる、太后は必ず喜ばん、萬戸侯は亦卿の有ならんと、張敖乃ち大臣に説いて、太后に語らしむ、太后張敖に千金を賜ふ、田生因りて之に説き、太后に言ひて、并せて劉澤を封せしむ、【朱建】…の事は、周書に、薛陽侯急なるとき、人をして往きて平原君朱建に見えしむ、建乃ち平原君の幸臣(周)籍に見えんことを求めて、之に説きて曰く、薛陽侯は、太后に幸せらるるに、更に下さる、道路皆言ふ、君護して之を殺さんと欲すと、今日侯を誅せば、且日太后も亦君を誅せん、何ぞ肉袒して薛陽侯のために帝に言はざる、太后必ず喜ばん、君の富貴は益々倍せんと、籍其計に従ふ、果して薛陽侯を欺(たぶ)り出す、【鄒陽】…の事は、漢書に、梁王宣益を殺したれば、景帝人をして王を責めしむ、王恐れて、鄒陽に謀る、鄒陽長安に至り、王長君を見て、(長君は、王美人の兄なり)請ひて曰く、今宣益の事、もし窮(き)びしく吟味すること、せば、梁王誅を恐れん、此の如くんば、太后(梁王の母)憐りて、貴臣に切齒(き)目せんと、則ち長君は危(あ)らん、誠に能く上の爲に之を言ひて、梁の事を窮むることなくんば、太后は深く長君を徳とせん、長君兄弟兩宮(太后と景帝と)に幸せられれば、金城の固めならんと、長君乃ち入りて之を言ふ、帝の怒解く、

田生は、萬戸侯の利を以て、張敖を啓(誘)導の意(て)、劉澤封せられき、朱建は、富貴を以て周籍に餌(え)ばして、薛陽侯罪を救されき、鄒陽は、愛幸の(こ)を以て王長君を悦ばしめたるがために、梁王誅されき、此は利もて之を誘ひし例なり、

蘇秦以牛後羞韓、而惠王按劍太息、范雎以無王耻秦、而昭王長

跪請教、酈生以助秦、凌漢、而沛公輟洗聽計、此激而怒之也。

【蘇秦】…の事は、國策に、蘇秦韓に説きて曰く、酈生は、韓王の口となることなれば、牛の後となることなれば、韓王を按じて、太息して曰く、寡人不肖と雖も、必ず秦に事ふること能はじと、【范雎】…の事は、同書に、唯の始めて秦王に見えしとき、伴りて水巻を知らざるまねして、其中に入りたれば、宦者の曰く、王至れり、之を避けよと、唯の曰く、秦安んぞ王あらん、獨り太后と穉侯とあるのみと、以て秦王を激怒せしめんと欲す、王之を聞き、遂に延き迎へて、唯に謝し、跪きて教を請ふ、【酈生】…の事は、史記に、酈生始めて沛公に謁せしとき、公方に林に腰を掛けて、兩女子をして足を洗はしめたり、酈生長揖して拜せずして曰く、足下秦を助けて、諸侯を攻めんと欲するや、それとも諸侯を率ゐて秦を破らんと欲するや、必ず無道の秦を誅せんと欲せば、宜しく腰を掛けて長者を見るべからずと、沛公洗ふことを輟めて之を謝す。

蘇代以土偶笑田文、楚人以弓繳感襄王、荆通以娶婦悟齊相、此隱而諷之也。

【楚人】…の事は、國策に、楚人好みて弱弓繳を以て、歸雁の上に加ふる者あり、頃襄王召して之を問ふ、對へて曰く、此れ何ぞ大王のために道ふに足らん、昔三王は、道徳をせし、五伯は、戰國を弋す、主何ぞ聖人を以て弓とし、勇士を繳とし、時々張りて之を射ざる、其獲ものは特に免雁のみに非ざるなりと、【蘇代】…の事は、同書に、秦の昭王、孟嘗君の賢を聞き、涇陽君を買として、以て見えんことを求めしむ、孟嘗君將に秦に入らんとす、蘇代曰く、今日代他處より來るとき、途中に、木偶人と土偶人と語るを見たり、木偶人の曰く、天將に雨ふらんとす、子は將に敗れんとすと、土偶人の曰く、我は本と土より生ず、敗るゝときは、土に歸るなり、今天將に雨ふらんとすと、子を流して行かば、止息する所は分るまじと、今秦は虎狼の國なり、而るを、君往らんと欲す、知しも歸られぬときは、土偶人に笑はるまじきかと、孟嘗君秦に行くことを止む、【荆通】…の事は、漢書に、齊の懷王の時、曹參相となる、齊の處士東郭先生、梁石君の二人隱居して仕へず、荆通參に見えて曰く、或る婦人の夫死して、三日目に他へ歸付きし者あり、又幽居して寡を守りて門を出でざる者あり、足下若し婦人を求めんと欲せば、何れを取らるゝぞと、曰く、嫁せざる者を取らんと、通曰く、然らば則ち臣を求むる者も、亦猶此のごときなり、彼の東郭先生、梁石君は、隱居して嫁せず、未だ嘗て節を辱くして以て仕を求めず、願はくは人をして之を禮せしめよと、相國以て上賓とす。

五者相傾險、諛之論、雖然施之忠臣、足成功、何則理而諭之、主雖昏必悟、勢而禁之、主雖驕必懼、利而誘之、主雖怠必奮、激而怒之、主雖懦必立、隱而諷之、主雖暴必容、悟則明、懼則恭、奮則勤、立則勇、容則寬、致君之道盡於此矣、吾觀昔之臣、言必從、理必濟、莫若唐魏鄭公、其初實學縱橫之說、此所謂得其術者歟。

【魏鄭公】…唐の魏徵のこと、太宗に事へて、諫を以て聞ゆ。

此五つの者は、相傾く險諛（正しからぬこと）の論なり、去りながら、之を忠臣に施せば、以て功を成すに足れり、何となれば、道理もて之を諭すときは、主君は昏愚なれども、必ず悟る、勢もて之を禁ずるときは、主君は驕慢なれども、必ず懼る、利もて之を誘ふときは、主君は怠惰なれども、必ず奮ふ、激して之を怒らるときは、主君は情弱なれども、必ず立つ、（志を立つること）隱語もて之を諷するときは、主君は強暴なれども、必ず容る、悟るときは、愚かなる者も明かになり、懼るときは、驕る者も恭しくなり、奮ふときは、怠る者も勤むることになり、立つときは、懶（よわ）き者も勇むことになり、言を容るゝときは、暴（あつ）き者も寛やかになり、君を善道に致す道は、此に盡く、吾昔の臣を觀るに、言は必ず從はれ、理は必ず濟す（通ること）は、唐の魏鄭公に若くはなし、其初め實に縱橫の說を學べるなり、此れ謂ふ所の其術を得たる者ならんか、以上第四段、此段は、例を引きて、術の字を申明す、其意は、重く魏鄭公に在り、所謂機智勇辯を以て其忠を濟す者なり。

噫、龍逢比干不獲稱良臣、無蘇秦張儀之術也、蘇秦張儀不免爲游說、無龍逢比干之心也、是以龍逢比干、吾取其心、不取其術、蘇秦張儀、吾取其術、不取其心、以爲諫法。

【龍逢比干】…龍逢は、夏桀を諫めて死す、比干は、殷紂を諫めて死す、【良臣】…の説は、魏徵太宗に謂ひて曰く、願はくは臣をして良臣とならしめよ、臣をして忠臣とならしむることなれば、太宗曰く、忠と良とは異なるかと、徵曰く、稷、契、皋陶は、君臣心を協はせて、俱に尊榮を享けき、謂はゆる良臣なり、龍逢、比干は、面折廷爭したれども、身は死し、國は亡びき、謂はゆる忠臣なりと、上悦ぶ。

【蘇秦張儀】…蘇秦、張儀の術なればなり、蘇秦、張儀は、吾其術を取りて、其心を取らず、蘇秦、張儀は、吾其心を取りて、其術を取らず、以て諫の法とす、以上第五段、此段魏鄭公の良臣の説を引きて、一篇を收結す、是れ蓋し先得の見なり。

【沈評】君を引きて道に當らしむる心なば、策士の術を以て之を行ふ、此中大に作用あり、權機家と云ふを以て、之を少く不足に思ふこと、と  
することを得ざるなり、明代の諸臣、(楊最、楊繼盛の輩、直隸はかしやうぢき)を以て、身を殺したれども、國に於て益なき者甚だ多し、な  
んと術に於て未だ工ならざる所あるか、大人の君の心の非を格(たゞ)す者の若きは、又一を以て論すべからず、誠を積みて以て之感ぜし  
むることを貴ぶ、口舌の間に在らざるなり、(君を引きて道に當らしむ、及び大人は君の非を格すの二語は、俱に孟子に出づ。)

諫論下

前論は、臣の君を諫むる術を論じ、此論は、君の臣をして諫めしむる術を論ず、凡て五段。

夫臣能諫不能使君必納諫非真能諫之臣君能納諫不能使臣必諫非真能納諫之君欲君必納乎嚮之論備矣欲臣必諫乎吾其言之

【沈評】前論に因りて、臣をして必ず諫めしむる術に説き入る、主客兩屬法を用ひたり、夫れ臣能、諫むれども、君をして必ず諫を納れしむる、  
と能はざれば、真に能く諫むる臣には非ず、君能く諫を納るれども、臣をして必ず諫めしむること能はざれば、真に能く諫を納る、君には非  
ず、君の必ず納れんことを欲する、嚮きの論備はれり、臣の必ず諫めんことを欲する、吾其れ之言はん、以上第一段。

夫君之大天也其尊神也其威雷霆也人之不能抗天觸神忤雷霆亦明矣聖人知其然故立賞以勸之傳曰興王賞諫臣是也猶懼其選奕阿諛使一日不得聞其過故制刑以威之書曰臣下不正其刑墨是也

【沈評】此段は、君の臣をして之を諫めしむるは、賞罰を設けて之を驅るに在ることといふ、夫れ君の大なることは、天の如く、其尊きことは神の如く、其威あることは、雷霆の如し、人の天に抗(はりあふ)し、神に觸れ、雷霆に忤ふこと能はざることは、亦明かなり、聖人は、其然ること

を知りたれば、賞の道を立て、以て之を勧め勵ませり、傳(書語)に曰く、興王は諫臣を賞すと是なり、それにて、猶其諫病にて阿諛ひて一日も其過を聞くことを得ざらんことを懼るゝが故に、刑の道を定めて、以て之を威し懲らしたり、書(尙書の伊訓)に曰く、臣下が其君の過を匡(ただ)する者は、其利は墨(いれずみ)にすと、是なり。

人之情非病風喪心未有避賞而就刑者何苦而不諫哉賞與刑不設則人之情又何苦而抗天觸神忤雷霆哉是非性忠義不悅賞不畏罪誰欲以言博死者人君又安能盡得性忠義者而任之

【沈評】病風、瘋癲病のことなり、喪心、本心を取失ふこと、是、一本には自(より)に作れり、是なり、人の情に於て、發狂に非ざるより外は、未だ誰も賞を避けて刑に就くことを好む者はあらざれば、上に於て、賞を立て、之を勧め、刑を設けて、之を威したるからは、其下たる者、何を苦みて諫めぬ者あらんや、若し賞と刑との道、設けざる時は、人の情又何を苦みて天に抗し、神に觸れ、雷霆に忤はんや、よく、性の忠義にして、賞を悦ばず、罪を畏れざる者は、誰か言を以て死に博(か)へんと欲する者あらん、人君も又安んぞ(どうして)能く盡く性の忠義なる者のみを得て、之を任用することを得ん、以上第二段、正意已に此に盡く、下は只喻を設けて、之を闡(くわ)ます。

今有三人焉一人勇一人怯半一人怯有與之臨乎淵谷者且告之曰能跳而越此謂之勇不然爲怯彼勇者耻怯必跳而越焉其勇怯半者與怯者則不能也又告之曰跳而越者與千金不然則否彼勇怯半者奔利必跳而越焉其怯者猶未能也須臾顧見猛虎暴然向逼則怯者不待告跳而越之如康莊矣然則人豈有勇怯哉要在以勢驅之耳

【廉莊】：廣き辻のこと、道の五達（いつすぢみち）を廉と曰ひ、六達を莊と曰ふ。  
 【此段は】：嗚を設けて、賞罰を以て之を驅る意を明かす。今此に三人ありて、一人は勇あり、一人は勇怯相半ばし、一人は怯なり、此三人と共に淵谷の上に臨む者ありて、之に告げて言ふやう、能く此淵谷を飛び越ゆる者あらば、之を勇と謂はん、左もなくば、怯と謂はん、初の勇者は、怯と謂はん、必す飛び越ゆるならん、其勇怯相半ばする者と怯者とは、飛び越ゆること叶ふまじ、困りて又之に告げて言ふやう、若し飛び越えたらん者には、千金を與へん、出來ぬ者には與ふまじと、彼の勇怯相半ばする者は、利に奔る者ゆゑ、必す飛び越ゆるならん、怯者は、それでもまた飛び越ゆること叶ふまじ、やがてうしろを振向き、猛虎のあらうしく向ひ過るさまを見たらんには、其時は、怯者も、人の告げを待たずして、自身に之を飛び越ゆること、廉莊の大進にても歩むが如く、易々と越ゆるに相違なからん、して見ると、人には何ぞ勇怯の別あらん、要するに勢もて之を驅るに在るのみ、驅るとは、後より迫立つることなり、以上第三段。

君之難犯、猶淵谷之難越也、所謂性忠義、不悅賞、不畏罪者、勇者也、故無不諫焉、悅賞者、勇怯半者也、故賞而後諫焉、畏罪者、怯者也、故刑而後諫焉、先王知勇者不可常得、故以賞爲千金、以刑爲猛虎、使其前有所趨、後有所避、其勢不得不極言規失、此三代所以興也。

【此段は】：前論に就きて、正意に説き入る所なり、君の犯し難きことは、猶淵谷の越え難きがごとし、謂はゆる性の忠義にして、賞を悦ばず、罪を畏れざる者は、云はゞ勇者なり、故に賞罰の設けなくして、諫めざることなき者とす、賞を悦ぶ者は、云はゞ勇怯相半ばする者なり、故に賞ありて而して後には諫むる者、罪を畏る者は、云はゞ怯者なり、故に刑ありて而して後には諫むる者、先王は、勇者程の忠臣は、常に得べからざることを知る、故に賞を以て千金となし、（此千金の字は、前段に云へる千金にて、嗚意と心得べし、下の猛虎も同じ）刑を以て猛虎となし、其れをして前には賞あるがために趨く所あり、後には罰あるがために避くる所あり、其勢は、極言して失を規（た）むることを得ざらしむ、此れ三代の興る所以なり。

末世不然、遷其賞於不諫、遷其刑於諫、宜乎臣之噤口、卷舌而亂亡隨之也、間或賢君欲聞其過、亦不過賞之而已、嗚呼、不有猛虎

彼怯者肯越淵谷乎、此無他、墨刑之廢耳、三代之後、如霍光誅昌邑、不諫之臣者、不亦鮮哉、

【昌邑不諫之臣】：漢の昭帝の元平元年、昌邑王の群臣、國に在る時、王の御過を舉奏せず、漢朝をして聞知せざらしめしに坐して、皆罪に下さる。  
 【末世は】：三代の權にはゆかず、其賞を諫めざる者に遷し、其刑を諫むる者に遷したれば、臣下の口を噤（つぐ）み舌を巻きて、一國の亂亡之に隨ひたるは、宜なることなり、其中には、賢君の其過を聞かんことを欲せしとあれども、亦之を賞するに過ぎず、罰といふ者は、更になし、嗚呼、猛虎あらざらば、彼の怯者は、何ぞ肯て淵谷を越えん、それと同じことにて、若し刑なくんば、通常の人は、敢て諫むる者鮮からん、是れは他の仔細にはあらず、即ち墨刑の廢せられたるためのみ、三代之後、霍光が昌邑王の諫めざる臣を誅せしことの如き者は、なんと鮮なき例ならずや、以上第四段。

今之諫賞、時或有之、不諫之刑、缺然無矣、苟增其所、有其所無、則諛者直、佞者忠、況忠直者乎、誠如是、欲聞讜言、而不獲、吾不信也。

【此段は】：希望を説く所なり、今の世にも、諫むる賞は、時には之あれども、諫めざる刑は、缺然とかけなし、苟も其有る所の賞を猶多く増し、其無き所の罰を更に有るやうにせば、諛者は直となるべく、佞者は忠となるべし、況んや素より忠直の者をや、誠には是の如くにして、讜言を聞かんことを欲すれども獲はずと云ふは、吾は信ぜざるなり、以上第五段。  
 【沈評】：蘇家の文は、普く嗚を引き以て正意を醒ます、此篇は、限なき法門を開けり。

響妃論

此文は、司馬遷の詩を讀みそこひて、響妃が二人の子を産みたることに、奇怪の説を傳會せしことを論じたるなり、主意は、遷が不詳を以て聖賢を誣ひたることを辨するに在り、凡て四段。

史記載帝響元妃曰姜原、次妃曰簡狄、簡狄行浴、見燕墮其卵、取

吞之、因生契、爲商始祖、姜原出野、見巨人跡、忻然踐之、因生稷、爲周始祖、其祖商周信矣、其妃之所以生者、神奇妖濫不亦甚乎、

史記に載す、帝嚳の元妃を姜原と曰ひ、次妃を簡狄と曰ふ、簡狄の浴(ゆ)みに行きたるとき、燕の卵を墮したるを見て、取りて之を吞む、因りて契を生めり、契は、商の始祖と爲れりとぞ、又姜原野に出でたるとき、巨人の足跡あるを見て、忻然とよるこぼしげに之を踐む、因りて稷を生めり、稷は周の始祖となれりとぞ、史の傳ふる所は、此の如し、此二人が、商、周に配たることは、事實なれども、其妃の之を生みたる所以の者は、神奇(ふしぎ)妖濫(あやしき)みたりなること、亦甚しからずや、以上第一段、此段は、先づ史を採きて、案を立て、一筆もて其妄を絶す、以下細論す、

商周有天下七八百年、是其享天之祿、以能久有社稷、而其祖宗何如此之不祥也、使聖人而有異於衆庶也、吾以爲天地必將構陰陽之和、積元氣之英、以生之、又焉用此二不祥之物哉、

【構】…合なり、易に男女精を構はせて、萬物化生すとあり、草木には、構を儲に作る、商、周の天下を有らし、ことは七八百年なり、是れ其天の祿(さいはひ)を享けて、以て能く久しく社稷を有てるなり、而るに、其祖宗は何ぞ此の如く不祥なるか、若しや聖人にして、衆庶に異なることありとせんには、吾は以爲へらく、天地が必ず將に陰陽中和の氣を合はせ、元氣精英の神を積みて、以て之を生ずべき者なり、又焉ぞ此二つの不祥なる物を用ひんやと、

燕墮卵於前、取而吞之、簡狄其喪心乎、巨人之跡、隱然在地、走而避之、且不暇、忻然踐之、何姜原之不自愛也、又謂行浴出野而遇之、是以簡狄姜原爲淫泆無法度之甚者、帝嚳之妃、稷契之母、不如此是也、

燕が卵を前に墮したればとて、取りて之を吞めり、簡狄が喪心(さうしん)に成るることせし難なるか、巨人の足跡が、隱然(うづすら)と地に印したるを見ては、走りて之を避くる暇(ひま)にあらざるべきを、それを却りて忻然として之を踐みたるは、何ぞ姜原の自ら其身を愛せざるか、又浴に行き、野に出でたるるときに、之に遇ふといへば、是れ簡狄と姜原とを以て淫泆(ひんたつ)のみならず、法度なきことと爲せざるなり、帝嚳の妃、稷契の母たる者は、是の如きことあるべき者なし、以上第二段、此段は、事實の生るは、宜しく天地の正氣を專くべし、宜しく此不祥あるべからず、且又二妃にして此淫泆なる不行跡あるべからざるをいふ、

雖然、史遷之意、必以詩有天命、配鳥降而生商、厥初生民、時維姜原、生民如何、克禋克祀、以弗無子、履帝武敏、歆攸介止、載震載夙、載生載育、時維后稷、而言之、吁、此又遷求詩之過也、

【天命配鳥降而生商】…詩の商頌(しょうじゆ)の句なり、詩には、配鳥(はいじう)を主鳥(しゆじう)に作る、宋人過ぐる所ありて、配(はい)に作れるなり、【厥初生民】…云々の十句は、詩の大雅生民篇の詞なり、【配】…精意(せいい)を以て祭ることといふ、【弗無子】…弗(ふ)は、或なり、はらひよくること、【履帝武敏】…武は、述なり、敏は、足の大指なり、【歆】…動くなり、【夙】…夙(そく)なり、はらむなり、【夙】…夙(そく)なり、側室(そくしつ)に居て、以て自ら敬め奉(ほう)つしむことなり、

此段は、史記の誤を論ず、去りながら、史遷の意は、必ず天命配鳥(つばめ)に命じて、降りて商を生ぜしむといへる詩の句あり、又厥の初め人を生ずるは、時(これ)維(この)姜原なり、人を生ずるは如何にせしぞ、克く精意(せいい)を以て郊禴(きやうえつ)の祀(まつり)をなし、以て子なき禱(いたづら)を行へり、帝の足跡を履み、歆然として心に動く所あり、是に於て、介(おほい)なる所、止まる所に即きて、載(おほ)ち震(ふる)はらみ、載(おほ)ち夙(そく)はらみ、載(おほ)ち生(な)み、載(おほ)ち育(そだ)たり、時(これ)維(この)后稷(こうじく)なりと云へる詩の句あるを以て、之を言へるならん、吁(あ)、此れ又遷の詩を求めたる過なり、

毛公之傳詩也、以配鳥降爲祀郊禴之候、履帝武爲從高辛之行、及鄭之箋而後有吞踐之事、當毛之時、未始有遷史也、遷之說出於疑詩、而鄭之說又出於信遷矣、故天下皆曰、聖人非人、人不可及也、甚矣遷之以不祥誣聖人也、

【毛公】…漢の毛萇といへる人、詩傳を作る、【郊禴】…禮記には、高禴に作る、天子の子を求むる祭の名なり、月令に、仲春の月、太宰を



以て、高禩を祀る。注に、禩は、先藏の神なり、高は、之を尊ぶ稱、以て禩とすは、之を神にすればなりと見ゆ、【鄭之箋】：後漢の鄭支の詩の注釋をいふ、

【毛公の詩の傳を作したるには、魘鳥の降る時を以て、郊禩を祀る候とせり、又帝の武(もと)を履むことを、高辛(帝嚳)の行に従ひて、祭に隨むこととせり、鄭支の箋を作るに及びて、而して後に、卵を呑み、足を踏む事あり、毛の時に當りては、未だ始めより遼の史はあらざりしなり、遼の説は、詩を疑ふより出づ、而して鄭の説は、又遼を信するより出づ、故に天下皆曰ふ、聖人は人に非ず、人は及ぶべからずと、甚しいかな、遼の不祥を以て聖人を誣ふることは、

夏之衰、二龍戲於庭、藏其糝、至周而發之、化爲黿、以生褒姒、以滅周、使簡狄而吞卵、姜原而踐跡、則其生子當如褒姒、以妖惑天下、奈何其有稷契也、

【注】：…斷端なり、とかけと訓ず、

【夏の衰ふるとき、二龍あり、庭に戯る、其糝(あは)を取りて之を藏む、周の時に至りて、之を發せば、黿化して龜となり、以て褒姒を生み、以て周を滅ぼせり、若し簡狄にして卵を呑み、姜原にして跡を踐みたりとせば、其子を生むことは、當に褒姒の如く、以て天下を妖惑する、と、そあるべけれ、奈何ぞ稷、契の如き聖賢の子あらんや、以上第三段、

或曰、然則稷何以棄、曰、稷之生也、無菑無害、或者姜原疑而棄之乎、鄭、莊公寤生、驚姜氏、姜氏惡之、事固有然者也、吾非惡夫異也、惡夫遷之以不祥、誣聖人也、棄之而牛羊避遷之、而飛鳥覆吾豈惡之哉、楚子文之生也、虎乳之、吾固不惡夫異也、

【無菑無害】：亦詩の生民の詞なり、安産をいふ、菑は、災と同じ、【鄭莊公】：…の事は、左傳に出づ、【寤生】：杜注には、寝れて寐むるとき、莊公が已に生れ居たりと解せり、殊の外安産をいひたるなり、【子文】：…の事も、亦左傳に見ゆ、楚の鬬伯比、子文の女に淫して、子文を生めり、子夫人之を靈夢の澤中に寤てするに、虎來りて之に乳せりとぞ、

【沈評】：毛傳に據りて、以て司馬氏、鄭氏の説を折く、日月の空に當りて、雲霧の駭を解くが如し、(雲のける)こと此種の文は、經學に關することあり、黃小(こと)輩、宜しく早く之を誦み習ひて、怪異の説をして先づ胸中に驅せざらしめよ、

と疑ふ者あらん、故に之を辨せしなり、或は曰く、若し然らば、稷は何を以て棄てられたるぞ、曰く、稷の生まるゝや、菑なく、害なく、餘りの安産なるがために、姜原は反りて疑ひて之を棄てたる者ならんや、鄭の莊公、母の寐れたる中に出生して、母なる姜氏を驚かしければ、姜氏は、餘りのことに思ひて、反りて莊公を惡みたることあり、世の中の事には、固より斯ることもあるべき善なり、故に吾は夫の異(下の牛羊飛鳥のことをいふ)を惡むには亦ず、夫の遷の不祥(吞卵のことをいふ)なることを以て、聖人を誣ひたるを惡むなり、之を陰翬に棄て、牛羊避けて逃まざることを、之を水上に遷して、飛鳥の覆ひ翼けしことなどは、吾豈之を惡まんや、楚の子文の生まれたるとき、虎の之を乳せしことあり、吾は固より夫の異を惡まざるなり、以上第四段

### 管仲論

此文の主意は、只管仲の死に臨みて、賢を薦めて、自ら代らしめざることを告めたるに過ぎず、讀み來れば、千波萬瀆の重疊して來るが如し、細に之を味ふときは、但是諷刺(文の客を借りてあへしらしむること)諷刺(うち)こなすこと)の法に善きのみ、凡て五段、

管仲相威公、霸諸侯、攘戎狄、終其身、齊國富強、諸侯不叛、管中死、豎刁易牙開方用、威公薨於亂、五公子爭立、其禍蔓延、訖簡公、齊無寧歲、

【威公】：…桓公のこと、宋人諱を避けて、威に改めしなり、【豎刁易牙開方】：…皆小人にして、桓公に嬖倖せられし者なり、【薨於亂】：…仲死して、國政亂れ、桓公薨するに及びて、五公子各々代り立たんことを争ひ、公の尸、嘔吐せざることを、四十餘日なりきとぞ、【五公子】：…公子武孟、公子元、公子潘、公子商人、公子雍、公子昭なり、皆桓公の子なり、昭立つ、是を奉公とす、【簡公】：…桓公十一世の孫、陳桓のため

に試せらる、

【管仲威公を相けて、諸侯に覇とし、戎狄を攘ひ、其一生を終ふるまでの間は、齊國富強にして、諸侯叛かざりしが、管仲死して後、豎刁、易牙、開方の三人用ゐられて、國政大に亂れ、威公は亂の間に薨去し、定まりたる嫡子もなかりければ、五公子各々立たんことを争ひ、其禍次第次第に蔓(は)び(り)延きて、簡公に訖(いた)るまで、十一世の間、齊國は嘗て安寧の歲なかりき、以上第一段、是れ一篇の案なり、

【按ずるに、凡て文章には、斷案法と云ふがありて、可否の判斷を下さんとする前に、先づ事實に據りて、其下案を立つるなり、史論なれば、前史の文を概括して案を立つ、此文及び柳子厚の晉文公問守原議、東坡の范增論の如きは是なり、凡そ案を立つるには、務めて冗漫を避け、其論斷に必用なることを擧ぐべし、

夫功之成、非成於成之日、蓋必有、所由起禍之作、不作於作之日、亦必有、所由兆、則齊之治也、吾不曰管仲、而曰鮑叔、及其亂也、吾不曰豎刁、易牙、開方、而曰管仲、

此段は、先づ但功と禍との由りて起る所を言ひて、下文鮑叔の地を作すなり、夫れ功の成就するは、成就したる日に成就するにあらざり、蓋し必ず由りて起る所あり、(此は是れ客意)禍の作るは、作りたる日に作るにあらざり、亦必ず由りて兆(きざ)せる所あり、(此は是れ主意)して見ると、齊の治まるも、吾は管仲と曰はずして、鮑叔と曰ふ、(是れ管仲は鮑叔の屬めし所なるがゆゑに、然り云へるなり、然れども、此意は客位なり、借りて以て諷刺と作すに過ぎず、故に此下再び鮑叔を引かず)其亂るに及びては、吾は豎刁、易牙、開方と曰はずして、管仲と曰ふ、以上第二段、此處先づ勢空(いきなり)に管仲を取り押へて、其罪を斷定す、以下層々、説明し出す、

何則豎刁易牙開方三子彼固亂人國者顧其用之者威公也夫有舜而後知放四凶有仲尼而後知去少正卯彼威公何人也顧其使威公得用三子者管仲也、

【少正卯】…魯の政を亂りたる小人なり、孔子魯に相たること三月、卯を誅し、魯の國大に治まる、

此段は、前の曰管仲の一句を承けて、其故を説明せるなり、それは何故ぞとなれば、彼の豎刁、易牙、開方の三子は、彼れ固より人の國を亂る小人なること、いふまでもなし、されど、用ゐざれば、害もなき者なり、顧ふに其之を用ゐたる者は、威公である、全體威公が之を用ゐたるは、心得違には相違なけれども、當人の威公としては、之を責むるも詮なきことなり、夫の舜の事人なればこそ、四凶を放つことに心付られしなれ、又仲尼の事人なればこそ、少正卯を去ることに心付られしなれ、彼の威公は何人ぞ、進も舜、孔子の所爲を望むべきに非ざれば、善惡とも管仲の心一つに在り、顧ふに其威公をして、三子を用ゐることを得しめたる者は、管仲であるぞ、以上第三段、

仲之疾也、公問之、相當是時也、吾以仲且舉天下之賢者、以對而其言乃不過曰、豎刁易牙開方、三子非人情、不可近而已、

此一段は、文の正面なり、仲の死に臨みて、宜しく賢者を擧げて之に代らしむべきを云ふ、仲の疾むとき、威公之に後任たるべき宰相の

人問はれしが、是時こそ、好き折なれ、吾が思ふには、仲は且さに天下の賢者を擧げて以て對ふべき者なりと、而るに、其言は反りて豎刁、易牙、開方の三子は、人情に非ざる者ゆゑ、近づくべからずと云ふに過ぎざるのみ、

【知威公之爲人矣乎】…山陽云く、乎の字は疑らくは暫ならんと、【彈冠】…冠のちりを拂ひて、出仕の仕度すること、

嗚呼、仲の心には、此一言のために、威公は果して能く三子を用ゐざるべしと思へるか、(此れ詰問の一)仲は威公と共に處ること幾年ぞ、

【分久し】…同のことなれば、威公の人となりは、疾く知り抜き居る者なり、威公は、燕樂に耽りて、聲音常に耳に絶たず、采色常に目に絶たず、而して斯の三子の者が居るに非ざれば、其欲を遂ぐることを能はず、彼が其初に三子を用ゐざる所以の者は、徒に仲あるを以てのみ、一日にても仲が居らざるときは、三子の者は、冠を彈(は)じて、互に出仕を慶(いは)ふなるべし、

仲以爲將死之言可以禁威公之手足耶、夫齊國不患有三子而患無仲、有仲則三子者三匹夫耳、不然、天下豈少三子之徒、雖威公幸而聽仲、誅此三人、而其餘者、仲能悉數而去之耶、嗚呼、仲可謂不知本者矣、

それとも、管仲の心には、己が臨終の一言は、以て威公の手足を禁(つな)ぎて、其自由のてきめやうになるべしと思へるか、(此れ詰問の二)夫れ齊の國にては、三子のあることを患とせずして、唯仲の居らざることを患とす、仲が居れば、三子の者は世に出づることならずして、三の匹夫にて終らんのみ、若し左なきに於ては、天下豈(な)に少(く)なりしに、三子の如き徒少(ち)からんや、たとひ威公が幸にして仲に聽きて、此三人を誅(つ)たらばとて、其餘の者までも、仲能く悉く數(か)へて之を去らんや、嗚呼、仲は本を知らざる者と謂ふべきなり、本は、末に對して云ふ辭なり、今仲が威公に勸めて、三子を誅(つ)かしめんとするは、たゞ末を擧げするまでにて、根本を治むる策に非ず、下文に云ふ所は、即ち根本治策に

因威公之問、舉天下之賢者、以自代、則仲雖死而齊國未爲無仲也、夫何患三子者、不言可也、

○此段は、其本は如何と云へば、威公の問あるに就きて、天下の賢者を擧げて、以て己の後任者となしたらんには、たとひ仲は死すとも、齊國は未だ仲なしとはせず、三子の者の如き小人は、何程あらうとも、患とするに足らんや、言はずして宜しき程のことなり、以上第四段、此處管仲に代りて、處置を講ずる處、一篇の本旨此に在り、上文の其亂る、や、吾賢才、易牙、開方と曰はずして、管仲と曰ふと云へる一語の意、此に至りて疏發し盡く、以下は、特に餘意に過ぎず、

五霸莫盛於威文、文公之才不過威公、其臣又皆不及仲、靈公之虐、不如孝公之寬厚、文公死、諸侯不敢叛、晉、魯、齊、宋、衛、鄭、諸侯之盟主者、百有餘年、何者、其君雖不肖、而尙有老成人焉、

○「文公、靈公、孝公」…俱に晉の君、文公は、威公に繼ぎて、諸侯に親たり、靈公は、暗君なり、其事は、威文の春秋論の注を參看すべし、孝公は、威公の子なり、  
○此段は、晉文の事を引き、國を治むるは、老成人に須つあるを證す、春秋の五霸の事業は、威公と晉の文公とより盛んなるはなし、文公の才は、威公に過ぐるはなし、其臣下とても、又皆仲には及ばず、靈公の暴虐なることは、孝公の寬厚なるが如きにあらず、斯く事ごとに齊に及ばざる晉國でありながら、文公の死後、諸侯敢て晉に叛かず、晉は文公の餘威を餘ぎ、諸侯の盟主たることを得る者、百有餘年が間なり、如何なれば、斯る次第なるぞと云ふに、其君は不肖なれども、國に尙ほ老成人の在ればなり、

威公之薨也、一敗塗地、無惑也、彼獨恃一管仲、而仲則死矣、夫天下未嘗無賢者、蓋有有臣而無君者矣、威公在焉、而曰、天下不復有管仲者、吾不信也、

○而るに、齊國に於ては、威公の薨するや否や、折角の弱業も、一度に敗れて、地に墮ちぬ、此は疑ふまでもなく、彼の齊國は、唯一の管仲あるを恃みたるに、而るに、其管仲ははや死したるゆゑなり、夫れ天下は、未だ嘗て賢者なきことあらず、蓋し世には賢臣あれども、之を用ふる明君なきことあらん、威公程の君ありて、天下に復び管仲に繼ぐべき臣あらざると曰ふは、吾は信用せざるなり、此は管仲の賢を薦めざるは、其人なきゆゑなりと辯解する者あらんことを慮りて、左は云はせじと論じたるなり、

仲之書有記其將死、論鮑叔賓胥無之爲人、且各疏其短、是其心以爲是數子者、皆不足以託國、而又逆知其將死、則其書誕謾不足信也、

○「仲之書」…管子なり、「論鮑叔賓胥無」…管子に、管仲桓公に對へて曰く、鮑叔の人となりは、直を好めども、言を以て強くすること能はず、賓胥無の人となりは、善を好めども、國を以て顧すること能はず、是れ所謂其短を疏する者なり、「逆知其將死」…按ずるに、呂東萊云く、按ずるに、此句の上、疑らくは脱誤あらん、所謂逆め其將に死なんとすることを知らず、必ず鮑叔賓胥無を指して言ひたるならん、管仲が桓公の問に對へて、盛んに鮑叔賓胥無を稱し、而して其將に死なんとすることを憂へて、喟然として歎じて曰く、天の朋を生ずるは、以て夷吾（管仲の字）の舌とするなり、其身死す、吾焉んぞ生くることを得んやと、管仲卒して、十月にして、鮑叔も亦卒すと、管子に見ゆ、老泉の意には、必ず謂へらく、仲は敬子（鮑叔、賓胥無を指す）を論じて、皆國を託するに足らずとし、惟鮑叔のみを以て可なりとす、而るに、又逆め其將に死なんとすることを知らざる以上は、是れ終に人なきなり、人の死生は、豈逆め料るべけんや、大臣たる者は、但其當に薦むべき者を薦むべし、料るべからざる説を爲して、以て人君の人を用ふる心を阻むべからず、身舌の説は、正に所謂誕謾不足信といふ者なり、若し又鮑叔賓胥無を指して言ふには非ずとすときは、逆め其將に死なんとすることを知らず、又誰を指して云ふなるぞ、況んや仲の書、極めて朋の人となりを言ひて、以て大仁とす、薦むる所なしとせず、唯其身死せば、吾焉んぞ生くるの説ありたるがために、桓公の朋を用ひんとすることを疑むること能はず、老泉は、此を以て、之を破りたるなり云々と、此説古文關鍵に見ゆ、左もあるべき説なり、今其意に從ひて解釋す、

○此段は、上文已に管仲の賢を薦めざることを責めたるに、而るに、管子の書には、鮑叔を薦めたることあり、是れ仲之を薦めざるに非ず、然れども、其書既に信するに足らざれば、其事の有無も亦知るべからずといふに在り、仲の書には、其將に死なんとする時、桓公自身に疾を問はれしに、仲公に對して、鮑叔と賓胥無との人と爲り論じ、且つ各其短（おちど）を申立てたることあり、是れ其心に以て爲へらく、是數子は、皆以て國事を委託するに足らずと、斯く思ひて、鮑叔を薦めたるは、恐らくは誕謾と、とりとめなき虚言にて、信するに足らぬ説なり、ることあり、人の死は、固より逆め知るべき者なられば、其書の記事は、恐らくは誕謾と、とりとめなき虚言にて、信するに足らぬ説なり、

吾觀史、史以不能進、蘧伯玉而退、彌子瑕、故有身後之諫、蕭何且

死、舉曹參以自代、大臣之用心固宜如此也、夫國以一人興、以一人亡、賢者不悲其身之死、而憂其國之衰、故必復有賢者而後可以死、彼管仲者何以死哉、

【史記】…の事は、衛の靈公の時、蘧伯玉は賢なれども、用ゐられず、彌子瑕は不肖なれども、事に任ぜらる。史記之を患へて、數々蘧伯玉の賢を申せども、聽かれず、病みて且に死なんとする時、其子に謂ひて曰く、我即ち死なば、喪を北堂に治めよ、吾は生きて蘧伯玉を進めて、彌子瑕を退くること能はず、是れ君を正すこと能はざる者なり、死すとも當に禮を成すべからずと、靈公往きて弔ふ、其子父の言を以て申す、公春を失ひて曰く、吾失せりと、立どころに蘧伯玉を召して、之を貴くし、彌子瑕を退くとん。  
【吾衛の史記を觀るに、己れ存生中に蘧伯玉を進めて、彌子瑕を退くること能はざるを以ての故に、身まかりて後の諫あり、漢の蕭何は、且に死なんとする時、曹參を擧げて、以て自ら代りせり、大臣たる者の心得は、固より斯くあるべき者なり、全體國は一人のために興りもすれば、又一人のために亡びもすべし、故に賢者は其身の死することを悲しまずして、其國の衰ふることを憂とせり、故に己のなき後は、是非とも復び己に代るべき賢者ありてこそ、安心して死なる、彌子瑕は、今管仲が死後は、誰か管仲に代るべき者ぞ、然らば則ち彼の管仲は、どうして死にたることであらうぞ、以上第五段。  
【沈評】齊の亂れたるを以て管仲を擧す、(謂する、こと、)固より是れ深文なり、(深文とは、背馳なるをいふ)然れども、其賢を薦むること能はざりしを咎むるは、自ら是れ正論なり、此れ老泉の醇正なる文なり、○仲公に勸めて、三子を用ゐることならしむ、後卒に亂を致す、人皆其先見に服す、此文獨り其賢人を擧げて自ら代りすること能はざるを責む、翻りて一層を進めたる論なり、筆鋒は、老吏の賦を斷(さば)くが如く、一字たりとも移し易ふべからず。

辨姦論

事有必至、理有固然、惟天下之靜者、乃能見微而知著、月暈而風、

礎潤而雨、人人知之、人事之推移、理勢之相因、其疎闊而難知、變化而不可測者、孰與天地陰陽之事、而賢者有不知、其故何也、好惡亂其中、而利害奪其外也、

【凡て世の中の事には、いやでも到来すと云ふことあり、又物の道理に於ても、もと／＼斯くあるべき筋なりといふことあり、惟善くとくと胸を落着けて考ふる者は、能く微(かす)むることを見ても、其著はれん後を明知すとぞ、月の暈(か)まを著けたるは、風の兆なり、礎(いしず)の潤(しめ)りたるは、雨の微なりとは、人々もよく之を知る、況んや人事は、次第を逐ひて推し移り、道理と形勢とは、常に相因り變なりて來るものゆゑ、之を天地陰陽の事に較べなば、いづれか疎闊(とほく)にして知れ難く、變化して測るべからざる者なるぞ、而るに、世の賢者も、氣の付かぬ所あるは、其故何ぞや、好惡の心、其中を亂して、利害の見、其外を奪へばなり、(此に賢者と云ひたるは、暗に歐陽公諸人を指して云ふなり)以上第一段、知るべき理ありて、之を知らざるは、心を用ゐて之を察せざる故なるをいふ、

昔者山巨源見王衍曰、誤天下蒼生者、必此人也、郭汾陽見盧杞曰、此人得志、吾子孫無遺類矣、自今而言之、其理固有可見者、

【山巨源】…山濤の字、晋の人なり、王衍の少き時、山濤之を見て曰く、何物の老嫗ぞ、寧馨兒を生める、然れども、天下の蒼生を誤まらん者は、必ず此人ならんと、懷帝の時、太尉となる、石勒のために殺さる、【郭汾陽】…郭子儀のことなり、盧杞は、德宗の時、同平章事となる、藍面鬼色にして、口辯あり、郭子儀賓客を見る毎に、頰を側を離れず、盧杞嘗て往きて疾を問ふ、子儀悉く侍妾を屏く、或人其故を問ひたるに、盧曰く、杞は、醜陋にして、心險はし、婦人體之を見れば、必ず笑はん、他日杞志を得ば、吾が族は類なげんと、  
【此段は、王衍、盧杞の二事を引きて、後段を形起す、昔し山巨源は、王衍を見て、天下の民を誤まらせん者は、必ず此人ならんといひき、又郭汾陽は、盧杞を見て、此人が志を得たらん日には、吾が子孫は遺類なからんといひき、今日より之を言へば、其理固より判然と分り切りたる所あり、(是れ冒頭に所謂の理固より然るありと云ふ者なり)】

以吾觀之、王衍之爲人、容貌言語固、有以欺世、而盜名者、然不忤不求、與物浮沈、使晋無惠帝、僅得中主、雖衍百千、何從而亂天下乎、盧杞之姦、固足以敗國、然而不學無文、容貌不足以動人、言語

不足<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>眩<sup>レ</sup>世<sup>ニ</sup>、非<sup>レ</sup>德宗之鄙暗<sup>ニ</sup>、亦何從而用<sup>レ</sup>之、由<sup>レ</sup>是言之、二公之料<sup>レ</sup>二子、亦容有<sup>レ</sup>未<sup>レ</sup>必然<sup>ニ</sup>也。

【註】されども、吾より之を觀るときは、王衍の人となりは、容貌の風神秀徹と云ひ、言語の理致清遠と云ひ、固より世を欺きて、名を盛むに足るべき者あるには相違なげれども、然れども、其心たる、人を使(そ)こなはず、己に求む(む)さばらざる、己が我意を張ることもしせず、但世と浮沈するまての人なれば、若し吾の君が、惠帝程の愚暗の人ならず、僅かに中主を得たらんには、千百の王衍ありと雖も、何によりて天下を亂さん、盧杞の姦邪なるは、固より以て國を敗るに足れり、左は去りながら、不學無文の者にて、容貌は以て人を動かし、言語は以て世を眩(くら)ますに足らず、德宗の如き鄙しく嗜き君ならずば、何に由りて、か之を用ぬん、是に由りて之を言へば、二公の二子を料りたること、はいやても到來することはいはるまじ、以上第二段、此段は、冒頭の起頭の二句を承けて、理は固より然る者なれども、亦は必しも然らざる者あることをいひたるなり、以下段を反形す。

今有人、口誦孔老之言、身履夷齊之行、收召好名之士、不得志之人、相與造作言語、私立名字、以爲顏淵孟軻復出、而陰賊險狠、與人異趣、是王衍盧杞合而爲一人也、其禍豈可勝言哉、

【名字】…はまれ評判のこと、

【註】今ありて、口には孔子、老子の言を誦(そら)よみし、身には伯夷、叔齊の行を履み、名譽を好む士と、志を得ざる不平の人々とを召び集めて、相與に私説を造作し、私に評判を立て、古の顏淵、孟軻が再び世に出てたりとて、互に持てはやせり、而して、其心根のさかしく、れぢけたることは、通常人とは、餘程其趣を異にせり、是れ王衍と盧杞とを打ち混じて、一人となしたる者なり、其禍をなさんことは、豈勝けて言ふべけんや、以上第三段、此段は、安石の人となりを言ひて、其禍をなすことの容易ならざるをいふ。

夫面垢不忘洗、衣垢不忘澣、此人之至情也、今也不然、衣臣虜之衣、食犬彘之食、囚首喪面而談詩書、此豈其情也哉、凡事之不近人情者、鮮不爲大姦慝、豎刁易牙開方是也、以蓋世之名、而濟其

未<sup>レ</sup>形之患、雖有願治之主、好賢之相、猶將舉而用之、則其爲天下患、必然<sup>ニ</sup>而無疑<sup>ニ</sup>者、非<sup>レ</sup>特<sup>ニ</sup>二子之比<sup>ニ</sup>也、

【臣虜】…賤者の稱なり、【囚首】…頭髮を纏げつらず、囚人の頭の如きないう、【喪面】…喪に居る人の顔面の如く汚れたるをいふ、安石性潔節を喜まず、澣を經るまで洗滌せず、衣服弊れたれども、洗濯せずと、石林燕語に見ゆ、

【註】夫れ面垢(あか)つけば、洗ふことを忘れず、衣垢(あか)つけば、澣(すす)すことを忘れざるは、此れ人の至情なり、今は左はなくて、奴隸の着る程の衣服を着し、犬や彘(ぶた)の食ふ程の食物を食ひ、囚人の如くに頭も掻き上げず、塵に居る者の如くに顔を洗ひしこともなし、斯くまでむさくろしくし、そして唯詩書のみを談ずるは、此れ豈其れが眞實の心慮ならんや、凡て事の人情に近からざる者は、大姦ならざるは鮮し、豎刁、易牙、開方は、即ち是なり、世を蓋ふほどの名譽を以て、其未だ世に形(あらは)れざる患を濟しおほせんと仕組みたらんには、たとひ治を願ふ主、賢を好む相ありとも、容易には其姦を見出すことならずして、狼狽に擧げて之を用ぬんとするならん、して見ると、其天下の患をなさんことは、必然にして、疑なき者なり、特に王衍、盧杞の二子の比(たぐひ)のみには非ざるなり、以上第四段、此段は、人情に近からざる上に就きて、其必ず患をなさんことを説く、

孫子曰、善用兵者、無赫赫之功、使斯人而不用也、則吾言爲過、而斯人有不遇之歎、孰知禍之至於此哉、不然、天下將被其禍、而吾獲知言之名、悲夫、

【註】孫子のいはれたるに、善く兵を用ぬる者は、赫赫と人の目に付く程の功はなき者なりと、今吾が申す言も、それと同じく、知言の名を世に赫赫と揚げたくはなし、故に斯人をして世に用ぬられざらしめば、吾が申す言は、申らずして、過言となりて、而して斯人に唯不遇の歎あるまてのことならん、而して世の人孰れか禍の我が申す程に至ることを知らん、若し左もなくば、天下は將に其禍を被りて、吾一人知言の名を獲んとするならん、悲しいかな、以上第五段、此段は、若し己の言申らば、天下の禍を被ること測るべからざるをいふ、  
【沈評】荆公(王安石)の姦をば、人情に近からざるより看出したるは、千古の卓見なり、然れども、古今來亦人情に近きを以て、曲まに其奸を行ふ者もあり、是れ亦知らざるべからず、

唐宋八家文講義卷之十七

蘇洵明允著

審勢

審勢は、天下の形勢を審かに知りて、之に應ずる術を講ずる義にして、所謂形勢とは、即ち立國の本體たる封建郡縣の制を云ひたるなり、封建は、力分れて國勢強からず、郡縣は、中央集權の制なれば、國力は強き道理なり、宋室は、郡縣を以て國を立てたることなれば、勢より言ふときは強き筈なれども、只弱政のために、折角の強勢を失ふに至れり、故に今日に在りて、之を濟はんには、宜しく尙ぶ所を定むべし、尙ぶ所とは如何、曰く威を尙ぶのみと、是れ一黨の主意の在る所なり、其古に於て師とし法るべき所は、何に在るかと云へば、周にも在らず、秦にも在らず、齊の威王に在り、故に威王の例を引きて、然して後に、本朝の改革に説き入る、凡て六段。

治天下者定所尙所尙一定、至於千萬年而不變、使民之耳目純於一、而子孫有所守、易以爲治、故三代聖人、其後世遠者、至七八百年、夫豈惟其民之不忘其功、以至於是、蓋其子孫得其祖宗之法、而爲依據、可以永久。

首段は、天下を治むるには、宜しく先づ尙ぶ所を定むべきをいふ、天下を治むる者は、其政治を施すに於て、宜しく何の術を尙ぶべきか、第一に其目的を定むべきなり、其尙ぶ所一定して、千萬年に至るまでも、變ずることなく、民の耳目をして一に純はらしめて、子孫をして守る所あらしむれば、自ら政治をなし易きものなり、故に三代の聖人即ち禹、湯、文、武は、其後世子孫、遠き者は七八百年に至れり、夫れ豈惟其民の其功を忘れずして、以て斯く永らく續きたる譯ならんや、蓋し其子孫其祖宗の法を得て、依據（より）と（ころ）となすゆゑ、以て永久なるべき譯なり。

夏之尚忠、商之尚質、周之尚文、視天下之所宜、尚而固執之、以此而始、以此而終、不朝文而暮質、以自潰亂、故聖人者出、必先定一代之所尚、周之世、蓋有周公爲之制禮、而天下遂尚文、後世有賈誼者、說漢文帝、亦欲先定制度、而其說不果用、

夏の忠信を尚び、商の質朴を尚び、周の文華を尚ぶは、何れも皆天下の宜しく尚ぶべき所を視て、一定の主義を立て、固く之を執りて動かす、此を以て始め、此を以て終ふ、朝に文にして、暮に質といふやうに、たび／＼變改して、自分から潰やし亂すことをせず、故に聖人が世に出づるときは、必ず先づ一代の尚ぶ所の主義を定むる者なり、周の世には、蓋し周公ありて、之がために禮を制して、而して天下遂に文を尚べり、後世賈誼といふ者ありて、漢の文帝に説きて、亦先づ制度を定めんと欲したれど、其説は用おほせられざりき、此處、賈誼を引きて、周公と并べ論ず、不倫の嫌なきにしもあらねど、蓋し老泉の此策を作れるは、説の治安策に擬したればなり、此意は、上田福密書に見えたり、

今者天下幸方治安、子孫萬世帝王之計、不可不預定於此時、然萬世帝王之計、常先定所尚、使其子孫可以安坐而守其舊、至於政弊、然後變其小節、而其大體卒不可革易、故享世長遠而民不苟簡、今也考之於朝野之間、以觀國家之所尚者、而愚猶有惑也、

當今は、天下幸に方に治安なれば、子孫萬世帝王の計は、預め此時に定めざるべからず、然れども、萬世帝王の計は、常に先づ尚ぶ所の方針を定め、其子孫をして以て安坐して其舊制を守ることを得しむ、政弊（つひ）ゆるに至りて、然る後に、其小節を變ずれども、其大體は卒に革め易ふべからず、故に世を享くること長遠にして、民苟も簡（おろそ）ならず、此れ即ち主義の一定せる故なり、今之を朝野の間に考へて、以て國家の尚ぶ所の者を觀て、愚は猶惑ふ所あるなり、以上第一段、

何則天下之勢有強弱、聖人審其勢而應之以權、勢強矣、強甚而不可折、勢弱矣、弱甚而不可屈、聖人權之而使其甚不至於折、與屈者、威與惠也、

威は、其勢を對節制する所以の名、下文の威と惠とを合せて中に在り、を以てするなり、勢の強きこと甚しくして已まざれば、折る者なり、勢の弱きこと甚しくして已まざれば、屈む者なり、聖人は、よく其約合を取りて、強き者が折れもせず、弱き者が屈みもせず、威と惠との權あるゆゑなり、（此處、先づ威惠の二字を出す、）

夫強甚者、威竭而不振、弱甚者、惠盡而下不以爲德、故處弱者、利用威、而處強者、利用惠、乘強之威以行惠、則惠尊、乘弱之惠以養威、則威發、而天下震慄、故威與惠者、所以裁節天下強弱之勢也、

夫れ強きこと甚しき者は、上の威光が竭きて振はず、（威竭くととは、おどしきかなくなること、）弱きこと甚しき者は、上の恩惠が衰れ（そまつ）になること、下は有強くも思はぬ様になる、故に弱きに處る者は、威を用ゐるを利とし、而して強きに處る者は、惠を用ゐるを利とし、強きの威に乗じて、以て惠を行へば、惠尊く、弱きの惠に乗じて、以て威を養へば、威發して天下震慄（ふるひおそる）す、故に威と惠とは、天下の強弱の勢を裁節（はど）りかけんすること、する所以なり、（此處、威惠の二字に就きて翻弄す、裁節の字は、即ち上文にいへる權の一字の換面なりと知るべし、）

然而不知強弱之勢者、有殺人之威而下不懼、有生人之惠而下不喜、何者、威竭而惠盡、故也、故有天下者、必先審知天下之勢、而後可與言用威、惠不先審知其勢、而徒曰我能用威、我能用惠者、未也、故有強而益之以威、弱而益之以惠、以至於折、與屈者、是可悼也、

去りながら、強弱の勢を知らざる者は、人を殺す程の威あれども、下懼れず、人を生かす程の惠あれども、下喜ばず、何となれば、威も矯きて、惠も弊る、故に天下を有つ者は、必ず先づ天下の勢の強弱如何を審かに知りて、而して後に、興に威と惠とを用ゐることを言ふべし、先づ審かに其勢を知らずして、徒に我能く威を用ゐる、我能く惠を用ゐると謂ふ者は、またなかく、それにてはすまぬなり、故に強くして反りて之に益すに威を以てし、弱くして反りて之に益すに惠を以てして、以て折と風とに至る者あり、是れ悼むべきなり、(此處始めて題面の審の字を釋す)

譬之、一人之身、將欲飲藥、餌石、以養其生、必先審觀其性之爲陰、其性之爲陽、而投之以藥石、藥石之陽而投之以陰、藥石之陰而投之以陽、故陰不至於涸、而陽不至於亢、

【石】：藥石なり、石膏朱砂の類皆是なり、  
【之】：一人の身に譬へんに、將に藥を飲み、石を餌し(食すること)して、以て其生を養はんことを欲せんとするには、必ず先づ審かに其病性の陰たるか、はた陽たるかを審かに見て、之に投ずるに藥石を以てするなり、藥石の陽性にして、之に投ずるに陰性の疾を以てし、藥石の陰性にして、之に投ずるに陽性の病を以てす、故に陰陽互に調和を得て、陰の水も涸るゝに至らず、陽の火も亢(たか)ぶるに至らざるなり、

苟不能先審觀己之爲陰、與己之爲陽、而以陰攻陰、以陽攻陽、則陰者固死於陰、而陽者固死於陽、不可救也、是以善養身者、先審其陰陽、而善制天下者、先審其強弱、以爲之謀、

昔者周有天下、諸侯大盛、當其盛時、大者已有地五百里、而畿內

反、不過千里、其勢爲弱、秦有天下、散爲郡縣、聚爲京師、守令無大

權柄、伸縮進退、無不在我、其勢爲彊、

然方其成、康在上、諸侯無小大、莫不臣伏、弱之勢未見於外、及其後世失德、而諸侯禽奔獸逸、各固其國、以相侵伐、而其上之人卒不悟、區區守姑息之道、而望其能以制服強國、是謂以弱政濟弱勢、故周之天下卒斃於弱、

然れども、周は成、康(成王、康王)の上に在るに方りては、諸侯大小となく臣伏せざるものなし、弱の勢は、未だ外に見はれず、其後世徳を失ふに及びては、諸侯禽の如くに奔り、獸の如くに逐れて、思ひなく散亂し、各其國を固めて、以て相侵伐す、而るに、上の人、卒に悟らざり、區々として、姑息(當座しのぎ)の道を守りて、其能く強國を制服せんことを望む、是を弱政を以て弱勢を濟ふと謂ふ、故に周の天下は、卒に弱きに斃れたり、

秦自孝公、其勢固已駸駸焉、日趨於彊大、及其子孫已并天下、而亦不悟、專任法制、以斬撻平民、是謂以彊政濟彊勢、故秦之天下卒斃於強、周拘於惠而不知權、秦勇於威而不知本、二者皆不審天下之勢也、

秦は、孝公より、其勢固より已に駸々焉(す、む)として、日に彊大に趨けり、そが子孫の已に天下を并はするに及びても、亦悟らず、專



ら法制にのみ打ち任せて、以て平民を斬り縛りて、是を強政を以て強勢を濟ふと謂ふ、故に秦の天下は、卒に強きに毀れたり、周は、恩の一途に拘はりて、之を裁節するに權を以てして、其約合を取ることを知らず、秦は、威の一邊に勇にして、威を用ゐるべき本を知らず、二つの者は、何れも皆天下の勢を密かにせざるなり、以上第三段、周は、弱政を以て、弱勢を濟ふ、是れ弱に處て威を用ゐることを知らず、秦は、強政を以て、強勢を濟ふ、是れ強に處て恩を用ゐることを知らず、書勢の二字のために反跌の筆を作せるなり、

吾宋制治有縣令有郡守有轉運使以大系小絲牽繩聯總合於上雖其地在萬里外方數千里擁兵百萬而天子一呼於殿陛間三尺豎子馳傳捧詔召而歸之京師則解印趨走惟恐不及如此之勢秦之所恃以強之勢也

【郡守】…即ち知州なり、【轉運使】…即ち監司の職、宋の時、各路に皆あり、

以下本朝の事に入る、吾が宋の政治の制は、縣令あり、郡守あり、轉運使あり、大を以て小を係（つな）ぎ、絲を牽き繩を聯（つ）ねるが如く、一に取纏めて、上に總合せり、たとひ其地は萬里の外に在りて、數千里四方の地を領し、百萬の兵を擁（か）い、へたればとて、天子が「たび殿」の間に呼ばはり、三尺の豎子（こども）が傳（つ）ぎを走らせ、詔を捧げて、之を京師に召し歸す時は、印（役）のしるしを解きて趨走し、惟（）及ばざらんことを恐る、此の如き勢は、秦の恃みて以て強しとせし所の勢なり、此段、宋室の弱政を説きんとして、先づ其強勢を説く、

勢強矣然天下之病常病於弱噫有可強之勢如秦而反陷於弱者何也習於惠而怯於威也惠太甚而威不勝也

【可強之勢】…即ち強き勢なり、然（しか）し、天下の病は、常に弱きを病み、噫（ああ）、強かるべき勢あること、秦の如くなれども、而れども、反りて弱きに陥りたるは、何故ぞ、下の者は恩恵を受くるに習ひて、上の者は威嚴を用ゐること怯る（臆病）なること、ればなり、要するに、上の恩恵が、度に過ぎて、威嚴が勝たざるなり、（此處、當時宋室の病を受くる所を説く、）

夫其所以習於惠而惠太甚者賞數而加於無功也怯於威而威不勝者刑弛而兵不振也由賞與刑與兵之不得其道是以有弱之實著於外焉

之實著於外焉

夫（は）其（の）所以（の）習（は）る（に）於（て）惠（を）而（も）惠（が）太（く）甚（し）者（は）賞（を）數（に）而（も）加（へ）る（に）於（て）無（功）也（は）怯（む）る（に）於（て）威（を）而（も）威（が）不（勝）者（は）刑（を）弛（ま）し（め）而（も）兵（を）不（振）也（は）由（りて）賞（と）刑（と）兵（と）の不（得）る（に）於（て）道（を）以（て）是（が）以（て）有（る）弱（の）實（を）著（し）る（に）於（て）外（に）焉（と）

何謂弱之實曰官吏曠惰職廢不舉而敗官之罰不加嚴也多贖數赦不問有罪而典刑之禁不能行也冗兵驕狂負力幸賞而維持姑息之恩不敢節也將帥覆軍匹馬不返而敗軍之責不加重也羌胡疆盛凌壓中國而邀金繒增幣帛之耻不爲怒也若此類者太弱之實也久而不治則又將有大於此而遂浸微浸消釋然而潰以至於不可救止者乘之矣

以下弱の實を説く、さて何を弱きの實と謂ふぞ、曰く、官吏は勤務を惰（な）り、職事は廢して舉がらず、而るに、敗官の罰が、別段嚴重を益すてもなく、又犯罪者も、多くは罰金料にてすまし、度々の赦免ありて、有罪の御吟味もなく、而して法律の禁條も行はるること能はず、無駄な兵士共は驕り高ぶり、狂ひまはりて、力を負み、賞を幸（あ）ひしが、而るに、人心を維持せんための姑息の恩恵は、敢て節減を加へず、將帥が敗軍を取りて、一匹の馬だに返らぬ程の不始末がありても、敗軍の責は、別段に重きを加ふるでもなし、羌胡（西夏、契丹）が疆盛にして、中國を凌壓し、（ふみつけ）にすること、金繒（帛）なり、を邀（ま）り、幣帛（遺物のきぬ）を増すなどの耻を與へても、怒るでもなし、箇様なる類は、太だ弱きの實なり、此儘に何時までも久しく塗置きて治めざるときは、又此より大にして、おひ／＼と微（か）すかに、おひ／＼と消え、釋然と形なしに潰（つぶ）れて、救ひ止むることならぬ程のことが出来して、之に乗（つ）け入らんとするなり、

然愚以爲弱在於政不在於勢是謂以弱政敗彊勢今夫一與薪之火衆人之所憚而不敢犯者也舉而投之河則何熱之能爲是

以負強秦之勢而溺於弱周之弊而天下不知其彊焉者以此也、

現時の有様は、右申す通りなれども、去りながら、愚意へらく、今日の弱きは、政に在りて、勢に在らずと、是を弱政を以て強勢を敗ると謂ふ、之を譬へて申さんには、今夫の一車に積み上げた薪に火が燃え付けば、人々誰も懼りて、敢て手出しなせぬ程の者なれども、もし擧げて之を河中に投ぜんには、何の熱を能く爲さん、それと同じことにて、折角の強秦程の勢を持ちながら、弱周の弊に溺れて、天下の人誰も其彊きことを知らざる者は、丁度此炎々たる薪の火の、河水に溺れて、消えはつると同じことなり、以上第四段、此處、弱きの實は、政に在りて、勢に在らざるを説く、其政に在ることゆゑ、政を改革すれば、弱を轉じて強となすこと容易なり、故に下段直に政之弱、非若勢弱之弱、治也に説き入る、是れ本篇の主意の在る處なり、

雖然政之弱、非若勢弱之難治也、借如弱周之勢、必變易、其諸侯、而後彊可能也、天下之諸侯、固未易變易、此又非一日之故也、若夫弱政、則用威而已矣、可以朝改而夕定也、

此段は、弱政は、威を用ゐて之を治むべきを言ふ、去りながら、政の弱きは、勢の弱きの治め難きが若くならず、借如(もし)も弱周の如き勢ならんには、是非とも其諸侯を取易へて、而して後に、強くなるべけれど、實際天下の諸侯をば固より未だ容易に取易ふることの出来る譯にもならぬは、此れ又一日の仕事にてはなきゆゑなり、若し夫の弱政を改むることは、唯威威を用ゐんのみ、何の造作もなきことにて、朝に改めて、夕に定むべきなり、

夫齊、古之彊國也、而威王、又齊之賢王也、當其即位、委政不治、諸侯並侵、而人不知其國之爲彊國也、一旦發怒、裂萬家、封卽墨大夫、召烹阿大夫、與常譽阿大夫者、而發兵、擊趙、魏、衛、趙、魏、衛盡走、請和、而齊國人人震懼、不敢飾非者、彼誠知其政之弱、而能用其威、以濟其弱也、

此處、齊の威王を援きて、強弱弱政の例證とす、蓋し老泉の作論の初、已に眼を此に着せしなり、夫れ齊は、古の強國なり、而して威王は、又齊の賢王なり、其位に即きたる初に當りて、政を委す、治めず、諸侯并び侵す、而して人其國の強國たるを知らざるなり、一旦怒を發して、萬家の邑を裂きて、卽墨の大夫を封じ、阿の大夫と、嘗て阿の大夫を譽めし者とな召して、之を烹る、而して兵を發して、趙、魏、衛を擊つ、趙、魏、衛盡く走りて和を請ふ、而して齊國の人々震(ふる)ひ懼れて、敢て非を飾らざる様になりたるは、彼れ(威王)誠に其政の弱きを知りて、能く其威を用ゐて、以て其弱きを濟ひたればなり、

況今以天子之尊、藉郡縣之勢、言脫於口、而四方響應、其所以用威之資、固以完具、且有天下者、患不爲焉、而有爲焉、而不可者、今誠能一留意於用威、一賞罰、一號令、一舉動、無不一切出於威、嚴用刑法、而不赦有罪、力行果斷、而不牽衆人之是非、用不測之刑、用不測之賞、而使天下之人視之、如風雨雷電、遽然而至、截然而下、不知其所從、發而不可逃遁、

此以下、威を用ゐる術を説く、主意全く此に在り、ましてや今日天子の尊きを以て、郡縣制度の勢に藉り、論言口より出づれば、四方響應す、此れ所謂強勢といふ者にて、其威を用ゐる所以の資(もと)は、固より何も残りず揃ひ居れり、且(そのうへ)天下を有てる者は、乗切つて事をなさぬ、こそ患なれ、焉んぞ乗切つて爲すことにて不可なることあらん、今誠に一たび心を威を用ゐることに留めて、一賞罰、一號令、一舉動(ふるまひ)一切の事、總べて威に出でざるは、嚴しく刑法を用ゐて、罪ある者は赦さず、諸事力一杯に働きて、見込の在る所は、何處までも押切つてやり通し、衆人の是非に牽かれず、人々の思掛けなき賞罰を用ゐ、天下の人をして、之を視ること、風雨雷電の遽然として至り、(風雨をいふ)截然として下る(雷電をいふ)が如く、其何れよりして發りたるかを知る由なく、逃れ遁ぐる(こと)のなき様をせよ、

朝廷如此、然後平民益務檢慎、而奸民猾吏、亦常恐然、懼刑法之及其身、而斂其手足、不敢輒犯法、此之謂強政、政強矣、爲之數

年而天下之勢可以復強、愚故曰、棄弱之惠、以養威、則威發而天下震慄、然則以當今之勢、求所謂萬世爲帝王、而其大體卒不可革易者、其尙威而已矣、

朝廷が斯くなされたる上は、平民共は、益々身を戒め懼むことを務めて、奸民猾吏（わるい人）共も、亦常に恐々然とおぢくして、刑法の我が身に及ばんことを懼れて、其手足を縮めて、敢て難（たたく）す、法律を犯すことをせぬやうになるべし、此を名づけて強政といふなり、政が強く成りて、之を行ふこと數年の後には、天下の勢は、復び強くなるといふべし、愚故に曰く、弱き恩惠を打棄て、専ら威嚴を養ふときは、威發して、天下は震慄せんと、されば當今の形勢にては、所謂萬世帝王となりて、其國勢の大體は、卒に革易すべからざる者を求めば、惟其れ威を尙ばんのみ、此より外に致し方なし、以上第五段、按ずるに、尙威而已矣の五字は、全篇の主意の歸宿する處、篇首の治天下者定、所尙の尙の字に相應す、是れ一篇の結穴處なり、以下二離二解、餘波たるに過ぎず、

或曰、當今之世事、誠無便於尙威者、然孰知夫萬世之間、其政之不變、而必曰威耶、愚應之曰、威者、君之所恃以爲君也、一日而無威、是無君也、久而政弊、變其小節、而參之以惠、使不至若秦之甚可也、舉而棄之過矣、

以下或者の難問を設けて、論者の口を塞ぐ、或者が難じていふやう、今の世に當りて、事を行ふは、誠に威を尙ぶより慎なる者なきことは、仰の通りなり、去りながら、だれに能く夫の萬世（上の萬世）爲帝王の句を承けていふ、の長き後までも、其政治が少しも狂ひなく、何時も必ず威を尙ぶべしといふことまで、の見極めが付きませうぞ、恐らくそれはむづかしからんと、愚之に應へて曰く、威といふ者は、人君たる者が、惟それをたよりに、君となりて居らる、譯の者なり、一日たりとも威がなきときは、是れ君のなきと同然なり、若しも威を尙びたる後に、政に弊の生じたらん其時は、其細かきふしんを變へて、之に參ふるに恩惠を以して、棄の威の一邊に打任せたる若くに至らざらしめば宜しからん、一切威といふ者を擧げて、之を打棄つるは過てり、

或者又曰、王者任德不任刑、任刑霸者之事、非所宜言、此又非所

謂、知理者也、夫湯武皆王也、桓文皆霸也、武王乘紂之暴、出民於炮烙、斬刑之地、苟又遂多殺人、多刑人、以爲治、則民之心去矣、故其治一出於禮義、

或者の又いふやう、王者は德に任じて、刑に任ぜず、刑に任ずるは、是れ霸者の爲す業なり、宜しく言ふべき所にてはあるまじと難ぜしが、此れ又所謂物の道理を辨へたる者の言とも思はれず、夫の湯王といひ、武王といふは、皆王者なり、齊桓といひ、晉文といふは、皆霸者なり、武王は専ら德に任じたりといふ譯は、紂の暴に乘じて民を砲烙（火あぶりの刑）斬刑（首きり足きりの刑）などの殘酷なる政治の地より救ひ出したる後なれば、若し又そのまゝに、多く人を殺し人を刑して、以て政治をなしたらんには、民の心は去らん、故に其政治は、一に専ら禮義に出でたるなり、

彼湯則不然、桀之惡固無以異紂、然其刑不若紂暴之甚也、而天下之民化其風、淫惰不事法度、書曰、有衆率怠弗協、而又諸侯昆吾氏首爲亂、於是誅鋤其強梗、怠惰不法之人、以定紛亂、故記曰、商人先罰後賞、

彼の湯王は、それとは事おはれり、當時桀の惡は、固より紂に異なる所なけれども、然かし、其刑を用ゐることは、紂の暴虐の甚しき程には至らず、而して天下の人民は、桀の風に化せられて、淫惰にして法度を守らず、書經に有衆率の怠りて協はずと見えたり、これは、天下の人々が、皆々怠惰にして、人心の協和せぬことなり、そして又諸侯には、昆吾氏といふが有りて、首として亂を作したれば、是に於て、其強梗（情こはきもの）怠惰不法の人々を鋤き平けて、以て紛亂を定めたり、故に禮記に、商人は罰を先にして、賞を後にすといへり、

至於桓文之事、則又非皆任刑也、桓公用管仲、管仲之書好言刑、故桓公之治、常任刑、文公長者、其佐狐趙先魏、皆不說以刑法、其治亦未嘗以刑爲本、而號亦爲霸、而謂湯非王、而文非霸也、得乎、

故に桓公の治は、常に刑にのみ任じたり、文公は、それと違ひて、寛仁の長者なり、其補佐たる狐偃、趙衰、先軫、欒黶、なんどいへる人々も、皆と刑に任ずるとに由るに非ざることは明なり、而るを、満は王に非ず、文公は、罰に非ずといふことを得らるべきなり。

故に刑不必覇、而用德不必王、各觀其勢之何所宜用而已、然則今之勢、何爲不可用刑、用刑何爲不曰王道、彼不先審天下之勢、而欲應天下之務難矣。

右の次第ゆゑ、刑を用ゐたればとて、必しも覇者とは限らず、又德を用ゐたればとて、必しも王者とは限らず、各々其時勢に於て、何れか宜しく用ゐるべき所ぞと云ふことを觀察すべきのみ、して見ると、今日の勢とて、何れぞ刑を用ゐることができぬと限られうぞ、刑を用ゐたればとて、何れぞ王道といはれぬことやある、彼の何より一番先きに天下の勢といふことを審かにすることをせずして、天下の務に應ぜんと欲することは難し、以上第六段。

【魯同入評】古今に上下するには、須らく、勝敗すべからざる言あるべし、而る後に、千古を鑑照すべし、此魯の周は弱政を以て弱勢を濟ひ、秦は強政を以て強勢を濟ふ、而して宋は弱政を以て強勢を敗ると云ふが如きは、蓋し言の勝敗すべからざる者なり、子厚の封建を論するや、秦老蘇と同じ、以て勝滅し得ざる所なり。

【沈評】威を尙ぶは、乃ち一篇の主なり、此れ弱宋のために言ふ、眞に病症に對して藥を發せし辭なり、古より天下を治むる者は、總べて威を尙び、刑を用ゐるを以て、最上の政治と爲すと謂ふ譯にはあらず、周公は平易にして民を近づくるときは、民必ず之に歸すと申されたり、孔子は之を道くに德を以てし、之を齊ふるに禮を以てすれば、耻ありて且つ格(た)いと申されたり、此が獨り純王(正しき王道)の政治といはるまじきや、それこそ純粹の王道といふ者なれ、古人の書を讀むには、正に須く時勢を見計らふべきなり、○宋の君臣の間、實に弱勢に處り、老泉此論を挾みて、以て人主を變動す、故に立言然らざることを得ず、獨賣生の漢文に對して、當時の時勢は、火を抱きて積みたる薪の上に置きて、未だ燃ゆるに及ばざると同體なりといへ、がごとし、此策も亦余く長沙(賈誼のこと)を學びたるなり。

審敵

當時宋は北に契丹あり、歲々に金帛を賂ふ、爲めに中國疲弊せり、此文謂ふ、今に及びて早く之が處置をなさずんば、勢如何ともすべからざらん、之が處置を爲すには、宜しく如何すべきや、曰く戰なり、方今契丹國王新たに立ち、且つ内難あり、故に與みし易し、所謂る天の與ふるを取らざれば、反りて其弊を受くと云ふ者なりと、凡て十段。

中國、内也、四夷、外也、憂在内者、本也、憂在外者、末也、夫天下無内憂、必有外懼、本既固矣、盍釋其末、以息肩乎、曰未也、古者夷狄憂在外、今者夷狄憂在内、釋其末、可也、而愚不識、方今夷狄之憂爲末也。

中國は内なり、四夷は外なり、憂の内在る者は本なり、憂の外に在る者は末なり、夫れ天下は、内の憂なきときは、必ず外の懼れある者にして、外は末なれば、今根本が既に固ければ、外懼は誠に嫌なし、何故に其末を打捨て、姑く人民の肩を息へしめざる、(蓋し當今の廟議輿論此の如し、宋室の優柔姑息の弊、正に此に坐す、老泉之を論破せんと欲す、故に或人の言語を借りて、難を發せしなり)曰く、(老泉自ら之に應ふるなり、未だなり、古は夷狄の憂は外に在り、今は夷狄の憂は内に在り、其末を釋つるは差支なければども、而かし、拙者の見る所にては、方今の夷狄の憂は、決して末とは見られず、な、以て油斷はならぬなり。

古者夷狄之勢、大弱則臣、小弱則遁、大盛則侵、小盛則掠、吾兵良而食足、將賢而士勇、則患不在中原、如是而曰外憂可也、今之蠻夷、姑無望其臣與遁、求其志止於侵掠而不可得也。

古は、夷狄の勢は、大に弱きときは臣となり、小しく弱きときは遁れ、大に盛んなるときは侵し入り、小しく盛んなるときは掠め取る位のことゆゑ、吾が中國の兵良にして食足り、將賢にして士勇なるときは、患は中原に在らず、國邊の小事にて事濟みし者なり、是の如くなれば、外憂と曰ひても差支なければども、今日の蠻夷(契丹)は、昔と違ひて、其臣たると遁るとを望むことは、先づ姑くさて置き、其志の侵掠だけに止まらんことを求めても、得られぬ程に手ごたはなるなり、以上第一段、先づ今日の夷狄の憂は内に在るを言ふ。

北胡驕恣、爲日久矣、歲邀金繒、以數十萬計、昔者幸吾有西羌之變、出不遜語、以撼中國、天子不忍、使邊民重困於鋒鏑、是以虜日益驕、而賄日益增、迨今凡數十百萬、而猶慊然未滿其欲、視中國

如外府然則其勢又將不止數十百萬也

【出三不遜語】…契丹元昊の反するに乘じて、五橋關以南の地を取らんを欲し、蕭惠の言に従ひて、書を宋に貽りて、責問す、富弼契丹に至りて、和を請ふ、契丹曰く、南朝既に我に歲幣（宋より年々契丹に贈る金帛をいふ）を増せり、其我に遣る辭には、當に獻といふべし、南朝の厚幣を以て我に遣るは、是れ我を慢るなり、一字に於て何かあらん、若し我兵を擡して南せば、悔ゆることなきを得んや、と慢言を出だせり、所謂不遜の語とは、蓋し此等を謂へるならん、【如三外府】…左傳に、晉侯の莒を伐つとき、垂棘の璧と屈産の乘とを以て、道を虞國に假らんとし、晉侯之を吝みたるに、荀息曰く、若し道を虞に得たらんには、猶外府に藏め置くと同様なり、何れ後には再び我が所有に反るべきなりと、外府の字、此に出づ、國外に在る府庫といふ義なり、

【北朝（契丹）の驕恣なること】…日たること久し、歳々金帛を遣（もつ）むること、數十萬を以て計ふる程なり、昔者吾が國に西羌（元昊の義に當る）天子（眞宗）には、邊民をして、重れて鋒鏑（槍さき矢さき）に困らしむるに忍ばせられず、枉げて其申す言を御聽納ありしかば、唐は日に益々驕り高ぶりて、賄賂は日に益々増し、今日に迫りて、凡そ數十百萬の多きに及べり、それにて、猶慷慨と物足らぬ様子にて、未だ其欲心を満足せず、中國を視ること、さながら國外に在る己の府庫と同様に思ひ居れり、して見ると、其勢は又數十百萬位にては止まらざらんとするなり、

夫賄益多則賦斂不得不重、賦斂重則民不得不殘、故雖名爲息民、而其實愛其死、而殘其生也、名爲外憂、而其實憂在內也、外憂之不去、聖人猶且耻之、內憂而不爲之計、愚不知天下之所以久安而無變也、

【夫れ夷狄に遠る所の賄賂益々多きときは、其勢人民より取上ぐる所の賦斂重からざるを得ず、賦斂重きときは、人民殘（そな）はざることを得ず、故に今日契丹との和睦は、名目には、人民の肩を息はするためといへども、其實は、其死を愛して、其生を殘ふなり、又名目は、外憂といへども、其實は、憂内に在るなり、國外の憂を去らざるは、聖人は猶且つ之を耻ぢらひしものな、況んや今は國內の憂となれるを、若し此まゝに棄て置きて、之が手當を爲さざらんには、拙者には天下の久しく安泰にして、變の起らぬと云ふことを請合へぬなり、以上第二段、此段は、上文を承けて、内憂の譯を取き明せるなり、

古者匈奴之強、不過冒頓、當暴秦、刻剝劉項、戰奪之後、中國溘然、

矣、以今度之、後宜遂入踐中原、如決大河、潰蟻壤、然卒不能越其疆、以有吾尺寸之地、何則中原之疆、固皆百倍於匈奴、雖積衰新造、而猶足以制之也、

【遣焉】…空缺の貌、  
【古は、匈奴の強きこと、冒頓（匈奴の君の名）に過ぎたる者なし、暴秦の刻剝（殘酷なる政治をいふ）、劉項（漢、楚）の戰奪の後に當りて、中國は溘然と國力も盡き果てたる日なれば、今日より考ふるときは、彼の冒頓は、其まゝ入りて中原を踐みちらすことは、大河の水を切り落として、蟻壤（ありのたふ）を潰（つぶ）すが如く、手もなく中國を切崩すであらうと思はれたるに、なや／＼とさる譯にはゆかず、卒に其國疆を越えて、吾が尺寸の地をだに有つこと能はざりき、それは何故ぞといふに、中原の強きことは、固より皆匈奴に百倍せり、當時積衰の後、新造（邦を新たに造ること）の初とはいへども、まだ／＼之を制する力は、十分に足りたればなり、

五代之際、中原無君、晋塘苟一時之利、以子行事、匈奴割幽燕之地、以資其疆、大孺子繼立、大臣外叛、匈奴掃境來寇、兵不血刃、而京師不守、天下被其禍、匈奴自是始有輕中原之心、以爲可得而取矣、

【晋塘】…晋の石敬瑭のこと、【苟一時之利】…敬瑭唐を滅ぼさんと欲し、契丹に事ふるに、子の禮を以てし、幽燕等の十六州を割きて、之に與ふ、【孺子】…敬瑭の子、出帝なり、【大臣】…杜威をいふ、是時威契丹に降る、契丹の兵汴に入り、晋主を執ふ、  
【五代の際には、中原に君なし、晋の石敬瑭が、たゞ一時の利を苟も食らんとして、子の禮を以て匈奴（契丹）に事へ、剩へ幽州燕州等の地まて割きて、之に與へて、以て其強大を資けたり、其子が繼ぎて立つに及び、大臣は外に叛き、匈奴は境を掃ひて、（國中の兵を擡ぐる）こと來り寇せしかば、兵は刃に血ぬらずして、京師守らず、天下其禍を被れり、匈奴はより始めて中原を輕んずる心あり、以爲へらく得て取るべしと、  
及吾宋景德中、大舉來寇、章聖皇帝一戰而却之、遂與之盟、以和夫人之情、勝則狃、狃則敗、敗則懲、懲則勝、匈奴狃石晋之勝、而有

景德之敗、懲景德之敗、而愚未知其所勝、甚可懼也、

【景德】…真宗の年號なり、「景德皇帝」…真宗の尊號なり、「一戰却之」…漣湖の役をいふ、

吾が宋の景德中に及びて、匈奴大舉して來寇す、章聖皇帝一戰して、之を却け、遂に之と盟ひて、以て和したまへり、夫れ人の情は、勝つときは粗る、(ゆたんとする)と粗る、ときは敗る、敗る、ときは懲る、懲る、ときは勝つ、是れ自然の道理なり、匈奴は石晋の勝に粗れたるゆゑに、景德の敗あり、景德の敗に懲りてより、其後は拙者未だ彼が勝ちたる所を知らず、されば充分兵備の用心あるに相違なし、是れ甚だ懼るべき次第なり、以上第三段、此段は、敵に今日必勝の勢あるゆゑ、畏るべきを言ふ、

雖然、數十年之間、能以無大變者、何也、匈奴之謀、必曰、我百戰而勝人、人雖屈而我亦勞、馳一介入中國、以形凌之、以勢邀之、歲得金錢數十百萬、如此數十歲、我益數百千萬、而中國損數百千萬、吾日以富、中國日以貧、然後足以有爲也、

【以下敵情を料る處、本題の正面なり、去りながら、此數十年の間、能くも大變の起らぬ者は何故ぞ、匈奴の謀計を想察するに、必ず斯く言へるなるべし、我れ百たび戰ひて人に勝ちたらんには、人は屈すらめども、我も亦勞れん、それよりは、一介の使を馳せて中國に入らしめ、形(俗に云ふ、しうちといふ程の意なり)を以て之を凌ぎ、(ふみつけにすること)勢を以て之を邀(もと)め、歲々に金錢數十百萬を得、此の如きこと數十歲ならば、我は數千百萬を益して、中國は數千百萬を損せん、吾は日々に富みて、中國は日々に貧しくならん、然して後に、思ふさま事を爲し得るに足らん、と、

天生北狄、謂之犬戎、投骨於地、猖然而爭者、犬之常也、今則不然、邊境之上、豈無可乘之釁、使之來寇、大足以奪一郡、小亦足以殺掠數千人、而彼不以動其心者、此其志非小也、將以蓄其銳、而伺吾隙、以伸其所大欲、故不忍以小利而敗其遠謀、

【猖然】…犬の聲なり、  
【天が北狄(契丹)も、北狄の一種なり、】を生ず、之を名づけて犬戎と謂ふ、骨を地に投げ與ふときは、猖然と吠えて之を争ふ者は、犬の常なるに、今の匈奴は、左様なる様子は少しも見えず、今日中國の邊境の上には、豈附け入るべき釁(すき)なからんや、若し之をして來寇せしめば、大ならば以て一郡を奪ふに足らん、小なるも亦以て數千人を殺掠するに足らん、而るに、彼は夫れ式のこと位には、其心を動かさざる者は、此れ其志小なるに非ざるなり、前に其銳氣を蓄へて、吾が隙(すき)を伺つて、其大に欲する所を伸べんとするなり、故に小利のために其遠謀を敗るに忍びざるなり、

古人有言曰、爲虺弗摧、爲蛇奈何、匈奴之勢、日長炎炎、今也柔而養之、以冀其卒無大變、其亦惑矣、

【古人有言云々】…此語國語の吳語に出づ、  
【古人言へることあり、曰く、虺(まむし)たるるときに、捕はずんば、蛇と爲りたらば奈何せん、これは蛇の小ききとき殺されば、大蛇となりたる後は、手を附けらるまじといふことなり、今匈奴の勢は、日に長進して、炎々ともえたる程の有様なり、而るを、今柔かに待てなして之を養ひ、以て其何時までも大變ならんことを冀ふは、其れ亦惑へるなり、】以上第四段、此段は、敵の容易に我を犯さる者は、其志中國を疲弊せしめ、時を俟ちて、其志望を達せんとするに在るをいふ、

且今中國之所以竭生民之力、以奉其所欲、而猶恐焉、懼一物之不稱其意者、非謂中國之力、不足以支其怒耶、然以愚度之、當今中國雖萬無有如石晋可乘之勢者、匈奴之力、雖足以犯邊、然今十數年間、吾可以必無犯邊之憂、何也、非畏吾也、其志不止犯邊也、其志不止犯邊、而力又未足以成其所欲、爲則其心惟恐吾之一旦絕其好、以失吾之厚賂也、然而驕傲不肯少屈者、何也、其

意曰邀之而後固也、

此段も亦敵情を料りて、其志厚賂を食るに在るをいふ、且つ今中國が生民の力を弱くして、以て其欲する所に奉じて、猶も恐々然(おぢく)する(こと)として、一物たりとも、愚を以て之を度るに、當今、中國には、萬々石晋程の乗すべき勢はあるまじけれども、(中國以下の十四字は、斜挿の句にて、周旋語と知るべし、故に兩箇の雖の字、其意同じからず、)よしや匈奴の力が邊を犯すに足るにもせよ、去りながら、今十數年の間は、吾國は、必ず邊を犯さるゝ憂なかるべきなり、夫れは何故ぞといふに、彼が吾を畏るゝ次第にはあらざれど、其志が邊を犯すに止まらざればなり、其志は邊を犯すに止まらざれども、今の處にては、彼の國力が、又未だ其爲さんと欲する所を成就せざる程には足らざれば、彼の心には、惟吾の一旦其好(よし)みを絶ちて、以て吾が遣る所の厚賂を失はんことを恐るゝなり、斯くも厚賂を食れば、何處までも、預けて来るべきを、左はなくて、驕傲とおこり高ぶりて、少しも屈することを承知せぬは、如何なる仔細ぞ、それは彼の意には、斯く言ふであらう、此方より勢もて之を邀めて、而る後に、固く得らるべしと、(邀は、要求することにて、力づくにて求むる義なり、)以上第五段、此段は、彼の容易に未だ肯て我を犯さざる者は、彼の力未だ以て我を犯すに足らず、故に我が好を絶ちて、厚賂を失はんことを恐るゝないふ、

鷲鳥將擊、必匿其形、昔者冒頓欲以攻漢、漢使至、輒匿其壯士健馬、故兵法曰、辭卑者進也、辭彊者退也、今匈奴之君臣、莫不張形勢、以夸我、此其志不欲戰明矣、

此段は、敵情を料りて、其意戦に在らざることを審かにす、鷲鳥(つよき鳥)が將に小鳥を撃たんとするときは、必ず其形を匿す、昔し冒頓が漢を攻めんとするとき、漢の使至れば、輒ち其壯士健馬を匿したりとぞ、故に兵法(孫子)に曰く、辭の卑き者は、進む敵なり、辭の強き者は、退く敵なりと、今日匈奴の君臣は、形勢を張りて以て我を夸らざるはなし、此れ其志戦ふことを欲せざることを明かなり、

閻閻之入楚也、因唐蔡、句踐之入吳也、因齊晉、匈奴誠欲與吾戰、耶、曩者陝西有元昊之叛、河朔有王則之變、嶺南有智高之亂、此亦可乘之勢矣、然終以不動、則其志之不欲戰、又明矣、吁、彼不欲戰、而我遂不與戰、則彼既得其志矣、兵法曰、用其所欲、行其所能、

廢其所不能、於敵反是、今無乃與此異乎、

閻閻(閻閻)：…吳王の名、史記に閻閻、伍子胥、伯嚭、唐、蔡(二國の名、是より先き、楚に怨あり、)と俱に楚を伐ち、郢に入るとあり、【句踐】：…越王の名、越の吳を伐つとき、吳の士民は、罷弊して、輕銳は盡く齊、晋に死したれば、越大に吳を破れり、【王則】：…貝州の卒なり、慶曆七年、貝州城に據りて叛す、【智高】：…廣源州の蠻なり、皇祐四年叛す、昔し閻閻の楚に攻め入りしは、唐、蔡の楚を怨むに因れり、句踐の吳に攻め入りしは、齊、晋の吳と相仇するに因れり、總べて敵を攻むるは、其聲障あるに乗ずることよけれ、曩者(さき)に陝西には、元昊の叛あり、河朔には、王則の變あり、嶺南には、僞智高の亂あり、此れ亦乘すべき勢なり、然るに、彼は終に動かぬを見れば、其志の戦を欲せざること又明かなり、吁(あゝ)彼は戦を欲せざるに、而るに、我は遂に與に戦はざるときは、彼は既に其志を得たる譯なり、兵法に曰く、己の欲する所を用ぬ、己の能くする所を行ひ、己の能くせざる所を廢(や)む、敵に對しては、其反對に出づべしとあり、而るに、今敵の欲する所を用ぬ、敵の能くする所を行ひ、敵の能くせざる所を廢むるは、なんと此書の意味と違つては居るまいか、

且匈奴之力、既未足以伸其大欲、而奪一郡、殺掠數千人之利、彼又不以動其心、則我勿賂而已、勿賂而彼以爲辭、則對曰、爾無功於吾、歲欲吾賂、吾有戰而已、賂不可得也、

且匈奴の力は、既に未だ其大に欲する所を伸ばすには足らず、而して一郡を奪ひ、數千人を殺掠する位の小利は、彼れ又以て其心を動かさず、(第四段を看よ)して見れば、我よりは賂はぬまてのことなり、我より賂はぬを、彼以て辭(いひぐさ)となさば、其時は、對へて曰ふべし、爾ち吾に功なくして、歳々に吾が賂を欲す、吾は戦ふことあらんのみ、賂は得らるまじと、以上第六段、此段は、彼の意、既に戦に在らず、故に我戦を以て之に應ずべきないふ、兵法に謂ふ所の於敵反是の道なり、

雖然、天下之人必曰、此愚人、人之計也、天下孰不知賂之爲害、而勿賂之爲利、顧勢不可耳、

此段は、賂の害を論ず、言ふは、賂はされば、變速かにして禍小なり、之に賂ふときは、變速くして禍大なり、故に漢の七國の事を援きて例證とし、以て當時の因循の説を破るゝ去りながら、斯く言ひたらば、天下の人は必ず曰はん、此は愚人の計なり、天下何人か賂ふことの損害と爲りて、賂はぬことの利益と爲ることを知らざらん、顧ふに勢不可なるのみ、勢の不可なるを辨へずして、妄に敵の怒を招くは、愚人に非ずして、何ぞと、

愚以為不然。當今夷狄之勢如漢七國之勢。昔者高祖急於滅項籍。故舉數千里之地以王諸將。項籍死。天下定。而諸將之地因遂不可削。當是時。非劉氏而王者八國。高祖懼其且為變。故大封吳楚齊趙同姓之國。以制之。既而信越布綰皆誅死。而吳楚齊趙之強。反無以制。

【八國】：楚王韓信、梁王彭越、韓王信、長沙王吳芮、淮南王黥布、燕王臧荼、趙王張耳、燕王盧綰なり。  
【拙者】は以爲へらく、左様にてはあるまい、當今夷狄の勢は、漢の七國の勢の如し、昔し漢の高祖は、項籍を滅ぼすことを急ぎたれば、數千里の廣き地を擧げて、以て諸將を王とせしが、項籍死して、天下定まりたれど、諸將の地は、其まゝにて、遂に削ることもならず、是時に當りて、劉氏に非ずして王たる者八ヶ國あり、高祖は、其且に變を爲さんとすることを懼れたるが故に、大に吳楚齊趙などの同姓の國を封じて、以て之を制せり、頓て韓信、彭越、黥布、盧綰は、皆誅せられて死したれども、吳楚齊趙の強きは、反りて制することが出来ぬやうになりたり。

當是時諸侯王雖名為臣。而其實莫不有帝制之心。膠東膠西濟南又從而和之。於是擅爵人。赦死罪。戴黃屋。刺客公行。匕首交於京師。罪至彰也。勢至逼也。然當時之人猶且徜徉容與。若不足慮。月不圖歲。朝不計夕。循循而摩之。煦煦而吹之。幸而無大變。以及於孝景之世。有謀臣曰鼂錯。始議削諸侯地。以損其權。天下皆曰。諸侯必且反。錯曰。固也。削亦反。不削亦反。削之則反疾而禍小。不

削則反遲而禍大。吾懼其不及。今反也。天下皆曰鼂錯愚。  
【黃屋】：天子の車は、翠羽蓋(車の日蔽ひのかさ)に黃綸を以て覆と爲す、故に此名あり、【匕首】：小刀の名、其頭(さじ)に銀す、是時に當りて、諸侯王は、天子に對して、名は臣たれども、其實は皆帝制をまねる心のあらぬはなし、膠東王、膠西王、濟南王なども、又上の吳楚齊趙に從ひて之に和す、是に於て、擅に人を爵し、死罪を赦し、黃屋を戴き、(三事は、皆天子の事、是れ所謂る帝制なり)刺客は公(おほやけ)に行はれ、匕首は京師に交はる(刺客の多きこと)、程の有様にて、其罪に至りて彰はれ、其勢に至りて逼り、捨ても置かれぬ形勢となりたるに、當時の人は、まが御容與と、ゆつくりして、更に心配するにも足らぬ様子にて、一月と送りて、一年の勘定をせず、朝は朝と濟まして、夕の用意をせず、循々となつて、漸々とわくめて、幸にして大變も起らずして、以て孝景の世に及べり、謀臣あり、其名を鼂錯といふ、始めて諸侯の地を削りて以て其權を損せんことを議せしに、天下皆曰く、若し之を削らんには、諸侯は必ず且に反せんといふ、錯曰く、固よりのことなり、之を削るも反せん、削らざるも亦反せん、之を削るときは、反することは速かなれども、禍は小ならん、削らざるときは、反することは遅けれども、禍は大ならん、吾は其今の内に早く反せざるを懼ると、天下の人々の之を聞きて、皆鼂錯を愚人なりといへり、

吁。七國之禍。期於不免。與其發於遠而禍大。不若發於近而禍小。以小禍易大禍。雖三尺童子皆知其當然。而其所以不與錯者。彼皆不知其勢。將有遠禍。與知其勢。將有遠禍。而度己不及。見謂可以寄之後人。以苟免吾身者也。然則錯爲一身謀。則愚。而爲天下謀。則智。人君又安可捨天下之謀。而用一身之謀哉。

【吁(あゝ)】七國の禍は、晚かれ早かれ、免れぬことに定まり居たり、其遠き後に發して、禍の大ならんよりは、近き内に發して、禍の小なるには若かず、小禍を以て大禍に易ふる、この利益なることは、三尺の童子と雖も、皆其當に然あるべきことを知る者なるに、而るに、其錯に與みせざる所以の者は、一つには、彼等が、みな其勢の將に遠き後に禍の起らんとするを知らざる者と、又一つには、よし其禍の起るを知りたるにもせよ、己が當代には見るに及ばざるべきことを度りて、其實を後代の人に負はせて、以て一時吾身の難を免るべしと謂ふ者と、此二種の考あるゆゑなり、して見ると、錯は、一身のために謀るに於ては愚なるに相違なけれども、天下のために謀るに於ては智なり、人君たる者は、又安んぞ天下の謀を捨て、一身の謀を用ゐるべけんや、以上第七段、

今者匈奴之彊。不減於七國。而天下之人。又用當時之議。因循維



持以至於今方且以為無事而愚以為天下之大計不如勿略勿  
略則變疾而禍小略之則變遲而禍大畏其疾也不若畏其大樂  
其遲也不若樂其小

圖 今匈奴の強きことは、七國に減せず、而るに、天下の人、又當時（漢の時をいふ）の議を用ひて、因循維持して、以て今日に至り、先づ以て無事なりとせるまじなるに、而るに、拙者一人は、以為へらく、天下の大計は、略はぬが第一ぢや、略はぬときは、變の起るは速かなれども、禍は小ならん、之に略ふときは、變の起るは遅けれども、禍は大ならん、其速かなるを畏れんよりは、其大なるを畏れんに若かず、其遲きを樂まんよりは、其小なるを樂まんに若かずと。

天下之勢如坐弊船之中駭駭乎將入於深淵不及其尙淺也舍  
之而求所以自生之道而以濡足為解者是固夫覆溺之道也

圖 今天下の勢は、弊れたる船の中に坐わりて、駭々乎と進みずいんで、追々と深き淵に入らんとする有様なり、其まだ淺き中に、早く船を捨て、自身に助かる道を求めずして、足を濡（ぬ）らす位のことを言ひぐさにするは、是れ固より覆溺に陥る道である、故に今日は兵を用ふるを厭ふ時節にてはあらぬなり。

聖人除患於未萌然後能轉禍而為福今也不幸養之以至此而  
近憂小患又憚而不決則是遠憂大患終不可去也赤壁之戰惟  
周瑜呂蒙知其勝伐吳之役惟羊祜張華以為是然則宏遠深切  
之謀固不能合庸人之意此龜錯所以為愚也

圖 聖人は、患を未だ萌さぬ先きに除き、然して後に、能く禍を轉じて福となす、今や不幸にして、禍を養ひて此に至れり、而るに、近憂小患を又憚り恐れて、決断せざれば、是れ遠憂大患は、終に去るべからざるなり、赤壁の戦には、惟周瑜と呂蒙とのみが、其勝たんことを知るのみなり。

りき、吳を伐つ役（晉の成寧中）には、惟羊祜と張華とのみが、以て是となすのみなりき、して見ると、宏遠深切の謀は、固より凡庸人の意見に合ふこと能はず、此れ龜錯が當時の人に愚とせられたる所以なり、以上第八段、此段は、漢の事を承けて、本朝を言ふ、其意亦主として當時の因循姑息の說を破るに在り、前段と一なり、言錯を以て自ら比し、錯の愚を借りて收結す、以て自己の勿略有戰の策は、庸人には愚とせらるれど、其實は愚計に非ざることを明かす、愚の字に就きて翻弄す、妙なり。

雖然錯之謀猶有遺憾何者錯知七國必反而不為備反之計山  
東變起而關內騷動今者匈奴之禍又不若七國之難制七國反  
中原半為敵國匈奴叛中國以全制其後此又易為謀也

圖 以下敵を制する本謀を論ず、然りと雖も、錯の謀は、猶遺憾のこりなきことあり、それは何故ぞといふに、錯は七國の必ず反せんことを知れども、反に備ふる計を知らず、山東に變起りて、關内（長安の地をいふ）漢の都する所なり、騷動せり、今の匈奴の禍は、又七國の制し難き程にはあらず、七國の反するときは、中原の地半は敵國となれり、匈奴の叛せんには、中國全力を以て、其後を制せん、此れ又謀を爲し易きなり。

然則謀之奈何曰匈奴之計不過三一日聲二日形三日實匈奴  
謂中國怯久矣以吾為終不敢與之抗且其心常欲固前好而得  
厚賂以養其力今也遽絕之彼必曰戰而勝不如坐而得賂之為  
利也華人怯吾可以先聲脇之彼將復賂我

圖 去らば、之を謀るは、奈何にして宜しからうか、曰く、匈奴の計は、三つあるに過ぎず、第一を聲と曰ひ、第二を形と曰ひ、第三を實と曰ふ、匈奴中國を怯（おこびやう）なりと謂ふこと久し、故に吾を以て逆も敢て敵對は出来まじとせり、且つ其心には、常に前々よりの好みを固くして、厚き賂を取りて、以て其國力を養はんことを欲せり、それを今遽かに之を絶つときは、彼必ず曰はん、戰ひて勝たんよりは、坐して賂を得ることの利益なるに如かず、華人は臆病なれば、我は先聲（風説）を先きに立つること、を以て之を脇（おびや）すべし、左すれば彼れ將に復び我に賂はんとす。

於是宣言於遠近我將以某日圍某所以某日攻某所如此謂之

聲命邊郡休士卒偃旗鼓寂然若不聞其聲聲既不能動則彼之計將出於形除道剪棘多為疑兵以臨吾城如此謂之形深溝固壘清野以待寂然若不見其形形又不能動則技止此矣將遂練兵秣馬以出於實實而與之戰破之易耳

○此以下、戰の易きを以て申す、我は某日を以て某所を攻めんとす、斯く風説を立て、敵を懼さんとする謀を名づけて聲といふ、その時は、此方にては、たゞ邊郡に申し付けて、士卒を休へ、旗鼓を偃ふ、寂然と、ひっそりして、其聲を聞かぬふりをするが宜し、風説にては、既に我を動かすことが出来ぬと見ると、彼の計は、將に形に出でんとす、形とは、外形を以て敵を懼す策にて、其仕方は、軍を押し出す道筋を作り、棘(いばら)などの藪を剪り拂ひ、多く疑兵(軍兵のいせもの)を設けて、以て吾が城に臨まん、斯る所爲を名づけて形といふ、そのときは、此方にては、之に應ずるに、溝を深くし、壘を固くし、野を清めて(野の穀物などを残らず刈りとること)以て待ち、寂然とひっそりして、其形を見ざるふりをするが宜し、外形の懼しにては、又我を動かすことが出来ぬときは、彼の技倆は、此に止まる、其上は、猶なく、遂に兵を練り、馬に秣(ひ)ひ、以て眞實に出でんとす、眞實に出でたるとき、之と戦は、之を破らん、ことは、いと易きのみ。

彼之計必先出於聲與形而後出於實者出於聲與形期我懼而以重賂請和也出於實不得已而與我戰以幸一時勝也

○此以下は、戰の易きを以て申す、彼の計は、必ず先づ聲と形とに出で、而して後に、實に出づる者なり、聲と形とに出づるは、我が懼れて重賂を以て和を請はんことを期(あて)にするなり、實に出づるは、已むことを得ずして、我と戦ひ、以て一時の勝を幸(こひれ)がふなり、(此は彼の戰の勝算なきをいふ、之を破ること易しといふゆゑなり)

夫勇者可以施之於怯不可以施之於智今夫叫呼跳踉以氣先者世之所謂善鬪者也雖然蓄全力以待之則未始不勝彼叫呼

者聲也跳踉者形也無以待之則聲與形者亦足以乘人於卒不然徒自弊其力於無用之地是以不能勝也

○夫れ勇といふ者は、怯者に對しては、用を立てども、智者に向ひては、用を立てぬ者なり、今夫れ叫呼跳踉(なまりあがり)して、氣を以て先にする者は、世の謂ふ所の善く鬪ふものなり、去りながら、之に當たるに全力を蓄へて以て之を待てば、(あへ)しらふ未だ始より勝たざることあらず、彼の叫呼する者は聲なり、跳踉する者は形なり、若しも此方にて之を待つ力なからんには、聲と形とだけにて随分人の油斷に付込みて、勝を取ることが出来るならん、左もなくして、相手の方に、備へあらんには、徒に自ら其力を無用の地に弊(ひ)つひやすのみならん、是を以て、勝つこと能はざるなり。

韓許公節度宣武軍李師古忌公嚴整使來告曰吾將假道伐滑公曰爾能越吾界為盜耶有以相待無為虛言滑帥告急公使謂曰吾在此公安無恐或告除道剪棘兵且至矣公曰兵來不除道也師古詐窮遷延以遁愚故曰彼計出於聲與形而不能動則技止此矣與之戰破之易耳

○韓許公(名は弘、韓文の許國公)神道將を兼看すべし、の宣武軍に節度たる時、李師古公の嚴整なるを忌みて、使をして告げて申すやう、吾將に貴公の領地なる道路を借用して、滑(義成)の節度使李元善を伐たんとす、公曰く、爾能く吾が領内を越えて、盜を爲さんか、此方にもそれらの手當あり、虚言を爲すことなかれと、滑の帥急を告げたるに、公人をして謂はしめて曰く、吾此に在り、公安んじて恐るゝことなかれと、或人、敵は道路を取廣げ、荆棘を剪り開き、今にも押し寄せ來らん様なりと告げたるに、公曰く、兵の來るには、道路を取廣げの苦なりと、かくて少しも動かさざりしに、果して師古は詐りの手段も盡きたりけん、遷延とあとしりして、遁れたり、斯る先例もあることゆゑ、拙者が申す通り、彼の計が聲と形とに出で、我を動かすことの出来ぬときは、其技倆は此に止まる、故に之と戦ひて撃ち破らん、ことは、いと易きのみと、以上第九段。

方今匈奴之君有内難新立意其必易與鄰國之難霸王之資也

且天與不取、將受其弊、賈誼曰、大國之王、幼弱未壯、漢之所置、傅相方握其事、數年之後、大抵皆冠血氣方剛、漢之傅相、以病而賜罷、當是之時、而欲爲安、雖堯舜不能、嗚呼、是七國之勢也、

此段は、又現時の好機會を見出して、猶更其與みし易きことを言ひたるなり、方今匈奴の君は、内難ありて、新たに立ちし折なれば、(仁宗の至和二年、契丹の主興宗祖し、子の洪基立つ、)意ふに其れ必ず與みし易からん、鄰國の難あるは、霸王の資(たすけ)なり、且つ天の與ふるものを取らざれば、將に其弊を受けんとす、賈誼の曰く、大國の王、幼弱にして、未だ壯ならず、漢より附け置かれたる傅(もり)相(からう)が、方に其事を握れり、數年の後には、其國王は、大抵皆元服し、血氣も方に剛ならず、漢より附けられたる傅相は、病氣にて免職とならん、是時に當りて、世の安泰ならんことを欲せんには、たとひ堯、舜と雖も、能くせざらん、嗚呼、是れ誼が論じたる當時の七國の勢なり、以上第十段、此段、漢の事を以て結び、復た宋の事に説き及ぼさず、其意賈誼を以て己が警身とす、誼の憂ふる所は、即ち己の憂ふる所なるを見はす、筆趣高絶なり、

【沈評】勿路主戰は、一篇の大旨なり、敵の我を要する所以と、我の敵を待つる所以と、一々曲(つぶさ)に其情に中たる、料る所の者は、契丹なれども、後日金人が宋を患にする術は、已に預め其肺腑を見はしたり、上賈生の治安策に匹(くら)ぶとも、夫れ何ぞ愧ぢん、○幾策二篇(審勢、審敵)は、公の本領と識見と、已に此に具れり、故に先づ以て歐陽公に獻じ、而して田穰密に上る書に於て、復び提けて之を言へり、此れ生平得意の作なればなり、

### 任相

此文の主意は、相に任ずるは、宜しく之に接するに禮を以てして、重く之を責むべしといふに在り、凡て五段、

古之善觀人之國者、觀其相如何人而已、議者常曰、將與相均、將特一大有司耳、非相侔也、國有征伐而後將、權重有征伐、無征伐、相皆不可一日輕相賢耶、則群有司皆賢、而將亦賢矣、將賢耶、相雖不賢、將不可易也、故曰、將特一大有司耳、非相侔也、

首段は、相の國家に於ける、其任重きこと、特に將の比に非ざるをいふ、古の善く人の國を觀る者は、其相は如何なる人なるかを觀るのみ、其相を觀れば、其國の治亂興廢は知らるゝ者なり、それを議者は常に將と相とは同一なりといへども、これは何も知らぬ者の申條なり、將は、特に一の大有司のみ、相の侔(たぐひ)には非ず、國に征伐ありて、而して後、將の權は始めて重し、征伐ありても、征伐なくしても、相は何れにても、一日も輕んずべからず、相賢ならんか、其時には、必ず群有司も皆賢にして、將も亦賢ならん、將賢ならんか、其時には、相賢ならずといへども、將の力にて之を易ふことは出來ぬなり、故に、將は特に一の大有司のみ、相の侔には非ずといひたるなり、以上第一段、  
任相之道、與任將不同、爲將者、大概多才、而或頑鈍無耻、非皆節廉好禮、不可犯者也、故不必優以體貌、而其有不羈不法之事、則亦不可以常法御、何則、豪縱不趨約束者、亦將之常態也、武帝視大將軍、往往踞廁、而李廣利破大宛、侵殺士卒之罪、則寢而不問、此任將之道也、

【題釋】「任相」…漢の武帝、大將軍の衝背を視るとき、厠に踞せしとあり、厠は、林の邊側なりと注せり、座林(れたい)の端に腰を掛くること、無禮の容なり、(「侵殺士卒」)…李廣利の大宛を伐つとき、將吏食りて、士卒を愛せず、之を侵辱せしかば、之がために死する者衆し、  
以下は、相に任ずる道を説く、是れ正意なり、さて又相に任ずる道は、將に任ずるとは同じからず、將たる者は、大概才は多けれども、中には頑鈍(こつとん)情(じやう)はよくして、にぶきこと、にして耻なき者あり、孰れも皆節義廉正(せつぎれんせい)の取守ることありて、きりめ正しきこと、にして、禮を好み、犯す(てむ)むかふこと)べからざる者といはれず、故に必しも體貌(たいぼう)容(よう)を以て禮敬すること、を以て優遇せず、其不羈(いふ)ことなきか、め、と、不法の事あるときは、亦常法もて制御すべからず、そは何故ぞといふに、豪縱(わがま)に於て、折々は御座の林に腰打掛けて、御對顔ありしことあり、(此亦將の常態(つね)のさま)なればなり、昔漢の武帝は、大將軍に御達(ごたつ)するときは、折々は御座の林に腰打掛けて、御對顔ありしことあり、(此は、體貌を以て禮遇せざるを云ふ)而して又李廣利の大宛(西域の國の名)を破りしとき、士卒を侵(せ)辱(じやく)物(もの)をむさぼりしこと、し殺したる罪は、差置きて、吟味せられざりしことあり、此は常法を以て之を御せざる先例にて、此れ即ち將に任ずる道なり、  
若夫相、必節廉好禮者爲也、又非豪縱不趨約束者爲也、故接之以禮而重責之、

【題釋】若し夫の相の職は、將とは違ひて、必ず節義廉正にして、禮を好むものゝ爲ることにして、又豪縱にして、約束に従はぬ、我儘者の爲ること

とには非ず、故に其取扱も、禮式を正しくして、其責任を重くすべきなり、以上第二段、接之以禮而重責、之の一句は、是れ即ち此文の主

意、此處先づ點出す、  
古者相見於天子、天子爲之離席起立、在道爲之下、輿有病相問、不幸而死、親弔待之、如此其厚、然其有罪亦不私也、天地大變、天下大過、而相以不起聞矣、相不勝任、策書至、而布衣出府、免矣、相有他失、而棧車牝馬、歸以思過矣、

【大過】…過の字他本に禍に作る、棧車…竹木にて作れる車なり、

此段は、上文を承けて、古は大臣に接するに禮を以てして、重く之を責めたる義を申明す、古は宰相の天子に見ゆるときは、天子は之が爲めに御席を離れて起立せられ、途中にて御達になるときは、之がために御車より下られ、病氣あれば、御見舞を賜ひ、不幸にして死すれば、御自身にて悔みたまへり、之を待つ（あへしらふ）こと此の如く厚けれども、其罪あるときは、亦私に宥免せられず、天地の大變、天變地異のこと、天下の大禍あるときは、宰相は、病氣にて出仕の出来ぬ由を以て上聞に達するが例なり、此は宰相自ら過を引き、罪を謝することにて、上の難免を俟たぬなり、又宰相は、任に勝へざることは、策書として、御書付が下れば、直に宰相の衣冠を脱ぎ、布衣を着けて、相府を罷り出て、御役御免となる、又宰相に他の過失あるときは、竹木にて造りたる粗末なる車を牝馬に引かせて、それに乗りて、家に歸りて、過を思ひて、謹慎するが例なり、（此は、上の待遇厚ければ、其責任も亦重き例をいへるなり）

夫接之以禮、然後可以重其責、而使無怨言、責之重、然後接之以禮、而不爲過、禮薄而責重、彼將曰、主上遇我以何禮、而重我以此責也、甚矣、責輕而禮重、彼將遂弛然、不肯自飭、故禮以維其心、而重責以勉其怠、而後爲相者莫不盡忠於朝廷、而不恤其私、

【上文は、古時宰相を過する…の厚きを言ひ、此下は、其制に就きて、己の意見を述べたるなり、故に夫の字を以て辭の端を更む、夫れ之に接するに禮を以てすればこそ、如何程其責を重くすればとて、怨言なからしむべけれ、之を責むること重ければこそ、如何程之に接するに

禮を以てすればとて、過ぎたりとはせざるなれ、然るに、禮過が薄くして、責任のみを重くするときは、彼は將た曰はん、主上は我を過するに、何等の禮を以てせられながら、我に斯くまで重き責を負はせらるゝは甚しきことと、若し又責任が軽くして、禮過のみを重くするときは、彼將た遂に弛然と氣をゆるめて、肯て自から飭（つ）まざらんとす、故に禮を厚くして以て其心を維（つ）なせ、責を重くして以て其怠りを勉めしむ、斯くして後に、相たる者は、忠を朝廷に盡さるものなく、而して其私事を心配する機のことなせざるなり、

吾觀賈誼書、至所謂長太息者、常反覆讀、不能已、以爲誼生文帝時、文帝遇將相大臣、不爲無禮、獨周勃一下獄、誼遂發此、使誼生於近世、見其所以遇宰相者、則當復如何也、

【賈誼書】…治安策なり、【長太息】…誼の書に當時の事長太息をすべき者六を擧ぐ、其中に大臣を優遇せざることを論じたる條あり、

吾賈誼の書を觀て、謂ふ所の長太息といふ者に至りて、常に反覆して讀みて已まず、以爲へらく、誼は、文帝の時に生れたり、文帝の將相大臣を過するは禮なしとせず、獨り周勃のみ一たび獄に下されしに、誼は遂に此長太息の言を發して、其大臣の待遇の宜しからざることを論じたり、若し誼をして近世に生れて、宰相を過する所以の者を見しめなば、當に復た如何に思ふべきぞ、さぞかし其薄きことを嘆くならん、以上第三段、

夫湯武之德、三尺、豎子皆知其爲聖人、而猶有伊尹太公者爲師友焉、伊尹太公、非賢於湯武也、而二聖人者、特不顧以師友之、明有尊也、

此段は、近代の宰相を過するに禮を以てせず、故に重く之を責むること能はざるを論ず、夫れ湯武の德は、三尺の豎子（こども）も、皆其聖人たることを知る、夫れですら猶伊尹といひ、太公といふ者ありて、師友となれり、さればとて、伊尹と太公とが湯武より賢れる譯には非ず、而るに、二聖人は、夫れにも構はずして、之を師友とせられし者は、天子と雖も、尊ぶ所あることを明にせられたるなり、（此處、湯武を引きたるは、近代の宰相を過することの古に若かざることを見はさんためなり）

噫、近世之君、姑勿責於此、天子御坐、見宰相而起者、有之乎、無矣、

在與而下者有之乎、亦無矣、天子坐殿上、宰相與百官趨走於下、掌儀之官名而呼之、若郡守召胥吏耳、雖臣子爲此、亦不過然、尊尊貴貴之道、不若是褻也、

○漢、近世の君に此湯、武の尹尹、太公を尊ばれたる師友の例などを以て貴むることは、姑くさて置き、漢の先例に依りて、天子の御坐にまゝし、宰相を見て起たれたる者ありや、それだにも無し、然らば、御車にまゝし、宰相を見て下られたる者ありや、矢張無し、天子は殿上に坐せられ、宰相は百官と同じく殿下に趨走す、掌儀の官(朝廷の禮儀を掌る官)の名を呼ぶことは、郡守の小吏を召すが如きのみ、臣子の身分として、此を爲すは、然かせんより外に致方なしと雖も、尊(徳)を以て云ふ、尊(官位)を以て云ふ、を貴ぶ道は、此の若く褻(な)れなれしからざる者なり、

夫既不能待之以禮、則其罪之也、吾法將亦不得用、何者、不果於用禮、而果於用刑、則其心不服、故法曰、有某罪而加之、以某刑、及其免相也、既曰有某罪、而刑不加焉、不過削之一官、而出之大藩鎮、此其弊皆始於不爲之禮、

○上文今時宰相を遇することの薄き事實を擧ぐ、以下夫の字を以て議論を出す、文法前と相對す、夫れ既に之を待つに禮を以てすること能はざるときは、其之を罪するにも、吾が法將きに亦用ゐらるゝことを得ざらん、とは如何といふに、禮を用ゐることを果しおほせぬに刑を用ゐることのみを果さば、其心は服せざらん、故に法律にて、臣下に罪を加ふるときは、何々の罪あるに依りて、之に加ふるに何々の刑を以てすとあるに、唯宰相を罷免するに及んでは、既に何々の罪ありといひながら、刑を加へず、之が一官を削りて、之を大藩鎮に出すに過ぎず、斯く宰相を罪することの輕き所以は、此れ其弊は、皆最初に之が禮遇を爲さるるに由るなり、

賈誼曰、中罪而自弛、大罪而自裁、夫人不我誅、而安忍棄其身、此必有大愧於其君、故人君者、必有以愧其臣、則其臣有所不爲、

○【自弛】…自から廢死することなり、

○賈誼の曰く、中罪なれば自ら廢死し、大罪なれば自裁すと、夫れ人我を誅せずして、自ら安んじて其身を棄つることゝを忍ぶ(思ひ切る)ことと、此れ必ず大に其君に愧づる所あればなり、故に人君は必ず以て其臣を愧ぢしむることあるときは、(禮遇の厚きこと)其臣は爲さる所あり、(守ることあるを云ふ、即ち上の節廉是なり)。

武帝嘗以不冠見平津侯、故當天下有事、朝廷憂懼之際、使石慶得容於其間、而無怪焉、然則必其待之如禮、而後可以責之如法也、

○【平津侯】…丞相の公孫弘なり、【石慶】…武帝の元鼎中、相となる、時に國家多事、而して事多くは丞相に關かり決せず、實は惟醇謹なるのみ、

○漢の武帝は、嘗て冠を着けずして、平津侯を見られたることあり、斯く宰相を輕く扱はれたれば、自然と其責任も輕くなる譯にて、天下に事ありて、朝廷の憂懼せらるゝ際に當りて、石慶などの如き用に立たぬ人をして、其間に身を容るゝことを得しめて、少しも怪むことなかりしなり、して見ると、宰相は、必ず之を待つこと禮式通りにして、そこで始めて之を責むることと法式通りにすることが出来る譯なり、以上第四段、

且吾聞之、待以禮、而彼不自效、以報其上、重其責、而彼不自勉、以全其身、安其祿位、成其功名者、天下無有也、彼人主傲然於上、不禮宰相、以自尊大者、孰若使宰相自效、以報其上之爲利、宰相利其君之不責、而豐其私者、孰若自勉、以全其身、安其祿位、成其功名、之爲禍、吾又未見去利而就害、遠福而求禍者也、

○此段は、宰相を禮遇することの利害を言ひて之を結ぶなり、且つ吾之を聞く、上より之を待つに禮を以てすれども、彼れ自ら力を效へ(た)して以て其上に報いんとせず、又其責任を重くすれども、彼れ自ら勉めて以て其身を全くし、其祿位に安んじ、其功名を成さんとせず、

ざる者は、天下にあるまじき善なり、彼の人主に於ては、人の上に立ちて、傲然と高ぶる、宰相を禮せず、自ら尊大にせんよりは、宰相をして自ら力を効して以て其上に報いしむることの利益なるに孰若(いづれ)ぞや、又宰相に於ても、其君の費めぬを利益なりとして、其私(いし)を(よう)を(せ)んにせんよりは、自ら勉めて以て其身を全くし、其禄位に安んじ、其功名を成すこと、の幸福なるに孰若(いづれ)ぞや、此の如く利害禍福の判然たる上は、善又未だ世の中に自ら好みて利を去りて害に就き、福に遠ざかりて禍を求むる者を見ざる善なり、故に上の人が禮を以て之に接し、重く之を責めたらんには、何人も甘んじて身を効して上に報いべき理なり、以上第五段。

【沈評】此文は、即ち賈誼の治安策の意にして、曲さに暢べて之を言ひたるなり、中間禮を用ゐることを重(本文は、果に作る)んぜず、亦刑を用ゐることを果さず、相を去りて之を大藩鎮に出すなどは、此れ猶宋代の厚き所なり、此等のことも、宋以後は更に問ふべからず、君臣禮を一にし、協恭して交々(恭敬)の心を協はせて、交々相賛するなり、禹、益、皋陶などのことにて、書經に見ゆ、といふことは、人をして古を懐ひて激然たらしむ。

### 御將

此文は、才將を御する術を論じたるなり、沈云ふ、賢將より、才將を引き出し、才將中に於て、才大才小の二項を分出し、後に高祖を引き、才の大なる者を御する證とす、正喻相生じ、反覆曲暢す、此れ亦縱橫家の術なりと、凡て五段。

人君御臣相易而將難、將有二、有賢將、有才將、而御才將尤難、御相以禮、御將以術、御賢將之術以信、御才將之術以智、不以禮不以信、是不爲也、不以術不以智、是不能也、故曰、御將難、而御才將尤難。

【首段先づ才將を御することの難きを言ふ、人君の臣を御することは、相は易けれども、將は難し、(此處先づ相より將を引く、御は、駕御の義、術を用ゐて之を驅使するを言ふ)將に二あり、賢將あり、才將あり、而して才將を御するは、尤も難し、(一篇の大旨、唯一句にて喝破す)相を御するには、禮を以てし、將を御するには、術を以てす、賢將を御する術は、信を以てし、才將を御する術は、智を以てす、(後段の先賢後賢の意、包みて中に在り、禮を以てせざると、信を以てせざるとは、是れ爲さざるなり、術を以てせざると、智を以てせざるとは、是れ能くせざるなり、故に曰く、將を御するは難しと、其中にも才將を御するは、尤も難しと、以上第一段。

六畜其初皆獸也、彼虎豹能搏能噬、而馬亦能蹄、牛亦能觸、先王

知能搏能噬者、不可以人力制、故殺之、殺之不能、驅之、而後已、蹄者可馭、以羈、繼觸者可拘、以楅衡、故先王不忍棄其材、而廢天下之用、如曰、是能蹄、是能觸、當與虎豹并殺、而同驅、則是天下無騏驥、終無以服乘耶。

【六畜】…馬牛羊犬豕雞をいふ、人家に飼ふ禽獸なり、(楅衡)…一木を角端に横たへて、牛の人に逼るを防ぐ具なり、此段は、才將を御する術を論ず、六畜も、其初は野獸にて、人に馴る、獸には非ず、彼の虎や豹が能く搏ち能く噬むと同様に、馬も亦能く蹄し、(人)をけること、牛も亦能く觸る、(角)にて人を突くこと、是れ其性なり、先王は、其能く搏ち能く噬む者は、逆も人の力もて制することの出来ぬことを知られたるが故に、之を殺すこと、のならぬ者は、之を逐ひ拂ひて、而して後に已みたり、但し蹄する者は、御するに難(おも)がひ(難)たづなを以てすべし、觸る者は、拘(く)るに楅衡(つ)のきを以てすべし、然(しか)し蹄するときは、馬も牛も、皆それの使ひ道ある故に、先王は、其使はる、材を棄て、天下の用を廢するに忍びざるなり、如し是れ能く蹄し、是れ能く觸る、者なれば、常に虎豹と與に并せ殺して、同じく驅るべしといひて、之を棄たらんには、是れ天下に騏驥の名馬のなからんには、何時までも服乘すべき馬とてはなからん、(實際)天下に騏驥は少なきものゆゑ、人を蹄する悍馬にても、猶なく騏驥の力に依りて、之を制取して、使はればならぬなり、これは世に賢將は少なきものゆゑ、才將を用ゐることの已むを得ざるに喩へたるなり、騏驥を以て賢將に喩ふ、沈氏の説本と誤まらず、弘庵以て誤まれりとするは、非なり、)

先王之選才也、自非大奸劇惡如虎豹之不可以變其搏噬者、未嘗不欲制之以術、而全其才以適於用、況爲將者、又不可責以廉隅細謹、顧其才如何耳、漢之衛霍、趙充國、唐之李靖、李勣、賢將也、漢之韓信、黥布、彭越、唐之薛萬徹、侯君集、盛彥師、才將也、賢將既不多、有才者而任之可也、苟又曰、是難御、則是不肖者而後可

也、

先王の才を選ぶは、大森制虎豹の性質を變ずべからざる程の者に非ざるよりは、未だ嘗て之を制取するに術を以てして、何處までも其才を全くして、用に立たせんと欲せぬことはあらざるなり、況んや將たる者は、又責むるに廉隅(きりめ)たしきこと細謹(こまやか)につし、しむべきこと、を以てすべからず、顧ふに其才の有無如何を視るのみ、才にあらば、廉隅細謹は、二の次なり、漢の衛青、霍去病、趙充國と、唐の李靖、李勣とは、賢將なり、漢の韓信、彭越と、唐の薛萬徹、侯君集、盛彦師とは、才將なり、賢將は、世に多く得られぬ者ゆゑ、才ある者を得て、之に任ずれば、先づ夫れにて宜しき善なり、苟(もし)又是を御し難しとて見棄てたらんには、是れ不肖者にてこそ宜しけれ、世には斯る道理はなき善なり、

結以重恩、示以赤心、美田宅、豐飲饌、歌童舞女以極其口腹耳目之欲、而折之以威、此先王之所以御才將者也、

去らば如何して宜しからんと云ふに、之を結ぶに重恩を以てし、之に示すに赤心を以てし、田宅を美にし、飲饌を豐かにし、歌童舞女を附け與へて、以て十分に其口腹耳目の欲を極めさせ、斯く手厚く取扱ひたの上にて、之を折くに威を以てするは、此れ先王の才將を御する所以の者なり、以上第二段、以上は、才將を取して之を用ふるべきことを論ず、以下は、才將に大小の別あることを説く、

近之論者或曰、將之所以畢志竭力、犯霜露、蹈白刃而不辭者、冀賞耳、爲國家者、不如勿先賞、以邀其成功、或曰、賞所以使人、不先賞、人不爲我用、是皆一隅之說、非通論也、

近ごろの論者は、或は曰く、將の志を畢くし、力を竭くし、霜露を犯し、白刃を踏みて、辭(いな)まざる所以の者は、唯賞を冀ふのみなり、國家を爲(な)さむる者は、賞を先きに與へずして、其成功を邀(も)むるに如かずと、是れ一説なり、或は曰く、賞は人を使ふ所以の道なり、賞を先きにせざれば、人は我が爲に働かずと、是れ又一説なり、何れも皆一隅(ひと)のたずむ(こと)の説にて、普通の論には非ざるなり、

將之才、固有小大、傑然於庸將之中者、才小者也、傑然於才將之中者、才大者也、才小志亦小、才大志亦大、人君當觀其才之小大、

而爲制御之術、以稱其志、一隅之說、不可用也、

將の才には、固より小大あり、庸將の中に於て、傑然と秀てたる者は、才の小なる者なり、才將の中に於て、傑然と秀てたる者は、才の大なるものなり、才小なれば、志も亦小なり、才大なれば、志も亦大なり、人君は當に其才の小大を觀て、制御の術を爲し、以て其志に稱ふ様にせさすべし、一隅の説は、用ふるべからざるなり、以上第三段、此段は、才將中に又大小あるを説く、以下は、之を取する術に相異あるを説く、

夫養驥者、豐其芻粒、潔其羈絡、居之新閑、浴之清泉、而後責之千里、彼驥者、其志常在千里也、夫豈以一飽而廢其志哉、

夫れ驥(け)を養ふには、其芻(わら)粒(こ)を豐かにし、其羈(おも)絡(おも)を潔くし、之を新しき閑(うまや)に居き、之を清き泉(うみ)に浴(あ)みせしめ、而る後に、之に千里の途を歩むことを責むべきなり、彼の驥は、其志常に千里に在り、夫れ豈一たび飽きたるがために、其志を廢せんや、

至於養鷹、則不然、獲一雉、飼以一雀、獲一兔、飼以一鼠、彼知不盡力於擊搏、則其勢無所得食、故然後爲我用、

鷹を養ふに至りては然らず、一雉を獲たるときは、飼ふに一雀を以てし、一兔を獲たるときは、飼ふに一鼠を以てす、彼は力を擊搏に盡さざるときは、其勢(はあひ)食を得る所なきを知る、それゆゑに、斯くして後(のち)に我が用をなすなり、

才大者驥也、不先賞之、是養驥者饑之而責其千里、不可得也、才小者鷹也、先賞之、是養鷹者飽之而求其擊搏、亦不可得也、是故先賞之說、可施之才大者、不先賞之說、可施之才小者、兼而用之、可也、

才の大なる者は、譬へば驥と同じことなれば、先づ之に賞を取らせぬは、是れ驥を養ふ者が、食を充行はずに之を饑らしめながら、其千里を歩まんことを責むると同然にて、逆も得られぬ道理なり、才の小なるものは、鷹と同じことなれば、先づ賞を取らざるは、是れ鷹を養

ふ者が、十分に餌を充行ひて、之を飽かせながら、其弊を求むると同然にて、これ亦得られたぬ道理なり、是故に、先づ賞する説は、之を才の大なる者に施すべし、先づ賞せざる説は、之を才の小なる者に施すべし、此二説は、其人の才の大小を視て、兼れて之を用ゐるが宜しからん、以上第四段、將を取する術は、全く説き了る、以下は、只故事を引き例證とす、

昔者漢高帝一見韓信而授以上將解衣衣之推食哺之一見黥布而以爲淮南王供具飲食如王者一見彭越而以爲相國當是時三人者未有功於漢也厥後追項籍垓下與信越期而不至捐數千里之地以畀之如棄弊屣項氏未滅天下未定而三人者已極富貴矣何則高帝知三人者之志大不極於富貴則不爲我用雖極於富貴而不滅項氏不定天下則其志不已也

昔漢の高帝は、一たび韓信を見て、授くるに上將を以てし、衣を解きて之に衣せ、食を推し(ゆづる)ことにて之に哺(くら)はしめたり、又一たび黥布を見て、以て淮南王とし、供具、調度のこと、飲食とも、皆王者の如くせり、又一たび彭越を見て、以て相國とせり、是時に當りて、三人の者は、未だ漢に對して何等の功もあらざるなり、其後、項籍を垓下に追ひ詰めたる時、韓信、彭越と約束せしが、兩人共に至らざりければ、此時も、數千里の地を捐て、(見切る)こと、以て之に與ふる、弊れたる草履でもぬきすつるやうに、少しも惜まざりき、當時項氏は、未だ滅びず、天下は未だ定まらざるに、三人の者は、已に富貴を極めたり、何故かやうに手厚く充行ひたるかといふに、高帝は、此三人の者の志大にして、富貴を極めざる時は、逆も我が用をなさず、よし又富貴を極めればとて、項氏を滅ばさず、天下を定めざる内は、其志は、まだ(已まぬ)ことを知りたればなり、(此は、將の才の大なる者を御する例證を擧げたるなり)

至於樊噲滕公灌嬰之徒則不然拔一城陷一陣而後增數級之爵否則終歲不遷也項氏已滅天下已定樊噲滕公灌嬰之徒計百戰之功而後爵之通侯夫豈高帝至此而嗇哉知其才小而志

小雖不先賞不怨而先賞之則彼將泰然自滿而不復以立功爲事故也

樊噲、滕公、灌嬰の徒に至りては然らず、一城を拔き、一陣を陥れて、而して後に、數階級の爵位を増せり、左もなきときは、年中一階も進ませぬなり、項氏已に滅び、天下已に定まりたる後、樊噲、滕公、灌嬰の徒は、百戰の功を計へて、而して後に、之に通侯(列侯のこと)の爵を與へたり、夫れ豈(なに)しに高帝此に至りて賞(を)しまんや、其才小にして、志も小なれば、先づ賞せずと雖も怨まず、若し先づ賞せば、彼れ將に泰然と安んじて、自ら満足し、復び功を立てんことを仕事とせざらんとするゆゑなり、(此は、將の才の小なる者を御する例證を擧げたるなり)

噫方韓信之立於齊蒯通武涉之說未去也當是之時而奪之王漢其殆哉夫人豈不欲三分天下而自立者而彼則曰漢王不奪我齊也故齊不捐則韓信不懷韓信不懷則天下非漢之有嗚呼高帝可謂知大計矣

「蒯通、武涉之説」…項羽武涉をして、韓信に説かしめて、與に連和せんと欲せしに、信従はず、又蒯通は、韓信に事へたる者にて、信に説きて、漢に叛かしめんとせしに、信又従はず、史記に見えたり、

噫、韓信の齊に立ちて王たる時に方りては、蒯通、武涉などの、勸めて漢に叛かしむる説は、未だ去らざることなれば、此時に當りて、若しも之が王位を奪ひたらんには、漢は其れ殆(なり)らん、夫れ人は誰に限らず、豈(なに)しに天下を三分して自立せんことを欲せざる者あらん、而るに、彼の韓信は、漢王は我が齊を奪ふ權なることとせじといひて、安心せり、斯かる譯柄ゆゑ、若しも漢が齊を捐て、(見切る)こと、與へざらんには、韓信は(なつ)かざらん、韓信が懐かざらんには、天下は漢の有に非ざらん、して見ると、漢の天下を取りしは、全く先づ賞することとを惜まずして、大才の將を懐けたる效なり、嗚呼、高帝は、大計を知れる者と謂ふべし、以上第五段、結末先賞の一例を抽きて局を結ぶ、而して後賞の例は、置きて問はず、蓋し才將中の大才の者を御するが、尤も至難なればなり、而して文の主意も全く之を重くす、

養才

此文の主意は、才ある者は世に多くあらざれば、宜しく之を平日に養ひて、以て有事の日に用ゐるべしといふに在り、凡て四段、



夫人之所爲有可勉強者有不可勉強者煦煦然而爲仁子子然而爲義不食片言以爲信不見小利以爲廉雖古之所謂仁與義與信與廉者不止若是而天下之人亦不曰是非仁人是非義人是非信人是非廉人此則無諸己而可勉強以到者也

首段は、才と徳を比し來りて、徳は勉強を以て到るべし、才は勉強を以て得べからざることを言ひて、重きを才に歸し、以て才の貴ぶべく養はざるべからざることを示せるなり、夫人の爲す所には、勉強の出來ることあり、煦煦然（物をぬくめあたいむること）と小しの惠を施すを仁と心得、子々然と獨立するを義と心得、一言だも約束を違へぬことを信と心得、小しの利に目を掛けぬことを廉と心得ることなるが、古の所謂る仁と義と信と廉といひても、此れだけより外はなし、而して天下の人に於ても、矢張是は仁人に非ず、是は義人に非ず、是は信人に非ず、是は廉人に非ずといはず、されば此仁義信廉といふ者は、古今の徳の通義なれども、さて左程むづかしき事柄にてはなく、己の持前になきものにて、隨分勉強すれば、出來得る事柄なり、以上は、道徳をいふ。

在朝廷而百官肅在邊鄙而四夷懼坐之於繁劇紛擾之中而不亂投之於羽檄奔走之地而不惑爲吏而吏爲將而將若是者非天之所與性之所有不可勉強而能也道與徳可勉以進也才不可強擥以進也

さて又朝廷に在りて、人の上に立つときは、百官も自づと肅（つゝ）みて取締まり、邊鄙に在りて、軍に帥たるときは、四夷も懼れて服す、之を繁劇（せはしき）紛擾（まじり）と云ふ中に坐（すわ）らざれば、亂るゝことなく、之を羽檄（えうがく）急趨（きゅうそ）などの奔走する地に投（な）されることすれば、惑ふことなく、吏となりては、吏の職に稱（な）ひ、將となりては、將の任に稱（な）ふ、斯かる器量（きりりやう）は、天の與ふる所、性の有する所に非ざれば、強（たか）く出來得ることならず、されば、道と徳とは、勉強して進むことが出來れども、才といふ者は、無理に引き伸ばして進むことが出來ぬなり、（振の字は、孟子に振苗の文字あり、ゆくと訓ずれども、拔の義には非ず、拔は、ゆき取る、こと、振は、ゆき上げて、植（う）ること、無理に引き伸ばす意あり、此處の強振も、其義なり。）

今有二人焉一人善揖讓一人善騎射則人未有不以揖讓賢於騎射矣然而揖讓者未必善騎射而騎射者捨其弓以揖讓於其間則未必失容何哉才難強而道易勉也

譬へば、今此に二人ありて、一人は揖讓の行儀を善くし、一人は騎射が上手なりとせんに、世の人は、未だ揖讓を以て騎射に賢れりとせざることあらず、左は去りながら、行儀の好き者が、未だ必ずしも騎射を上手にする譯にはゆかず、騎射の上手が、弓を捨て、行儀の仲間入をすれば、未だ必ずしも容儀を取亂すとも限らず、そは何故かといふに、才といふ者は、勉強にては及び難けれど、道といふ者は、勉強にて到り易ければなり、以上第一段。

吾觀世之用人好以可勉強之道與徳而加之不可勉強之才之上而曰我貴賢賤能是以道與徳未足以化人而才有遺焉

此段は、世人の徳を尚（た）びて才を遺（ゆ）るをいふ、吾れ世の人を用ゐるを觀るに、兎角好みて勉強にて出來る道と徳とを以て、之を勉強にては出來ぬ才の上に加へて、我は賢を貴（た）び能を賤（いや）むと曰ふゆゑに、道と徳とが未だ人を化するには足らぬに、何時も才が取遺しにあらなり。

然而爲此者亦有由矣有才者而不能爲衆人所勉強者耳何則奇傑之士常好自負疎雋傲誕不事繩檢往往冒法律觸刑禁叫號驩呼以發其一時之樂而不顧其禍嗜利酗酒使氣傲物志氣一發則倜然遠去不可羈束以禮法

左は去りながら、斯くするも仔細あることなり、才ある者は、兎角衆人の勉強することを爲すこと能はざるゆゑなり、そは何となれば、奇傑（けいけつ）世にすぐれたる才あるもの、士は、常に好みて自負（ひひ）自滿（ひひ）すること、し、疎雋傲誕（そけつゝゐだん）世事を打やりて、大言など吐きちらすこと）にし

て、繩檢(正しき法式)を事とせず、折々は、法律をも冒し、刑禁にも觸れ、叫號嗔呼して、以て一時の樂みを發して、其禍を顧みず、利を嗜み、酒に狂ひ、氣を使ひ、物に傲り、志氣一たび發するときは、(事に感ずる所あるをいふ)偶然と高く擧がりて、遠く去り、鞭束(く)いる(こと)するに禮法を以てすべからず、これ等奇傑の士の持前(ちまへ)や、(此處、所謂の才といふ者を叙したるなれど、語病あるを免れず、故に沈評に云く)此等の人、其朝廷に在りて、百官驚し、邊鄙に在りて、四夷懼る(こと)を望むべけんや、天下の禍亂は、毎に此種の人に起る、老泉の立論は、駁を免れずと、蓋し老泉の學問は、翻を離ふ、故に其言兎角醇粹ならぬ所あり、

然及其一旦翻然而悟、折節而不爲、此以留意於嚮所謂道與德、可勉強者、則何病不至、奈何以樸楸小道、加諸其上哉、

【樸楸】…小木のこと、以て小道に喩へたるなり、

夫其不肯規、規以事禮法、而必自縱、以爲此者、乃上之人之過也、古之養奇傑也、任之以權、尊之以爵、厚之以祿、重之以恩、責之以措置天下之務、而易其平居自縱之心、而聲色耳目之欲、又已極於外、故不待於恣、而後爲樂、

今則不然、奇傑無尺寸之柄、位一命之爵、食斗升之祿、者過半、彼

者、乃上の人の過なり、古の奇傑の士を養ふには、之に任ずるに權を以てし、之を尊ぶに爵を以てし、之を厚くするに祿を以てし、之を重くするに恩を以てし、之を責むるに天下の務を措置(と)りさばく(こと)を以てして、其平居(ふだん)氣儘にする心を易へしむ、而して聲色耳目の欲も、又已に外より其樂みを十分に極めざるが故に、我儘放埒(上文の疎簡傲誕以下の數事を指す)の振舞をなすを得て、而して後に樂みとはせざるなり、

又安得不越法踰禮、而自快邪、我又安可急之以法、使不得泰然自縱耶、今我繩之以法、亦已急矣、急之而不已、而隨之以刑、則彼有北走胡、南走越耳、

噫、無事之時、既不能養、及其不幸、一旦有邊境之患、繁亂難治之事、而後優詔以召之、豐爵重祿以結之、則彼已憾矣、夫彼固非純忠者也、又安肯默然於窮困無用之地而已邪、

周公之時、天下號爲至治、四夷已臣服、卿大夫士已稱職、當是時、雖有奇傑、無所復用、而其禮法風俗、尤復細密、舉朝廷與四海之人、無不遵蹈、而其八議之中、猶有曰議能者、

【八議】…周禮秋官に見ゆ、其罪刑辟に入る者も、其人の平素の功績、又は他の事情に由りて、特別の詮議に預かることあり、其目八あり、其第四を議能と曰ふ、これは、才能ある者は、輕減の沙汰に及ぶない、

以上第三段、

【附註】此段は、古は才を待つ道あり、今は然ること能はざるを論ず、昔周の周公の政をせし時は、天下號して至治と爲す、四夷は已に臣服し、卿大夫士は已に職に稱へり、是時に當りて、奇傑の士ありと雖も、復た用ゐるべき所なし、而して其禮法も風俗も、尤も復た細密にして、何も簡もよく行き届き、朝廷と四海との人を擧りて、誰も之を遊踏せざる者はなき程なるに、而るに、其入議の中に、猶能を議すといふ條目ありて、才能ある者は、特別に待遇せられたり。

況當今天下未甚至治、四夷未盡臣服、卿大夫士未皆稱職、禮法風俗、又非細密、如周之盛時、而奇傑之士、復有困於簿書米鹽間者、則反可不議其能、而恕之乎、所宜哀其才、而賞其過、無使爲刀筆吏、所困則庶乎盡其才矣。

【附註】「刀筆吏」…古は紙なく、竹簡木牘を用ゐたるものゆゑ、吏皆刀筆を以て自ら隨へきとぞ、況んや當今、天下は未だ甚だ至治ならず、四夷は未だ盡く臣服せず、卿大夫士は未だ皆職に稱はず、禮法風俗も又細密なること周の盛んなる時の如くならず、而るに、奇傑の士は、復た簿書や米鹽などの卑しき役の間に困む者あり、されば、今日は、反りて特別に其才能を登擧せられて、其罪を恕（ゆる）す御處置がなれば叶ふまじ、宜しく其才を哀みて、其過を賞（ゆる）さるべき所なり、刀筆の小吏などに困められしむることなくば、庶（こ）ひれがはくは其才を盡くすことを得ん。

或曰、奇傑之士、有過得以免、則天下之人、孰不自爲奇傑、而欲免其過者、是終亦潰法亂教耳、曰、是則然矣、然而奇傑之所爲、必挺然出於衆人之上、苟指其已成之功、以曉天下、俾得以贖其過、而其未有功者、則委之以難治之事、而責其成績、則天下之人、不敢自謂奇傑、而眞奇傑者出矣。

【附註】或は曰く、奇傑の士は、過あれども罪を免るゝことを得ば、天下の人、孰か自ら奇傑なりとして、其過を免るゝことを欲せざる者あらん、斯る次第なれば、是れ終に亦法を潰し教を亂らんのみと、曰く、是は如何にも左様なり、去りながら、奇傑の士の爲る所は、必ず挺然として衆人の上に出づる者なり、苟も其已に成したる功を指して、以て天下に曉（さと）して、其功に因りて過を贖ふことを得しめ、而して其未だ功あらざる者は、之に委ねるに治め難き事か以てして、其成績を責めんには、天下の人、誰も敢て自ら奇傑なりとは謂はずして、眞の奇傑の者が出てん、以上第四段。

【沈評】此文の大意は、謂ふ奔馳ける、する馬なればこそ、千里の遠きをも致すべけれ、世俗の累を負ふ程の士なればこそ、功名も立つべけれ、國家は宜しく平日より其人物を收羅すべし、應に繩（た）すに文法を以てすべからず、急あるときは、之を求め、甚しきは或は加ふるに刑法を以てせば、之をして北の方には胡に走り、南の方には越に走らしめんのみなりと、議論發越（は）はなんしきこと、餘註四もに處はる、自ら是れ老泉の本意（もちまへ）なり。

送石昌言爲北使引

此文は、昌言の契丹に使用するを送るに付き、首に己が昌言と相親むことを叙し、後に其出でて、使用することを叙せり、最も妙なるは、中間富貴不足、怪の一句を挿みて、上下の轉關とせるに在り、大要謂ふ、丈夫大命を帯び、出て、萬里の外國に使し、口舌の間に折衝するを得ば、平生の學問に於ける、亦以て相酬（あ）はるに足らん、方今匈奴の徒らに虚勢を張りて、中國に誇耀する者の如きは、其實、内に弱き所あり、昔匈奴の盛んなりしときは、反りて壯士健馬を陳して見せざりき、以て今の匈奴の能く爲ることなきを知るべし、結末の孟子の言を引きたる一句は、是れ昌言に贈る所の正旨なり、凡て四段、山陽云く、宋人の送序、當に此篇を推して、第一とすべし、昌言と雖も、恐らくは此奇傑の處なからんと、蓋し此文終篇叙事を用ゐ、其要扼の處、只一二句の議論を點じ、而して文勢頓挫、意氣激昂、讀者をして慷慨胡羯呑むの思あらしむ、文品尤も高し、○引は、序の異稱なり、老泉の父、名は序といふ、故に序の字を諱みて、引となす、東坡は、叙の字を用ゐたり。

昌言學進士時、吾始數歲、未學也、憶與群兒戲先府君側、昌言從旁取棗栗、啖我、家居相近、又以親戚故、甚狎、昌言學進士、日有名、吾後漸長、亦稍知讀書、學句讀、屬對聲律、未成而廢、昌言聞吾廢學、雖不言、察其意甚恨。

【附註】昌言（名は揚休）の進士に擧げられし時、吾始めて數歲にして、未だ學ばざりき、（先づ己の未だ學ばざることはいふ、）憶ふ、群兒と先府君

(老泉の父)の側に戯るゝとき、昌言が旁(そば)から棄(なつめ)栗などの實を取りて、我に喫(くら)はしめしことあり、家の住居も、相近き上に、又親戚の故を以て、甚だ狎(ゆる)れ昵(ひ)びたり、昌言は、進士に擧げられて、日々に名あり、(昌言の出世の始)吾も其後漸く長じ、亦稍(少しづ)く書を讀むことを覺え、句讀(くご)を學び、聲律(せいりつ)の音韻(おんいん)をいふ、を屬對(じやくたい)の文字(もんじ)を並べて文に觀(み)ること、することなどを習ひたれども、未だ成就せずして廢學(はいがく)したり、(己の廢學を叙す)昌言は、吾が學を廢せしことを聞きて、口には何とも言はれども、其意を察するに、甚だ吾が廢學を殘念に思ひたる由なり、以上第一段、昌言の己の不學を憾(うら)みたることを叙す、

後十餘年、昌言及第第四人、守官四方、不相聞、吾日以壯大、乃能感悟、摧折復學、又數年、遊京師、見昌言、長安相與勞問、如平生歡、出文十數首、昌言甚喜、稱善、吾晚學無師、雖日爲文、中心自慚、及聞昌言說、乃頗自喜、

其後十餘年を経て、昌言は進士の第四人に及第し、あちこち遠方の役人となり、(昌言の學始めて世に用ゐらるゝ)久しく音問もなかりき、吾は日に以て壯大(年をとること)になりぬ、そこをやつと目が覺めて、今までの料簡(りょうけん)を摧折(くじ)して、復び學問に志したり、(己が再び學びたることをいふ)此時、老泉(しん)蓋(ふた)し二十七歳なり、又數年の後、京師に遊び、昌言を長安に見て、相與(あひあ)り勞(あ)はたり、(上の意恨の句に反映す)吾晚學にして、せしときと變りなし、文十數首を出して示したるに、昌言甚だ喜びて、出來の善(よ)きことを譽めたり、(上の意恨の句に反映す)吾晚學にして、師なく、日々文を作るとはいへども、中心に自ら慚(は)む居たるが、昌言の說を聞くに及びて、乃ち頗る自ら喜べり、(重きを昌言に歸す)以上第二段、昌言の己の學に向ひたるを喜びたることを叙す、

今十餘年、又來京師、而昌言官兩制、乃爲天子出、使萬里之外、强悍不屈之虜庭、建大旆、從騎數百、送車千乘、出都門、意氣慨然、自思爲兒時、見昌言先府君旁、安知其至此、富貴不足、怪吾於昌言、獨自有感也、大丈夫生不爲將、得爲使折衝、口舌之間足矣、

以下本事に入る、今十餘年の後、又京師に來りたるに、昌言は立派に出世して、兩制(りょうせい)歐文(おうぶん)の機軸(きせき)の下に注す)に官し、乃ち天子のため

に、出て、萬里の外國なる、強悍にして風(か)まざる虜庭(りゆうてい)に使し、大旆(たいはい)を押し進めて、從騎數百人を引連れたり、見送りの馬車は、千乘にも及び、都門を出づるとき、意氣慨然として、奮ふさま見えたり、拙者自ら思ふに、兒たりし時、昌言を先府君の旁に見たる折には、どうして斯くまで出世して、此地位に至ることを知らんや、(首段に同應す、限なき文情)然しながら、昌言の此に至るは、皆其學問の力に由る、富貴は固より當然のことにて、少しも怪むに足らず、たゞ吾昌言を見るに付けても、獨り感ずる所あるなり、大丈夫が學問をするからには、固より世に用ゐらるゝ覺悟なり、故にもし生きて將たることが出来ぬならば、せめては使者となりて、口舌の間に折衝(せつこう)の敵人を言ひます、)することを得ば足らん、以上第三段、按ずるに、此段は、老泉滿腹の經綸(けいりん)之を用ゐるに地なく、昌言の出て、使するを見るに及びて、其學問の豐勃(ほうぼつ)の氣、自ら發すること能はず、昌言の學は、已に世に用ゐられたれども、己は否らず、轉に昌言に贈りて、以て其學問の一半を酬ゆるのみ、是れ下段の一言ある所以なり、

往年、彭任從富公使還、爲我言曰、既出境、宿驛亭、聞介馬數萬、騎馳過、劔槩相摩、終夜有聲、從者怛然失色、及明、視道上馬跡、尙心掉不自禁、凡虜所以誇耀中國者、多此類、中國之人不測也、故或至於震懼而失辭、以爲夷狄笑、嗚呼、何其不思之甚也、

先年彭任(字は有進、赤野の人なり)が、富公(名は獨)に從ひて、契丹に使して還りたる時、我がために言ひて曰く、既に國境を離れて、驛亭(えいてい)に宿すれば、甲冑の武士が、馬上にて、數萬騎打揃ひて馳せ過ぎ、劍(けん)槩(がい)の相摩する聲、終夜(よもすがら)絶間なし、從者どもは、皆怛然とおぢけて、顔色もなし、翌朝、道上の馬跡を視て、心悼(おそ)ふる)ひて、自らこらへ切れぬ程なり、)と、凡て虜の中國に誇耀する所の者は、いつも斯かる類多し、中國の人は、其機子(はしご)が分れば、或は震懼して、辭を取り違へなどして、夷狄の物笑となるに至る、嗚呼、何故に斯くまで考へる屈(く)みとなるぞや、(此一句、下の冒頓を引く句なり、亦學問の足らざるを見る、)

昔者奉春君使冒頓、壯士健馬皆匿不見、是以有平城之役、今之匈奴吾知其無能爲也、孟子曰、說大人則藐之、況於夷狄、請以爲贈、

昔し奉春君(劉敬)が冒頓(匈奴の單子の名)に使せしとき、壯士健馬は、皆匿して見めず、以て戰を承せり、是を以て、平城の役あり、(冒

頓七十萬の軍を以て、高祖を平城に圍む、今の匈奴は、是と違ひて、虚勢を張りて、其強を示すを見れば、吾は其能く何事も爲し得ぬことを知るなり、孟子も、凡て大人(自分の重き人)に説かんとするには、氣を存せよと云ふに在り、凡て二段、上は譜を作る例を叙し、下は譜を作る所以を叙す、たることあり、況して夷狄に於ては、猶更のことなり、少しも憚る、程のことはなき苦なり、請ふ此言を以て贈物とせん、以上第四段、大人に説くに尙之を疑視す、況んや夷狄に於てをや、大丈夫の學問の本領を見るべし、老泉をしく使せしめば、必ず大に觀るべきものあらん、【沈評】君命を辱めざるは、丈夫一生の節目なり、故に鄭重に之を言ふ、末段は、強ければ之に弱を示し、弱ければ之に強を示すといふ、兵法に深きを見るべし、

### 蘇氏族譜引

此文は、老泉が蘇氏の系圖を取譯べて、漢譜を作りし序文なり、其意は、同族も、親盡くるときは、終に塗人同様に至るものゆゑ、幸に其未だ塗人に至らざる内は、忽忘せぬ様とせさせたと云ふに在り、凡て二段、上は譜を作る例を叙し、下は譜を作る所以を叙す、

蘇氏族譜、譜蘇氏之族也、蘇氏出於高陽、而蔓延於天下、唐神堯初、長史味道刺眉州、卒於官、一子留於眉、眉之有蘇氏自此始、而譜不及者、親盡也、親盡則曷爲不及、譜爲親作也、

【神堯】：堯の字一本に龍に作る、神龍は、中宗の年號なり、蘇味道は、中宗の時の人、神堯(高祖)の時の人に非ず、

蘇氏の族譜は、蘇氏の族を系譜に綴りたるものなり、蘇氏は、本と高陽氏より出て、天下に蔓延す、唐の神龍の初に、長史(益州の長史)の味道といへる人、眉州の刺史となりて、其官に卒せり、其一子眉に留まり、眉州に蘇氏のあるは、此より始まる、而るに、今此系譜に載せ及ぼさざる者は、最早親が盡きたればなり、親とは、凡て己より上高祖に及び、下玄孫に至り、旁族兄弟に至るまで、九世の間、忌服の掛かる者ないふ、此より以上は、親盡くとて、縁が切れて、他人となる、此れ漢土歷代の制なり、我邦も亦然り、親盡くるときは、曷爲れぞ及ぼさる、譜は、本と親(みうち)のために作ればなり、

凡子得書而孫不得書者、何也、以著代也、自吾之父以至吾之高祖、仕不仕、娶某氏、享年幾、某日卒、皆書、而他不書者、何也、詳吾之所自出也、自吾之父以至吾之高祖、皆曰諱某、而他則遂名之、何

也、尊吾之所自出也、譜爲蘇氏作、而獨吾之所自出、得詳與尊何也、譜吾作也、

【譜】さて譜の例は、凡て子だけは書くことを得れども、其子の子、即ち孫は、書かれぬ例とす、そは何故ぞといふに、本と己が世代を著はすが意なればなり、吾の父より、以て吾の高祖に至るまでは、本系なるがゆゑに、仕宣せしこと、仕宣せざること、某氏を娶りたること、享年は何程にて、某日に卒したること、皆書き、他の旁系の場合は、簡様に續しく書かぬ譯は、何故ぞといふに、譜は本と吾身の自りて出づる所を詳にするゆゑなり、吾の父より、以て吾の高祖に至るまでは、皆諱は某と書き、他は、そのまゝ名と書くは、何故ぞといふに、吾身の自りて出づる所を尊ぶゆゑなり、譜は、本と蘇氏のために作りたるに、獨り吾身の自りて出づる所のみを續しく書くべきは、何故ぞといふに、譜は乃ち拙者の作れるものなればなり、以上第一段、

嗚呼、觀吾之譜者、孝悌之心、可以油然而生矣、情見於親、親見於服、服始於衰、而至於總麻、而至於無服、無服則親盡、親盡則情盡、情盡則喜不慶、憂不弔、喜不慶、憂不弔、則塗人也、吾所與相視如塗人者、其初、兄弟也、兄弟其初、一人之身也、悲夫、一人之身分而至於塗人、吾譜之所以作也、

【油然而生】：草木のいきよくと生ずるをいふ、【服始於衰】：五等の喪服をいふ、斬衰、齊衰、大功、小功、總麻の五等あり、服期は、斬衰の三年より、總麻の三月に至る、禮議の注を參看すべし、

嗚呼、吾の譜を觀る者は、孝悌の心、以て油然而生すべし、人の情義は、親(縁)の厚薄に見はれ、親の厚薄は、喪服の等差に見はれ、喪服は、衰に始まりて、總麻に至り、而して服なきに至る、服なきときは、親盡くるときは、情も盡くるときは、喜ぶも慶(いは)はず、憂へも弔はず、喜ぶも慶はず、憂へも弔はぬときは、塗人(他人のこと)なり、吾が今日互に相視ること、塗人同様の人も、其初は兄弟より分かれたる者なり、兄弟は、其初は一人の身より分れたる者なり、悲しいかな、一人の身が分かれて塗人となるに至るなり、是れ吾が譜を作りたる所以なり、

其意曰、分至於塗人者、勢也、勢吾無如之、何也、幸其未至於塗人

也使其無至於忽忘焉可也嗚呼觀吾之譜者孝悌之心可以油然而生矣系之以詩曰

吾父之子今爲吾兄吾疾在身兄呻不寧數世之後不知何人彼死而生不爲戚欣兄弟之情如足與手其能幾何彼不相能彼獨何心

吾が父の子は今は吾が兄にて、親しき者なり、吾が身に疾あるときは、兄も爲めに呻吟して、寧からず思ふ程なるが、數世の後となりては、何人の世となるか知れず、其時に至りては、彼が死すとも生くとも、戚みもせず、又欣びもせざるべし、兄弟の情義は、手足の相離れぬが如くなれど、其相親む間は、其れ能く幾何ぞ、斯く長からぬ時日を、世には兄弟の間の相能からぬ者あるは、彼れ獨り如何の心なるか、心得がなきことにある。

張益州畫像記

此文は、張方平對に功あり、蜀人之を思ひて、忘ること能はず、像を作らば、已むべからざる所以なることをいふ、凡て五段、

至和元年秋蜀人傳言有寇至邊軍夜呼野無居人妖言流聞京師震驚方命擇帥天子曰母養亂母助變衆言朋興朕志自定外亂不作變且中起不可以文令又不可以武競惟朕一二大吏孰

爲能處茲文武之間其命往撫朕師

仁宗の年號、有寇至、此時僞智高蜀に寇せんと欲すとの風説ありしなり、至和元年の秋、蜀人の言ひ聞らすやう、寇ありて攻め至ると、邊境の軍人共は、夜中にさわだち、田野の居民は、逃げまどひて、安堵せらるゝのとはなく、妖言(あやしき風聞)を申し傳へて、京師までも震ふる(び)驚けり、捨て置かれぬ事として、朝廷にては、方に命じて將帥を擇ばるゝ折柄、天子の仰せらるゝには、外亂を養ふことなけれ、内變を助くることなけれ、たとひ衆言は如何に群り興るとも、朕が志は自ら定まりて、それがために、動きはせぬぞ、但外亂は作る氣遣はなければども、内變は且(まさ)に國中より起らんとする勢あり、此の場合には、文を以て令すべからず、又武を以て争ふべからず、惟朕が一二の大吏(將相)の中にて、孰れか能く茲の文武の間に於て處置する者ぞ、善き人物あらば申付けて、往きて朕が師(もろ)を安撫せしめよとの敕命なり。

乃惟曰張公方平其人天子曰然公以親辭不可遂行冬十一月至蜀至之日歸屯軍撤守備使謂郡縣寇來在吾無爾勞苦明年正月朔旦蜀人相慶如他日遂以無事又明年正月相告留公像於淨衆寺公不能禁

公は親の在るがために、御辭退に及びしを、御聞届なかりければ、遂に行くことになりぬ、冬十一月を以て、蜀に至る、至りたる日に、屯軍を引き拂はせ、守備を取除き、郡縣に申聞かするやう、寇來るとも、防禦の策は、拙者が胸中に在り、爾等を勞苦することはせずと、果して無事に其歳も暮れ、明年正月朔日には、蜀人が互に慶賀すること、平日の如く、其後も、それ切りにて、何事もなく相濟みたり、又其明年正月になりて、蜀人相告げて、公の像を作りて、淨衆寺に留めんとする相談あり、公もそれを禁ずること能はず、以上第一段、蜀人が公の像を作る所以を叙す。

眉陽蘇洵言於衆曰未亂易治也既亂易治也有亂之萌無亂之形是謂將亂將亂難治不可以有亂急亦不可以無亂弛是惟元年之秋如器之欷未墜於地惟爾張公安坐於其旁顏色不變徐

起而正之、既正、油然而退、無矜容、爲天子牧小民、不倦、惟爾張公、爾繫以生、惟爾父母、

【釋】…本集には繫に作る、  
【補】眉陽の蘇洵に言ひて曰く、未だ亂れざるは、治め易きものなり、既に亂れたるも、治め易きものなり、亂の形ありて、亂の形なきを、是を將に亂れんとすといふ、將に亂れんとするは、治め難し、其仔細は、亂ありて、亂れしより、即ち上文の不可、以て武裝の意、亂なしとて緩やかにする譯にもゆかず、(即ち上文の不可、以て文令の意)是れ惟れ元年(至和)の秋は、器の缺(そぼだち)かして、未だ地に墜ちざるよきの如し、(將亂の時に喩ふ)惟れ爾張公、其旁に安坐して、顔色をも變へず、(上の歸、屯軍、撤、守備に喩ふ)徐おもむるに起ちて、其おしきたるを直せり、もはや之を直したる上は、油然とおちつきて退き、少しも矜り顔もせず、天子の爲に小民をいたはりて倦まず、惟れ爾張公は、爾等繫(あ)其御座にて以て助かりしなり、されば張公こそ惟れ爾の父母なれ、以上第二段、前段の帝語の意を發揮し、張公の功を叙す、

且公嘗爲我言、民無常性、惟上所待、人皆曰、蜀人多變、於是待之、以待盜賊之意、而繩之以繩盜賊之法、重足屏息之民、而以礮斧令、於是民始忍、以其父母妻子之所仰賴之身、而棄之於盜賊、故每每大亂、

【補】此以下、蘇洵が張公の言を假りて、其蜀人を待つことの厚きをいふ、洵は尙も詞を續ぎていふやう、且(そのうへ)以前、張公が拙者に語られしには、民は常性なし、惟上の取扱次第にて、善くも悪くもなる者なり、世人は皆いふ、蜀人は兎角變詐多しと、是に於て、之を扱ふに盜賊を扱ふ心持を以てし、之を繩(た)すに盜賊を繩す法律を以てし、重れ足をし、息を殺して、恐氣の附きたる人民に向ひて、礮くびきりだい)斧(くびきり)の)もて、號令を出したれば、人民も明らかめて、父母や妻子の力に頼む、大切なる己が一身を、盜賊の仲間(に)打棄て、顧みざるに至りたり、それ故、蜀は昔より毎々大亂の起りたる譯なり、

夫約之以禮、驅之以法、惟蜀人爲易、至於急之而生變、雖齊魯亦然、吾以齊魯待蜀人、而蜀人亦自以齊魯之人待其身、若夫肆意

於法律之外、以威劫齊民、吾不忍爲也、嗚呼、愛蜀人之深、待蜀人之厚、自公而前、吾未始見也、皆再拜稽首曰、然、

【補】一體之を取締るに禮義を以てし、之を責め正すに法令を以てするは、惟蜀人のみを扱ひ易しとす、之を嚴しくしたるがために變を生ずるに至りては、たとひ齊、魯の禮義に厚き邦と雖も、矢張同様なり、吾は齊、魯の心持を以て、蜀人を扱ひたるに、蜀人も又自ら齊、魯の心持にて、其身を扱ひたり、斯くせず、若しも法律以外に氣儘勝手なる振舞をなし、威權を以て平民共を劫すなどは、吾は爲すに忍びざるなりと、以上は、張公の詞なり、さて蜀人を愛することの深くして、蜀人を扱ふことの厚きことは、公より以前に、吾が未だ簡程の人を見ざる所なりと告げたるに、蜀人等は、皆再拜稽首して申すやう、如何にも仰の通りなりと、以上第三段、此段は、張公が蜀人を待つことの厚きを叙す、

蘇洵又曰、公之恩在爾心、爾死在爾子孫、其功業在史官、無以像爲也、且公意不欲如何、

【補】蘇洵又詞を續ぎていふやう、公の恩は爾が心に在らん、爾死すとも、爾が子孫に在らん、其功業は、史官の記録にも在ることゆゑ、像を作るにも及ぶまじ、且つ公の意にも欲せぬものを、いかゞ致したるぞと、

皆曰、公則何事於斯、雖然、於我心有不釋焉、今夫平居聞一善、必問其人之姓名、與其鄉里之所在、以至於其長短大小美惡之狀、甚者或詰其平生所嗜好、以想見其爲人、而史官亦書之於其傳、意使天下之人、思之於心、則存之於目、故其思之於心也固、由此觀之、像亦不爲無助、蘇洵無以詰、遂爲之記、

【補】蜀人は口を揃へて申すやう、公に於ては、何も此像を作るも及ぶまじけれとも、我々の心に於ては、兎角すまぬ所あり、今夫れ平生何事も

なき時ですら、人の一善事を聞くときは、必ず其人の姓名と、其郷里の所在と、及び其背丈の長短大小美惡の様子までとを問ひ、甚しき者は、或は其平生の嗜(すき)好む所までも詰りて、以て其人となりて想ひ見んとす、而して史官も亦之を其傳に書するなり、意ふに、天下の人をして、之を心に思ふときは之を目に存(のこす)ことせしむ、之を目に存するゆゑに、其之を心に思ふことも固くして忘れぬ様になるなり、此に由りて之を觀るときは、像も亦助けなしとせずとの答なり、至極尤の理なれば、蘇洵も詰ることならず、其請ふがまゝに、遂に之が記を作る、以上第四段。

公南京人、爲人慷慨、有大節、以度量雄天下、天下有大事、公可屬、系之以詩曰、

天子在祚、歲在甲午、西人傳言、有寇在垣、庭有武臣、謀夫如雲、天子曰、嘻、命我張公、公來自東、旗纛舒舒、西人聚觀、于巷于塗、謂公暨暨、公來于于、

公謂西人、安爾室家、無敢或訛、訛言不祥、往即爾常、春爾條柔、秋爾滌場、

【或訛】...の訛は、動なり、詩の小雅に、或寢或訛とあり、注に、訛は、動なり、【訛言】...の訛は、偽なり、小雅に、民之訛言、寧莫之懲とあり、【條柔】...詩の幽風に、露月條柔とあり、條は、枝なり、枝のまゝ、柔を伐りて、其葉を采るなり、【滌場】...同時に、十月滌場とあり、禾を收むる圃を場と曰ふと見ゆ、夏は島に用ぬ、秋は作物取入の場を用ぬる所をいふ、

西人稽首、公我父兄、公在西園、草木駢駢、公宴其僚、伐鼓淵淵、西人來觀、祝公萬年、有女娟娟、閨闈閑閑、有童哇哇、亦既能言、昔公未來、期汝棄捐、

禾麻芘芘、倉庾崇崇、嗟我婦子、樂此歲豐、公在朝廷、天子股肱、天子曰歸、公敢不承、作堂嚴嚴、有廡有庭、公像在中、朝服冠纓、西人相告、無敢逸荒、公歸京師、公像在堂、

禾麻は、芘々と生ひ茂り、倉庾は、崇々と充ちたり、嗟、我が婦子は、此歳の豊かなるを樂めり、皆公の御蔭なり、公朝廷に在れば、天子の股肱なれば、天子歸れとのたまはば、公敢て命を承けざることを得んや、堂を作ること嚴々といかめしく、廡あり、庭あり、公の像は、其堂中に在りて、服朝を著け、冠纓を被れり、西人互に相告ぐるやう、たとひ公が此地を去られたりとも、敢て逸(やすんじ)荒(すま)むことなかれ、公は京師に歸られたりとも、公の像は堂に在れば、公在まさすことせしむ、互に告げ戒めたりとぞ、

木假山記





去りながら、予の之を愛するは、徒に其山に似たるを愛するにはあらざり、又外に心に感ずる所あるなり、徒に之を愛するにはあらざり、又敬する所あるなり、是は如何にといふに、予中峰を見るに、魁岸駉肆といふ程に、真中に大きくはなして、意氣端重といふ様は、其容子が何處となく正しく、重みあるやうに見ゆ、以て其旁の二峰を服せしむる所あるが如し、(老泉自ら況ふるなり、)旁の二峰は、莊栗とつし、み、刻峭とするどく、濼平として(り、しくありて)犯すべからず、其有様は、中峰に服すれども、而れども、岌然と高く聳えて、阿(おもれり)附(つ)く意(こ)いる)なし、(二子に況ふ)呼(あ)其れ敬すべきかな、其れ以て感ずる所あるべきかな、(有所感の三字は、即ち此記を作る所以なり、)以上第三段、

【沈評】前は、幸と不幸とを以て數の字に歸本す、(首段をいふ)後は、數の字より、理の字を轉出す、(二段をいふ)極めて變幻中に自ら章法を成す、(章法を成すとは、段落の分界の立つことなり、)儲同人先生は、評して累善勢(有美堂記の下に注す)轉丸手(しなだまつひの)と)とす、良(まこと)に然り、

### 仲兄文甫字說

此文の主意は、末段の君子の世に處するには、功あることを求めず、已むことを得ずして功成る、言あることを求めず、已むことを得ずして言出づといふに在り、首に水の自然に文を成すを假りて、以て此意に喩ふ、凡て六段、

洵讀易至渙之六四曰渙其群元吉曰嗟夫群者聖人所欲渙以混一天下者也蓋余仲兄名渙而字公群則是聖人所欲解散滌蕩者以自命也而可乎他日以告兄曰子其可爲我易之洵曰唯既而曰請以文甫易之如何

【渙】：易の卦の名「六四」：渙の第四爻なり、【渙其群元吉】：六四の爻辭なり、渙は、散なり、大徳の人は、能く小人の私黨を渙散して、天下の大同を成す、故に大吉なるなり、  
 【混】：洵易を讀みて、渙の六四に至りて、其群を渙す(ちらす)、元吉なりとあるを見て曰く、嗟夫、群黨といふ者は、聖人の散らして以て天下を混一にせんと欲する所の者なり、蓋し余が仲兄は、名は渙、字は公群といふ、して見ると、是は聖人の解散滌蕩(ときほ)して、たひらぐること)と)と欲する所の者なり、自ら名とせるなり、而して可ならんやと、他日此言を仲兄に告げたるに、兄のいはる、やう、實據何とぞ我が爲に好き字を附け易へよとありしかば、洵は、唯、謹み承はる詞なり、)と)うけがひて、頓て又申すには、請ふ文甫と易へては如何て御座らうと、以上第一段、此段は、たゞ字を易ふる由を叙す、

且兄嘗見夫水之與風乎油然而行淵然而留渟泗汪洋滿而上浮者是水也而風實起之蓬蓬然而發乎大空不終日而行乎四方蕩乎其無形飄乎其遠來既往而不知其迹之所存者是風也而水實形之

【渟】：渟は當に渾に作るべし、蓬蓬然：風の起る貌、  
 【淵】：且つ兄は、嘗て夫の水と風とを見られたりや、油然(流る)貌として行き、淵然(水のよどむ貌)として留まり、渟渟と渟渟と満まりて滿をまき、汪洋と廣くなみく)と滿ち)て、上浮(みなぎる)する者は、是れ水の性なり、而るに風が吹きて、實に水の波を起せるなり、又蓬蓬然と大空の彼方より吹き出て、日な終へざるに、四方に行き、滿平として形なく、飄乎としく遠く來り、既に往きて、其迹に何も殘る所の見えぬ者は、是れ風の性なり、而るに水が動きて、實に風の形を見はせるなり、以上第二段、此段は、専ら水と風とを形容す、

今夫風水之相遭乎大澤之陂也紆餘委蛇蜿蜒淪漣安而相推、怒而相陵、舒而如雲、蹙而如鱗、疾而如馳、徐而如徊、揖讓旋辟、相顧而不前、其繁如穀、其亂如霧、紛紜鬱擾、百里若一、

【淪漣】：今夫れ風と水との大澤の陂(つ)み、用水溜のこと、に相遭ふときは、紆餘委蛇(ゆるり、くと流る)こと、蜿蜒淪漣(うねれ、とま)なみのたつこと、纏ひなるときは、互に相推し、怒るときは、互に相凌ぎ、舒(の)びては雲の如く、蹙(ひ)めては鱗の如く、疾くしては馳するが如く、徐にしては徊(めぐ)るが如く、行きつ戻りつめぐりめぐること、人の揖讓旋辟(會釋しつ、跡じさりすること)として、互に振り向きて前まざるが如く、其繁(ま)きことは穀(ち)みの如く、其亂(ご)ることは霧の如く、紛紜(ご)らかり)鬱擾(みだれ)して、百里の間一の如くに見ゆ、此一節は、沈氏云く、文の平易なる者を形容せる者なりと、

泊乎順流、至乎滄海之濱、滂薄洶湧、號怒相軋、交橫綢繆、放乎空虛、掉乎無垠、橫流逆折、瀆旋傾側、宛轉膠戾、回者如輪、縈者如帶、

直者如燧、奔者如燄、跳者如鷺、投者如鯉、殊狀異態、而風水之極觀備矣、故曰風行水上、渙此亦天下之至文也、

【注】「渙乎」…諸本に渙乎に作る、是なるに似たり、渙は、流の疾き貌、故…至るなり、孟子に、放乎四海の語あり、此と同意なり、「風行水上渙」…渙の卦の爻辭なり、水が風に遇ふときは渙散するをいふ、渙散して又水の順流して、清海の渙に至るに及びては、滂沱洶湧（水のなみ／＼とわきたつこと）として、盛怒して相軋（きし）り、交横（あや）り、波のかさなりあふこと、して、空虛（おほそら）に放（いた）り、無垠（はてしなき大洋をいふ）に控（ふる）ひ、（音のひびくこと）横（よ）さまに流れ、逆（さか）りに折（くじ）り、瀆（濁）れ、傾（か）げ、うづなまきまきくづる（こと）宛轉（へた）り、（以上は、海上の波瀾を形容せるなり）同ぐる者は輪の如く、（水の回流する者）（兼（ま）と）ふ者は帯の如く、（水流の長く迂回する者）直（ち）き者は燧（のろし）の如く、（噴水を形容す）奔る者は鷺の如く、（奔泉を形容す）跳る者は鯉の如く、（色に喩ふ）投する者は鯉の如し、（音に喩ふ）殊（じ）状（じ）異（い）態（たい）（さま／＼の）かた／＼がた）を見はして、風水の極觀（みもの）備（は）れり、故に易に又、風の上を行くは渙（なり）とあり、風が水を吹きて渙散する義にて、此れ亦天下の至れる文と謂ふべきなり、（此一節は、沈氏以て文の奇變なる者を形容せる者なりとす）以上第三段、

然而此二物者、豈有求乎文哉、無意乎相求、不期而相遭、而文生焉、是其爲文也、非水之文也、非風之文也、二物者非能爲文、而不能爲文也、物之相使、而文出於其間也、故曰此天下之至文也、

【注】左は去りながら、此風水の二物とて、豈求めて文を成すものならんや、相求むるに意なければども、期せずして相遭ひて、自然と文が生ずるなり、して見ると、是れ其文たるは、水の文にも非ず、風の文にも非ず、二物の者が、能く文を爲すにはあられども、自然と文をなさればならぬなり、これは物と物との間にせめられて、文は其間に出づるなり、故に曰く、此れ天下の至れる文といふ者なりと、以上第四段、此段は、風水の至文は、自然に出づるをいふ、前段風水を形容せること、已に妙に入れり、然れども、此一轉を得て、文乃ち精神あり、今夫玉非不温然美矣、而不得以爲文、刻鏤組織、非不文矣、而不可與論乎自然、故夫天下之無形而文生之者、唯水與風而已、

【無形】…形の字一に管に作る、

昔者君子之處於世、不求有功、不得已而功成、則天下以爲賢、不求有言、不得已而言出、則天下以爲口實、嗚呼、此不可與他人道之、唯吾兄可也、

【注】昔の君子の世に處するは、功あることを求めず、已むことを得ずして、功成るときは、天下以て賢となすなり、言あることを求めず、已むことを得ずして、言出づるときは、天下以て口實（はなしのたね）となすなり、嗚呼、此理は、他人に話し聞かせることは出来ぬなり、唯吾兄のみには御話し申すことが出来ます、以上第六段、此段は、風水の文を求めずして文生ずるに因りて、君子の處世に説き入る、樓迂齋云く、正意は此一轉に在り、然らざれば、却りて是れ一篇の風水論なりと、呂晚村云く、風水相遭ふの一段、已に物を有せたる妙を盡くせり、又一層を進めて、文を求むるに意なければども、文生ずる意を推し出す、其妙乃ち思議すべからざるに至る、前段は、論止（た）し其形を得たるのみ、後段は、乃ち其神を得たり、學者此を讀みて、當に作文用意の法を悟るべしと、

名二子説

【沈評】文を爲すに意なくして、文をなさるること能はずといふ二語は、文章の妙理を道ひ盡くせり、彼の遺足らざるに、強ひて言ふ者は、惡んぞ以て此を語るに足らん、

輪輻蓋軫、皆有職乎車、而軾獨若無所爲者、雖然、去軾則吾未見其爲完車也、軾乎吾懼汝之不外飾也、

【注】「輪輻蓋軾」…輪は、車の以て轉ずる所、輻は、輪中の木の般に濼まる者、蓋は、以て車を覆ふ所、軾は、車後の横木なり、【軾】…車前の

横木なり、以て式敬する所の者、  
困憊、輪、輻、蓋、軫、皆車に役あり、而るに、試のみは、何も用なき者の如し、然りと雖も、試を去りては、吾未だ其完車(満足なる車)たること  
を見ず、試か、吾は汝の外を飾らざらんことを恐る、なり、此意は、試が世に有用の才を以て、外を飾らざるがために、世の惜みを招かんこ  
とを氣遣ひしなり、

天下之車、莫不由轍、而言車之功、轍不與焉、雖然、車仆馬斃、而患  
不及轍、是轍者禍福之間、轍乎吾知免矣、

【補】：車迹なり、天下の車は、皆軌を同じくす、故に車迹も皆同じ、  
【補】：天下の車を行はるは、軌の轍に由らざるはなし、而るに、車之功を言ふときは、轍は與からず、去りながら、車仆れ馬斃るれども、患は轍に及  
ばず、是れ轍は禍福の中間に在る者なり、轍か、吾は汝の禍を免れんことを知る、  
【沈評】：二子の性情才術、邂逅の究竟まで已に此文に定まれば、○文は共に八十一言のみ、(一字一言とす)之を讀むに、濤淵の動盪して過め  
抑ふべからざるが如し、大に奇なり、

### 蘇東坡事歷

蘇軾字は子瞻、蜀の眉山の人、生れて十歳、父洵四方に游學す、母程氏授くるに書を以てす、程氏嘗て東漢史を讀み、范滂の傳に至り、慨然と  
して太息す、公側にして曰く、試若し滂と爲らば、母も亦之を許さんや否やと、母曰く、汝能く滂とならば、吾れ願ひて滂が母たること能は  
ざらんやと、公も亦奮勵して當世の志あり、冠する比びて、學經史に通じ、文を屬すること日に數千言、嘉祐二年、歐陽修禮部の進士を考試  
す、公の判官を論ずる文を得て、驚喜して以て異人となし、以て多士に冠せしめんと欲す、門人曾子固の爲れる所ならんかと疑ひて、乃ち  
第二に眞く、公既に登第し、書を以て諸公に謝す、修其文を見て、梅聖俞に語りて曰く、老夫當に此人を避けて、一頭地を放出せしむべしと、  
已にして母丁氏の憂に丁たる、服除して、河南府福昌縣の主簿を授けらる、鳳翔府の簽判に遷え、治平二年、遷りて登聞鼓院に判たり、英宗  
の藩に在るとき、公の名を聞き、唐の故事を以て、召して翰林に入れんと欲す、韓琦曰く、試の才は、遠大の器なり、他日自ら當に天下の用を  
爲すべし、當に之を培養して、天下の士をして敬慕せざることをからしむべし、然らば則ち復た異辭なからん、今驟かに之を用ふば、天下の  
士未だ必しも以て然りとせじ、適之を累はす所以なりと、直史館を授く、先生之を聞きて曰く、韓公は人を愛するに徳を以てすと謂ふべ  
しと、明年、父の憂に丁たり、喪を護して蜀に歸る、王安石政を執る、神宗先生を用ひて、中書の條例を修めしめんと欲す、安石曰く、試の學ぶ  
所は、臣と異なり、別に試みるに事を以てすべしと、乃ち宣旨院に判たりしむ、四年、安石科擧を變更せんと欲す、上疑ひて、兩制三館をして  
之を議せしむ、公の議上る、(議)學校買舉(劉子)上悟りて曰く、吾固より此を疑ふ、蘇軾の議を得て、意釋然たりと、即日召し見て問ふ、何を  
以て朕を助けんと、公曰く、臣竊に意ふ、陛下治を求むること太だ急なり、言を聽くこと太だ廣し、人を進むること太だ銳し、願はくは安靜に  
して以て物の來るを待ちて、然して後に之に應ぜんことを、上悚然として曰く、卿が三言、朕當に詳に之を思ふべしと、安石の黨皆悦ばず、  
懼りに開封府の推官とす、會々上元に旨ありて、浙の燈を市(か)はしむ、公密疏して、之を諫む、(諫)買浙燈(狀)詔して之を罷む、安石新法  
を創む、公又上書して、其不便を論ず、(上)神宗皇帝(書)安石益々恨む、先生外任を乞ひて、之を避く、杭州に遷判たり、是時、四方に青苗免  
役、市易の法を行ふ、浙西は、兼れて水利、鹽法を行ふ、公其間に於て、常に法に因りて以て民に便す、民頼りて以て少しく安し、杭より密州に  
徙る、超然臺の記を作る、熙寧十年、密より又徐に徙る、是時、河水澶州に決し、徐州の城下に及ぶ、富民争ひ出て、水を避く、公曰く、富民若  
し出てば、民心動搖せん、吾誰と與にか守らん、吾是に在らば、水決して城を敗ること能はじと、復た城に入らしむ、公杖履して、親ら武衛營  
に入り、其卒長を呼びて、之に謂ひて曰く、河將に城を害せんことを、事急なり、禁軍と雖も、宜しく我が爲めに力を盡すべしと、卒長呼びて曰  
く、太守すら猶塗潦を避けず、吾儕小人命を效さん秋なりと、挺を執りて大伍中に入り、其徒を率ひ、短衣徒跣して、香餌を持して以て出で、  
築く、民心乃ち安し、然れども、兩日夜止まず、河勢益々暴なり、城の沈まざる者三板、公城上に處し、官吏をして堵を分ちて守らしむ、卒に城  
を完くす、元豐二年、徙りて湖州に知たり、表を以て謝す、事不言ふ者、其語を讀みて以て勸となす、官を遣はし、遽して御史の獄に赴かしむ、  
初め公既に外に補せられ、事の民に便ならざる者あれば、敢て言はず、亦敢て黙視せず、詩に託して以て諷し、國に補あらんことを庶幾み、言  
ふ者從ひて之を謀毀す、既に獄吏に付して、必ず之を死に置かんことを欲す、嚴誅すること久しくして決せず、上終に之を憐み、黃州の團練副使  
を以て安置せしむ、公幅巾芒屨のまゝにて、田父野老と溪谷の間に相從ひ、室を東坡に築き、自ら東坡居士と號す、五年、上復た之を用ひんと  
する意あり、然るに言ふ者之を沮む、上手札して汝州に徙す、人材は實に難し、終に棄つるに忍びずの語あり、未だ至らず、上書して自ら言ふ、  
飢寒の憂あり、田ありて常州に在り、願はくは之に居ることを得んことを、書朝に入りて、夕に報可せらる、士大夫皆上の卒に公を喜ぶこと

を知る、會々上崩じて、後用を果さず、哲宗位に即く、公七品の服を以て、入りて延和殿に侍す、尋て中書舍人に除せらる、時に司馬光免役を改めて、差役と爲さんと欲す、公其不可を陳す、光忿然たり、公曰く、昔韓魏公陝西の義勇軍を制し、時、公は諫官と爲りて、之を争ふこと甚だ力めたり、魏公樂しまざれども、公も亦願みず、今日相と作りて、賦の言を盡すことを許さるるかと、公笑ひ不止む、尋て翰林學士に除せらる、元祐三年、復た侍讀に除せらる、進讀する毎に、治亂盛衰邪正得失の際に至れば、未だ嘗て反覆開導せざることをあらず、嘗て便殿に入對せしとき、宣仁后問ひて曰く、卿前には何の官たりしぞと、曰く、臣は常州の團練副使たりすと、曰く、今は何の官たるぞと、曰く、非なりと、學士に待てりと、曰く、何を以て進に此に至れるぞと、曰く、太皇太后(即ち宣仁后)を指すと、曰く、今は何の官たるぞと、曰く、非なりと、曰く、豈大臣の論薦せるかと、曰く、亦非なりと、公驚きて曰く、臣無狀なりと雖も、敢て他の途よりして進まずと、后曰く、此れ先帝の意なり、先帝卿が文章を讀する毎に、必ず嘆じて曰く、奇才奇才と、亦未だ進用するに及ばざるのみと、公覺えず哭して失聲す、后と帝とも亦泣く、左右皆感涕す、帝を命じ、茶を賜ひ、御前の金盃を徹して、以て送りて院に歸す、公祖宗寶訓を進讀するに因りて、時事に論及す、當軸者之を恨む、四年、龍圖學士を以て、杭州に知となる、公郊を出て、未だ發せず、内侍を遣り、龍茶銀合を賜ふ、杭に至るに及びて、吏民公の舊政に習ひ、勞せずして治まる、杭は本と江海の地、水泉鹹苦にして、居民稀少なり、唐の刺史李泌始めて西湖の水を引きて、六井を作る、民水に足る、故に井邑は日に富めり、白居易復た西湖を浚ひ、水を放ちて田に溉ぐ、こと千餘頃、然れども、湖水多し、錢氏(吳越王)國を有つに及びて、日夜開浚す、宋初以來、穢廢して治まらず、水涸れて草生じ、漸く蒔田を成す、公蒔田を取りて、之を湖中に積みて、長堤を爲り、以て南北を通じ、湖中には菱を種ふ、其利を收めて以て修湖に備ふ、隄成る、芙蓉楊柳を其上に植う、之を望むに園畫の如し、杭人之を名けて蘇公隄といふ、公二十年の間に、再び此の州に蒞み、惠政多し、民像を畫きて以て記る、六年、召されて入りて翰林學士承旨となり、復た顯英殿に侍す、當軸者樂まず、公懼れて外を請ふ、乃ち龍圖閣の學士を以て、出で、顯州に知たり、揚州に從る、召されて兵部尙書となり、禮部尙書に遷り、端明殿の學士を兼ね、是時、宣仁后崩じ、章淳、呂惠卿再び出で、國事將に變ぜん、范祖禹之を憂へて、先づ上書して之を論ず、公も亦具疏して將に上らんとす、范の疏を見るに及びて曰く、此れ經世の文なりと、遂に名を附して同じく進む、報せず、出だされて定州に知たり、又英州に知たり、再び寧遠軍の節度判官に陞せられ、惠州に安置せらる、時に紹聖元年なり、已に惠に到り、嘉祐寺の松風亭に寓居す、杖履の及ぶ所、雞犬も相識る、明年、合江の行館に遷る、館下秋碧空に浮び、光几席の上に捲く、茅舍蘆屋七八間ありて、湖下に橫斜す、年々逾えて、白鶴の新居に從る、胸中泊然として、帶芥する所なし、人は賢愚となく皆其歡心を得たり、惠人之を愛敬す、大臣公の流寓を以て、未だ足らずとし、四年、復た惠州の別駕を以て、昌化に安置す、昌化は人の居るべき所に非ず、飲食も具はらず、礮石もあることなし、初め官屋を備へりて以て風雨を庇ふ、有司以て不可とす、則ち地を買ひ室を築く、士人土を希し、號を運して、以て之を助く、屋三間を爲る、人は其憂に堪へざれど、公は芋を食ひ、水を飲み、書を著はして、樂とす、元符三年、大赦にて北に還る、初め廉に徙り、再び永に徙る、已にして朝奉郎に復し、成都の玉局觀に提舉となる、居は其便に従ふ、將に許に居らんとす、公紹聖元年に南還せられ、已にして海を渡りしより、昌化に到るをいふ、是に至りて、凡て七年にして、嶺を論ゆ、實に徽宗の建中靖國元年正月なり、再び虔州を過ぎ、吉州に至る、四月間、舟行して豫章彭蠡の際に至り、五月、眞州に至る、瘴毒大に作り、暴瀉を病む、乃ち常州に止まる、六月、老を請ひ、本官を以て致仕す、遂に以て起たず、吳越の間公の計を聞き、相與に市に哭し、其君子は相與に家に用す、計四方に聞ゆ、賢不肖となく皆咨嗟して潮を出す、子三人あり、過と曰ひ、遠と曰ひ、過と曰ふ、公の文に於ける、之を天に得たり、弟繼と共に曾父洵を師とす、初め賈誼、陸贄の書を好み、古今の治亂を論ずるに、空言を爲さず、既にして莊子を讀み、喟然として歎息して曰く、吾れ昔し中に見る、ことありて、口未だ言ふこと能はず、今莊子を見るに、吾が心を得たりと、乃ち中庸論を出だす、其旨微妙にして、皆古人の未だ喩らざる所なり、嘗て繼に謂ひて曰く、吾今世の學者を視るに、獨り子のみ我

と上下すべきのみと、既にして黃に論居せられ、門を杜じて深居し、輪囷に聽講す、其文一變して、川の方に至るが如し、後釋氏の書を讀み、深く實相を悟り、之を孔、老に參す、博辯にして疑はることなく、浩然として其涯を見ず、初め洵晩歲にして易を讀み、其受象を玩び、其剛柔遠近喜怒順逆の情を得て、以て其詞を觀る、皆刃を迎へて解く、易傳を作る、未だ完からずして卒す、公其志を承け、卒に以て書を成す、復た論語說を作り、時に孔氏の說を發す、最後に海南に居り、書傳を作り、上古の絶學を推明す、先儒の未だ達せざる所多し、既に三書を成し、之を撫して嘆じて曰く、今世要未だ信ずること能はず、後に君子あらば、當に我を知るべしと、嘗て謝民師の文を評して云く、大略行雲流水の如く、初めより定實なし、但常に當に行くべき所に行き、常に止まらざるべからざるに止まる、文理自然に、姿態横生すと、蓋し夫子自ら遺ふなり、

唐宋八家文講義卷之十八

蘇軾子瞻著

議學校貢舉劄子

神宗の熙寧二年、貢舉法を更め、詩賦明經の諸科を罷め、經義論策を以て進士を試みんと議す、初め王安石以爲へらく、古の士を取るは、學校に本づく、請ふ學校を興建して、以て古に復し、其明經諸科は、廢罷を行ひ、元解明經の人数(元解明經とは、諸路にて先づ學者を試み、其國々より解狀を添へて、都の貢院へ送り遣はす、之を發解といふ、即ち鄉試なり、此内明經の人数を元解明經と云ひしなり)を取りて、進士を増さんと欲せしむ、兩制、兩省、御史臺、三司、三館に詔して、之を議せしむ、韓維は、詩賦を罷め、各々大經(禮記左傳)を習はせ、大義十道を問ひ、文以て解釋せしめ、必しも注疏を全記せしめず、七以上に通するを合格とせんと請ふ、蘇頌は、士行を先きにして、文藝を後にし、彌封贈録(本文の下に注す)の法を去らんと欲す、而して公は、此議を上りしなり、其主意は、學校貢舉法は、必しも改めず、舊と行ふ所の法中に於て、士を取る實を得ば、人材自ら出でんと云ふに在り、凡て十段、

准、敕講求學校貢舉利害、今臣等各具議狀聞奏者、右臣伏以得  
人之道、在於知人、知人之法、在於責實、使君相有知人之才、朝廷  
有責實之政、則胥史阜隸、未嘗無人、而況於學校貢舉乎、雖因今  
之法、臣以爲有餘、使君相無知人之才、朝廷無責實之政、則公卿

侍從猶患無人、況學校貢舉乎、雖復古之制、臣以爲不足矣、

○ 敕命に准據して、學校と貢舉との利害を講求するに付き、今臣等各々議状を具して聞奏する者なり、右臣伏して以て、おもへらく、人を得る道は、人を知るに在り、人を知る法は、實を責むるに在り、若し君と宰相とをして、人を知る才あり、朝廷をして、實を責むる政あらしめば、胥吏(小役人)卓犖(しもべ)の輩とて、未だ嘗て人なしとせじ、而るを況んや學校と貢舉とに於てや、今の法に因ると雖も、臣は以て爲へらく餘りありと、若し又君と宰相とをして、人を知る才なく、朝廷をして、實を責むる政ならしめば、公卿侍從の重役とて、猶人なきを患へん、況んや學校と貢舉とをや、たとひ古の制に復したればとて、臣は以て爲へらく足らずと、されば今日二者の利害は、唯君相の人を知ると、知らざると、及び朝廷の實を責むる政あると、否とに在り、以上第一段、是れ一篇の冒論なり、全篇の主意已に此に包攝す、中に就きて、得人之道、在り於知人、知人之法、在於責實の四語、一篇の大意を括す、

夫時可有可否、物有廢興、方其所安、雖暴君不能廢、及其既厭、雖聖人不能復、故風俗之變、法制隨之、譬如江河之徙移、順其所欲行而治之、則易爲功、彊其所不欲而復之、則難爲力、使三代聖人復生於今、其選舉養才、亦必有道矣、何必由學、

○ 此段は、學校の古制に復し難きを言ふ、夫れ時世には、爲し得べきこと、爲し得べからざることあり、事物には、厭たれたること、興(さ)りれることあり、人心の安んずる所に方りては、暴君の威と雖も、廢すること能はず、人心の既に厭ふに及びては、聖人の力と雖も、復せしむること能はず、故に風俗の變遷するときは、法制もそれに連れて定まる者なり、譬へば、江河の流域の徙移するが如く、其水の行かんと欲するまゝに任せて、之を治むるときは、成功を見易けれども、左もなくして、水の行くことを欲せざる所を強ひて、無理に引戻さんとすれば、手を着け難き者なり、學校の事とて、それと同じ道理にて、たとひ三代の聖人が、再び今日に出てられたりとも、人材を選擧し、人材を養育するは、必ず他の道あらん、何ぞ必ずしも學校に由らんや、

且天下固嘗立學矣、慶歷之間、以爲太平可待、至於今日、惟有空名、僅存、今陛下必欲求德行道藝之士、責九年大成之業、則將變今之禮、易今之俗、又當發民力、以治宮室、斂民財、以養游士、百里

之內、置官立師、獄訟聽於是、軍旅謀於是、又當以時簡不率教者、屏之遠方、終身不齒、則無乃徒爲紛亂、以患苦天下耶、

○ 九年大成... 禮記學記篇に、九年知類通達、強立而不反、謂之大成とあり、古の大學の教は、其學期を九年と定む、此期に及びては、義明に理精しく、類に觸れて長じ、通ぜざる所なく、卓然として自立の行ありて、外物以て之を奪ふことを得ず、是を學の大成とす、簡不率教者云々... 禮記王制の文を節取せしものにて、大學の教に率はざる者は、放逐を命ずることなり、

○ 且つ天下は、以前より學校を立てたり、慶曆(仁宗の年號、是時天下の州郡に詔して、學校を興さしむ、歐文の吉州學記を參看すべし)の間は、學事も盛んに起れり、以て爲へらく太平待つべしと、今日に至りては、惟空名の儀に存するのみなり、今陛下必ず(せむ)とて、德行道藝の士を求めて、古の所謂る九年にして大成する學業を責めんと欲したまはば、其勢將に今の禮を變じ、今の俗を易へて、古風に引戻さんとする譯になるべし、然るときは、又當に人夫を出して、宮室の修築を始め、人民の財貨を取上げて、游學の士を養ひ、百里の内ごとに、官を置き、師を立て、獄訟も是に於て擱き、軍旅も是に於て相讓する様にせさすべし、夫れのみならず、時を以て學校の教化に従はぬものを簡(えり)別けて、之を遠方に屏(しりぞ)けて、其者の一生涯、其土地にて齒(よ)はひせざる(つ)きはぬこと)様にせさすべし、是は即ち古代に在りての政治教育の組織にして、今日も、諸者の申す様に、士を取るは、學に本づく、學校を興建して、古に復すべしとするときは、自ら右の如くにせればならぬ様になるべし、箇様に變革を始めるときは、なんと徒らに紛亂をなすのみにて、天下を患苦せしむる譯ではありませぬ、

若乃無大變改而望有益於時、則與慶歷之際何異、故臣以謂今之學者、特可因循舊制、使先王之舊物不廢於吾世足矣、

○ さればとて、若し乃ち大變革をせずして、時に益あらんことを望まんには、矢張慶曆の時の改革と異なることなく、直に又廢たるに相違ないらん、故に臣以て謂へらく、今の學者は、特に舊制に因り循ふべし、先王之舊物をして、今の時代に廢たれざらしめば、それにて澤山ならん、今何も殊更に新規に改革を施すにも及ぶまじ、以上第二段、以上は、學校を論じ、以下は、貢舉を論ず、

至於貢舉之法、行之百年、治亂盛衰、初不由此、陛下視祖宗之世、貢舉之法、與今孰爲精、言語文章、與今孰爲優、所得文章、長才、與今孰爲多、天下之士、與今孰爲辯、較此四者、而短長之議決矣、

貢舉(諸州より出て、禮部の試に應ずる者、此篇の總旨の下を看るべし)の法に至りては、之を行ふこと百年(宋初より此に至るまで、蓋し大凡そ百年なり)なれども、世の治亂盛衰は、初より此貢舉には關係せず、陛下には、祖宗の御世の貢舉の法を視たまふに、今日とは孰れが精しと思召さる、そ、言語文章は、今日とは孰れが優れりと思召さる、そ、試験に由りて得たる所の文章の長才は、今日とは孰れが多しと思召さる、そ、天下の士は、今日とは孰れが辯ありと思召さる、そ、無論古の優りて、今日の劣ることは知れたることなり、此四者の優劣を比較しても、貢舉の法の短長(よしあし)の議論は分かるべし。

今議者所變改、不過數端、或曰、鄉舉德行而略文章、或曰、專取策論而罷詩賦、或欲舉唐室故事、兼採譽望、而罷封彌、或欲罷經生、朴學、不用貼墨、而考大義、此數者、皆知其一不知其二者也、臣請歷言之。

【兼採譽望】…學術の試験のみに由らず、名望ある者を取りて、官に使ふことなり、唐の時、陽城、李渤の如きは、隱逸より召用せられ、杜牧の如きは、吳武陵の延譽に出できとぞ、是れ人材を取るに學校にのみ由らぬ例なり、【封彌】…宋の制なり、これは、糊名とて、受験人程文(試験文)を出すとき、己の名を糊封して差出すことにて、試験官をして、愛憎厚薄なからしめんがためなり、眞宗の時、始まる、老學庵筆記に、本朝の進士、初は亦唐の制の如く、兼れて時望を采る、眞廟の時、周安愚公始めて糊名法を建て、一切程文を以て去留(取捨)をなすと見えたり、【貼墨】…貼墨墨のことなり、貼は、帖と同じ、帖經とは、書を示して、其記誦を試みるなり、其仕方は、何にても、面々の習ひたる經の内にて、一行を示し、前後を掩ひ、其文句を誦讀せしむることなり、墨義とは、默義といふことなり、無本にて、其暗記を試みる仕方なり、たとへば、上句を言ひて、下句を對へざる類なり、

【今議者の變改せんとする所は、數端に過ぎず、或は曰く、郷より人選するに、德行を擧げて文章を略せんと、或は曰く、専ら策論を取りて、詩賦を罷めんと、或は唐室の故事を用ゐて、譽望(評判)をも兼採りて、封彌を罷めんと欲し、或は經學書生の質朴なる學問を罷め、貼墨義などの、唯經書の本文を記誦するだけの試験を罷めて、經の大義を考試せんと欲す、其所論まなくなり、此數者は、皆其一通り丈の理窟を知れども、其二を知らざる者なり、臣請ふ歷く其可否を言はん、以上第三段、此段議者の改革せんと欲する貢舉の目を歴舉して、糊となす、以下逐段、其弊を論ず、

夫欲興德行、在於君人者、修身以格物、審好惡以表俗、孟子所謂君仁莫不仁、君義莫不義、君之所向、天下趨焉、若欲設科立名、以

取之、則是教天下相率而爲僞也、上以孝取人、則勇者割股、怯者廬墓、上以廉取人、則弊車贏馬、惡衣菲食、凡可以中上意、無所不至矣、德行之弊、一至於此。

【此段は、德行を擧ぐる弊を論ず、夫れ德行を興さんと欲せば、人に君たる者が、己の身を修めて、以て物を格(た)し、己の好惡を審かにして、以て俗の表率たるに在り、孟子の謂ふ所の、君仁なれば、仁ならざるものなく、君義なれば、義ならざるものなき譯にて、君の意の向ふ所は、天下皆之に趨く者なり、若し科を設け、名を立て、(德行の科目を立つること)以て人を取らんと欲せば、是れ天下をして、相率(あ)てて僞をなさしむるなり、其仔細は、上孝を以て、人を取らんとするときは、勇者は股を割きて、親に食はしめ、怯者は親の墓上に廬して、以て孝行の名を取らんと圖る者あらん、上廉を以て人を取らんとするときは、弊れたる車に乗り、贏れたる馬に跨り、惡しき衣を着、菲(うす)き食を食はん、凡べて上の思召に叶ふべきことからは、届かぬことなきまでに致すべし、德行を以て人を取る弊は、一に此に至らん、以上第四段、

且自文章而言之、則策論爲有用、詩賦爲無益、自政事言之、則詩賦策論均爲無用矣、雖知其無用、然自祖宗以來、莫之廢者、以爲設法取士、不過如此也、豈獨吾祖宗、自古堯舜亦然、書曰、敷奏以言、明試以功、自古堯舜以來、進人何嘗不以言、試人何嘗不以功乎、

【此段は、詩賦を罷め、策論を取る弊を論ず、且つ文章の上よりして言ふときは、策論を有用なりとし、詩賦を無益なりとすれども、政事の上より言ふときは、詩賦も、策論も、均しく無用なりとす、其無用なることを知るに難し、然れども、祖宗より以來、之を廢する者なきは、以爲へらく、法を設けて士を取るは、此くするに過ぎざればなりと、豈獨り吾が祖宗のみならんや、古より堯舜とて、矢張左様なり、尙書の詩典に、敷(き)奏(そう)すむるに言を以てし、明(めい)かに試(し)みるに功を以てすと見ゆ、これは各々に政治の意見を陳述せさせて、其善き者を選び、之を買地に試みさせて、其功を考ふることなり、されば古の堯舜以來、人を進むるに、何ぞ嘗て言を以てせざらんや、人を試みるに何ぞ嘗て功



議者必欲以策論定賢愚能否臣請有以質之近世士大夫文章華靡者莫如楊億使楊億尚在則忠清鯁亮之士也豈得以華靡少之通經學古莫如孫復石介使孫復石介尚在則迂闊矯誕之士也又可施之於政事之間乎自唐至今以詩賦爲名臣者不可勝數何負於天下而必欲廢之

【補遺】の事は、歐文の石先生墓表に見ゆ、孫復石介……の事は、歐文の石先生墓表に見ゆ、然るに、議者は是非とも策論を以て賢愚能否を定めんと欲するは、如何なる所存なるか、臣請ふ之を質問したき者なり、其次第は、近世の士大夫の中に、文章の華靡（はなや）なる者は、楊億に如くものなし、もし楊億をして、今日尙在らしめなば、忠義潔白にして、正直信實の人ならん、豈（な）に、其文の華靡なりとて、其人に不足を申すべけんや、經學に通じて、古道を學びたる人は、孫復と石介とに如く者なし、孫復、石介をして、今日尙在らしめなば、世事に疎く、人情に逆ひたる、妄誕の士ならん、又何ぞ之を政事の間（ま）に施さしむべけんや、唐より、今日に至るまで、詩賦を以て名臣たる者は、數限りなき程あり、斯人々が、何ぞ天下に負くことあらん、而るを、必ず之を廢せんと欲するは、何故ぞ、

近世士人纂類經史綴緝時務謂之策括待問條目搜抉略盡臨時剽竊竄易首尾以眩有司有司莫能辨也且其爲文也無規矩準繩故學之易成無聲病對偶故考之難精以易學之士付難考之吏其弊有甚於詩賦者矣

【策括】……經史の語を括取して、策論を作る資とする者なり、近世の士人は、經史中の語を纂類し、時務の要を綴り輯めて、書を作り、之を策括と謂ふ、問を待つ條目は、搜抉（さうくつ）さぐる（こと）して略（りやく）（あ

らまし）盡くし、入用の時に臨みて、其中より剽竊（せうせつ）（きりぬきぬすむこと）して、少しく首尾を竄易（せうい）（いれかへ）して、以て有司の目を眩（くら）ます、有司にも、な（か）く、以て見別は附き兼ぬる程なり、且つ其文たる、規矩準繩（けいこじゆんじゆん）（法則のこと）もなきことなれば、之を學ぶにも、いと容易にして、成業し易く、聲病（せうびやう）（平上去入の四聲のちがふこと）、對偶（たいぐ）（字句の對すること）などの面倒なることもなきものゆゑに、其優劣を判定するにも、精密に考（く）（しらべ）難し、學び易き士を以て、考へ難き吏の手に付して、取調（しよじゆ）（さす）ることゆゑ、其弊は、詩賦を試みるより甚しき者あらん、以上第五段、

唐之通榜故是弊法雖有以名取人厭伏衆論之美亦有賄賂公行權要請託之害一使恩去王室權歸私門降及中葉結爲朋黨之論通榜取人又豈足尙哉

【通榜】……容齋隨筆に、唐の世、科擧の柄、専ら之を主司に委ぬ、仍（なほ）名を糊（こ）することなし、又交朋の厚き者あれば、之が爲に薦達（せんたつ）（之を薦げしむ）之を通榜（つうぼう）といふ、其間には、自ら情實も雜ることゆゑ、之を弊法と云ひたるなり、【中葉】……唐の穆宗の時、李德裕、李宗閔、各々朋黨を分ち、更（さら）／＼相傾軋（あひあつ）する、こと四十年、此事正に貢擧に本づく、

諸科舉人多出三路能文者既已變而爲進士曉義者又皆去以爲明經其餘皆朴魯不化者也至於人才則有定分施之有政能否自彰今進士日夜治經傳子史貫穿馳騫可謂博矣至於臨政曷嘗用其一二顧視舊學以爲虛器而欲使此等分別注疏粗識大義而望其人能增長亦已疎矣臣故曰此數者皆知其一而不

知其一二也

【三路】…進士と、明經と、貼書とをいふ。【朴魯不化】…其性質の愚魯にして、去りて進士明經となること能はざる者なをいふ。  
 【此段】此段は、貼書を用ひずして、大義を考ふる弊を論ず、諸科の舉人（試験に應ずる者）は、多く三路より出づ、其文章を能くする者は、既にはや去りて進士となり、經義を曉る者は、又皆去りて以て明經（科目の名）となり、其餘の取遺されたる人物は、實朴魯鈍にして、變化すること能はざる者なり、此等が即ち貼書科の科目に應ずる者なり、今進士が日夜經傳子史を治めて、貫穿馳騁、何も簡もよく知りぬこと、博しと謂ふべし、されども、政事に臨むに至りては、曷ぞ嘗て其學問の一二だも用ひることあらんや、顧みて舊と修つたる學問を視ることは、虚器同様にして思ひて、打撃つるが多き者なり、進士の學問ですら、實際に用ひなすこと少なきことは、此の如き者なり、此れ皆人才に定分あるゆゑなり、而るを、此等朴魯にして化せざる人をして、少しく注疏の意義を見分け、粗（あらまし）大義を識らしめたる位にて、俄に其人物の材氣の増長せんことを望まんことを欲するは、固分道理に疎き論なり、臣故に曰く、此數者（上の德行を擧ぐる以下の諸弊を指す）は、皆其一を知れども、其二を知らざる者なりと、以上第七段。

特願陛下留意其遠者大者必欲登俊良黜庸回總覽衆才經略世務則在陛下與二三大臣下至諸路職司與良二千石耳區區之法何預焉

【良二千石】…賢太守をいふ、漢の時の太守は、宋に謂ふ所の知州の職なり、今時の縣知事の職に當たる。  
 【此段】此段は、賢を責むる政は、君相有司の心一つに在り、法制の改革は、輻輳に足らざるを論ず、特に願はくは、陛下には、意を政務の遠き者大なる者に留めたまはんことを、是非とも俊良を登せ、庸回（おろかな）を去らば、よきしよなるものを黜け、衆くの人才を總べ攬りて、世の政務を經略（はかる）ことせんことを欲したまはば、唯陛下と、二三の大臣と、下は諸路の職司（即ち監司の職をいふ、監司は、下の上神宗皇帝一書の下に注す）と、良き二千石に至るまでに在らんのみ、區々たる法制などは、何ぞ預からん、以上第八段。

然臣竊有私憂過計者敢不以告昔王衍好老莊天下皆師之風俗陵夷以至南渡王縉好佛捨人事而修異教大歷之政至今爲笑故孔子罕言命則爲知者少也子貢曰夫子之文章可得而聞

也夫子之言性與天道不可得而聞也夫性命之說自子貢不得聞而今之學者耻不言性命此可信也哉

【王衍】…晋の人、老莊の學に長じ、清談を善くす、當時に盛名あり、又老蘇の辨義論に出づ、【南渡】…東晋の元帝の江を渡りて建康に都せしをいふ、【王縉】…唐の代宗の時の宰相なり、佛法を信ぜし人なり、【子貢曰云々】…論語の公冶長の篇に見ゆ、【文章】…禮儀文辭の外に見はるる者なをいふ。  
 【此段】此段は、學校と貢擧とを論ずるに因りて、并せて近世の學術の弊に及ぶ、本論の主意には非ず、然し、私陰ながら、内心心配して、取捨苦勞を致したる事柄が御座りますが、申上げずにも置かれまじ、昔晋の時、王衍といふ者は、老子、莊子などの學問を好みしが、天下は皆其人を師として、それより老、莊の學が大に其時代に行はれたれど、風俗はおひ／＼崩れて、中原は夷狄に乘取られ、晋室は南の方江を渡りて、亂を避くるに至りたり、又唐の時、王縉は、宰相の位に居ながら、きつい佛法信者にて、人事を打捨て、異端の教を修業したる程なりければ、大歷（代宗の年號）の政事は、今日に至りても、世の物笑となれり、老莊と云ひ、佛法といひ、學問の上よりいへば、何れも高尙の事なれども、世の政教に益なきことは同じことなり、故に孔子は、天命のことなどの高尙の談をせらるることとは學なり、それは、世に知る者少なきが爲なり、子貢が孔子を評して、夫子の禮儀文辭などの外面に見はるる者は、聞くことを得べけれども、夫子の性と天道との御物語は、聞くことを得られぬぞと申されき、全體、性命の説は、孔門にては、子貢程の學者にても、聞くことを得ざる者なるを、今の學者は、性命のことを言はざるを耻づ、此れ豈信すべき者ならんや。

今士大夫至以佛老爲聖人粥書於市者非莊老之書不售也讀其文浩然無當而不可窮觀其貌超然無著而不可挹此豈真能然哉蓋中人之性安於放而樂於誕耳

【此段】今の士大夫は、佛、老を以て聖人とするに至る、書を市にて賣ふ者は、莊、老の書物にあらば、賣れ口はなき事なり、其文章を讀むに、浩然と意味は廣き儘に、事宜に適當する所なく、其意の在る所を窮むることならず、其容貌を觀るに、超然と立ちこえて、執着する所なく、其心底を酌み量ることを窮むることならず、如何にも高尙らしくは見ゆれども、去りながら、此れ豈眞に能く然るならんや、蓋し中人の性として、放肆（容観）の上につきていふ、に安んじて、妄誕（文章の上につきていふ、）を樂むのみ。

使天下之士能如莊周齊死生一毀譽輕富貴安貧賤則人主之

名器爵祿所以砥世磨鈍者廢矣陛下亦安用之而況其實不能而竊取其言以欺世者哉

もしも天下の士をして能く莊周の如くに死生を齊しくし、毀譽を一にし、富貴を輕んじ、貧賤に安んぜしめたりとせんには、人主の天下を治むる惟一の柄權たるべき名器(車服の類)と云ひ、爵祿と云ひ、以て世を砥ぎ、鈍を磨く所の者は、廢たれて用をなさざるに至らん、陛下とて、亦安んぞ之を用ひたまふことを得ん、而るを況んや、其實は莊周などの眞似が出来てもなく、但々其言を竊み取りて、以て世を欺く者なるや、以上第九段、近世の學者の高尙迂闊の學に溺れて、實用をなさぬ弊をいふ。

臣願陛下明敕有司議之以法言取之以實學博通經術者雖朴不廢稍涉浮議者雖工必黜則風俗近厚學術近正庶幾得忠實之士不至蹈衰季之風則天下幸甚

此段は、上文を總べて、實を責むる政を擧げば、忠實の士を得べきを言ふ、臣願はくは、陛下明に有司に敕したまひて、之を議するに法言(正しきことば)を以てし、之を取らざるに實學を以てし、博く經術に通ずる者なれば、朴學と雖も廢せず、稍々浮薄の議論に涉る者なれば、何程工なりと雖も、必ず黜くる様になされたらんには、風俗は厚きに近づき、學術は正しきに近づきて、どうがな忠實の士をも得られて、衰季の風(晋、唐の老莊、佛法を指す)を踏むに至らざらん、さらば天下の幸は甚しからん、以上第十段。

沈評 時に上王安石の議に従ひ、科學の法を更定し、専ら經義策論を以て、士を試み、又太學生の三舍法を立つ、(三舍の法とは、初め學に入るを外舍とし、外舍より内舍に入り、内舍より上舍に入る)又王安石の三經新義を用ひて、(三經新義は、詩書周禮の義解なり)學官に頼り、其言は聽くべきに似たれども、其實は適に人をして學を廢せしむる譯になる、東坡の此議は、舊より行ふ所の法の中に即きて、士を取らざるを得んことを欲す、必しも紛々と變易するにも及ぶまじ、變易の中に、弊のそはから難生せんことを恐るゝなり、歐公も亦嘗て言ひしことあり、士を取るに文を以てするは、浮薄にして實少なきに類すれども、亦に臨みて嚴施し、事業に奮ふに及びては、勝けて數ふべからずと、見る所、丁度同様の意見なり、○公の此議を上りしとき、神宗悟られて、仰せらる、様、吾固より此を疑へり、賦の議を得て、意釋然たりとて、頓て御召になりて、御書に對へしめられたるが、御意に稱ひたり、それより遂に浙の燈籠御買上の事を諫めて、復び御採用になりたれば、そこで上書して新法の不利のさまを申立てたり、此れ公の言を進めたる順序なり。

諫買浙燈狀

正月十五日を上元と曰ふ、此夜、都城燈を放つ、之を元宵を嘗すと曰ひて、餘程賑はひしこと、見ゆ、當時浙の地より、御用にて、四千盞の燈籠を御買上になりしが、其直段を直切りて、安く御買上になられたれば、人民の賑饒となりぬ、公此書を上りて、之を諫めしなり、言ふ、此事は、至りて小なれども、體面は、至りて大なることにて、帝王が細民と小利を争ふ様は聞えては、甚だ宜しからず、京城の百姓は、饑饉に慣れず、怨讎生じ易ければ、宜しく早く前命を追同して、凡べて悉く舊の如くせらるべしと、然れども、公の諫めんと欲する主意は、新法に在り、燈のことは、借りて以て帝の意旨を試みたるに過ぎず、凡て五段。

臣嚮蒙召對便殿親奉德音以爲凡在館閣皆當爲朕深思治亂指陳得失無有所隱自是以來臣每見同列未嘗不爲道陛下此語非獨以稱頌盛德亦欲朝廷之間如臣等輩皆知陛下不以疏賤間廢其言共獻所聞以輔成太平之功業

臣嚮に便殿に召對を蒙り、親しく德音(帝語をいふ)を承る、以爲へらく、凡そ館閣に在るものは、皆當に朕が爲めに深く治亂を思ひ、政治の得失を申し陳べて、隱す所あるなかるべしとの御趣意なりと、是より以來、臣は同列を見る毎に、未だ嘗て爲めに陛下の此勅語を道はざることあらず、其意は、獨り以て盛德を稱頌(ほめる)せんとのみにはあらず、又一には、朝廷の間にて、今日臣等の如き者までも、何れも皆陛下の功業を御輔け申して成就せさせたく存ずればなり。

然竊謂空言率人不如實而人自勸欲知陛下能受其言之實莫如以臣試之故臣願以身先天下試其小者上以補助聖明之萬一下以爲賢者卜其可否雖以此獲罪萬死無悔

右の如く、人々に向ひて、各々見込を申立て、大業を輔成せんことを勧めはするもの、たゞ空言にて、人を率ゐるまゝは、實效を見せたる上にて、人々自ら動むに如かじ、又人々が陛下の能く諫を受けたまふ實を知らんと欲せば、臣を以て之を試みるに如くはあらじと、故に臣願はくは身を以て天下に先だち、其小なる者を試みて、上は以て聖明の萬一を補助し、下は以て賢者のために其可否(帝の言を納れんや、否やないふ)を卜せんとす、たとひ此事のために、罪を獲て、萬々死すとも、悔ゆることなげん、(此に小なる者を試みるとあるは、燈籠を

陳むることをいふ、之を小といへば、外に大なる者あることを知るべし、大なる者とは何ぞ、新法是なり、次篇に於て、益に之を言ふ、以上第一段、獻旨の所以を言ふ、

臣伏見中使傳宣下府市司買浙燈四千餘盞有司具實直以聞陛下又令減價收買見已盡數拘收禁止私賣以須上令臣始聞之驚愕不信咨嗟累日何者竊爲陛下惜此舉動也臣雖至愚亦知陛下游心經術動法堯舜窮天下之嗜欲不足以易其樂盡天下之玩好不足以解其憂而豈以燈爲悅者哉此不過以奉二宮之歡而極天下之養耳

【中使】：宮中よりの御使なり、府市司：開封府の市司なり、今の東京府知事の如きもの、

臣伏して見るに、中使より詔命を傳宣して、開封府の市司に仰せて、漸より燈籠四千餘盞を御買上になり、有司は實價を取調べて申上げしに、陛下には又直段を引下げて、御買上になり、現在はや漸の燈のあらん限り、燈らず御買占となり、内々にて賣ることを禁止せられ、以上この御指圖を待たしめられたり、臣始めて之を聞き、驚愕して、咨嗟すること累日なり、何となれば、竊に陛下のたゞに此舉動を惜めばなり、臣は至愚なれども、亦陛下には、大御心を經術に遊ばしめたまひ、動きたまふことは堯舜に法らせらるれば、たゞひ天下の嗜欲を窮むとも、以て其御快樂に易ふるには足らず、天下の玩好を盡くすとも、其御苦勞を解くには足らざらんことを知る、而るを、豈燈籠位を以て悦びとしたまふ者ならんや、定めし此は二宮、太皇太后曹氏、皇太后高氏の御機嫌を慰め奉らんために、天下の力を盡くして、御奉養遊ばされんとの御旨意に過ぎずと存せられます、

然大孝在乎養志百姓不可戶曉皆謂陛下以耳目不急之玩而奪其口體必用之資賣燈之民例非豪戶舉債出息畜之彌年衣食之計望此旬日陛下爲民父母唯有添價貴買豈可減價賤酬

此事至小體則甚大凡陛下所以減價者非欲以此與小民爭此毫末豈以其無用而厚費也如知其無用何必更索惡其厚費則如勿買

【如勿買】：買はぬには如かずと云ふ辭、此は左傳の僖公二十二年の傳文に、若愛重傷則如勿傷といふ句あり、此と同句法なり、如の字の上に豈の字を添へて看るべし、語氣の迫るために、之を省けるなり、

然れども、大孝は親の志を養ふに在り、強ち燈籠の御慰のみが事とも限らず、百姓は、月ごとに曉すこととてれば、一々陛下の御奉養のためと申すことを合點せしむる譯にも參らず、何れも皆申すには、陛下は、御自分が耳目不急の玩弄のために、人民の口體必要の資力を御取上なされたりとの評判なり、全體燈籠など商ふ人民は、通例家月にては之なきゆゑ、借財をなし、利息を拂ひて、此燈籠を畜へたること彌年が間に、一家内の衣食の計も、僅に此旬日間の商高をあてにせし譯なり、陛下は民の父母たり、唯價を増して、貴く御買上になることありとも、豈、なにしに、價を減じて安く御充行なざる、ことあるべき、此事柄は、至りて細小なれども、體面に關係すること、至りて大事に御座ります、凡々陛下の價を御減じ遊ばさる、所以の者は、此を以て小民と此毫末の小利を爭はんとの思召にはあらで、なんと其無用なる者にて厚く費すは豈なきこと、いふ思召にてはなきや、去りながら、如しも其無用といふことに御氣が付かれたらんには、何も必しも新規に御買上になるには及ぶまじ、其御入費の多きを懸ませらるゝならば、最初より御買上にならぬが宜しからん、

且内庭故事每遇放燈不過令内東門雜物務臨時收買數目既少又無拘收督迫之嚴費用不多民亦無憾故臣願追還前命凡悉如舊京城百姓不慣侵擾恩德已厚怨謫易生可不慎與可不畏與

【内東門雜物務】：官署の名なり、宮中の御用品御買上の事を掌る所なり、

且つ内庭の故事に於ては、上元の放燈に出過ふ度毎に、内東門の雜物務に仰付けられて、臨時に御買上なさるゝに過ぎず、其數目とても少くして、又拘收(無理に買上ぐる)督迫(せめたる)等の嚴命もなく、費用も多からざれば、人民も憾みなし、故に臣願はくは、前命(燈を買ふ命令)を御戻しになりて、一切悉く舊通りに仰付けられんことを、京城の百姓は、侵擾(取料にせめ立てらるゝこと)に慣れず、御恩徳も已に厚きことゆゑ、怨謫(うらみそしり)も隨ひて生じ易し、慎まざるべけんや、畏れざるべけんや、以上第二段、燈を買ふこと

を諫むる本意は、此に止まる。

近日小人妄造非語、士人有展年科場之說、商賈有京城權酒之議、吏憂減俸、兵憂減廩、雖此數事、朝廷所決無、而此紛紛、亦有以見陛下勤恤之德、未信於下、而有司聚斂之意、或形於民、方當責己自求、以消讒慝之口、而又重以買燈之事、使得因緣、以爲口實、臣實惜之。

【非語】…：董語と通ず、根もなき風説をいふ、下にいふ數事は、即ち董語なり（展年科場）…：宋の英宗の治平二年以來、科擧の年數は、三年に一度づつと定まり、それを今年又年を展ぶとの風説あるなり。

【近日常人共が、妄りに根もなき風説を造りて、下々を騒がせり、士人の間には、科擧の年限を展ばざるべしといひ、商賈の間には、京城にては酒屋の營業を差止められて、官の直賣になるべしといひ、官吏共は、減俸を憂へ、兵士共は、減廩（手當のへる）ことを憂ふ、此數ヶ條の事、朝廷にては決してなきことなれども、斯く紛々として世上にて風説の矢益しき譯は、畢竟陛下の政治を御勤め遊ばされ、百姓を恤ませらるゝ御徳の未だ下々に信ぜられざるに、又有司共の聚斂（取科の嚴しきこと）の意が、或は人民の目に附く様になれるがゆゑなり、されば、今日にては、何事を置きても、第一に御身を責められて、自ら求めて、以て世間の讒慝の口を打消されんことを務めらるべき苦なるに、左はせられずして、又重なるに燈を買ふ事を以てして、小人共をして、それに因り縁りて、讒慝の口實（いひぐさ）となすことを得しめらる、臣實に之を惜めり、以上第三段、近日の所爲、多く民情に慝はざる上に、又買燈の事あり、益々怨を生ずる所以なるをいふ。

方今百冗未除、物力凋敝、陛下縱出內帑財物、不用大司農錢、而內帑所儲、孰非民力、與其平時耗於不急之用、曷若留貯以待乏絕之供、故臣願陛下將來放燈、與凡游觀苑囿、宴好賜予之類、皆飭有司、務從儉約。

【方今百冗の冗費、未だ除かず、物力（民力のこと）も疲弊せり、陛下には、よし内帑（宮中のくら）の財物を御拂出になりて、大司農大藏省の（こと）の錢を御遣ひ遊ばされぬにもせよ、内帑の儲ふる所とて、孰れか本と民力より出でたる者に非ざらん、其平時不急の御入用などに耗（へら）さんよりは、曷ぞ留め貯へて、以て萬一供御の乏絶の時を待つに如かんや、故に臣は陛下の將來燈を放たること、其他凡べての游觀（ものみ）苑囿（には）宴好（さかもり）賜予（くだされもの）の類まで、皆有司を飭（いまし）められて、務めて儉約に従はしめられんことを願ひ奉る。

頃者詔旨裁減皇族恩例、此實陛下至明至斷、所以深計遠慮、割愛爲民、然竊揆其間、不能無少望於陛下、惟當痛自刻損、以身先之、使知人主且猶若此、而況於吾徒哉、非惟省費、亦且弭怨。

【頃者（このころ）詔旨ありて、皇族の御手當向を省減せられたり、此れ實に陛下の至明至斷にて、深く計り遠く慮りて、御身内の愛情をも割（わ）せられ、廣く人民の爲になさるゝ所なり、去りながら、苟に其御處置振りを伺ひ換るに、また少し陛下にも御望み申さればならぬ所あり、そは如何と申すに、陛下には、此際惟當に痛く御自分の御手元を御切り詰め遊ばされ、御自身より進みて御節儉を示させられ、人主すらのみにてはなく、一つには怨を弭（と）むる手段にもなりませう、以上第四段、物力凋敝の折柄、一切游觀の物等は、宜しく省略に従ひ、御自身より手本を御示しある様にと申したるなり。

昔唐太宗遣使往涼州、諷李大亮獻其名鷹、大亮不可、明皇遣使江南、採鵝鵠、汴州刺史倪若水論之、爲反其使、又令益州織半臂背子、琵琶捍撥、鏤牙合子等、蘇許公不奏、詔李德裕在浙西、詔造銀盃子、妝具二十事、織綾二千匹、德裕上疏極論、亦爲罷之。

【二十事】…：二十箇のこと、名を事といふは、一物以て一事に給すべし、故に物を數ふるに事と云ひたるなり。

は、使を江南に遣はして、鵝鵝(ぼんぼう)を探らせんとせられしに、汴州の刺史の倪若水は、之を論じて、其使を逐ひ反したりき、明皇は、又益州の地に仰せて、牛背背子(そごな)を織らしめ、其外に琵琶の捍撥(ばち)鑄牙の合子(けぼりのか)等を取寄せんとせらしに、蘇許公(名は)は、詔を奉せざりき、又李德裕が浙西に在りしとき、詔して銀の鑿子(ぞんの小ば)粧具(けしやうだうぐ)二十箇、織綾(あやおりもの)二千匹を遣らせんとせられしに、德裕は、上疏して、極論せしは、矢張御見合せになりき、

使陛下内之臺諫有如此數人者、則買燈之事、必須力言、外之有司有如此數人者、則買燈之事、必不奉詔、陛下聰明睿聖、追迹堯舜、而群臣不以唐太宗明皇事陛下、竊嘗深咎之、

【備】如し陛下をして、内の御史諫官に、此數人の如き者あらしめば、燈を買ふ事などは、必ず須く力めて陳むべし、外の有司に此數人の如き者あらしめば、燈を買ふ事などは、必ず詔を奉せざらん、陛下の聰明睿聖なる、堯舜をも追迹せらる、程の御聖徳にましますを、群臣は、唐の太宗、明皇程にも陛下に事ふまつることせず、臣は、痛かに嘗て深く之を告めたり、

臣忝備府僚親見其事、若又不言、臣罪大矣、陛下若赦之不誅、則臣又有非職之言大於此者、忍不為陛下盡之、若不赦、亦臣之分也、謹錄奏聞、伏候教旨、

【備】府僚：此時公關封府の推官、

臣今忝く開封府の役員に備はりて、親しく燈籠御買上の事を見る、若し又言はずんば、臣の罪大なり、陛下若し之を御赦しありて誅したまはずば、臣又職分外の事に此より大なる事件ありて、陛下の上書のことないふ、陛下のために、盡く申上げずには置かれませぬ、若し又此度の罪に依りて、御赦しあらせられずとも、此も亦臣が分際に於て、當然のことなり、覆みて論じて奏聞し、伏して教旨を候(う)かひ奉る、以上第五段、故事を引き、當時の臣の之を諫めざるを咎め、且若し此言にして、聽納せられば、更に此より大なることを申上げんと懸言せしなり、

上神宗皇帝書

此文は、當時神宗皇帝が、王安石を用ひて、種々法制を改革したれば、祖宗以來の良風美俗、蕩然として盡き、徒に人民の怨を買ふのみにて、官民共に疲れ、紀綱法度、俱に立たず、故に公之を論ぜしなり、全篇三大綱を立て、之を論ず、首に人心を結ぶことを言ひ、次に風俗を厚くすることを言ひ、終に紀綱を存することを言ふ、凡て五大段、

年月日具、臣近者不度愚賤、輒上封章、言買燈事、自知瀆犯天威、罪在不赦、蓆藁私室、以待斧鉞之誅、而側聽逾旬、威命不至、問之府司、則買燈之事、尋已停罷、乃知陛下不惟赦之、又能聽之、驚喜過望、以至感泣、

【備】此段は、先づ燈を買ふことより引き、進言の意を述べ、年月日具、(此には、本と上書の年月日名ありたるを略せしなり、具とは、官將を具書するをいふ)臣近頃、己の愚賤をも度らず、輒(たやす)く封章を上りて、燈籠御買上のことを申上げたなり、自ら天威を犯すに致したれば、其罪は逆も通れぬ、と覺悟致し、私部屋に差し扣へ、蓆藁(わらむしろ)を敷きて、死罪を仰付けらるゝことを待居りたり、而るに、耳を傾けて、大命の至るを待つこと十日餘りにもなりたれど、威命未だ至らず、之を府司(開封府の役人)に尋ねたれば、燈籠御買上の事は、尋(つ)いで最早御沙汰罷になりたりとのことなり、そこで陛下の惟私の罪を御赦し下されたるのみならず、又能く感存をも御取上げ下されたるを知り、驚喜して望に過ぎ、以て感泣するに至れり、

何者改過不吝、從善如流、此堯舜禹湯之所勉強而力行、奏漢以來之所絕無、而僅有、顧此買燈毫髮之失、豈能上累日月之明、而陛下翻然改命、曾不移刻、則所謂智出天下而聽於至愚、威加四海而屈於匹夫、臣今知陛下可與爲堯舜、可與爲湯武、可與富民

而措刑、可與強兵、而伏戎虜矣、有君如此、其忍負之、惟當披露腹心、捐棄肝膽、盡力所至、不知其他、

○此段は、買燈の事を引きて、擬となし、小より大に入り、遂に言はんと欲する所に及ぶ、乃者（このころ）臣も亦天下の事の燈を買ふより大なる者あるを知る、而るを、獨り區々として、此（買燈のこと）を以て先（し）せし者は、蓋し未だ信ぜられずして、諫むることは、聖人も與（ゆる）されず、交淺くして言深きは、君子の戒むる所なり、是を以て、試みに其小なる者を論じ、而して其大なる者は、固より將に時節を待ちて、申上げんとしたるなり、今陛下には、果して御教ありて、誅戮を加へられず、して見ると、是れ既に已に私の申上げたことを御許容下された

乃者臣亦知天下之事、有大於買燈者矣、而獨區區以此爲先者、蓋未信而諫、聖人不與、交淺言深、君子所戒、是以試論其小者、而其大者固將有待、而後言、今陛下果赦而不誅、則是既已許之矣、許而不言、臣則有罪、是以願終言之、臣之所欲言者三、願陛下結人心、厚風俗、存紀綱而已、

○此段は、買燈の事を引きて、擬となし、小より大に入り、遂に言はんと欲する所に及ぶ、乃者（このころ）臣も亦天下の事の燈を買ふより大なる者あるを知る、而るを、獨り區々として、此（買燈のこと）を以て先（し）せし者は、蓋し未だ信ぜられずして、諫むることは、聖人も與（ゆる）されず、交淺くして言深きは、君子の戒むる所なり、是を以て、試みに其小なる者を論じ、而して其大なる者は、固より將に時節を待ちて、申上げんとしたるなり、今陛下には、果して御教ありて、誅戮を加へられず、して見ると、是れ既に已に私の申上げたことを御許容下された

人莫不有所恃、人臣恃陛下之命、故能役使小民、恃陛下之法、故能勝伏強暴、至於人主所恃者、誰歟、書曰、予臨兆民、凛乎若朽索之馭六馬、言天下莫危於人主也、聚則爲君臣、散則爲仇讎、聚散之間、不容毫釐、故天下歸往、謂之王、人各有心、謂之獨夫、由此觀之、人主之所恃者、人心而已、

○此段は、買燈の事を引きて、擬となし、小より大に入り、遂に言はんと欲する所に及ぶ、乃者（このころ）臣も亦天下の事の燈を買ふより大なる者あるを知る、而るを、獨り區々として、此（買燈のこと）を以て先（し）せし者は、蓋し未だ信ぜられずして、諫むることは、聖人も與（ゆる）されず、交淺くして言深きは、君子の戒むる所なり、是を以て、試みに其小なる者を論じ、而して其大なる者は、固より將に時節を待ちて、申上げんとしたるなり、今陛下には、果して御教ありて、誅戮を加へられず、して見ると、是れ既に已に私の申上げたことを御許容下された

人心之於人主也、如木之有根、如燈之有膏、如魚之有水、如農夫之有田、如商賈之有財、木無根則槁、燈無膏則滅、魚無水則死、農

夫無田則饑、商賈無財則貧、人主失人心則亡、此必然之理也、不可道之災也、其爲可畏、從古以然、苟非樂禍好亡、狂易喪志、詎敢肆其胸臆、輕犯人心、

○註 天下の人心と、人主との關係を申さば、譬へば木なれば根あるが如く、燈なれば膏あるが如く、魚なれば水あるが如く、農夫なれば田地あるが如く、商賈なれば財本あるが如く、逆も相難るゝことの出来ぬ譯の者なり、木は根なければ腐る、燈は膏なければ滅ゆ、魚は水なければ死す、農夫は田なければ饑う、商賈は財本なければ貧し、人主は人心を失へば亡ぶ、此れ必然の道理にて、逆も道(の)が(る)べからざるなり、其畏るべしとなすことは、古より已に然り、苟(かり)そめ(も)にも禍を樂み、亡ぶることを好み、狂易(氣)のくるふ(こと)にして、料簡を取違へたる人に非ずんば、詎ぞ敢て己が思ふまゝなる我儘をして、輕々しく人心を犯して、其怨を招くものあらん、

昔子産焚載書以弭衆言、賂伯石以安巨室、以爲衆怒難犯、專欲難成、而孔子亦曰、信而後勞其民、未信則以爲厲己也、

○註 載書... 盟誓なり、春秋の時、鄭國亂る、大夫子孔、國に當たり、載書(諸大夫より出ださせたる誓詞)を作りて、位序を以て政(時)を(詳)し、法なり、之を聽か(し)む、群有司(順)はず、將に之を誅せんとなす、子産之を止めて、之が爲めに載書を焚かんことを請ひて曰く、衆の怒は犯し難し、欲を專にすれば成り難し、此二つの難事を合せて、以て國を安んぜんとするは、危き道なりと、遂に之を焚き滅べたりとぞ、(賂伯石)... 子産の政を爲し、とき、伯石に邑を賂ふ、子大叔の曰く、國は皆の國なり、何も伯石一人に賂ふにも及ぶまじと、子産の曰く、欲なきことは、實に難し、人々皆其欲する所を得て、以て其事に従ひ、其成功を要すれば、其功はつまり我功なるなり、邑を與へたればとて、邑は他處へ往くものでもなし、何處までも、鄭國に殘るに相違なしと、(巨室)... 伯石をいふ、

唯商鞅變法、不顧人言、雖能驟致富強、亦以召怨天下、使其民知利而不知義、見刑而不見德、雖得天下、旋踵而亡、至於其身、亦卒

不免、負罪出走、而諸侯不納、車裂以徇、而秦人莫哀、君臣之間、豈願如此、宋襄公、雖行仁義、失衆而亡、田常、雖不義、得衆而強、是以君子未論行事之是非、先觀衆心之向背、

○註 唯、秦の商鞅は、法を變じて、人言を顧みず、能く驟かに富強を致せりと雖も、矢張亦怨を天下に召けり、其民をして利のみを覺くして、義を辨へず、刑罰のみを見て、德行を見ざらしめられたれば、それがために、秦は一時は天下を得たれども、雖も旋らず暫時の間に亡び、其自身とても、矢張卒に罪を免れず、罪を負ひて國を出走したれども、諸侯納れず、果ては車裂して以て國中に徇へられたれども、秦人は誰も之を哀むものなし、實に淺ましき限りなり、君臣の間は、豈此の如きことを願はんや、又宋の襄公は、仁義を行ひたれども、人心を失ひたるがために亡びたり、田常、春秋の時、齊の臣にて、其君を試せし者は、不義なれども、人心を得たるがために強かりき、是を以て、君子たる者は、未だ行事の是非を論ぜず、兎も角も先づ衆心の向背を觀るが肝要なり、

謝安之用諸桓、未必是、而衆之所樂、則國以又安、庾亮之召蘇峻、未必非、而勢有不可、則反爲危辱、自古及今、未有和易同衆而不安、剛果自用而不危者也、

○註 謝安用諸桓... 桓温の威、内外に震ひしとき、安、王坦之と、忠を盡くして匡翼す、桓冲卒せしかば、安は桓氏の職を失はんことを恐れ、桓石虔、桓石民、桓伊の諸人をして、要地に居らしむ、(庾亮召蘇峻)... 亮、蘇峻の必ず反せんことを知り、敵して大司農となす、舉朝皆不可とす、亮聽かずして之を召す、峻遂に反す、  
○註 今又例を申さん... 謝安の諸桓を用ひたるは、未だ必ずしも是ならず、(此は、當時桓温の勢、晉室を傾くる有様なるに、諸桓を用ひて、要地に在らしめたるは、尤も危き道なるなり、)而るに、衆心の樂む所なれば、國もそれがために又安なりき、是れ亦國を治むるは人心を結ぶに在る一例なり、庾亮の蘇峻を召びたるは、未だ必ずしも非ならず、(此は、當時蘇峻が跋扈の勢あるを以て、京師に召し寄せて、其兵權を去らんとせしは、至極尤の心付なるなり、)而るに、勢に於て不可なる所ありたれば、反りて危辱をなせり、古より今に及ぶまで、未だ心を和らげ、衆と同意して、而して國安からず、又剛情に我意を通さんとして、而して國危からぬ者はなし、以上第三段、以上は、人心の失ふべからざることを言ふ、一綱中の總論なり、以下は、事に就きて、新法の人心を失ふことを懸指す、

今陛下亦知人心之不悅矣、中外之人、無賢不肖、皆言祖宗以來、



治財用者不過三司使副判官經今百年未嘗闕事今者無故又創一司號曰制置三司條例司六七少年日夜講求於內使者四十餘輩分行營幹於外造端宏大民實驚疑創法新奇吏皆惶惑賢者則求其說而不可得未免於憂小人則以其意度朝廷遂以為謗謂陛下以萬乘之主而言利謂執政以天子之宰而治財

【三司使】…宋の初に三司を設く、一を鹽鐵使と曰ふ、山澤の利を掌る、二を度支使と曰ふ、財賦の數を掌る、三を戶部使と曰ふ、戶口の籍を掌る、後に一司を置きて、之を總領せしむ、三司使と曰ふ、副あり、判官あり、亦計相と號す、執政に亞ぐ重職なり、【制置三司條例司】…神宗の熙寧二年に、始めて置きて、新法を施行するに於て設けたる官なり、陳升之と王安石とを以て其事を領せしむ、【使者四十餘輩】…是時條例司より上言すらく、民間多く青苗錢を借らんことを願ふ、乞ふ運く諸路の轉運司に下して施行せんと、仍りて諸路に詔して、各々提舉二員、管當一員を置き、青苗免役農田水利を掌らしむ、諸路凡そ四十一人なり、【營幹】…營管と通ず、

此段は、制置三司條例使を罷めて、以て人心を安んぜんことを請へるなり、以下方に本事に入る、仍ほ人心の二字を擧げて、下文を領起す、今陛下にも、亦人心の悦ばざることを御承知のことならん、今日中外の人、賢不肖の差別なく、何人も皆申すには、祖宗以來、財用を取扱ふ者は、三司使及び其副官と判官とに過ぎず、今を經ること百年以前よりのことにて、此まで一度も事を闕きたることなし、それを今、故なくして、又一司を創置して、號して制置三司條例司と曰ひ、六七人の少年共が寄り合ひて、晝夜となく、何事かを役所の内にて詮議を凝らし、使者四十餘輩を手分けして、各地方を巡り歩き、何事かを營へいと名ひ振へり、仕事の手始が如何にも宏大（おほげき）なることゆゑ、人民は實に驚き疑ふのみなり、法を創むることが餘りに新奇なれば、役員は皆惶れ惑ふのみなり、賢者の思慮ある者は、其説を求めんとして得べからざれば、未だ憂を免れず、小人の愚蒙の者は、己の推量を以て朝廷を度りて、果ては以て謗をなし、陛下は萬樂の主を以て、利益のことを仰せらると謂ひ、執政は天子の宰相を以て、財務を治むと謂ひて、誹謗とらんなり、

商賈不行、物價騰踊、近自淮甸、遠及川蜀、喧傳萬口、論說百端、或言京師正店、議置監官、夔路深山、當行酒禁、拘收僧尼、常住減尅、兵吏廩祿、如此等類、不可勝言、而甚者至以為欲復肉刑、斯言一

出、民且狼顧、陛下與二三大臣亦聞其語矣、

【淮甸】…淮南豫州の地をいふ、【川蜀】…蜀に四川あり、故に川蜀といふ、【夔路】…夔州路なり、陝西路の一なり、此まで酒禁のなかりし地方なり、【常住】…寺禁の如き者なり、按ずるに、文獻通考に、國部の寺觀は、口を計りて食を給す、常住の餘す所は、盡く官に拘せらる、取上げらるること、僧道の背て心を留めて業を營まざるを致し、田多くは耕さず、耕す者も、旋りて復た逃竄すと見えたり、此に據れば、常住は、僧道の田産をいふなり、【肉刑】…創制等の刑をいふ、

右の次第ゆゑ、商賈は行はれず、物價は騰貴す、近きは淮南豫州のあたりより、遠きは川蜀の地に至るまで、此風聞のみ喧しく口々に申し傳へ、種々さまざまの論説をなせり、或は言ふ、京師の正店にも、目付役を置かれんとの評議あり、夔州路の如き山の中に、此まで酒禁のなかりし所までも、一般に禁制を布かゝるべし、僧尼の寺禁を拘收（とら）せられ、兵吏の廩祿（ふちた）を減尅（へらす）せられたりなどい、其風説は言ふにも言ひ盡せぬ程なり、甚しき者は、肉刑を復せんと欲せらるる爲すに至る、斯る噂が一たび出で、より、人民はうろく／＼として、少しも落付かず、陛下と二三の大匠とも、定めて此風説を御聞及になりつらん、此に言ふ所は、即ち上に所謂る日夜講求し、端を遺すこと宏大なる者はなり、

然而莫之顧者、徒曰我無其事、又無其意、何恤於人言、夫人言雖未必皆然而疑似則有以致謗、人必貪財也、而後人疑其盜、人必好色也、而後人疑其淫、何者未置此司則無此謗、豈去歲之人皆忠厚而今歲之士皆虛浮、孔子曰工欲善其事必先利其器、又曰必也正名乎、今陛下操其器而諱其事、有其名而辭其意、雖家置一喙、以自解、市列千金、以購人、人必不信、謗亦不止、

左は去りながら、一向に此に御構ひなき者は、たゞ此方に於て、其事もなく、又其意もなければ、世間の風説は如何あらうが、心配するに及ばぬぞとの御意ならんが、全體世人の申す言も、屹度其通りと申すにてはあまるまじけれど、而して疑はしく似たりたることは、兎角謗を招く者で御座るなり、例へば、財を貪る人なればこそ、他人も其物盗みせんかと疑ふなれ、色を好む人なればこそ、他人も其色に淫せしことを疑ふなれ、今世人が、官を疑ふも、其理なり、何となれば、官にて此三司條例司の職を置かれれば、此謗もなき道理なり、豈去歲まで

の人は、皆忠厚にして、少しも官を請るとなせず、今歳の士は、皆忠厚にして、此勝を造すと申す譯ならんや、畢竟は、官に於て勝を招く原因あればなり、孔子の曰く、職人が、其細工を上手に仕上げんとするときは、蛇腹先づ其道具を吟味すと、又曰く、總べての事は、名目を正すが肝要ぢやと、今陛下には、其道具(六七の少年に喩ふ)を持ちたまひながら、其細工すと云ふことを憚りたまひ、其名目(三司條例司の官をいふ)がありながら、利を求むる意ありと云はるゝことを御迷惑に思召さる、たとひ家ごとに一人づゝの口利を附け置かれて、自ら辯解せしめられ、又市に千金を列れて、以て人を購ひたらばとて、人は必ず借せずして、勝も亦止まざらん、

夫制置三司條例司、求利之名也、六七少年與使者四十餘輩、求利之器也、驅鷹犬而赴林藪、語人曰、我非獵也、不如放鷹犬而獸自馴、操網罟而入江湖、語人曰、我非漁也、不如捐網罟而人自信、故臣以爲消讒慝而召和氣、復人心而安國本、則莫若罷制置三司條例司、

其譯は、夫の制置三司條例司の官は、本と利を求むる名目にて、六七人の少年と、使者の四十餘輩とは、利を求むる道具なればなり、此處の名器の字は、上文の孔子の言を承く、其名目と其道具とのある以上は、たとひ何程の口利きにも、何程の金錢にても、辯解の道は立たぬ筈なり、今一つ喩へて申さん、鷹と犬とは、獵の具なり、其鷹犬を驅り立て、林藪の中に赴きながら、人に語りて、我は決して獵するに非ずと申したればとて、詮なきことなり、それより、鷹犬を放ちて、獸の自づと馴るゝやうにしたる方がまたしもなり、網罟は、魚を捕る具なり、其網罟を操りて、江湖に入りながら、人に語りて、我に漁するに非ずと申したればとて、益なきことなり、それより、網罟を捐て、人の自づと信する方がまたしもなり、故に臣以爲へらく、邊慝のわる口を消し、世の和氣を和し、人心を元通りに復して、國家の基本を安んぜんとするには、制置三司條例司の官を罷むるに若くはあらじとへ此罷制置三司條例司の一句は、人心を結ぶ要著にして、此段の主筆なり、

夫陛下之所以創此司者、不過以興利除害也、使罷之而利不興、害不除、則勿罷罷之、而天下悅、人心安、興利除害、無所不可、則何苦而不罷、

全體陛下の此司を創置せられたる所以の者は、以て利を興し害を除かんとの思召に過ぎず、若し之を罷めて、利も興らず、害も除かざることならば、罷めたまふことなれ、若し又之を罷めて、天下は悦び、人心は安く、利を興し、害を除くに、差支ふる所もなきことならば、何ぞ苦みて御罷め遊ばされぬぞや、以上第四段、制置三司條例司を罷むべきことを論ず、

陛下欲去積弊而立法、必使宰相熟議而後行事、若不由中書、則是亂世之法、聖君賢相、夫豈其然、必若立法、不免由中書、熟議不免使宰相、此司之設、無乃冗長而無名、

此段は、上を承けて、宜しく三司條例司を罷むべき意を申説す、陛下若し積弊を去りて、法を立てんと欲したまはば、必ず宰相をして熟議して而して後に行はしたまへ、事若し中書に由らずんば、是れ亂世の法なり、聖君賢相のせらるゝ所、夫れ豈其然らんや、(按ずるに、宋の時の中書は、即ち今時の内閣にて、政令の由りて出づる所なり、其長官を同平章事と云ふ、即ち宰相の職なり、而るに、今三司條例司を置きて、別に政務を執行せしむ、故に公之を駁して、亂世の法と云ひたるなり)必ず若し法を立つるは、中書に由らばならず、之を熟議するは、宰相を使はねばならずと申す譯ならば、此司の設は、なんと無駄にして、名目もなき者では御座るまいか、

智者所圖、貴於無迹、漢之文景紀、無可書之事、唐之房杜傳、無可載之功、而天下之言治者、與文景言賢者、與房杜蓋事已立、而迹不見、功已成、而人不知、故曰、善用兵者、無赫赫之功、豈惟用兵事莫不然、今所圖者、萬分未獲其一也、而迹之布於天下、已若泥中之鬪獸、亦可謂拙謀矣、

智者の圖る(もくろむ)所は、始末よく取片付けて、迹を残さぬこそよけれ、漢の文帝、景帝の本紀には、書すべき程の事なし、唐の房玄齡、杜如晦の傳には、載すべき程の功なし、而るに、天下の治平を言へば、文帝と景帝とを與(ゆる)し、賢者を語れば、房玄齡と杜如晦とを與(ゆる)す者は、蓋し事已に立ちて、迹見えず、功已に成りて、人知らざればなり、それ故に、古よりの申し傳へにも、善く兵を用ゐる者は、赫々と目立ちた

る功はなき者なりとなり、豈惟兵を用ゐるのみ然りとせんや、總べての事皆然らざるはなし、而るに、今日御目論見の事は、萬分にして未だ其一だも獲ざるに、其事柄の持もなく、世に知れ渡りたることは、泥中にて獸類が噛み合ひたると同じ有様なり、如何にも拙き謀と申すべきなり、(泥中獸類の句は、上の喧傳萬口の句に應ず。)

陛下誠欲富國、擇三司官屬、與漕運使副、而陛下與二三大臣、孜孜講求、磨以歲月、則積弊自去、而人不知、

陛下誠國を富まさんとすの思召ならば、三司使の官屬と、漕運の使(長官)副(次官)とを擇びて、而して陛下と二三の大臣と與に、孜孜とつとめて、其方法を講求せられ、練磨するに歲月を以てせば、積る弊害は、自去りて、人は氣が付くまじ、さらば今日の如く、事も成らぬ先に、世に知れ渡る様の拙きことには至るまじ。

但恐立志不堅、中道而廢、孟子有言、其進銳者其退速、若有始有卒、自可徐徐、十年之後、何事不立、孔子曰、欲速則不達、見小利則大事不成、使孔子而非聖人、則此言亦不可用、

但了簡の極め方が据わらぬために、中途にて廢止せんことの氣遣あり、孟子の申したる言に、其進むことの銳き者は、其退くことも亦速かなりとあり、若し始めあり卒りありて、自ら徐々に進むべくは、十年の歲月を積まば、何事か成立せざらん、孔子も、事は速かに成さんことを欲するときは速せず、小利に目を注ぐる様にては、大事は成就せずと言はれたり、孔子をして聖人に非ざらしめば、此言も亦用ゐるべからん、否、孔子の聖人なることは疑なきことなれば、此言の信すべきは、申すまでもなきことなり。

書曰、謀及卿士、至於庶人、翕然大同、乃底元吉、若逆多而從少、則靜吉、而作凶、今上自宰相大臣、既已辭免、不爲、則外之議論、斷亦可知、宰相人臣也、且不欲、以此自汚、而陛下獨安受其名、而不辭、非臣愚之所識也、

【書曰】：尙書洪範の文を概括して擧げたるなり、書經にも見えたる通り、凡て事を興さんとするに、人心を失ひては成らぬ者なり、第一、謀は卿士に及ぼし、庶人に至るまで、翕然と一致して、大同なるときは、乃ち大吉を致す、若しも人心相違ふこと多くして、相違ふこと少なきときは、靜にして動かぬには吉なれども、動かして事を作すには凶なりと見えたり、今日は、上は宰相大臣より、最早辭職を願出で、誰とて勤仕する者なし、して見ると、外間の議論も、矢張其通りなることは、斷じて知られたり、宰相は、人臣の身分なるに、此等の名を以て自ら其身を汚すことを欲せず、而るに、陛下獨り平氣にて、其名目を受けて、御厭も在らせられず、臣が愚には、其思召の在る所を伺ひ譲る譯には參り兼ねます、(此處、書經を引きて、人心に歸到す、置河の宜しく混むべきを見る。)

君臣宵旰、幾一年矣、而富國之效、茫如捕風、徒聞內帑出數百萬緡、祠部度五千餘人耳、以此爲術、其誰不能、

【宵旰】：宵衣旰食と云ふことにて、夜中より衣服を改めて、朝を待ち、日のたくるまで、朝を聴きて、食事の遅くなることなり、政を勤むるをいふ、(内帑出數百萬緡)：蓋し新法實施の費用に供せし者なり、(祠部度五千餘人)：祠部は、僧道を管轄する職にて、凡て僧道に入る者は、祠部へ錢を納めて、度牒といふ免狀を受くることなり、此時、青苗錢の資本に多くの僧道を度せしこと、知らる、按ずるに、河北の通判王廣廉といふ者、奏して度牒數千通を乞ひて、本錢となし、陝西に於て、私に青苗法を行ふ、春散じて秋收むといふこと、史に見えたり、祠部の錢も、其使途は、大概此の如きのみ、  
【當今】：君臣共に政を勤め、宵衣旰食せらるること、幾んど一年なり、而るに、少しも其實績は擧がらずして、富國の效は、茫然(ぼんやり)として、風を捕ふるが若き有様なり、徒に宮中の御藏より、數百萬緡の錢を支出し、祠部にては、五千餘人の僧道を度せし(入道せさるること)、風聞が、世間に傳はれるのみ、如何にも拙き次第なり、此を以て富國の術となさんには、誰とて出来ぬものはなからん、以上第五段、以上は、新法の宜しく混むべきを總言し、以下は、分款して其害を列擧す、

且遣使縱橫、本非令典、漢武遣繡衣直指、桓帝遣八使、皆以守宰狼藉、盜賊公行、出於無術、行此下策、宋文帝元嘉之政、比於文景、當時責成郡縣、未嘗遣使、至孝武以爲郡縣遲緩、始命臺使督之、以至蕭齊、此弊不革、故竟陵王子良上疏、極言其事、以爲此等朝

辭禁門情態卽異暮宿州縣威福便行驅迫郵傳折辱守宰公私煩擾民不聊生

【補衣直指】…官の名、補衣を着て、諸國を巡見し、衰冗を按察することを得る、直指とは、苟も私することなきを謂ふ、【桓帝遣八使】…桓帝は、恐らくは順帝の誤ならん、順帝の漢安元年、杜喬、周舉、郭舉、馮舉、張舉、張舉、周舉、劉舉等の八人を遣はして、州縣を分行せしむ、  
【補衣直指】…此れ上文の使者四十餘輩云々を承けて、使を遣はすことの非を論じたるなり、且つ使を遣はして、縦横に諸州を巡回せしむることは、本と善き典例に非ず、漢の武帝は、補衣直指の官を遣はして、諸國を按察せしめられしことあり、後漢の桓帝は、八使をして州縣を分行せしめられしことあり、此等は、何れも守宰（地方の長官）の不始末なると、盜賊の公けに行はるゝを以て、他に爲んすべなきま、に、此下策を行はれし者なり、南北の時、宋の文帝の元嘉の政は、彼の前漢の文、景の時にも比すべき良政にて、當時責任を地方官に負はせて、其成績を責め、中央政府よりは、未だ嘗て使者を遣はされたることなし、其子孝武帝の時に至りて、郡縣の政治を緩慢なりとせられて、始めて政府より使者を出して、地方官を督責せしめられたり、夫れよりして、蕭齊（南朝の齊）は、姓蕭氏なるゆゑ、蕭齊と云ひしなり、に、至るまで、此弊革めず、故に竟陵王子良（齊の皇族なり）は、上疏して其弊害のさまを極言せり、以爲へらく此等の人々は、朝に禁門を御服をすれば、其情態（ありさま）は即（すぐ）に變り、暮に州縣に到着するや否や、威福が便ち行はるゝをきかすこと宿弊の人足共を驅り使ひ、地方の官吏を折き辱かしむ、上下ともに、せはしく迷惑して、人民は落付きて暮すことも出来ずと、子良の上疏文に見えたり、

唐開元中宇文融奏置勸農判官使裴寬等二十九人並攝御史分行天下招攜戶口檢責漏田時張說楊瑒皇甫璟楊相如皆以爲不便而相繼罷黜雖得戶八十餘萬皆州縣希旨以主爲客以少爲多及使百官集議都省而公卿以下懼融威勢不敢異辭陛下試取其傳而讀之觀其所行爲是爲否

【都省】…尚書省をいふ、  
【唐の開元年中に、宇文融といふ者奏聞して、勸農判官の職を置き、裴寬等の二十九人をして、何れも御史の役を兼ねて、手分けして、天下

を行ぐらしめて、離散せる戸口を招き寄せ、墾田などを取調べさせたり、此時、張說、楊瑒、皇甫璟、楊相如は、皆不都合なることなりとて、其非を論ぜしかば、相繼ぎて免職となりたり、此時の調査に因りて、戸を得たること八十餘萬の大數に及びたりとはいへども、其實は、皆州縣の役人共が、上の旨を希ひ、本籍のある者を寄留に書き改め、（蓋し招携の戸口を増さんために）少なき數を増して、多く書上げしなり、百官をして尚書省にて集議せしむるときに及びて、公卿以下の役々は、皆宇文融の威勢を懼れて、敢て辭を異にする者なし、使臣の調査といふ者も、全く無用の者なり、陛下試みに其傳を取りて之を讀み、其行ふ所を御覽せられれば、是と思召さるゝか、將た否と思召さるゝか御熟考下されし、

近者均稅寬恤冠蓋相望朝廷亦旋覺其非而天下至今以爲謗曾未數歲是非較然臣恐後之視今猶今之視昔

【均稅】…租稅の輕重を均しくするを謂ふ、【寬恤】…民力をゆるめいたはるること、  
【近頃、均稅といふ名目を以て、使者を遣はされ、冠蓋相望む程に、多人數打捕ひて、出張せし事あり、是れ皆有名無實にして、畢竟は人民の迷惑を増すまてのことゆゑ、朝廷にても、亦（や）其非なることに御氣付あらせられたれども、而かし、天下の人民は、今日に至りても、惡口を申す者あり、それも僅に此間のことにて、また幾年もたぬことゆゑ、其是非は較然と明かに知れ渡りたることなり、（此事は、仁宗の慶曆中に、王素の言に従ひ、均稅のことに着手せしことあり、又同帝の嘉祐中に、寬恤民力司を置き、官吏を遣はし、路を分ちて延訪せしことあり、）臣恐らくは、後世より今日の有様を視て、非難することは、矢張今日より昔日を視ると同様ならんことを、

且其所遣尤不適宜事少而員多人輕而權重夫人輕而權重則人多不服或致侮慢以興事少而員多則無以爲功必須生事以塞責陛下雖嚴賜約束不許邀功然人臣事君之常情不從其令而從其意今朝廷之意好動而惡靜好同而惡異指趣所在誰敢不從臣恐陛下赤子自此無寧歲矣

【且其遣はされたる所は、尤も宜しきに適せず、事は少なくして、人員は多く、人の身分は輕くして、威權は重し、夫れ人の身分は輕くして、威權のみ重きときは、人多くは服せず、或は侮慢を致して、以て争を興すことあり、事は少くして、人員のみ多ければ、功績を著はすことが出

米のゆゑ、必ず新に事を生じて、以て其責任を塞がんとす、陛下より何程嚴重なる御取締ありて、功を邀(もと)むることはならぬぞと仰りても、人臣の君に事ふる常情に於て、其表面の御指令には従はずして、其御内意に従ふが常なり、今朝廷の恩召は、兎角動きて多事なることを好まざられて、静にして無事なることを惡まざられ、我に同意する者を好まざられて、異議を唱ふる者を惡まざらる、斯る御指趣の在る所には、誰が敢て従はざらん、臣恐らくは、陛下の赤子(人民をいふ)は、今日より以後は、多事に逐はれて、安寧に暮さるゝ歳なきことに至らんことを、以上第六段、使者を分行せしむる弊害を論ず、

至於所行之事、行路皆知其難、何者、汴水濁流、自注民以來、不以種稻、秦人之歌曰、涇水一石、其泥數斗、且溉且糞、長我禾黍、何嘗曰、長我粳稻、耶、今欲陂而清之、萬頃之稻、必用千頃之陂、一歲一淤、三歲而滿矣、陛下遽信其說、即使相視地形、萬一官吏苟且順從、眞謂陛下有意興作、上糜帑廩、下奪農時、隄防一開、水失故道、雖食議者之肉、何補於民、天下久平、民物滋息、四方遺利、蓋略盡矣、今欲鑿空訪尋水利、所謂卽鹿無虞、豈惟徒勞、必大煩擾、

【秦人之歌】…漢書流漢志に見ゆ、涇水は、秦の地に在る川の名にして、濁流なり、今之を引きたるは、汴水濁流の例證とせるなり、此段は、水利を興すを論ず、使を遣はす中の一事なり、卽ち四害中の一害なり、さて行ふ所の事柄に至りては、路行く人々までも、皆其行ひ難き事なるを知れり、何となれば、今水利を興し、新田開發の事を始められたれば、汴水は濁流にて、水田の用水には供し難し、生民ありてより以來、此水を引ききて稻を種み付けたる例なし、本來濁流の水田の用に供し難きことは、獨り汴水のみならず、昔し秦人の歌にも、涇水一石なれば、其泥は數斗あり、且つ糞(その)き、且つ糞(つち)ひ、我が禾黍(きび)を長せしむとあり、此は、涇水の泥土肥沃にして、禾黍の培養に宜しきをいひたるなり、禾黍は陸田に生ひ立つ者にて、水田に生ずる者に非ず、されば濁流の肥土は、禾黍を長せしむとこそ云ひたれ、何ぞ嘗て水田に生ひ立つ所の種稻(うるしれ)を長せしむと曰はん、それを今汴水を引き、陂(用水の溜池)を築きて、之を清まさんと欲すとも、萬頃の稻田を植付けんとするには、必ず千頃の陂を用ひて、其濁流を流まさればならざらん、一歲に一度づゝ淤泥を清ますときは、三歳目には、其陂は埋まるべし、斯る不便のあることゆゑ、昔より汴水にて耕作の仕付けは出来ぬことになりたるを、今陛下には、遽かに其說を御信用ありて、卽(すぐ)に地形の見分を仰付けらる、萬一官吏苟且(なほざり)に御旨意に順從し、眞に陛下に新田開發の恩召ありと思ひ誤ら

ば、上は御倉の金穀を費やし、下は農業の時期を妨げ、隄防が一たび開くるときは、水は故道を失はん、(此は、開墾地へ本流より分水するに付き、隄防を築き立て、水を堰くゆゑ、流域に變化を生ずること、覺ゆ)斯る場合に立ち至りたる上にて、たとひ議者の肉を食ひたらばとて、何ぞ民に補あらんや、天下は久しく太平打壞き、民物も次第に繁殖せしゆゑ、四方の遺利と申しては、蓋し大方は取り盡したり、今鑿空(あてもなく)に水利を訪尋したればとて、易に謂ふ所の山に入りて鹿を逐はんとして、山番の案内なしといふ喻の如く、豈惟徒勞なるのみならず、必ず大に餘計なる手数を掛くることにならん、

凡所擘畫利害、不問何人、小則隨事酬勞、大則量才錄用、若官私格沮、並重行黜降、不以赦原、若材力不辨、興修便許、申奏替換、賞可謂重、罰可謂輕、然並終不言、諸色人妄有申陳、或官私誤興功役、當得何罪、如此、則妄庸輕剽、浮浪姦人、自此爭言水利矣、

【凡て新事業を計畫する所の利害に付きては、何人に拘はらず、小なる事業なれば、其れに應じたるだけの手當を下され、大事業なれば、其人物を見て、御採用にもなし下さる、若し官吏にもあれ、一箇の平人にもあれ、其事業を妨害する者あれば、一切總べて重き黜降(役を下ぐる)こと)に處せられ、御容赦はなし、若し又其者が不器用にて、興修(興は、新たに事を始むること、修は、在來の事に手入すること)の事業を處辨(おぼ)することが出来ぬときは、便ち其次第を申奏して、其人の替換(いれかへ)を御許容なさる、賞は重しと謂ふべく、罰は輕しと謂ふべし、然かし、一切總べてちよつとも諸種類の人々が、確と見込もなきに、妄に新事業を申立てたるか、或は官吏平人にて、見込達にて、事業を興したるときは、如何の罪に處すべしといふことは言うてなし、此の如くなれば、妄庸(おろ)かもの(輕)罰(か)るはづみもの(浮浪)へくひつめもの(姦)人の姦人どもが、此より争ひて水利を申立つることにもならんと存せられます、

成功則有賞、敗事則無誅、官司雖知其疎、豈可便行抑退、所在追集老少、相視可否、吏卒所過、雞犬一空、若非灼然難行、必須且爲興役、何則格沮之罪重、而誤興之過輕、人多愛身、勢必如此、

【右の通りにて、功を成したるときは、賞あれども、事を敗りたるときは、誅なきことゆゑ、確實なる見込もなき者が、妄に事を申立てたる

にも、施行せざるまじ、さするときは、所在(あちらこちら)にて、老少共を驅り集むる騒ぎをして、事業の可否を見極むることになる、それには付きても、吏卒が押領をなし、其通り過ぐる所は、使奪を被り、雞犬までも、皆無になるべし、(雞犬は、人家の多くある所、故に擧げて使奪の甚しきを例す、)若しも最初より、灼然(あきらかに)として行ひ難き見込の付きたることならぬ以上は、死も角も、吃度先づ、それが爲めに役を興すであらう、それは何故ぞといふに、事業を格拒(さまたぐる)ことする罪は重けれども、見込違にて事を興したる過は軽きゆ、人情は多く身を愛する者なれば、勢ひ自然と斯くなる譯なり、

且古陂廢堰、多爲側近冒耕、歲月既深、已同永業、苟欲興復、必盡追收、人心或搖、甚非善政、又有好訟之黨、多怨之人、妄言某處可作陂渠、規壞所、怨田產、或指人舊業、以爲官陂、冒佃之訟、必倍今日、臣不知朝廷本無一事、何苦而行此哉、

且つ古陂(ふるき用水の溜池)を廢堰(すたれたる用水のせき)などは、今は水も潤れて、多くは其近傍の百姓共が押領して、耕作仕付をなし、最早歲月も久しくたつたることゆゑ、今ははや其者の永業田(所有田畑のこと)と同様の姿になれり、もしもそれを元通りの陂(かき堰)といふに興復せんとするときは、是非とも壞らす取上げればならず、左するときは、人心を動搖して騒立つことになり、甚だ以て善政とは存せられず、其他又訴訟を好むやから、又は遺恨多き人々等は、それを好き機會にして、妄りに某處は陂を作り退(ほり)を掘るに宜しなど、申立てて、己が遺恨ある者の田産を壞らんことを規(め)はる者あらん、中には、人の舊く持ち傳へたる水業田を指して、官陂なりと申立つる者もあらん、田地押領の訴訟などは、必ず今日に倍することになり、臣が存念には、朝廷は本と何事もなく、此まで濟み來りたる者、何を苦みて箇様なることを爲さるゝか、其御主意が分りませぬ、以上第七段、

自古役人必用郷戸、猶食之必用五穀、衣之必用絲麻、濟川之必用舟楫、行地之必用牛馬、雖其間或有以他物充代、然終非天下所可常行、今者徒聞江浙之間、數郡雇役、而欲措之天下、是猶見燕晉之棗栗、岷蜀之蹲鴟、而欲以廢五穀、豈不難哉、

【雇役】…錢を興へて、人足を雇ひ入るゝこと、宋の初の衙前(下に見ゆ)の制は、郷戸の等第を以て、之に充てしを、熙寧二年に至り、始めて雇役を行ふ、凡そ役に當たる人戸は、農商官戸を論ぜず、貧富の等第を以て錢を出す、之を免役錢と名づく、  
【此段】…此段は、雇役の害を論ず、使を遣はす中の一事なり、即ち四害中の二なり、古より人を役するには、(一)郷戸(農方)を用ゐることになり居れり、之を論じて申さば、食物の五穀を必用とし、衣服の絲麻を必用とし、川を濟るときは舟楫を必用とし、地を行くときは牛馬を必用とするが如し、其間に或る時は、他物を以て代用する、ことあれども、それは只一時のことにて、とても天下の常に用ふべき譯柄には非ず、それと同じことにて、今日徒に江浙の間の數郡にて雇役の法を行はるゝを見て、之を天下に措かんことを欲するは、是れ猶燕、晉の土地に棗(なつめ)と栗の多きと、岷、蜀の土地に蹲鴟(いもがしら)の多きとを見て、何處もかくあるべしと思ひて、五穀を廢せしめんと欲するが如し、なんと難きことならざらんや、以上第八段、

又欲官賣所在坊場、以充衙前、雇直雖有長役、更無酬勞、長役所得既微、自此必漸衰散、則州郡事體、憔悴可知、士大夫捐親戚、棄墳墓、以從官於四方者、宣力之餘、亦欲取樂、此人之至情也、若凋弊太甚、厨傳蕭然、則似危邦之陋風、恐非太平之盛觀、陛下誠慮及此、必不肯爲、

【坊場】…墟市(まち)なり、商稅酒稅の出づる所、坊場錢は、即ち市租なり、賣坊場の事は、熙寧三年に、諸路の坊場河渡を濶き、人を募りて、承買(かひとる)せしめしことあり、【衙前】…郷役の名、衙は、役所のこと、官衙の役に供するゆゑ、衙前と云ふ、熙寧の募法は、三人の請入を立て、其上に物品家産を抵當とする法なり、弓手には、武藝を試み、典史には、書計を試み、二年或は三年を以て更はる、【厨傳】…厨庭(まかない)傳(宿願)の入足(入)の兩事を合して、厨傳と云ふ、此は、役員の出張、又は入部のときなどの道上的の饋(ちそう)を謂ふなり、  
【此處】…又雇役中の害を擧げて言ふ、又官にて所在(あちこち)の坊場を拂ひ下げて、其錢を以て、衙前の夫役の手當に充てんと欲するに至れり、たとひ長役を勤めればとて、更に勢に酬ゆる手當なし、長役にて得る所既に微なれば、此より次第に衰散して、役に就く者なきに至らん、人々役を避くる様にならば、州郡の事體(こと)のありさまは、憔悴(おとろふる)こと知らるべし、士大夫(官吏のこと)が郷里なる親戚を捐て、墳墓を棄て、遠方の邦々の官に就く者は、國家のために力を盡したる餘りには、己が樂をも取らんと欲するなり、此れ人の至情なり、而るに今も申す通り、州郡の凋弊太甚(たいしん)として、途中の宿願の賄力、入足の繼立に至るまで、蕭然(しょうぜん)とさびしき様になりたらば、危邦の陋風に似て、恐らくは太平の盛觀に非ざらん、陛下の御誠慮、此の處まで及びたらんには、必ず今般の御改革はなざるまじ、(此は、雇役の害の士大夫の厨傳にまで及ぶまいふ)、

且今法令莫嚴於御軍、軍法莫嚴於逃竄、禁軍三犯、廂軍五犯、大率處死、然逃軍常半天下、不知雇人為役、與廂軍何異、若有逃者、何以罪之、其勢必輕於逃軍、則其逃必甚於今日、為其官長不亦難乎、

【禁軍】…今の近衛兵なり、【廂軍】…今の鎮撫兵なり、且つ今日の法令は、軍人を罰するより嚴なるはなし、軍法は、逃竄にげりてくることより嚴なるはなし、禁軍は法を犯すこと、逃竄に付ていふ、三度、廂軍は五度なれば、大概死罪に處せらるゝなり、去れども、軍を逃るゝ者は、常に天下に半なる程なり、此は軍人のことなれども、今人を雇ひて役を勤めさせることは、廂軍の兵役と何ぞ異ならん、若し逃るゝ者あらば、何を以て之を罪せんとするぞ、其勢は必定軍を逃るゝよりも輕き處分ならん、左するときは、其逃るゝ者は、必定今日より甚しからん、其官長となりて取締をする者、隨分骨の折ることならざらんや、（此は、役を逃るゝ弊害をいふ）

近者雖使鄉戶、頗得雇人、然至於所雇逃亡、鄉戶猶任其責、今遂欲於兩稅之外、別立一科、謂之庸錢、以備官雇、則雇人之責、官所自任矣、自唐楊炎廢租庸調、以為兩稅、取大歷十四年、應於賦斂之數、以定兩稅之額、則是租調與庸、兩稅既兼之矣、今兩稅如故、奈何復欲取庸、聖人立法、必慮後世、豈可於常稅之外、生出科名哉、萬一不幸、後世有多欲之君、輔之以聚斂之臣、庸錢不除、差役仍舊、使天下怨毒、推所從來、則必有任其咎者矣、

【兩稅】…歐文の食貨志論に見ゆ、近頃（改革以前をいふ）郷戶の役に當たる者は、隨分代人を差出すことを許されたることもあれども、然かし、其雇夫の逃亡するに至りては、郷戶が猶其責を引受けねばならぬことなり、今は遂に兩稅以外に於て、別に一科目を立て、之を庸錢と謂ひて、人民より立て、以て官の雇料に供せんと欲す、して見ると、此後雇人の責は、官の自ら引受くる所となる譯なり、昔唐の楊炎が、租庸調の法を廢して、以て兩稅の法とせしより、大歷十四年の一ヶ年の賦斂（即ち租庸調の總高）に應ずる丈の數を取りて、目安として、以て兩稅の額を定めたなり、して見ると、租調と庸とは、兩稅の高にて、既に之を兼ねたる譯なり、今は兩稅は故の如くなるに、奈何ぞ其上に庸を取らんと欲するぞ、聖人が法を立つれば、必ず後世を慮りて之を爲す、豈常稅の外に於て、新に取科の名目を生出して、宜しからざる、萬一不幸にして、後世に多欲の君ありて、之を輔くるに、聚斂の臣を以てして、今般定められたる庸錢をも除かざるに、差役（自身に夫役に出づる法にて、熙寧以前に行はれたる役法なり）をも舊（もと）通りに復し、天下をして怨毒を含ましむることあらんには、其從ひて來る所の根原を推し究めたらば、必ず其苦を引受けねばならぬ者ありませう、（此は、言ふまでもなく、帝自ら其責を免るゝこと能はざるべしとの意なり、此處に、民間の雇直を取上げ、常稅外に別に科目を立てんと欲する害をいふ）

又欲使坊郭等第之民、與鄉戶均役、品官形勢之家、與齊民並事、其說曰、周禮田不耕者、出屋粟、宅不毛者、有里布、而漢世宰相之子、不免戍邊、此其所以藉口也、古者官養民、今者民養官、給之以田而不耕、勸之以農而不力、於是乎有里布屋粟夫家之征、而民無以為生、去為商賈、事勢當耳、何名役之、

【坊郭等第之民】…郷戶に對して、不辭にて、坊郭は、町方のことなり、資産の高下に因りて等第あり、【品官形勢之家】…品官は、位階ある人ないふ、形勢之家は、官戸をいふ、【周禮云々】…地官職師の文なり、【屋粟】…三夫を屋とす、一夫は田百畝を受く、三夫は三百畝なり、【里布】…三夫の買する所の粟を謂ふ、【宅不毛者有里布】…宅は、桑麻をいふ、里布は、一里二十五家より買する所の布なり、宅地を受けて、桑麻を種まざる者は、之を罰して、里布を出さしむることなり、【夫家之征】…一家にて勤むる夫役をいふ、周の制、人民の常業なき者は、之を罰して、夫家の征を出さしむることなり、【漢世宰相子不免戍邊】…漢の役法に過更と云ふが有りて、天下の人々、貴賤の別なく、邊を成る夫役に當たること、年に三日づゝなり、之を縣戍といふ、丞相の子と雖も免れず、然れども、實際三日づゝ邊役を勤むることならざらんや、代人料三百づゝを官に納むることなり、此以下は、雇役中に就きて、均役の害を言ふ、又町方の等級ある人戸をして、農家と役を均しくせしめ、位階ある歴々の家をして、平民と

事を同じくせしめんとす、其説を聞くに、周禮に田地を受けて、耕さざる者は、之を罰して、一月分の年貢米を上納せしむ、宅地を受けて、桑麻の植付をせぬ者は、之を罰して、一里二十五家より買ぐ丈の布を上納せしむとあり、而して又漢の世には、宰相の子にても、平等に夫役を勤めて、邊を成ることを免れず、此が今の改革家の口實とする所なり、されど、古と今とは、時勢に變化あり、古は官より民を養ひしなり、今は民が官を養ふなり、(此は古は官より民に地を割り與へて、耕作せしめしが、後世は地所が皆人民の私有となりしゆ、斯くは云ひたるなり)古は官より民に給するに田を以てすれども耕さず、之を勤むるに農業を以てすれども力めず、是に於て、據なく、里布屋粟夫家の征(うんじやう)などを設けて、之を罰せしなり、而るに、今日坊郭の民は、夫れとは事變りて、生活が立たぬゆゑ、郷里を去りて、町方に出て、商ひを始めたる譯にて、其事柄といひ、其場合といひ、適當なることなるに、それを又何の名目ありて之を役することが出来ませうぞ、(此は、均税の害の商戸に及ぶをいふ)

且一歳之戍、不過三日、三日之雇、其直三百、今世三大戸之役、自公卿以降、無得免者、其費豈特三百而已矣、大抵事若可行、不必皆有故事、若民所不悅、俗所不安、縱有經典明文、無補於怨、若行此三者、必怨無疑、

【三大戸之役】…按ずるに、郷中の資産豐かなる者を選びて、番長となして、郷中の事を幹理せしむるをいふ、周の顯德五年に、諸道の州府に詔して、郷村を團併(組合)はする(と)せしめ、大率百戸を以て團となし、一團毎に三大戸を選びて番長となし、凡そ民家の資産ある者は、三大戸之を察す、民田の耗費(豊凶)ある者は、三大戸之を均しくすと、文獻通考に見ゆ、(三者)…諸本に二者に作る、且つ漢の時の一歳の戍役は、三日に過ぎず、三日の雇賃は、其直三百なり、今の世の三大戸の役は、公卿より以降、免るゝことを得る者なし、(此は、當時官戸として、官人の致仕して田里に在る者は、皆免役賃を出す定めなり)、其費は、豈惟三百錢のみならんや、大抵何事にても、行ひて差支なき者は、必ずしも先例あるにも及ばず、若し又人民の悦ばざる所、世俗の安んぜざる所ならば、縱(たとひ)經典の明文あればとて、人民の怨を消すに補ひなげん、今若し此商戸官戸の二者ともに、役を課することを行はば、必定怨むことは疑ひなげん、(此は、均税の害の官戸に及ぶをいふ、經典の明文云々と云ひたるは、暗に安石が周禮を引きて、其説に傳會せしを駁せるなり)

女戸單丁、蓋天民之窮者也、古之王者、首務恤此、而今陛下首欲役之、此等苟非戸將、絶而未亡、則是家有丁而尚幼、若假之數歲、

則必成丁、而就役、老死而沒官、富有四海、忍不加恤、孟子曰、始作俑者、其無後乎、春秋書作邱甲、用田賦、皆重其始、爲民患也、

【女戸】…夫なく子なき者(單丁)…獨丁のことにて、老いて子なき者(女戸)…蓋し天民の窮する者なり、古の王者は、政を行ふに、首として此等を恤まれたり、而るに、今陛下には、首として之を役せんと欲したまふ、此等の人民は、苟も其家の將に斷絶せんとして、また死なぬ者か、左なくば家に丁(男子をいふ)あれども、また幼稚にて、役に就くことの出来ぬ者なり、若し此等の者に、數歳の猶豫を與へ遣はされば、幼稚の者は必ず丁(二十を丁といふ)となりて、役に就くべし、老人は年より死し、其家財は官に沒取せらるゝに相違なからん、陛下には、富四海を有たまひながら、之に恤みを加へざることを忍びたまはんや、孟子曰く、始めて俑、歐文の六臣傳論の下に注す、(を)作る者は、其れ後なからんかと、春秋に、邱甲を作り、(老蘇の修禮書)狀の下に注す、(田賦を用ひたる(同上))ことを書せり、何れも、皆其始めて民の患を爲し、(ことを)重んずる意なり、(今日とて)も、新たに科目を作りて、税を課するは、容易ならぬことなれば、御思慮なさらずばなるまじとの意なり、此は、均役の害の女戸單丁に及ぶをいふ、以上第九段、

青苗放錢、自昔有禁、今陛下始立成法、每歲常行、雖云不許抑配、而數世之後、暴君汚吏、陛下能保之、歟、異日天下恨之、國史記之、曰、青苗錢、自陛下始、豈不惜哉、

【青苗放錢】…青田の時に、收穫を見込みて、錢を貸付け、利息を取る法なり、當時常平廣惠二倉の資本を出して貸付け、年二割の利息を收めし由なり、是より先き、陝西の轉運李參と云ふ者、部内の戍兵多くして、兵糧の儲足らざるを以て、人民に申付けて、自家の食料を引き、残り分を見積り、其高に應じて、豫め錢を貸付け、穀の熟したるとき、之を官に返さしむるを青苗錢と號せしを、此度安石之に倣ひしなり、此以下、又青苗の害を論ず、使を遣はす中の一事なり、即ち四害中の三なり、さて又青苗に金錢を貸出すことは、昔より禁制あり、今陛下始めて成法を立てて、毎歲常式に之を行ひたまふ、拜借も願はぬ者に向ひて、無理に貸付くることはならずとの御禁制はあれども、數世の後、暴君汚吏(むさぼるやくにん)の所行まで、陛下は能く之を保證したまはむか、後日に至り、暴君汚吏の出でたらん日には、天下之を恨み、國史之を記して、青苗錢は、陛下より始まるといはん、豈(なん)と口惜しき次第ならずや、

且東南買絹、本用見錢、陝西糧草、不許折兌、朝廷既有著令、職司



又每舉行然而買絹未嘗不折鹽糧草未嘗不折鈔乃知青苗不許抑配之說亦是空文只如治平之初揀刺義勇當時詔旨慰諭明言永不戍邊著在簡書有如盟約於今幾日議論已搖或以代還東軍或欲抵換弓手約束難恃豈不明哉

【揀刺】…兵を揀りて之に義勇の字を假(いれずみ)するをいふ(弓手)…盜賊を逮捕する役なり、郷役の一なり、

【此處】…他事を引證して、青苗放錢の今日に於て已に抑配なきことを請合へぬことをいふ、且つ東南地方より絹を御買上になるには、本と現金を用ゐることに定まれば、又陝西地方にて、糧草を御買上になるにも、物品の交換は許されず、此も同様にして拂渡す定めなり、朝廷に於て、既に著はして御布令となり、役人も又毎度舉行せし事柄なり、然るに、絹を買ふには、未だ嘗て鹽と取換へぬことはなく、糧草を買ふには、未だ嘗て紙幣にて取換へぬことはなし、斯く立派に朝廷の著令となりて居ることにて、其通りに行はれぬを見れば、乃ち青苗錢も、たとひ無理に貸付くることはならぬぞと仰せありても、亦是れ空文のみにて、實際功能なきこと、知らる、殊更治平(英宗の年號)の初に、義勇軍の兵士を揀ぶるときは、當時の詔旨も、慰め諭さるゝにも、何時までも邊地の戍役はせさせぬぞと明言せられ、著はして簡書(かきもの)にまで載せられてあること、盟約あるが如くなるに、其詔命のありたる日より、今日まで、幾日もたぬに、其議論は已に搖き、或は交代を以て東軍に還したるもあり、或は弓手に取換へんと欲せしもあり、約束の恃み難きことは、豈明かならざらんや、(此二事は、此度の青苗放錢のことには關係なきことながら、詔命の約束の當てならぬ例に引きて、青苗に抑配なきことを能はざることを云ふ)

從使此令決行果不抑配計其間願請之戶必皆孤貧不濟之人家若自有贏餘何至與官交易此等鞭撻已急則繼之以逃亡逃亡之餘則均之鄰保勢有必至理有固然

【此處】…此程の詔命通りに決行せられて、果して志願のなき者には、無理に貸付くることをせぬにせよ、其間貸出しを請願する家は、必ず皆貧乏人にて、暮しの立たぬ者に相違なからん、家計上若し贏餘ある者ならば、何ぞ官と交易するに至らんや、(交易といひたるは、物品引當に錢を借ること云へるなり)此等の貧乏人は、素より返済の力なき者ゆゑ、責め立てられて、鞭撻を受くること最しければ、繼いで逃亡するまでのごとなり、さて其者が逃亡したる上、其買價の始末は、如何するぞと申せば、之を鄰保の組合に平均に負はするとは、勢に於

ても必ず逃れぬこと、理に於ても固より左様あるべきことなり、(此は、青苗貸付錢の害の鄰保に及ぶをいふ)

且夫常平之爲法也可謂至矣所守者約而所及者廣借使萬家之邑已有千斛而穀貴之際千斛在市物價自平一市之價既平一邦之食自足無操瓢乞勺之弊無里正催驅之勞今若變爲青苗家貸一斛則千戶之外孰救其饑且常平官錢常患其少若盡數收糴則無借貸若留充借貸則所糴幾何乃知常平青苗其勢不能兩立壞彼成此所喪愈多虧官害民雖悔何逮

【常平】…漢以來之あり、穀賤しきときは、官より價を増して、之を買上げて、以て農を利し、穀貴しきときは、官より價を減じて、之を賣出して、以て民を利し、常に穀價の平均を保たしむる法なり、上にもいへる通り、當今行ふ所の青苗法の貸付資本は、常平倉の資本なり、

【此處】…此は、常平と青苗とは、其勢兩立せざることをいふ、且つ大抵常平の法と申す者は、此上もなき善き法と謂ふべし、守る所の者は簡約にして、及ぶ所の者は廣大なり、たとへば萬家ある大村にて、已に千斛の常平米あれば、穀價騰貴の際には、其千斛を賣出して市に在れば、夫れがために、物價は自然と下落するなり、一市の價が既して下落するときは、一邦の食も自ら足り、瓢を操りて乞食する弊もなく、庄屋が年買督促の勢もなし、今若し變じて青苗となし、千斛の穀を一軒に一斛づゝ貸したらんには、千戸の外は、孰か其饑を救はんや、且つ常平の官錢とても、常に其少きを患ふ、若し糴らず米穀の買収に用ゐたらんには、青苗に借貸する資本なからん、若し又糴して借貸に充つることいせば、米穀の買入は幾何も出来まじ、そこで常平と青苗とは、其勢兩立すること能はず、彼(常平)を壞りて、此(青苗)を成し、喪ふ所愈々多からんことを知る、官を虧き民を害すること、悔ゆと雖も何ぞ及ばん、

臣竊計陛下欲考其實必然問人人知陛下方欲力行必謂此法有利無害以臣愚見恐未可憑何以明之臣頃在陝西見刺義勇提舉諸縣臣嘗親行愁怨之民哭聲振野當時奉使還者皆言民

盡樂爲希合取容自古如此不然則山東之盜二世何緣不覺南詔之敗明皇何緣不知今雖未至於斯亦望陛下審聽而已

【山東之盜】…秦の二世皇帝のとき、陳勝、吳廣等兵を山東に起したるに、之を諱みて、實を以て言上せざりしことあり、【南詔之敗】…唐の玄宗の天寶十三載、南詔を伐ちて敗れしを、宰相の楊國忠之を隱蔽し、反りて捷を以て上聞せしことあり、

【均輸】…漢の桑公羊の説に始まる、其法は、諸州郡より官に上納すべき物品は、凡べて其土地の饒き物産を輸さしむ、其時價を安くして、官自ら之を其品の撈底なる所へ送りて之を賣る、官民共に利益ある法ゆゑ、之を均輸と名づけしなり、宋の時均輸は、熙寧二年に、制置三司條例司より申立に、今天下の財用は餘りなく、典領の官は、弊法に拘はり、内外相知らず、盈虚相補はず、諸路の上供は、歲に常數ありて、豐年には饒道より多く致すべけれども、歲すこと能はず、年餘にして物貴きときは、以て供億し難けれども、致て足さずんば、道方より倍償の輸あれども、中都にては半價に購く不便あり、徒に富商大賈をして、公私の急に乗じて、以て輕重聚散の權を擅にせしむ、今發運使の官、實に六路の賦入を總ぶ、而して其職は、制置の茶鹽鑿酒の稅を以て事と爲し、軍國公用、多く給を仰ぐ所、宜しく假すに錢貨を以てし、其用度を買ひ、周く六路の財賦の有無を知りて、而して後に、之を用ひ、凡そ糶米稅數上供の物、皆貴きを徒して、賤しきに就き、近きを以て、遠き易へ、預め中都の幣藏年支現在の定數、當に供辦すべき者を知りて、以て便に従ひて變易買するを得て、以て上令を得つとあり、

昔漢武之世、財力匱竭、用賈人桑弘羊之說、買賤賣貴、謂之均輸、於時商賈不行、盜賊滋熾、幾至於亂、孝昭既立、學者爭排其說、霍光順民所欲、從而予之、天下歸心、遂以無事、不意今者此論復興、

【倍稱之息】…利息の本錢より倍するを倍といひ、利息と本錢と相俾しきを稱といふ、

夫商賈之事、曲折難行、其買也先期而與錢、其賣也後期而取直、多方相濟、委曲相通、倍稱之息、由此而得、今官買是物、必先設官、置吏、簿書廩祿、爲費已厚、非良不售、非賄不行、是以官買之價、比民必貴、及其賣也、弊復如前、商賈之利、何緣而得、朝廷不知慮此、乃捐五百萬緡、以與之、此錢一出、恐不可復、

【倍稱之息】…利息の本錢より倍するを倍といひ、利息と本錢と相俾しきを稱といふ、

夫商賈之事、曲折難行、其買也先期而與錢、其賣也後期而取直、多方相濟、委曲相通、倍稱之息、由此而得、今官買是物、必先設官、置吏、簿書廩祿、爲費已厚、非良不售、非賄不行、是以官買之價、比民必貴、及其賣也、弊復如前、商賈之利、何緣而得、朝廷不知慮此、乃捐五百萬緡、以與之、此錢一出、恐不可復、

【倍稱之息】…利息の本錢より倍するを倍といひ、利息と本錢と相俾しきを稱といふ、

ありて、多方(いろ／＼のし)かた)もて相濟ひ、かれあふ(こと)委曲(こと)まかじ)相通ず、(やりくりする)こと倍稱の利益も、此に由りて得らる、譯なり、今官にて是物を御買上まざるには、必ず先づ官を設け、吏を置き、簿書(帳面)廣録(扶持高)等の費用も已に厚し、そののみならず、良き品物ならては、御買上にならず、御買上になるにも、賄賂がなければ行はれず、それゆゑ、官の御買上の價格は、民間に比すれば高價に極りて居るなり、さて之を賣拂ふにも、其弊は前の如く、種々の手数を要するものゆゑ、商賈の利益は、何に縁りて得られませうぞ、朝廷には、此を慮ることに御氣付かれず、乃(いまし)五百萬緡の錢を捐て、以て之(均輸)に與へて、其資本に供せられしが、此錢は、一たび出でたらば、恐らくは取返すことは出来ませうまい、

縱使其間薄有所獲、而征商之額、所損必多、今有人爲其主牧、牛羊不告其主、而以一牛易五羊、一牛之失、則隱而不言、五羊之獲、則指爲勞績、陛下以爲壞常平、而言青苗之功、虧商稅、而取均輸之利、何以異此、

右申す通りにて、逆も官の商賈は、利益なきものに極りたり、好し其間に聊かにても獲る所の利益ありとせんには、官にてなざる、丈の商ひ高は、商賈の方にて減し居る譯なれば、つまり商賈より取立つる稅額の方にて損する所多からん、之を喻にて申さば、今人ありて、其主人のために、牛羊を牧し、其主人に告げずして、一頭の牛を以て、五頭の羊に易へ、一頭の牛の減じたることを隱して言はば、五頭の羊の増したることを指して、手柄に誇ると同じ譯なり、陛下の、常平を壞りて、青苗の功を言ひ、商稅を虧きて、均輸の利を取ると思召さるゝは、何をして此の喻に異ならん、以上第十一段、以上新法の害を列舉し畢る、總べて是れ人心を失ふ項目なり、下の一段を以て、之を總束す、

陛下天機洞照、聖略如神、此事至明、豈有不曉、必謂已行之事、不欲中變、恐天下以爲執德不一、用人不終、是以遲留歲月、庶幾萬一、臣竊以爲過矣、古之英主、無過漢高、酈生謀撓楚權、欲復六國、高祖曰、善、趣刻印、及聞留侯之言、吐哺而罵曰、趣銷印、夫稱善未

幾、繼之以罵、刻印、銷印、有同兒戲、何嘗累高祖之知人、適足以明聖人之無我、陛下以爲可而行之、知其不可而罷之、至聖至明、無以加此、

【鄭生謀撓楚權】：酈食其漢の高祖に就きて、六國の後を立て、楚の權力を弱かんと謀りしこと、史記に見ゆ、  
【陛下の天機(天より察り得たる智識をいふ)は洞照し、聖略は神の如くにましますば、此事などは、至りて明かに利害の見易きことなれば、豈御氣付かれぬことやあらん、必定は已に行ひ掛けたる儀なれば、今更中(ころ)にて變じたくもなし、若し今之を變じたらば、恐らくは天下の人々、朕が徳を執ること一ならず、人を使ふこと終へずと、彼は申す者もあらんなど、思召されて、是を以て歲月を引延べて、萬一の成功を庶幾ひたまへるならん、臣竊に以爲へらく過りて、古の英主は、漢高に過ぎたるはなし、酈生楚の權を撓めんことを謀りて、六國の後を復せんと欲せしに、高祖善しと稱し、趣(すみやか)に印を刻せよと命ぜられしが、問もなく、留侯の言を聞くに及びて、食事最中に、口に含みたる食物を吐き出して、又罵りて、趣かに印を銷せよと命ぜられたり、夫れ善しと稱して響むるや否や、問もなく之に繼ぐに罵りて、以てし、印を刻み、又印を銷すなど、如何にも小兒の戯れ同様な始末なれども、何ぞ嘗て此事が高祖の人を知る上に於て疵とならん、適くは以て聖人の私なき心を明かにするに足るなり、陛下にも此の事を以て可なりと思召されて之を行ひたまひ、其不可なるを知らしめされて、之を罷めたまはんに、其至聖至明なることは、以て此に加ふることもあらん、

議者必謂民可與樂成、難與慮始、故陛下堅執不顧、期於必行、此乃戰國貪功之人、行險僥倖之說、陛下若信而用之、則是徇高論而逆至情、持空名而邀實禍、未及樂成而怨已起矣、臣之所願、結人心者、此之謂也、

【而(し)し、議者は必ず斯く申すなるべし、人民は愚昧にて、分からの者ゆゑ、事の成就せし上は、與に樂むことを得べけれども、事の手始を與に相談することは出来ぬなり、故に陛下にも、一旦着手せられたることを堅く執り守りて、世の風説を顧みられず、是非とも成し遂げん御覺悟に在らせらるゝなりと、此議者の説は、乃ち戰國時代の功を貪る人の、險を行ひて僥倖する説なり、陛下萬一御信用ありて、之を用ひませられれば、是はた、高尚なる議論に徇はんとして、眞至なる民情に逆ひ、空名を維持せんとして、反りて實禍を邀(も)むるなり、未だ事の成就を樂むに及ばざるに、怨は已に起らん、臣が人心を結ばんことを願ふ所は、此事を申したるなり、以上第十二段、第一綱の人心を結ぶ

説は、此に終る、是れを第二大段とす、  
梅亭云く、此を第二載とす、綱内の人心を結ぶ一條を申明す、前に、總領あり、後に、總束あり、中間款を分ちて列説す、處々切に新法の民を害する故を指す、人心を失ふを以て之を統括す、乃ち全書の正腹なり、

士之進言者爲不少矣、亦嘗有以國家之所以存亡、歷數之所以長短、告陛下者乎、夫國家之所以存亡者、在道德之淺深、而不在于乎疆與弱、歷數之所以長短者、在風俗之厚薄、而不在于乎富與貧、道德誠深、風俗誠厚、雖貧且弱、不害於長、而存、道德誠淺、風俗誠薄、雖疆且富、不救於短、而亡、人主知此、則知所輕重矣、

以下風俗を厚くすることを論ず、當今士の言を進むる者少ならずとす、其中にも、亦嘗て國家の存亡する所以と、歷數(帝王の運をいふ)の長短なる所以とを以て、陛下に御告げ申したる者ありや、夫れ國家の存亡する所以の者は、道德の淺深に在りて、國の強弱に在らず、歷數の長短ある所以の者は、風俗の厚薄に在りて、國の富貧に在らず、道德が誠(まこと)に深く、風俗が厚ければ、貧しく且つ弱しと雖も、歷數の長くして國家の存することを害せず、道德が誠に淺く、風俗が誠に薄ければ、強くして且つ富めりと雖も、歷數の短くして、國家の亡ぶることを救はず、人主此に輕重分らば、輕重すべき所は分りませう、

是以古之賢君、不以弱而亡、道德、不以貧而傷、風俗、而智者觀人之國、亦必以此察之、齊至強也、周公知其後、必有篡弑之臣、衛至弱也、季子知其後、亡、吳破楚、入郢、而陳大夫逢滑知楚之必復、晉武既平吳、何曾知其將亂、隋文既平陳、房喬知其不久、元帝斬郅支、朝呼韓、功多於武宣矣、偷安、而王氏之蠶生、宣宗收燕趙、復河

陸、力強於憲武矣、銷兵、而龐助之亂起、故臣願陛下務崇道德、而厚風俗、不願陛下急於有功、而貪富強、使陛下富如隋、強如秦、西取靈武、北取燕薊、謂之有功、可也、而國之長短、則不在此、

【周公知其後必有篡弑之臣】：周公齊の太公に何を以て、齊を治むると問ひたるに、太公應へて、吾は賢を尊びて功を尙ぶといふ、周公曰く、然らば後には必ず篡弑の臣あらんと、【季子知其後亡】：吳の季子衛に過ぎて、蘧瑗、史狗、史鰌、公子荆、公叔發、公子朝を説びて曰く、衛に君子多し、未だ患あらざと、【逢滑知楚之必復】：楚の楚に攻め入りしとき、陳の陳公を召ばしむ、逢滑進みて曰く、臣聞く、國の興るは、福を以てす、其亡ぶるは、禍を以てす、今吳は未だ福あらざ、楚は未だ禍あらざ、楚は未だ楚つべからず、吳は未だ從ふべからずと、【何曾知其將亂】：何曾晉の武帝の宴に侍り、退きて其子に謂ひて曰く、吾宴見毎に、未だ嘗て經國の遺謀を聞かず、惟平生の常事を説く、其身一代だけのことなり、後嗣は危いかなと、【房喬知其不久】：房喬は、房支離のことなり、隋の高祖の陳に克ちたるとき、天下皆以爲へらく、將に太平ならんとす、支離曰く、主上本と功德なく、詐を以て天下を取る、諸子皆驕奢不仁なり、必ず自ら相誅夷せん、今承平なりと雖も、其亡びんこと足な魁(あ)けて待つべしと、【元帝斬郅支】：漢の元帝の時、陳湯の匈奴の郅支單于を殺し、亂を作す、【朝呼韓】：右の次第ゆゑ、古の賢君は、國の弱きをために、道德を亡はず、國の賢しきがために、風俗を傷らざ、而して智者が人の國を觀るにも、亦必ず此を以て之を察するなり、齊に至りて強き國なれども、周公は、後世必ず篡弑の臣あるべきことを知れり、衛に至りて弱き國なれども、吳の季子は、其後れて亡びんことを知れり、吳が楚を破りて、其都なる郢の地に攻入りしとき、陳の大夫の逢滑は、楚の必ず復せんことを知れり、晉の武帝が既に吳を平げし後、何曾は、其國の將に亂れんとすることを知れり、隋の文帝が陳國を討ち平げし時、房喬は、其久しきを保つこと能はざらんことを知れり、是れ皆智者が人の國の存亡を先見したる實例なり、漢の元帝の郅支單于を斬り、呼韓邪單于を朝せしめし功は、武帝、宣帝より多(まさ)れども、安を偷みて政を懈りしかば、王氏の蠶生せり、唐の宣宗の燕、趙の地を收め、河湟の地を復せし力は、憲宗、武宗より強けれども、兵を銷して、武を弛べしかば、龐勛の亂起り、故に臣は、陛下の務めて道德を崇びて、風俗を厚くせられんことを願ひて、陛下の功あらんとを急がれて、富強を貪りたまはんことを願はず、たとひ陛下は富は隋の如く、強は秦の如く、西は靈武(西夏のこと)を取リ、北は燕薊(遼のこと)を取らせられたるにもせよ、之を功ありと謂ふは可なれども、國運の長短は、此には關係せぬものなり、(按ずるに、當時士福平戎策を上りて謂ふ、西夏取るべしと、安石其策を奇として、之に任ぜしとあり、故に公の言之に及べるなり、)

夫國之長短、如人之壽夭、人之壽夭、在元氣、國之長短、在風俗、世有尪羸而壽考、亦有盛壯而暴亡、若元氣猶存、則尪羸而無害、及

其已耗則盛壯而愈危是以善養生者慎起居節飲食導引關節吐故納新不得已而用藥則擇其品之上性之良可以久服而無害者則五臟和平而壽命長不善養生者薄節慎之功遲吐納之效厭上藥而用下品伐真氣而助強陽根本已危僮仆無日天下之勢與此無殊故臣願陛下愛惜風俗如護元氣

夫れ國の長短あるは人の壽夭あるが如し、國の長短は、風俗の厚薄に在り、世には疴羸病身ものにして、壽考なるもあり、亦盛壯にして、暴亡するもあり、此は人には元氣と申す者ありて、性命の根元となるものゆゑ、若し元氣猶存するときは、たとひ疴羸の病身ものにして、善なし、元氣が已に耗へるに及びては、外面は盛壯に見えても、性命は愈々危き譯なり、是を以て、養生の善き者は、起居を慎み、飲食を節にして、關節(すぢほれのつがひ)を導引し、(導引は、氣血を導き循環せしむる仕方なり、)故氣を吐き、新氣を吸ひなどして、身體を養ひ、操なくして、藥を用ゐるときは、其品の上等にして、性の良く、何時まで服用しても害なき者を選びて、之を用ゐるときは、五臟も和平にして、壽命も長し、養生を善くせざる者は、飲食を節にし起居を慎む功を薄しと、故に吐き新を納る、效を遲しとし、上藥を厭ひて、下品を用ゐ、真氣(即ち元氣)を伐(そ)なひて、強陽(假裝の勢力をいふ)を助く、根本已に危くして、(元氣耗盡するゆゑ、)僮仆(たふる)すること問もなきことなり、右は人身の上の事なれども、天下の勢とて、此と殊なることなし、故に臣願はくは陛下の風俗を愛惜すること、元氣を護るやうにしたまはんことを、以上第十三段、此段は、風俗を厚くすることないふ、第三大段中の總論なり、以下の四段は、其中に就きて、四項を立て、之を分論す、

古之聖人非不知深刻之法可以齊衆勇悍之夫可以集事忠厚近於迂闊老成初若遲鈍然終不肯以彼而易此者知其所得小而所喪大也

此段は、寛厚を崇ぶないふ、風俗を厚くする中の第一項なり、古の聖人は、深刻(きびしき)の法は、以て衆を齊ふべく、勇悍の夫は、以て事を集(な)すべく、忠厚の道は、迂闊(まはりどほく)に見え、老成(ものになれたる功者もの)の所爲は、初めは遲鈍(てぬるきこと)の様に思

はるいことを知らざるにはあられど、然れども、終に彼の深刻の法と、勇悍の夫とを以て、此の忠厚老成に易へざる者は、其得る所小にして、喪ふ所大なるを知らばなり、

曹參賢相也曰慎無擾獄市黃霸循吏也曰治道去泰甚或譏謝安以清談廢事安笑曰秦用法吏二世而亡劉晏爲度支專用果銳少年務在急速集事好利之黨相師成風德宗初卽位擢崔祐甫爲相祐甫以道德寬大推廣上意故建中之政其聲翕然天下想望庶幾貞觀及盧杞爲相諷上以刑名整齊天下馴致澆薄以及播遷

【無擾獄市】…史記曹相國世家に、孝惠の元年、參を以て齊の相とす、二年、參を召す、參去るとき、其後の相に屬して曰く、齊の獄市の事を御頼み申す、慎みて之を擾すことなかれと、此意は、獄と市とは、姦人の容る所、餘りに詮議を嚴密にするときは、姦人共身を置く所なくして、必ず亂を作すに至らん、故に成るべく寛大に扱ふべしといひたるなり、曹參は、黃老の學を修めし人にて、無爲を以て治を爲す、故にかく意見を陳べたりと見ゆ、【治道去泰甚】…前漢の黃霸、潁川の太守たるとき、力めて教化を行ひ、殊罰を後にす、曰く、國を治むる道は、其太甚しき弊害を除きて、大抵のことは、おほめに見るが宜しと、【劉晏】…唐の肅宗、代宗の時より、戶部度支鹽錢等の事を領したる人なり、【建中】…德宗の年號なり、

曹參は、賢相なり、其詞に曰く、獄屋と市政とは、成べく大權に取扱ひ、餘り騒がせぬが宜しと、黃霸は、循良の吏なり、其詞に曰く、總べて政治の道は、如何にも塞置かれぬ大弊害を除くまでにて、從來爲慣れたることの改革は、餘りせぬがよしと、或人謝安の清談を以て事を廢することとを譏りしに、安笑ひて曰く、泰は法吏を用ゐて、二世にして亡びたりと、劉晏は度支となりしとき、専ら果銳(決斷ありて、するどき)の年少の者を用ゐて、急速に事を仕上げんと務めしは、相師と好む黨は、相師として風を成せり、德宗の初めて位に卽かれてより、崔祐甫を擢て宰相となされしに、祐甫は、道德寛大を以て、上の恩召を推し廣めて、天下に及ぼしたれば、建中の政治は、其評判も甚だ宜しく、人心もよく折合ひ、天下の人々も、貞觀の政治にも庶幾(ちか)からんことを想望せしが、其後に盧杞と申す小人が出て、宰相となるに及びて、上に諷(さ)すとすして、刑名の學を以て、天下を整齊せんとせしかば、世の中も、逐ひく(ついで)に人情が輕薄に陥り、德宗も、後には都を出奔せらるることになりぬ、

我仁祖之御天下也持法至寬用人有叙專務掩覆過失未嘗輕改舊章然考其成功則曰未至以言乎用兵則十出而九敗以言其府庫則僅足而無餘徒以德澤在人風俗知義是以升遐之日天下如喪考妣社稷長遠終必賴之則仁祖可謂知本矣

【我仁祖(仁宗)の天下を治めらるゝや、法を持すること至りて真にして、人を用ゆること順序あり、専ら務めて人の過失を掩ひ覆さんとせられ、未だ嘗て輕くしく此まで行はれたる法制を改められず、然れども、其仕上げられたる成績を考ふるときは、未だ十分ならずと曰ひ、兵を用ひられたること言ふときは、十たび兵を出だして、九たび敗れたり、府庫の財政を言ふときは、僅に(やつと)足りて、餘りなしと申す位にて、何事も十分なることはなけれども、徒(たゞ)其德澤が人に染込みて、風俗が義理を辨へたるゆゑに、帝の崩御の日に、人々の歎きは、さながら己の父母を喪ひたるが如くなり、社稷(國家のこと)の長遠ならんことは、終に必ず之に賴るべし、(此句は、上の歴數の長短に應ず)して見ると、仁祖は、國を治むる本を知られたる君と謂ふべきなり。

今議者不察徒見其末年吏多因循事不振舉乃欲矯之以苛察齊之以智能招來新進勇銳之人以圖一切速成之效未享其利澆風已成

【一切】…猶苟且といふがごとし。  
【而るに、今の議者は、此を察せず、徒に其末年に、吏は因循多くして、事務の振ひ舉がらざるがために、乃ち之を矯むるに、苛察(こと細かに吟味すること)の政を以てし、之を齊ふるに智能(ちふはたらき)の才を以てせんとして、新進(わかもの)勇銳(ゆせい)のよきもの)の人を招き來たして、以て一切(かりそめ)に但々事の速成の效(しるし)を圖りたれば、未だ其利益を見ざる内に、澆季の風俗は、已に成れり、以上第十四段。

且天時不齊人誰無過國君含垢至察無徒若陛下多方包容則

人材取次可用必欲廣置耳目務求瑕疵則人不自安各圖苟免恐非朝廷之福亦豈陛下所願哉

【國君含垢】…左傳に出づ、晉の伯宗の語なり、垢を含むとは、耻を忍ぶことをいふ、【至察無徒】…孔子家語に出づ、水至りて清ければ魚なく、人至りて察なれば徒なしと見ゆ、【取次】…次第といふ義、  
【以下は、苛察を去ること論ず、風俗を厚くする中の第二項なり、且つ夫れ天の時すら一權には參らず、晴もあれば、曇もあり、況んや人には、誰か過なき者あらんや、故に昔より國君たる者は、成るべく容赦して、耻を忍ぶなり、餘りに細かすぎるときは、人が慍(い)みずと申したることもあり、若し陛下にも、手段を盡されて、成るべく御堪忍をせられれば、今日の人材は、次第におひ／＼御用にも立ちませう、是非とも廣く耳目の者(めあかしもの)を置き、務めて人の瑕疵(きず)を求めんと遊ばされれば、人々自ら安堵せず、各々苟も免る(たゞ一時のがれをする)こと、用意をするに至らん、恐らくは朝廷の福には非ざらんと存せられませう、箇様なることは、豈陛下とても、御願ひ遊ばさるることならんや。

漢文欲用虎圈嗇夫釋之以爲利口傷俗今若以口舌捷給而取士以應對遲鈍而退人以虛誕無實爲能文以矯激不仕爲有德則先王之澤遂將散微

【虎圈嗇夫】…虎を飼ふ園(をり)を掌る職なり、虎園は、漢の時、上林苑中に在り、此事は、漢の文帝、上林苑に幸せしとき、嗇夫の辯口あるを悦びて、上林の令に拜せんとせられしに、張釋之之を諫めしなり、  
【漢の文帝が虎園の嗇夫を用ひんと思召されしとき、張釋之は口舌の捷給(は)はしくて、用の足ること)を以て士を取り、應對の遲鈍を以て人を退け、虚誕(おほげ)なるうそをつくこと)あり、今日若し口舌の捷給(は)はしくて、用の足ること)を以て士を取り、應對の遲鈍を以て人を退け、虚誕(おほげ)の中は益々輕薄に流れて、先王の德澤は、將に散りうせて、衰ふるに至るべし、以上第十五段、按ずるに、虚誕無實(實地不仕)は、暗に安石を指す、蓋し安石は、英宗の世を終ふるまで、未だ肯て仕へず、神宗の朝に、群牧判官に除せらるゝに及びて、又辭す、許されず、是に由りて、名天下に重し、士大夫其面を識らざるを恨む、

自古用人必須歴試雖有卓異之器必有已成之功一則使其更

變而知難、事不輕作、一則待其功高而望重、人自無辭、

因 以下は、僥倖を抑ふることをいふ、風俗を厚くする中の第三項なり、古より、人を用ふるには、是非とも種々の役を歴(あまれく)試みればならず、たとひ何程卓異とすべたる器量ありとも、之を採用するには、是非とも此までに成就したる功勞がなくてはならず、其譯は、一には、其者をして、世のさまじくの變に出遣ひて、處事の難きことを知らしむれば、事を輕くしく作さず、又一には、其者の功高くして、望も重くなるを待てば、世人が自ら言ひぐさの附け方もなきやうになればなり。

昔先主以黃忠爲後將軍、而諸葛亮憂其不可、以爲忠之名望、素非關張之倫、若班爵違同、則必不悅、其後關羽果以爲言、以黃忠豪勇之姿、以先主君臣之契、尙復慮此、況其他乎、

因 昔し先主(蜀の劉備)が黃忠を以て後將軍とせしに、諸葛亮は、其不可なることを憂へたり、以爲へらく、忠の名望は、素より關羽、張飛の倫(たぐひ)に非ず、若しも班爵(くわんくわ)が違ひに同じからんには、必ず悦ばざらん、其後關羽が果して申立てたることあり、黃忠の豪勇の姿を以て、先主の君臣の契を以てす、尙復た此を氣遣へり、況んや其他の者をや、人を用ふることは、實に容易ならぬ者なり。

世謂漢文不用賈生、以爲深恨、臣嘗推究其旨、竊謂不然、賈生固天下之奇才、所言亦一時之良策、然請爲屬國、欲係單于、則是處士之大言、少年之銳氣、昔高祖以三十萬衆困於平城、當時將相群臣、豈無賈生之比、三表五餌、人知其疎、而欲以困中行說、尤不可信矣、兵凶器也、而易言之、正如趙括之輕秦、李信之易楚、若文帝亟用其說、則天下殆將不安、使賈生嘗歷艱難、亦必自悔其說、

用之晚歲、其術必精、不幸喪亡、非意所及、不然、文帝豈棄才之主、絳灌豈蔽賢之士、

【三表五餌】…信、愛、好を三表といふ、聲色、車服、珍味、室宇、娛樂、以て其耳目腹心を壞るを、五餌といふ、三表とは、蓋し信、愛、好の徳を遠方に表明する義なり、五餌とは、此五者の利を以て、人を誘ふゆゑなり、餌といひたるなり、漢書賈誼の傳の贊に、屬國(匈奴)を試みるに、五餌三表を施して、以て單于を係がんと欲するは、其術固より已に疎なりとあり、故に此文に人知其疎といひたるなり、【中行說】…木と漢人にして、匈奴に降りし者、日夜單于に教ふるに、利害の處を以てし、漢の患をなす、【趙括】…秦を輕んじて、長平の敗あり、【李信】…秦王楚を伐たんとするに、李信に問ふ、幾何人を用ゐんと、信對へて曰く、二十萬に過ぎずと、王將に問ふに、六十萬人に非ざれば不可なりといふ、王は信を以て怯なりとし、信をして楚を伐たしめしに、大に楚のために破られたり、【絳灌】…絳侯周勃と、灌嬰となり、文帝賈誼を以て、公卿に位せしめんと欲せしに、絳、灌の門、之を短(そ)し、上はこれに由りて之を疎んず、  
因 世には、漢の文帝の賈生を用ゐざることを謂ひて、深き遺憾のこの様に申せども、臣嘗て其旨を推究して、竊に謂へらく、然らずと、賈生は、固より天下の奇才にして、言ふ所も、亦一時の良策なり、去りながら、屬國となして、單于を係がんと欲するに至りては、是れ處士の大言なり、少年の銳氣なり、此事は、賈誼の書に曰く、陛下臣がために、三表を建て、五餌を設け、此を以て單于と其民を争はし、則ち匈奴を下さんことは、猶ほ橋(か)れきを振ふがごとくならずと申したることあり、故に坡公之を大言といひたるなり、昔し高祖は、三十萬の衆を以てす、匈奴のために平城に困められしことあり、當時の將相群臣中には、豈賈生位の人物なからんや、去れども、斯る困難に陥りしを見れば、匈奴とても、なつかし(易)あなどるべきに非ざるを知るべし、而るに、今賈生が三表五餌の策を設けて、以て容易に匈奴を下さんと欲することなどは、逆も行はるべきことならず、世人も固より其策の疎なることを知り、而るに、誼が此を以て中行說を困めんと欲せしは、尤も信ずべからざること共なり、兵は凶器なり、容易に動かすべきものならず、而るを今、誼易く之を言ふ、正に(ちやうど)趙括が秦を輕んじ、李信が楚を易ししが如し、若しも文帝が亟(すま)みや(か)に其説を用ゐられれば、天下は殆んど將に安からざらん、賈誼をして、嘗て世事の艱難を歴しめれば、亦必ず自ら其説を悔いしならん、若しも賈生の晩年の後に、之を用ゐたらんには、其術も必ず精しからん、不幸にも、死亡せんとは、誰も考へ及ばぬ所なり、左もなくば、文帝とても、豈才を棄つる主ならんや、絳、灌の人々とても、豈賢を蔽ふ(じや)ますること士ならんや、されば其賈生を用ゐざりしは、生が世事の艱難を積み、其才の老けたる後に、之を用ゐんとせられしに相違なし、

至於晁錯、尤號刻薄、文帝之世、止於太子家令、而景帝既立、以爲御史大夫、申屠賢相、發憤而死、紛更政令、天下騷然、及至七國發難、而錯之術亦窮矣、文景優劣於此可見、

異籍に至りては、尤も刻薄（てひどきこと）と號せり、文帝の世には、其職太子の家令に止まる、而るに、景帝既に立ちて、以て御史大夫とす、申屠嘉は、賢相なりしが、異籍の專横を疾みて、憤を發して死せり、其後は、錯政令を紛更（みだりにあらたむること）して、天下騷然たり、七國の難を發するに至るに及びて、錯の術も亦窮せり、文帝と景帝との優劣は、此に於て見るべきなり、以上十六段、此段は、漢文の容易に人を用ゐず、景帝の輕しく人を用ゐたるを言ひて、暗に帝に諷せしなり、賈生の兵を言ひ、異籍の紛更するは、皆暗に安石を指せるなり、

大抵名器爵祿、人所奔趨、必使積勞、而後遷、以明持久、而難得、則人各安其分、不敢躁求、今若多開驟進之門、使有意外之得、公卿侍從、跬步可圖、其得者、既不肯以僥倖、自名、則不得者、必皆以沈淪、爲恨、使天下常調舉生、妄心恥不若人、何所不至、欲望風俗之厚、豈可得哉、

【常調舉生】…蓋し吏部の常選をいふ、按ずるに、宋の乾德四年の詔に、今より常調赴集の選人は、吏部に委れて取らしむ、南曹（吏部の南曹なり）にて、歷任中の課績（はたらき）多くして、闕失なき者を取りて、名を具して、中書門下に送り、才を量りて甄叙せしむとあり、

【大抵名器爵祿は、人の奔趨して得んと欲する所なれば、是非とも功勞を積みて後に遷らせ、但久しく辛抱したればとて、功勞なくして、容易に得難き者と云ふこと】を明かすは、人々各々其分限に安んじて、敢て驟求（あせりて）もとむること（は）すまじ、而るに、今若し多く驟かに出世の出来る門を開きて、人々に存外の仕合を得させ、公卿侍從も、跬歩（ひとまたぎ）にて得らるること（とならば、其得たる者は、既に僥倖なりと、自身から名乗ること）を承知すまじ、して見ると、其得ざる者は、必定皆沈淪（出世のできぬこと）を以て恨となさん、天下の常調舉生をして、無動辨の心にて、たゞ人に若かざることを恥づるに思はせたらんには、何事か爲し至らざる所あらん、それこそ、人々争ひて僥倖を希ふに至るべけれ、風俗の厚からんことを望まんことを欲すとも、豈得べけんや、以上第十七段、

選人之改京官、常須十年以上、薦更險阻、計析毫釐、其間一事犖牙、常至終身淪棄、今乃以一人之薦舉、而予之、猶恐未稱、章服隨至、使積勞久次、而得者、何以厭服哉、

【章服】…唐書車服志に、百官辨紫の衣を賞せらるゝときは、必ず魚袋を兼ぬ、之を章服と云ふと見ゆ、

以下は、積勞を擧ぐることを言ふ、風俗を厚くする中の第四項なり、今まで選人が地方より京の官員に改めらるゝまでには、常に十年以上の年功なければならず、險阻（骨の折る、役のこと）の難場を勤め上げ、一毫一釐の勤め振りを取調べたる上にて、其間に一事たりとも、犖牙（ゆきちがひ）あれば、何時も生涯淪（しづみ）棄てらるゝに至るが先例なりしに、今日は、左様なることはなく、一人の薦擧する者あるがために、之に官を予へ、驗（それ）も其意に稱はざらんことを恐れて、章服の御褒美までが續いてある様にては、外々の骨折を積み重ね、久しき年功に因りて、之を得たる者をして、何を以て満足せしむることを得んや、

夫常調之人、非守則令、員多闕少、久已患之、不可復開多門、以待巧進、若巧者、侵奪已甚、則拙者迫怵無聊、利害相形、不得不察、故近歲樸拙之人愈少、而巧進之士益多、惟陛下重之惜之、哀之救之、

夫れ常調の人の勤むる官は、守に非ざれば令なり、此類は、人員のみ多くして、闕員（少なきこと）従前より困り居たるに、今復た餘計なる仕連の門戸を開きて、巧みに出世を計る者を得つは、宜しからず、若し巧者の横領が甚しからば、拙者は心迫り慮して、不平を抱かん、其利害も雙方自立つことなるものゆゑ、氣を付けばなりません、故に近歲樸拙（仕官の不巧者）をいふ、人の人は、愈々少なくて、巧進の士は、益々多し、惟陛下之を重んじ、之を惜み、（蓋りに官を與へぬやうに）といふこと、之を哀み、之を救ひたまへ、（仕官の不巧者の者を憐れめといふこと）

如近日三司獻言、使天下郡選一人、催驅三司文字、許之先次、指射以酬其勞、則其數年之後、審官吏部、又有三百餘人、得先占闕、常調待次、不其愈難、

【催驅三司文字】…官の名なり、三司催驅に屬する官なり、

近日三司條例より申立てたる言の如きは、天下をして、郡ごとに一人を選ばしめて、催驅三司の文字の職を申付け、此者には、特別に常調の順序を待たず、官を指して志願することを得しめ、以て其骨折に酬ゆと申すことなり、して見ると、數年の後には、審官吏部（官吏銓衡の



ことを主るなり、の手に、三百餘人の者(上の郡選の者をいふ)が先づ諸官の闕員を占むることを得る譯なり、されば常調舉人が昇等順を待つことは、其れ愈々難き次第ならずや、

此外勾當發運均輸、接行農田水利、已振監司之體、各懷進用之心、轉對者望以稱旨、而驟遷、奏課者求爲優等、而速化、相勝以力、相高以言、而名實亂矣、惟陛下以簡易爲法、以清淨爲心、使姦無所緣、而民德歸厚、臣之所願、厚風俗者、此之謂也、

【發運、均輸、農田、水利】…皆當時其職あり、按ずるに、發運は、轉運使の外に、新たに設けたる職と覺ゆ、東坡の策に曰く、天下に轉運使あれば足れり、今江淮の間に、又發運使ありと、雖當時三司の外に更に三司條例司を設けたるが如し、【監司】…宋の制、縣に知縣あり、州に知州あり、路に監司あり、宋の初に謂ふ所の監司は、轉運使副ありて、漕運の事を掌り、提點刑獄ありて、刑獄の事を掌り、其後に、又提舉茶鹽、提舉常平等あり、皆監司の職なり、此職は、一路の利權を掌り、知州以下を監督する權あるゆゑ、文獻通考には、古者牧伯の任は、後世の所謂の監司なりと云へり、古の牧伯は、諸侯にて、監司の差遣官とは同じからざれども、其一方を監督する職よりいへば、同様なり、【轉對】…唐の時、之を選對と云ふ、常參官毎日二人づい、延英殿に於て、謁見を仰付けられ、政事の御諮詢あり、元豐の制は、侍從官以上を常參官といふ、【奏課】…勤勞の功過を奏することにて、其優等に入る者は、官を遷する、ことを得る例なり、

【此外】…此外に、發運、均輸の事を勾當(すべく)いふこと、農田、水利の事を接行(しらべて)まはるること、する者は、其權勢は、已に監司の體を振ひて、各々進用の心を懷けり、常參官の謁見を賜はりて、職事の御諮詢に預かる者は、其對の恩召に叶ひて、驕かに出世せんことを望み、職務の考課を奏する者は、其考狀の優等となりて、速に立身せんことを求む、相勝つに力を以てし、相高ぶるに言を以てして、名と實と相亂れて、其眞を得ず、惟陛下簡易な法とし、清淨な心とし、姦をして付け入る所なく、人民の徳をして厚きに歸(おもむく)こととせしめたまへ、臣が願ふ所の風俗を厚くすとは、此事を申すなり、以上第十八段、風俗を厚くすることを東住す、

【梅亭云】…此は第三載たり、綱内の風俗を厚くする一條を申明す、前の一一段は、風俗は人の元氣の如く、國の存亡の係かる所なるを言ふ、富強より説き入る、新法に針對するなり、未仍風俗上に歸到す、

古者建國、使內外相制、輕重相權、如周如唐、則外重而內輕、如秦如魏、則外輕而內重、內重之末、必有姦臣指鹿之患、外重之弊、必有大國問鼎之憂、聖人方盛而慮衰、當先立法以救弊、國家租賦籍於計省、重兵聚於京師、以古揆今、則似內重、恭惟祖宗所以深計而預圖、固非小臣所能億度、而周知、然觀其委任臺諫之一端、則是聖人過防之至計、

【指鹿】…秦の趙高のこと、【問鼎】…楚の莊王のこと、  
【以下は、紀綱を存することないふ、】古者國を建つるには、内外相制し、輕重相權(つりあひ)をとることとせしむ、周の如きは、外重くして、内輕し、(此は、周は、封建の制にて、諸侯各々其地を私す、唐は、封建に非ずと雖も、節度使其職を世々にす、封建の勢あり、故に外重しといふなり、)秦の如きは、魏の如きは、外輕くして、内重し、内の重き末には、必ず姦臣が鹿を指して馬とする如き專横の所爲をなす者あり、外の重き弊は、大國が鼎の輕重を問ふ如き僭越の所業をなす者あり、聖人は、國の盛んなる時に方りて、國の衰へんことを慮る者ゆゑ、當に先づ法を立て、以て其弊を救ふべし、國家の租賦は、計省(三司使をいふ)に籍し、(帳簿に記載するをいふ)重兵は京師に聚まる、古を以て今を換り見るに、内重きに似たり、恭しく惟みるに、祖宗の深く計りて、預め圖りたまひし所は、固より小臣の能く推測して、周く知る所にはあらざれども、然れども、其臺諫(御史、諫官)に委任せらるる一端を觀るときは、是れ聖人の過防の至計と存せられ、此段は、紀綱を存するは、臺諫の力に藉ることを説きんと欲して、遠く内外輕重の論より説き入る、見るべし方今臺諫の力以て姦臣を折くに足らず、殆んど内重の弊に堪へざることを、蓋し是時、御史中丞の呂晦を始めとし、范純仁、李常、孫覺、胡全愈、張戢、程頤、劉琦、錢頤、孫昌齡等、皆新法を争ふを以て、先後に斥け去られ、臺諫之が爲に一空せしことあり、故に公の言此に及べるなり、

歷觀秦漢以及五代、諫諍而死、蓋數百人、而自建隆以來、未嘗罪一言者、縱有薄責、旋即超陞、許以風聞、而無官長、風采所繫、不問尊卑、言及乘輿、則天子改容、事關廊廟、則宰相待罪、故仁宗之世、議者譏宰相、但奉行臺諫風旨而已、聖人深意、流俗豈知、擢用臺諫、固未必皆賢、所言亦未必皆是、然須養其銳氣、而借之重權者、

豈徒然哉、將以折姦臣之萌、而救內重之弊也、

○ 秦、漢以來、五代に及ぶまでを歴く觀るに、諫諍して死する者、蓋し數百人の多きあり、而るに、建隆(宋の太祖の年號)以來、未だ嘗て一の言者(諫言)を罪せられたることなし、縱ひ薄き責はありても、旋りて直に引上げて御用あり、風聞を以て事を言ふことを許されて、官長と申す者は置かれず、何れも一列の人々に、獨立にて其意見を申立つることを得るなり、故に其風采(何となく威勢ある様子)をいふ)の及ぶ所、尊卑の差別をなさず、言樂與に及ぶときは、天子も、それがために容を改められ、事無廟(朝廷のこと)に關するときは、宰相も、差控を伺ふ程なり、故に仁宗の御世には、諫者も宰相が但漢諫の風旨を奉行するのみなることを讓れる位なり、然かし、聖人の斯くまで諫に重みを附けられたる深き旨意は、流俗の人々が豈(なに)にしに)知る所ならんや、蓋諫を捕き擧げて、御用おなされるいにも、固より未だ必しも皆賢者とは限らず、言ふ所とても、亦未だ必しも皆是なる譯にてなし、然しながら、其銳氣を養ひて、之に重き權威を借し與へらるる者は、豈諱もなくして然するならんや、それは將に姦臣の萌を折きて、内重の弊を救はんとすればなり、

夫姦臣之始、以臺諫折之、而有餘、及其既成、以干戈取之而不足、今法令嚴密、朝廷清明、所謂姦臣、萬無此理、然養猫、所以去鼠、不可以無鼠、而養不捕之猫、畜狗、所以防姦、不可以無姦、而畜不吠之狗、陛下得不上念祖宗、設此官之意、下爲子孫立萬世之防、朝廷紀綱、孰大於此、

○ 夫れ姦臣の始は、臺諫の力を以て之を折きて餘あれども、其姦計の既に成るに及びては、干戈を以て之を取らんとしても、力足らざるに至る、今日、法令は嚴密に、朝廷は清明にして、謂ふ所の姦臣などは、萬々此理なれども、(立言に善し)然れども、猫を養ふは、鼠を去る所以なり、鼠なしとて、鼠を捕らぬ猫を飼ふ謂はれはなし、狗を畜ふは、盜賊の用心をす所以なり、盜賊なしとて、吠えぬ狗を畜ふ謂はれはなし、陛下には、上は祖宗の此官を設けられたる御意を思召して、下は御子孫のために、萬世の豫防を御立て遊ばれずばなりませぬ、今日朝廷の紀綱は、孰れ、此より大なる者あらんや、以上第十九段、按ずるに、當時臺諫相繼ぎて引去る、安石外議の紛々たるを患へ、姻家の謝景温を奏して、御史となし、以て言者を絶たんとす、不捕之猫、不吠之狗とは、暗に此輩を指すなり、

臣自幼小所記、及聞長老之談、皆謂臺諫所言常隨天下、公議、公

議所與、臺諫亦與之、公議所擊、臺諫亦擊之、及至英廟之初、始建稱親之議、本非人主大過、亦無禮典明文、徒以衆心未安、公議不允、當時臺諫以死爭之、

○ 此段紀綱を存するを申言す、臣幼小時より、記憶する所、及び長老の談を聞くに、皆謂ふ、臺諫の言ふ所は、常に天下の公議に隨ふものにて、公議の與ふ所は、臺諫も亦之に與みず、公議の擊つ所は、臺諫も亦之を擊つと、英廟の初に至るに及びて、始めて其生父なる濮王を親と稱する議を建てしことあり、(歐文の濮王典禮の状を看るべし)此は本と人主の大過にも非ず、亦禮典の明文なきことゆゑ、左まで攻撃をなすにも及ぶまじきことなれども、徒に衆心の未だ安からず、公議の允(ゆる)ざるを以て、當時の臺諫は、死を以て之を争へり、

今者物論沸騰、怨讟交至、公議所在、亦可知矣、而相顧不發、中外失望、夫彈劾積威之後、雖庸人亦可以奮揚、風采消委之餘、雖豪傑有所不能振起、臣恐自茲以往、習慣成風、盡爲執政私人、以致人主孤立、紀綱一廢、何事不生、

○ 今者世の物論は沸騰して、怨讟(うらみそしり)は交(まじ)り至れり、公議の在る所も、亦知るべし、而るを、臺諫の人々は、互に顧を見合はせて、誰も推切りて一言も申す者なければ、中外の者、皆望を失へり、夫れ彈劾(弾劾)が他の職員の非法をたすこととして、威勢を積みたる後なれば、たとひ庸なる人にては、隨分其氣勢を奮ひ擧ぐることも出来れども、風采の消委(きえい)のさえぬけること)せる餘にては、たとひ豪傑と雖も、振ひ起つこと)の出来ぬ者あり、今日の有様にて、行き過ぎなば、臣恐らくは、今より以後は、斯かる習慣が風を成して、臺諫は盡く執政の私人(手下)となり、以て人主の孤立を致さんことを、紀綱が一たび廢たりたる日には、如何様の變事が生ぜざらんや、(讀みて此に至りて、所謂内重の弊、或は姦臣の萌を指す者なきを保せざる意を見る、)

孔子曰、鄙夫可與事君也、歟哉、其未得之也、患不得之、既得之、患失之、苟患失之、無所不至矣、臣始讀此書、疑其太過、以爲鄙夫之

患失、不過備位而苟容、及觀李斯憂蒙恬之奪其權、則立二世、以亡秦、盧杞憂懷光之數其惡、則誤德宗、以再亂、其心本生於患失、而其禍乃至於喪邦、孔子之言良不爲過、

【盧杞云々】…唐の德宗の時、朱泚亂を作して、京師を陥れ、帝奉天に奔る、李愬光祿に赴き、盧杞の姦を上言して、之を誅せんと欲す、杞聞きて大に懼れ、帝に勸めて、懷光をして、勝に乗じて京師を收復せしめ、奉天に至るを許さず、懷光疑ひて、遂に反す、  
【孔子の曰く、鄙夫（小人のこと）は、逆も興に君に事ふることは出来ぬなり、何となれば、鄙夫は、官を求めて、未だ之を得ざる時は、唯之を得ざらんことをのみ心配し、さて其得たる後は、又之を失はんことをのみ心配するなり、苟（かりそめ）にも之を失はんことを心配せば、其官を維持せんがためには、如何様なる無理非道なることにも、爲し至らぬことあるまじと、臣始めて此書を讀みたる時は、其言の太だ過ぎたるを疑へり、以爲へらく、鄙夫が失はんことを患ふるは、位に備はりても、苟も身を容れんとするに過ぎず、何も孔子の言はれたる程のことあるまじと、秦の李斯が、蒙恬の己が權を奪はんことを憂へて、二世を立て、以て秦を亡ぼし、唐の盧杞が、李愬光の己が、惡事を數めんことを憂へて、德宗を誤りて、以て再び天下を亂し、二人の心は、本と失はんことを患ふるに生じて、其禍は反りて邦を喪ふに至りたれば、孔子の言は、良（まこと）に過ぎたりと爲さざるを知り、孔子の語を引く、其意は、蓋し執政を指すなり、上文の何事か生ぜざらんを承けて、李、盧の事を引く、其意見るべし、

是以知爲國者、平居必常有忘軀犯顏之士、則臨難庶幾有徇義守死之臣、苟平居尙不能一言、則臨難何以責其死節、人臣苟皆如此、天下亦曰殆哉、

【右の場合に至る者は、畢竟は、國に棄諫其人なきに由る、是を以て國を爲さざる者は、平居（ふたん）必ず常に己の軀を忘れ、君の顔を犯して、諫を納るゝ程の士あり、左すれば、國家萬一の場合に臨みて、義に殉じ死を守る臣あるとを知る、苟（もし）も平居に一言の諫を申すとも出来ぬ程の人物ならば、何を以て其節に死するを責めん、人臣が苟も皆此の如くならんには、天下も亦殆きとありませう、

君子和而不同、小人同而不和、和如和羹、同如濟水、故孫寶有言、

周公大聖、召公大賢、猶不相悅、著於經典、兩不相損、晉之王導、可謂元臣、每與客言、舉坐稱善、而王述不悅、以爲人非堯舜、安得每事盡善、導亦斂衽謝之、若使言無不同、意無不合、更唱迭和、何者非賢、萬一有小人、居其間、則人主何緣知覺、臣之所謂願存紀綱者、此之謂也、

【和如和羹、同如濟水】…左傳に見ゆ、晏子の語なり、孫寶…漢の時の人、

【君子は和して同せず、小人は同して和せずといへり、（此は、君子の心は、公平にして、人と交はるに和熟はすれども、必ず守る所ありて、諍もなく人と雷同一致せず、然るに、小人の心は、唯私利のみ計るものゆゑ、己を曲げて人に従ひ、可否の定見はなき者なるをいふ、）和とは、羹（あつもの）を調和するが如く、五味の鹽梅、各宜しを得、相須ちて濟すものなり、決して一味一様のものには非ず、同とは、それと異なりて、水の中に水をさしたるやうにて、味といふものなく、唯同一の者の寄合ひたるなり、故に孫寶の申したる言に、周公は大聖、召公は大賢なれども、猶相悦はざることを經典に著はれて、双方ともに疵にはならず、晉の王導は、元勳の臣とも申すべき人にて、客と話をする度に、坐中の人々、誰も其詞を贊稱せざる者なりしと、王述のみ一人悦ばずして、以爲へらく、人は堯舜に非ず、安んぞ事毎に善を盡すことを得んと言へり、さすがは王導、其言に感服して、衽（えり）元を正して、之を謝したりとなり、若しも左はなくて、言は同じくせざることもなく、意は合はざることもなく、更（たがひ）に唱へて迭（たがひ）に和せしめたらんには、何者か賢者と見えぬ者あらん、萬一にも、小人が其間に入り難ららんには、人主はいかゞ御見出しが出来ませうぞ、臣の謂ふ所の紀綱を存せんことを願ふとは、此事を申すなり、以上第二十段、紀綱を存することを束住す、

【梅亭云く、此を第四段とす、綱内の紀綱を存する一條を申明す、特に諫諍を言へる者は、諫諍の公議を主持するは、乃ち紀綱の存する所なるに、宰執人に非ざるに、諫諍口を減して言はざる時は、是れ諫諍は執政の私人となるなり、語々諫諍を責むるは、即ち語々相臣を責むるなり、始め内重より説き來りて、申書令の趙高を以て比とす、固より明かに安石を指せるなり、前段は、人主の宜しく諫諍を崇び、以て臣の所を折くべきことを言ひ、後段は、朝廷若し直言なければ、必ず小人の害を受くることを言ふ、紀綱を存する意を離れず、仍是れ宰執の綱を刺すなり、

式修完器械閱習鼓旗皆陛下神算之至明乾剛之必斷物議既允臣敢有辭然至於所獻之三言則非臣之私見中外所病其誰不知

以下前文を總束して結をなす、疏後の末文なり、臣敢て新政を歴試し、一々わろくいふこと、苟も異論をなさんとには非ず、近日の皇族の恩例を裁減し、(上に見ゆ)任子(解は范文正公の碑に見ゆ)の條式(きまり)を刊定改正することし、器械(兵器のこと)を修完し、鼓旗を閱習(練兵のこと)するが如きは、皆陛下の御神算の至りて明かなる所、乾剛(天子の英断をいふ)の必ず斷する所、世の輿論も、既に允(ゆる)る(こと)にて、此事に就きては、臣一言も申上方なし、然(しか)し、獻する所の三言(上の結)入心(厚)風俗(存)紀綱(の三言をいふ)に至りては、臣が一己の見には非ず、中外の人々の共に難儀する所、世の人其れ誰か知らざる者あらんや

昔禹戒舜曰無若丹朱傲惟慢游是好舜豈有是哉周公戒成王曰無若商王受之迷亂酗於酒德哉成王豈有是哉周昌以漢高爲桀紂劉毅以晉武爲桓靈當時人君曾莫之罪而書之史冊以爲美談使臣所獻三言皆朝廷未嘗有此則天下之幸臣與有焉若有萬一似之則陛下安可不察

【禹戒舜】…書經の益稷篇に見ゆ、【周公戒成王】…書經の無逸篇に見ゆ、【周昌】…前漢の人、嘗て入りて高祖に見えしとき、帝方に威姫を拂(か)ふる(こと)せり、昌還り走る、帝逐ひて昌を執、其項に觸して曰く、我は如何なる主ぞと、昌仰ぎて曰く、陛下は桀紂の主なりと、上之を笑へりとぞ、【劉毅】…晉人なり、武帝嘗て問ひて曰く、朕は漢の何帝に方ふべきかと、對へて曰く、桓、靈なりと、帝曰く、何ぞ此に至らん、對へて曰く、桓、靈は、官を賣りて、錢を官庫に入れたれど、陛下は、官を賣りて、錢を私門に入る、此を以て之を言へば、殆んど如(か)ざるなりと、帝大に笑ひて曰く、桓、靈は、此言を聞かず、今朕直臣あり、固より之に勝されり、  
【周昌】昔し禹は舜を戒めて曰く、丹朱の傲りて、惟(ただ)慢(お)お(つ)たり、遊(あ)そ(ぶ)ことを是れ好むが若くなることなればと、舜豈此所行あらんや、周公は成王を戒めて曰く、商王受の迷ひ亂れて、酒に酗(くる)ふ行狀をまねが宜しと、成王豈此行あらんや、漢の周昌は、高祖を以て桀、紂となし、

晉の劉毅は、武帝を以て桓、靈となしたれど、當時の人君は、曾て之を罪せし者なし、而して之を史冊に書して、以て美談とせり、臣の獻する所の三言をして、何れも皆朝廷には、未だ嘗て此事あらざらしめば、天下の幸にして、臣も與かりて其幸を享けん、若し萬一にも之に似寄りたることあらば、陛下安んぞ察したまはざるべけんや、以上第二十一段、

然而臣之爲計可謂愚矣以螻蟻之命試雷霆之威積其狂愚豈可屢赦大則身首異處破壞家門小則削籍投荒流離道路雖然陛下必不爲此何也臣天賦至愚篤於自信向者與議學校貢舉首違大臣本意已期竄逐敢意自全而陛下獨然其言曲賜召對從容久之至謂臣曰方今政令得失安在雖朕過失指陳可也臣卽對曰陛下生知之性天縱文武不患不明不患不勤不患不斷但患求治太速進人太銳聽言太廣又俾具述所以然之狀陛下領之曰卿所獻三言朕當熟思之臣之狂愚非獨今日陛下容之久矣豈有容之於始而不赦之於終恃此而言所以不懼

去りはがら、臣の計をなす(こと)は、愚なりと謂ふべし、螻蟻(けちら、あり)同様なる微賤の身を以て、雷霆の如き畏ろしき御威光を試み、其狂愚の所爲を積みたれば、豈屢(しばしば)御容赦下さるべけんや、其罪責、大にしては死罪の上、一家破滅ともなるべし、小にしては、除籍の上、邊地へ流罪にせられて、道路に流離(おちぶ)る(こと)せん、去れども、陛下には、斯る罪科を御あてにならぬは、必定なるべきことを知りたるは、何ぞや、臣の天性至りて愚にして、自ら信ずるに篤し、向者(さき)に學校と貢舉とのことを議するに與かり、曾として大臣の本意に違ひ、已に竄逐(送)ひ出さる(こと)せられん(こと)は、覺期せし(こと)にて、無事に濟まん(こと)は、思も寄らぬ所なりしに、陛下には、獨り私の言を尤なりと思召され、曲けて謁見を仰付けられ、從容(ゆつたり)と(こと)や、久しくして、臣に仰せられて、方今の政令の得失は、安ん(こと)に在る、朕が過失と雖も、遠慮なく申し陳べて宜しとの御沙汰を蒙るに至れり、其時、臣御對へ仕るには、陛下には、生まれながらに、物の理非を知り召さる

御性質にて、天より授けられたる文武の徳を備へさせられたれば、物の道理の明かならぬ御心配もなく、御政務に御精が出ぬ御心配もなく、清寧御決断のならぬ御心配もなく、但御心配遊さるべき事柄は、世の治平を求めらるゝことが、太だ早過ぎ、人を進め用ゐらるゝことが、太だ鋭(するど)過ぎ、人の言を聴かざるゝことが、太だ廣過ぎたることなりと申上げたるに、又其ゆゑよきを細かに申述べしめられたり、其時、陛下には、御領(うなづき)ありて、朝の今申したるの三言(求治太速以下の三語)は、朕も驚き思ふべしと仰せ下されたり、臣の狂愚なることは、獨り今日のみに非ず、陛下の之を御勸辨あることは、久しきことなり、豈始めには御勸辨あれども、後には御容赦下されぬことやあらん、此譯なるがゆゑに、臣が懼れずして事を申立てたる所以なり、

臣之所懼者、譏刺既衆、怨仇實多、必將誅臣以深文、中臣以危法、使陛下雖欲赦臣而不得、豈不殆哉、死亡不辭、但恐天下以臣爲戒、無復言者、是以思之經月、夜以繼日、書成復毀、至於再三、感陛下聽其一言、懷不能已、卒進其說、惟陛下憐其愚忠而卒赦之、不勝俯伏待罪憂恐之至、

唯臣の懼るゝ所と申すは、臣を譏刺(そしめる)する者既に衆く、臣の怨仇も實に多ければ、必ず將に臣を誅するに深文(きびしき法)を以てし、臣に中つるに危法を以てして、たとひ陛下には臣を赦さんと思召なりとも、御赦下されざることの出来ぬ様にならんとすることを氣遣ひます、なんど始き次第では御座りますまいか、臣は死亡を辭する譯にはあらざれど、但天下の人々が、臣が罪を得たるを以て戒めとして、復た御政事向のことに申立つる者なからんことを氣遣ひます、是を以て、之を思案すること一月以上もかり、夜を以て日に繼ぎ、一旦書上げるとに決心せり、惟陛下、其愚なるを憐みて、卒に御赦下されんことを、俯伏して罪を待つ、憂恐の至に勝へず、以上第二十二段、

沈評 此文三段、提綱(三言)を指す、(一)に分應す、排比を散行の中に寓す、正意の未だ足らざる所は、都べて喻意を以て之を醒ます、(排比とは、文句の對するをいふ、散行とは、對せぬをいふ、正意とは、在りのまゝ、むき出しにいふこと、喻意とは、たとへること、言ふは、本文中、對句と散行と、取り交せて書綴り、打付けに言ひ足らぬ處は、喻を引きて之を説明すこと)其意極めて懇切に行き届きたる上にも、亦極めて優しく細やかに言ひ廻はされたり、君に告ぐる體は、自ら應に斯く、そありたけれ、○賈長沙(賈誼は、長沙王の大傅たりしゆゑ、賈長沙といふ)の雄姿、陸宣公(陸贄のこと、十九卷陸宣公の奏議を進むる劉子の下に注す)の整頓兼れて之あり、(此は、賈誼の治安策の、文字の勢を藏し得たり、大片段の文字を作る者は、須く此法を知るべし、(按ずるに、呂晚村云く、大文字を構ふるには、必ず間架を用ゐる、是篇の三言

を以て柱を分つ、是なり、(間架とは、間仕切のことにて、家を造るに、梁間(はりま)桁行(けたゆき)あり、其下に柱を立て、其間を仕切りにて區別することなり、文章も、其通り、心(しん)なる字句、此文にて言へば、即ち楹(しん)人心(しん)厚(しん)風俗(しん)存(しん)紀綱(しん)の三句を立て、たとへば家の柱あるやうに、仕切を付くることを間架といふ)但し三言は、仍は一串なり、そは新法を行ふがために、人心を失ひ、(紀綱には)小人を用ゐるに因りて、風俗壞れ、人の新法を非難せんことを畏れ、(新法を行ふ)其本は、皆新法を行ひ、人心を失ふが根原となる、故に公の文は、人心を結ぶ一段を以て主となす、其說最も詳なり、而して下の二段は、之に従ひ、其說略す、之を兵法に譬ふるに、譬を分ちて摘角(前後より攻むること)すと雖も、其軍機兵柄の掛りは、仍(なほ)一に歸せしむ、此れ唯才力氣魄の大なる者のみ、方に能く統攝(すべく)し得來る、否らざれば、但數篇を製作し、(數篇の文章を一つにあつむること)萬言の書を圖漢(あつむること)するは、人々爲すべし、何の手際もなきことなりと、晚村の言、説き得て尤も詳なり、沈氏の未だ言ひ及ばざる處を補ふに足れり、)

### 再上皇帝書

此文は、前書の採用せられざるに付き、再び上りたるなり、前書に既に新法の弊害の項目を列擧し、逐一具上せるを以て、此文は、但邪人新法は、皆禍亂の原なるを以て、宜しく速に之を除くべきことを論ず、前書は、柔行異入、言猶急迫ならず、此文は、憤激口を衝きて發す、辭氣極めて激切なり、凡て五段、

臣聞之、益戒於禹、曰、任賢勿貳、去邪勿疑、仲虺言湯之德、曰、用人惟己、改過不吝、秦穆喪師於崤、悔痛自誓、孔子錄之、自古聰明豪傑之主、如漢高帝、唐太宗、皆以受諫如流、改過不憚、號爲秦漢以來百王之冠也、孔子曰、君子之過、如日月食焉、過也、人皆見之、更也、人皆仰之、聖賢舉動、明白正直、不當如是耶、

益戒(益を戒む)於禹(禹に於て)：：尙書大禹謨に見ゆ、仲虺(ちゆうけい)：：湯の左相なり、其言は尙書仲虺之語に出づ、秦穆(しんむ)：：秦穆公は、春秋の時の秦の穆公なり、師を崤に喪ふことは、秦の穆公其臣孟明、西乞、白乙をして、郿を伐たしめしむるときに、晉の襄公帥を帥めて、之を崤の地に取、其三帥を獲たり、穆公過を悔いて、群臣に誓告す、史臣之を録して、篇となす、其文を秦誓と名づく、孔子取りて、之を周書の中に收む、

聖賢(せいけん)之を聞く、益の禹を戒めたる詞に曰く、賢者を用ゐるには、事を一任すべし、此方より疑念を挾むは宜しからずと、仲虺が湯の徳を稱し、たる詞に曰く、人の善を取りて、己の善となし、過を改むることは、少しも吝(やぶさか)ならずと、秦の穆公が、晋と戦ひて其帥を崤に獲ひし

とき、己の過を悔い痛めて、自ら誓ひて群臣に告げたることあり、孔子之を録して、書經の中に收められたり、古より聰明叡傑の主、漢の高祖、唐の太宗の如きも、皆諫を受くること流るゝが如く、過を改むること懐らざるを以て、號して秦漢以來百王の冠とせり、孔子曰く、君子の過あるは、日月の蝕あるが如し、過てるときは、人々皆之を見て、其過なることを知る、其改むるに及びては、人々更に皆其明を復せしことを樂むるなり、一時の虧蝕ありたればとて、曾て其大明を傷つくることなし、聖賢の舉動の明白正直なることは、斯くあるべき善ならずや、以上第一段、古人の邪を去り過を改むる例を擧げて表準とし、帝の之に倣はんことを願ふなり、

所用之人有邪有正、所作之事有是有非、是非邪正、兩言而定、正則用之、邪則去之、是則行之、非則改之、此理甚明、猶饑之必食、渴之必飲、豈有別生義理、曲加粉飾、而能欺天下哉、

田園 用ゆる所の人には、邪あり、正あり、作す所の事には、是あり、非あり、是非と邪正とは、兩言にして定まる者なり、(兩言とは、是と云ひ、非と云ふ、是れ乃ち兩言なり、邪正も、其通りなり、)正なるときは、之を用ひ、邪なるときは、之を去り、是なるときは、之を行ひ、非なるときは、之を改む、此理甚だ明なり、猶饑をたるときに必ず食ひ、渴したるときに必ず飲むが如し、豈別に義理を生じ、曲げて粉飾(つくろひ、かさり)を加へて、能く天下を欺くべきことやあらん、

書曰、與治同道、罔不興、與亂同事、罔不亡、陛下自去歲以來、所行新法、皆不與治同道、立條例司、遣青苗使、斂助役錢、行均輸法、四海騷動、行路怨咨、自宰相以下、皆知其非、而不敢爭、臣愚忝不識忌諱、廼者上疏論之、詳矣、而學識淺陋、不足以感動聖明、近者故相舊臣、藩鎮侍從、雜然爭言、其不便、以至臺諫二三人、本其所與締交唱和表裏之人也、然卒不免一言其非者、豈非物議沸騰、事

勢迫切、而不可止歟、自非見利忘義、居之不疑者、孰肯終始膠固、不自湔洗、如吳師孟乞免提舉、胡宗愈不願檢詳、如逃垢穢、惟恐不脫、人情畏惡、一至於此、

【書曰云々】…書經の太甲篇の文なり、  
田園 書經に曰く、今日の政を爲すに、古の善く國を治めたる者と道を同じくすれば、興らざるなく、古の國を亂したる者と事を同じくすれば、亡びざることをなしと、陛下の去歲より以來、行ひたまへる新法は、皆治と道を同じくせず、條例司を立て、青苗使を遣はし、助役錢を取立て、均輸法を行ふがために、四海騷動し、行路怨咨す、宰相以下、皆其非なるを知れども、誰も押し切りて争ふことをせず、臣愚(おろか)にして、忌諱を識らず、廼者(このころ)上疏して、之を論ぜしこと詳なり、(前書をいふ)而るに、學識淺陋にして、聖明(天子の御心を云ふ)を感動するに足らず、近者(ちかごろ)故相舊臣、藩鎮侍從、(呂晦、范純仁、富弼、韓琦、司馬光の諸人をいふ)雜然として争ひて其不便なることを言ふ、臺諫二三人に至りては、本と其(安石をいふ)與に交りを繕(むす)び、唱和表裏(互に言ひかはし、腹を合はすこと)する所の人なりしかど、去りながら、いやでも其非を一言せぬ譯に参らぬは、なんど世間の議論が沸騰(や)ましくなる)し、事勢が迫切(すて)おかれぬ場合となる)して、止むべからざる譯にはありますまいか、(郭絳は、安石に附きて、侍御史となる、後に手實法の不便を論ぜし)ことあり、唐垌は、安石に附きて、御史となる、後に其己を易(よ)むることを怒り、廷にて安石の罪を論ぜし)ことあり、然れども、皆公が此書の後に在り、公の指す所は、或は別に其人あるか、)利を見ては義を忘れ、其不義不名譽の地位に居て、自ら疑はぬ程のしれ者に非ざらんよりは、孰(た)か曾て始終膠固(こびりつく)して、自ら其腸を瀦(す)ぎ)洗はぬ者あらん、吳師孟が提舉(官の名)、新法を擧行する一部の長官なり、)を免ぜられんことを乞ひ、胡宗愈が檢詳(條例司檢詳文字は、官の名)を願はざること、垢穢(あか)い)を逃るゝが如く、惟(ただ)脱(まぬ)か)れざらんことを恐る、人情の新法を恐れ惡む)こと、一に此に至れり、

近者中外謹言、陛下已有悔悟意、道路相慶、如蒙大賚、實望陛下於旬日之間、渙發德音、洗蕩乖僻、追還使者、而罷條例司、今者側聽所爲、蓋不過使監司體量抑配而已、比之未悟、所較幾何、此孟子所謂知兄臂之不可絪、而姑勸以徐、知鄰雞之不可攘、而月取

其一、帝王改過、豈如是哉、

近者(ちかごろ)承るに、中外の人々、誰びつ、申すには、陛下には已に悔悟の思召ありとて、道路を行く人々までも、途中にて逢ふ人毎に、互に相慶ぶこと、大責大なる下されもの(を)を蒙りたるが如し、實に陛下の此旬日の間に於て、詔命を御觸出しになり、此までの垂き(ひ)がみたる御政事を洗ひす、がれて、諸路へ巡回に出だされたる使者(前文に言ふ所の四十餘輩の提舉官なり)を追ひ掛け引き戻されて、條例司を罷められん、ことを望めり、而るに、今日(この日)側(はの)に爲さる、所を承れば、監司(上篇に注す)に仰付けられて、青苗錢の押配(むり)に貸付くること、このことを吟味斟酌せしめらる、まての由にて、斷然と御廢止といふ譯でもなし、さすれば、之を最初其是非の御心付なき以前に比するに、其相違する所は、幾何も御座りますまい、此は孟子の謂ふ所の、兄の臂を折(ぬ)ぢることは、よくなきこと、いふことは知れども、之を止めよとは言はずして、姑く動むるに徐々にせよと云ふに同じ、又鄰の雞を日々(ぬ)ぢることは、よくなきこと、いふことは知れども、之を止めよとは言はずして、月々に一匹づきの雞を捕めと教ふるに同じ、恐しきこと、知りたらば、直にも止めればならぬものなるに、簡様なる姑息の所爲は、更に其詮なきことなり、帝王の過を改むることは、豈是の如くならんや、以上第二段、帝の過を改め邪を去ること、古昔の帝王と同じからざるを云ふ、此段末尾の豈如是哉の句は、前段末尾の不(當)如(是)耶の句と前後相呼應するを看るべし、

臣又聞陛下以爲此法且可試之三路臣以爲此法譬之醫者之用毒藥以人之死生而試其未效之方三路之民豈非陛下赤子而可試以毒藥乎今日之政小用則小敗大用則大敗若力行而不可試則亂亡隨之

【三路】…河北、京東、淮南の三路をいふ、按ずるに、熙寧二年、三司條例司請ふ、諸路の常平廣惠倉の錢穀を以て、陝西の青苗錢の例に依り、民の預め借らんことを願ふ者に之を給せんと、因りて諸路の錢穀の多寡を量らんを欲し、每州通判幕職官一員を選びて、轉移出納を取扱はしむ、仍りて先づ河北、京東、淮南の三路より施行す、諸あるを俟ちて、之を諸路に推さんとす、常平倉のことは、上に出づ、廣惠倉は、絶戸の産業を以て、貧民窮恤の用に供する者なり、  
【臣又承るに、陛下の思召さる】には、此法(青苗)は、且(しばらく)之を三路に試みるべしとのことなるが、臣以爲(へらく)此法を試みるは、譬(たと)へば醫者が毒藥を用ゐるに、人の死生を的に掛けて、其未だ效驗の値(ぢ)ならぬ方を試みるに同じ、三路の人民とて、豈陛下の赤子に非ざらん、而るを試みるに毒藥を以てすべけんや、總べて今日の新政は、小しく用ゐれば、小しく敗れ、大に用ゐれば、大に敗る、若し力行ひて已まざらば、國を亂し國を亡すことは、引續きて起るべし、

臣非敢過爲危論以聳動陛下也自古存亡之所寄者四人而已一日民二日軍三日吏四日士此四人者一失其心足以生變今陛下一舉而兼犯之

其譯は、青苗、助役の法(助役とは、上篇に謂ふ所の坊郭等第戸、及び女戸、單丁、未成丁、寺觀、品官の家などは、舊(もと)夫役のなき者なるに、新法にては、皆役錢が掛かる、之を助役錢といふ)成るときは、農民が安堵出來ず、均輸の令出づるときは、商賈が行はれず(官にて商ひする譯ゆゑ、商賈が業を奪はるること)なるなり、上篇を參看すべし、  
【臣又承るに、陛下の思召さる】には、此法(青苗)は、且(しばらく)之を三路に試みるべしとのことなるが、臣以爲(へらく)此法を試みるは、譬(たと)へば醫者が毒藥を用ゐるに、人の死生を的に掛けて、其未だ效驗の値(ぢ)ならぬ方を試みるに同じ、三路の人民とて、豈陛下の赤子に非ざらん、而るを試みるに毒藥を以てすべけんや、總べて今日の新政は、小しく用ゐれば、小しく敗れ、大に用ゐれば、大に敗る、若し力行ひて已まざらば、國を亂し國を亡すことは、引續きて起るべし、

青苗助役之法成則農不安均輸之令出則商賈不行而民始憂矣併省諸軍迫逐老病至使戍兵之妻與士卒雜處其間貶殺軍分有同降配遷徙淮甸僅若流放年近五十人人懷憂而軍始怨矣  
其譯は、青苗、助役の法(助役とは、上篇に謂ふ所の坊郭等第戸、及び女戸、單丁、未成丁、寺觀、品官の家などは、舊(もと)夫役のなき者なるに、新法にては、皆役錢が掛かる、之を助役錢といふ)成るときは、農民が安堵出來ず、均輸の令出づるときは、商賈が行はれず(官にて商ひする譯ゆゑ、商賈が業を奪はるること)なるなり、上篇を參看すべし、  
【臣又承るに、陛下の思召さる】には、此法(青苗)は、且(しばらく)之を三路に試みるべしとのことなるが、臣以爲(へらく)此法を試みるは、譬(たと)へば醫者が毒藥を用ゐるに、人の死生を的に掛けて、其未だ效驗の値(ぢ)ならぬ方を試みるに同じ、三路の人民とて、豈陛下の赤子に非ざらん、而るを試みるに毒藥を以てすべけんや、總べて今日の新政は、小しく用ゐれば、小しく敗れ、大に用ゐれば、大に敗る、若し力行ひて已まざらば、國を亂し國を亡すことは、引續きて起るべし、

内則不取謀於元臣侍從而專用新進小生外則不責成於守令監司而專用青苗使者多置閑局以擯老成而吏始解體矣  
其譯は、内(うち)に於ては、元臣(もと)の侍從(しじゆ)を重んじ、而(して)專用(せん)新進(しんしん)小生(せうせい)の外(と)に於ては、守令(しゆりやう)監司(かんし)に於ては、青苗(せいめう)使者(しや)を專用(せん)する、多(おほ)く閑局(けんきよ)を置(お)き、以(もつ)て老成(らうせい)を擯(へん)する、而(して)吏(し)の始(はじ)に於ては、體(たい)を解(と)ける、  
【臣又承るに、陛下の思召さる】には、此法(青苗)は、且(しばらく)之を三路に試みるべしとのことなるが、臣以爲(へらく)此法を試みるは、譬(たと)へば醫者が毒藥を用ゐるに、人の死生を的に掛けて、其未だ效驗の値(ぢ)ならぬ方を試みるに同じ、三路の人民とて、豈陛下の赤子に非ざらん、而るを試みるに毒藥を以てすべけんや、總べて今日の新政は、小しく用ゐれば、小しく敗れ、大に用ゐれば、大に敗る、若し力行ひて已まざらば、國を亂し國を亡すことは、引續きて起るべし、

功を責めんとせられずして、専ら青苗の使者を用ゐたまひ、多く閉局(ひまなる役所)を置き、以て老成人を擯けて用ゐたまはず、そこで官吏も始めて解體(おこたること)せり。

陛下臨軒選士、天下謂之龍飛榜、而進士一人、首削舊恩、示不復用、所削者一人而已、然士莫不悵恨者、以陛下有厭薄其徒之意也、今用事者又欲漸消進士、純取明經、雖未有成法、而小人招權、自以為功、更相扇搖、以謂必行、而士始失望矣。

【龍飛榜】蓋し當時殿試登第の者を稱せし名なるべし、猶唐の時の龍飛榜の如き者ならん、按ずるに、科舉記に、貞元八年、陸贄が主司として進士を試みしとき、賈稔、陳羽、歐陽詹等、數十人を得、韓愈も其中に在り、一榜天下の名鶴、韓愈の士多し、龍飛榜と號すと云ふ、陛下の軒に臨みて、士を選ませらるること、此は天子自身に出御して、進士を試みることにて、之を殿試といふ、天下之を龍飛榜と謂へり、而るに、其中の一人の進士が、首として舊恩を削られて、(除名せらるること)復た用ゐざることを示されたり、削られたる者は、僅に一人のみなれども、然れども、士人は皆悵恨せざる者なし、是陛下の其徒(進士)を厭ひ薄んぜらるる、思召あるを以てなり、今此事を用ゐる者は、又漸く進士を消して、純はら明經のみを取らんと欲す、未だ成法、そあらざれば、小人權威を取込みて、自ら以て功となし、更る、一、煽動して、是非とも行はんとすの覺悟なりとぞ、そこで士も始めて望を失へり(此時、安石進士を廢して、明經の法を復せんと欲せしなり)。

今進士半天下、自二十以上、使不能誦記、注義、爲明經之學、若法令一更、則士各懷廢棄之憂、而人才短長、終不在此、昔秦禁挾書、而諸生皆抱其業、以歸勝廣、相與出力、而亡秦者、豈有他哉、亦徒以失業而無歸也、故臣願陛下勿復言此、民憂而軍怨、吏解體、而士失望、禍亂之原、有大於此者乎、今未見也、一旦有急、則致命之

士必寡矣、方是之時、不知希合苟容之徒、能爲陛下收版蕩、止土崩乎、

【使不能】…の使は、或は假に作るを是なりとす、今此に従ひて解釋す、【版蕩】…詩の大雅に板蕩二篇の詩あり、國亂を咏ぜし詩なり、因りて世の亂を板蕩と云ふ、  
【今進士の學を修むる者は、天下に半ばする程の大數にて、二十歳より以上の者にては、逆も直には其學科を變じて、更に經書の注義を誦記し、明經の學をなすこと能はず、今若し法令を一たび變更せば、斯くまで熱心に進士科を修めたる者は、各々廢棄せられて、用ゐられぬ心配を懐くことにならん、而かし、斯く進士を明經に變じればとて、人才の短長には一向に關係なからん、昔し秦は、書生の書を挾むことを禁じたるに、其諸生は、皆其學びたる業を抱きて、陳勝、吳廣の叛徒人に加擔し、相互に力を竭して、秦を亡すことになりたりき、その他に仔細ある譯にてはなく、矢張其者が學びたる業を失ひて、歸する所なきを以てなり、斯る先例もあることゆゑ、臣願はくは陛下の復び此言を御口に出したまはぬ様にしたまはんことを、前にも申したる通り、人民は憂へ、軍人は怨み、官吏は解體し、士人は望を失ふ様にては、禍亂の原は、豈此より大なる者あらんや、今日はまだ其禍亂の端緒を見ざるこそ幸なれ、若し一旦急あるときは、國家のために、命を捨つる者は、必ず寡からん、是時に方りては、旨を希ひ苟も容れられんことを圖りたる徒は、能く陛下のために、世の亂を鎮め、土崩の勢を防ぎ止めんか、其邊は分りませぬ、以上第三段、上段の亂と事を同じくすれば亡びざることを意を發明す、兎角人心を結ばれば、國運は危むるべしとの意にて、前書の意を約して言ひたるなり、

去年諸軍之始併也、左右之人、皆以士心樂併、告陛下、近者放停、軍人李興、告虎翼吏、率錢行賂、以求不併、則士卒不樂、可知矣、夫詔諛之人、苟務合意、不憚欺罔者、類皆如此、故凡言百姓樂、請青苗錢、樂出助役錢者、皆不可信、

【虎翼】…軍の名、慶曆元年に置く、【率】…歐の吉州學記の下に注す、  
【去年、諸軍の始めて合併せられしとき、左右の人々等は、皆軍士共の心の中にも、合併を樂み居ることを以て、陛下に申し上げしならんが、近頃放停(除隊の者)の軍人の李興は、虎翼軍の吏に告げて、互に錢を出し合ひて、賂を行ひて、合併せられぬことを求めしを見れば、士卒の合併を願はぬことは知るべし、夫の詔諛する人々は、但程よく間に合せを申して、御意に叶はんことをのみ務め、無きことも有る様にしらへなして、欺き罔(し)ふることを憚らぬ者は、類(おほむね)皆此の如し、故に此事のみに限らず、其他にも、百姓共が、青苗錢を請ふことを



樂み、助役錢を出すことを樂むなど、言ふ者も、一切皆御信用はなりませぬ、陛下以爲青苗抑配果可禁乎、不惟不可禁、迺不當禁也、何以言之、若此錢放而不收、則州縣官吏不免責罰、若此錢果不抑配、則願請之戶、後必難收索、前有抑配之禁、後有失陷之罰、爲陛下官吏不亦難乎、故臣以爲既行青苗錢、則不當禁抑配、其勢然也、人皆謂陛下聖明神武、必能徙義修慝、以致太平、而今日之事、乃有文過遂非之風、此臣所以憤懣太息而不能已也、

附註 陛下には、青苗錢の抑配(無理貸附)は、果して禁ずることの出来る様に思召さるゝか、これは惟々禁ずることの出来ぬのみならず、反りて禁じては宜しからぬなり、何故左様に申すとならば、若し此錢が、貸出したるまゝにて、取上げざらんには、州縣の官吏は、責罰を免れざらん、若し此錢が、果して抑配せざらんには、眞個に請願する家は、固より貧乏人にて、返金の覺束なき者のみなれば、後には必ず糞索(糞)としたりつること)し難からん、前には抑配の禁あり、後には失陷(損失のこと)の罰あり、陛下の官吏となる者も、随分骨の折れたる次第ならずや、故に臣以爲へらく、青苗錢貸出しのことは、全然御廢止とあれば、此上もなきことなれども、既に一旦貸出しをなされたる以上は、抑配は禁ぜぬが宜しからんと存ず、是は自然の勢に於て、左様あるべき苦なり、人は皆申す、陛下には、聖明神武の御徳あり、必ず能く義に従ひて、邪念を正して、以て世の太平を致したまはんと、而るに、今日の事は、反りて過を文(かざ)り非を遂げたまふ御様子あり、此れ臣が憤懣(いきどほり)太息して、已むこと能はざる所なり、以上第四段、此段は、帝の過を文り非を遂ぐることを言ふ、青苗放錢を禁せんとはせず、但く抑配を禁ずといふは、即ち過を文り非を遂げんとする意なることを知るべし、

昔賈充用事、天下憂恐、而庾純任愷、戮力排之、及充出鎮秦涼、忠臣義士莫不相慶、屈指數日、以望惟新之化、而馮統之徒、更相告曰、賈公遠放、吾等失勢矣、於是相與獻謀、而充復留、則晉氏之亂、

成於此矣、

附註 賈充… 晉の武帝の時、司空となりて、事を用ひたり、馮統… 馮統の詭譎なり、賈充と交り最も善し、昔賈充が事を用ひしとき、天下は憂恐せり、而して庾純、任愷の二人力を戮(あは)せて之を排せり、充が出て、秦涼を鎮するに及びて、忠臣義士相慶せざるはなく、指を折り、日を數へて、以て惟新の政事あらんことを望みたり、而るに、馮統の徒は、更るく相告げて申すや、賈公遠く放たれば、吾等勢を失はんとて、是に於て、相與に謀を獻じれば、充は復び留まることになりぬ、して見ると、晉氏の亂は、此時に成りしなり、(此は、賈充、馮統の事を借りて、安石、惠卿に比せしなり、)

自古惟小人爲難去、何則去一人而其黨破壞、是以爲之計謀遊說者衆也、今天下賢者亦將以此觀陛下、爲進退之決、或再失望、則知幾之士相率而逝矣、豈皆如臣等輩、偷安懷祿而不忍去哉、猖狂不遜、忤陛下多矣、不敢復望寬恩、俯伏引領、以待誅殛、

附註 古より、惟小人のみは去り難しとす、何となれば、一人を去りて、其黨破壞することゆゑ、是を以て、之が計謀を廻らして遊說する者衆きゆゑなり、今天下の賢者も、亦將に此舉動を以て陛下の御處置を觀て、進退の決をなさんとす、或は再び望を失ふときは、幾(幾)事のきざし)を知る士共は、逆も世に望なしとて、相率めて逃去るならん、なにしに臣等の輩の如く、一日の安樂を偷み、聊かの祿を懐ひて、去るに忍びざる者のみならんや、申し述べたる言は、猖狂(あはれくるひ)不遜(ぶしつけ)なることにて、陛下の思召に忤ふことも多からん、敢て復た御寬典を望まず、俯伏して領(くび)を延べて、以て誅殛を待つ、以上第五段、此段は、小人の去り難きことを説き、萬一にも、天下の士をして再び望を失はしめば、天下は復た爲すべからんことを言ふ、乃ち敢て過ちて危論をなすには非ず、勢ひ危論をなさざることを得ず、既に進士を指し、明經を取るを以て、士人の望を失ひ、此に至りて、復た小人を去らざるを以て、再び士人の望を失ふ、四人中、特に士を擧げたる者は、天下の興衰の係る所、尤も斯種の人に在るを以てなり、

附註 沈評 前書の意に即きて之を申言す、前は曲にして暢ぶ、此は簡にして切なり、四人の望を失ふことを分疏(と)きわくる)せる處は、即ち木石も亦當に心を動かすべし、但如何ともせんすべなきは、邪説が帝の心中を蠲蔽して、近習の小人共が、又朝夕に之を彌縫(と)りつくらふこと)したるは、正の終に邪に勝つこと能はざる所以なり、千古とも一轍(と)にて、之を浩歎に付するより外なし、○古より、喪亂は、毎に盤樂(たのしみ)怠傲(なまける)の主)に由る、精を勵まし治を圖りて、國の元氣が剝削(げ)つらる)せられて、幾んど敗亡に至りし者の若きは、古今惟宋の神宗が王安石の専ら利のために申したる言を用ひたることのみにて、前後其例なし、子瞻(賦の字)其失政を指陳して、痛哭するに幾かし、而るに、安石は、其罪狀を措(は)る)ふ)して、之を罰せんとし、其配下なる李定等は、公の詩句をもて、朝廷を謗訕せる者となして、幾

んと御史臺の獄中に於て殺さんとまでに致したり、(次巻の杭州召還乞郡狀の下に注す) 歐陽公謂へらく、人主の過を言ふは易けれども、  
權臣の過を言ふは難しと、信なるかな。

# 唐宋八家文講義卷之十九

蘇 軾子瞻著

## 乞校正陸贄奏議進御劄子

此文は、軾が哲宗の朝に、侍讀學士の職に在りて、唐の陸贄の其君德宗に上りし奏議を御覽に供へんことを乞ひたる者にして、其主意は、實の論は明白にして、了解し易きこと、六經三史諸子百家にも覽れり、故に精寫して進呈すと云ふに在り、凡て三段、

臣等猥以空疎、備員講讀、聖明天縱、學問日新、臣等才有有限、而道無窮、心欲言、而口不逮、以此自愧、莫知所爲、

【空疎】…己の學術の空論に流れて、實際に乏しきをいふ(天縱)…天より十分に與へられたる才徳をいふ、論語に見ゆ、  
臣等猥りに經驗に乏しき學問を以て、御前講讀の員に備はる、陛下には、天より優(ゆ)る(ゆ)られたる聖明の御才徳を備へさせられ、御學問は日に新に進ませらるゝに、臣等が才は限りありて、道は窮まりなければ、心には言はんと欲すれども、口は達ばず、此がために自ら愧ぢて、爲んすべを知らず、以上第一段、己の學術空疎にして、裨益する所なきを言ひて、後段を引起す、

竊謂人臣之納忠、譬如醫者之用藥、藥雖進於醫手、方多傳於古人、若已經效於世間、不必皆從於己出、

【竊】に謂へらく、人臣の忠を其君に納れんとするは、譬へば醫者の藥を用ゐるが如し、藥は醫者の手より進むと雖も、其藥方は多く古人より傳はりたる者なり、若し其方が已に世間に經驗效ありつる者ならば、必しも皆己より方案を出すにも及ぶまじきなり、(人臣の言を遺

伏見唐宰相陸贄才本王佐學爲帝師論深切於事情言不離於道德智如子房而文則過辨如賈誼而術不疎上以格君心之非下以通天下之志

伏して見るに、唐の宰相の陸贄は、本と帝業を輔佐すべき大才を抱き、帝者の師たるべき學術を備へ、其論は事情に深切にして、言は道徳を離れず、智は子房の如くにして、文學は之に過ぎ、辯は賈誼の如くにして、術は手拔けなし、上は以て君の心の非を格(たゞ)し、下は以て天下の志を通ぜしむ。

但其不幸仕不遇時德宗以苛刻爲能而贄諫以忠厚德宗以猜忌爲術而贄勸以推誠德宗好用兵而贄以消兵爲先德宗各用財而贄以散財爲急至於用人聽言之法治邊馭將之方罪己以收人心改過以應天道去小人以除民患惜名器以待有功如此之流未易悉數可謂進苦口之藥石鍼害身之膏肓使德宗盡用其言則貞觀可得而復

【名器】…爵位軍服をいふ【膏肓】…疾の深きをいふ、膏は、心下なり、肓は、心上膈下なり、左傳に、晉侯病めるとき、醫云ふ、疾は治すべからず、膏の上膈の下に在りと見ゆ、  
【下】に親切なること、【上】の旨を以てす、德宗は、臣下を待遇するに、猜忌(疑念深きこと)を以て術とせられたり、而るに、贄は、勸むるに誠を推して人に及ぼせと云ふことを以てす、德宗は、兵を用ゐることを好まれたり、而るに、贄は、兵を休むることを以て先務とす、德宗は、財を用ゐることを吝まれたり、而るに、贄は、財を散することゝを以て急務とす、其他、人を用ゐ、言を聴く法、邊を治め、將を取する方、(てたて)及び

己を罪して以て人心を收め、過を改めて以て天道に應じ、小人を去りて以て民患を除き、名器を惜みて以て有功の者を待つに至るまで、何れも有益の言にして、此の如き類、なぐ(數)へ悉くされぬ程なり、德宗の病に對しては、口に苦き藥石を進め、身を苦む膏肓(やまひ)に鍼するものと謂ふべし、(上文の)醫藥の喻と相關應す、德宗をして盡く其言を用ゐしめたらば、貞觀(唐の太宗の年號)の治は、得て復すべし、以上第二段、此段は、陸贄の奏議の意を概括して之を擧げ、其當時に益あることを論ぜしなり、

臣等每退自西閣即私相告言以陛下聖明必善贄議論但使聖賢之相契即如臣主之同時昔馮唐論頗牧之賢則漢文爲之太息魏相條晁董之對則孝宣以致中興若陛下能自得師則莫如近取之贄

【馮唐】…前漢の人なり、文帝或る時、御登にて罪を過ぎて、馮唐を見て曰く、其方の家は何くに在るぞと、唐對へて曰く、趙人なりと、上の曰く、吾れ代に居りしとき、李齊の賢を語りし者あり、其方は、之を知るかと、馮唐對へて曰く、尙ほ廉頗、李牧の將なるに如かずと、其時、上(贄)も(一)を擧(う)ちて、太息して曰く、嗚呼、吾獨り頗、牧を將とすることを得ず、若し頗、牧を得たらんには、吾豈匈奴を憂へんやと、  
【魏相】…前漢の人なり、宣帝の時、丞相となる、晁錯、董仲舒の建議せし事柄を取調べ、條奏して次第に施行せり、  
【臣等】…臣等四閣より退く毎に、即ち私に告げ合ひ申し合はするやう、陛下の聖明なるを以てせば、必ず贄の議論を善しとたまふに相違なからん、但し聖主(哲宗)と賢臣(陸贄)との心の相契合するも、即ち(それが)すぐ(に)臣主の同時に出でられし如く(に)あらせしと、昔し馮唐は、廉頗、李牧の賢を論じたれば、漢文は、之が爲めに太息せられたり、魏相は、晁錯、董仲舒の對を條奏したれば、孝宣は、それがために中興を致されたり、斯かる先例もあれば、若し陛下にも、能く御自身に師を得んと(の)思召あらば、手近く之を陸贄に取りたまふに如くはなからん、

夫六經三史諸子百家非無可觀皆足爲治但聖言幽遠末學支離譬如山海之崇深難以一二而推擇如贄之論開卷了然聚古今之精英實治亂之龜鑑臣等欲取其奏議稍加校正繕寫進呈願陛下置之坐隅如見贄面反覆熟讀如與贄言必能發聖性之

高明成治功於歲月臣等不勝區區之意取進止

【三史】...史記と前後漢書をいふ、【支離】...分裂して統一し難きをいふ、  
夫れ六經と三史と其他諸子百家の書とは、觀るべき善事なきに非ず、何れも皆政治の實と爲すに足れり、但聖賢(六經)は、其旨趣幽遠にして、曉り難く、末學(史子百家)は、其論旨とりくに分裂して、纏まらず、譬へば、山の崇く海の深きが如く、逆も一二に就きて推し擲ぶことは出来難し、唯陸贄の論の如きは、卷を開けば、了然と其意味を合點し易く、古今の精英(えりぬきたるはな)を聚めたる論にして、實に治亂の龜鑑(よき手本)なり、臣等其美談を取りて、稍(少し)校正を加へて、繕寫して進呈せんと欲す、願はくは陛下之を采擧に置かせらるること、實の面を見るが如くに思召され、又繰返しては然讀あらせらるること、實と言ふが如くに遊ばされなば、必ず能く聖性の高明なる御徳を發揚し、治功を歲月の間に成さんこと疑ひなげん、臣等區々の心に勝へず、進止を取る、以上第三段、  
【沈評】此文は、哲宗の初めに位に即きし時、公啓沃の責に任ず、啓沃とは、書の説命に、乃ちの心を啓きて朕が心に沃(そ)げといふ詞に本づく、君に忠言を納る、義なり、此時、公翰林侍讀學士たり、故に云ふ、宣公(贄)の(こと)の徳宗に苦口(諫むること)せし者を借りて、以て之を感動せしめたるなり、宣公の美談を進めて、即ち(すぐ)其文體に倣ひたり、奏進の文は、正に必ずしも其辭を觀深にせぬが好きなり、○當時同じく劄子を進めたる者は、呂希哲、吳安詩、豐稔、趙彥若、范祖禹とす、予瞻を連れて、共に六人なり、

論積欠狀

積欠は、租稅意納の積れる者なり、此文は、其處分方の何書なり、主意は言ふ、斯く承らく意納の者を責めればとて、得る途もなく、徒に倉庫盜賊の用をなすのみなり、故に一切除放したしと云ふに在り、凡て七段、按ずるに、侯歸録に、此冬、汝陰久しく雪ふり、人飢う、一日天未だ明けざるに、公簡して議事を召して曰く、某一夕寐れず、人の飢を念ひ、百餘千の遺炊餅を出して之を救はんを欲すと、因りて金判兩令時を招きて、而議す、趙曰く、今細民の困みは、食と火とに過ぎざるのみ、義倉の積穀數十石あり、支散して下民を救ふべし、作院(作事方)に炭數萬斤あり、酒務(酒役所)に樂(たき)數十萬斤あり、元價に依りて之を賣らば、中民を濟ふべしと、公曰く、吾が事濟れりと、遂に積欠を放ちて賑濟する奏を草す、詔して之に従ふと見ゆ、

臣聞之孔子曰善人教民七年亦可以即戎矣夫民既富而教然後可以即戎古之所謂善人者其不及聖人遠甚今二聖臨御八年於茲仁孝慈儉可謂至矣而帑廩日益困農民日益貧商賈不行水旱相繼以上聖之資而無善人之效臣竊痛之

【孔子曰云々】...此語は、論語に出づ、善人とは、朱注に、美賢にして未だ學ばざる者ないふと見えたり、【二聖】...哲宗と太后高氏といふ、是時、高氏政を聽く、故に二聖臨御といふなり、

臣之を孔子に承りたるに、善人が政をなして、人民を教へむこと七年なれば、國分軍事にも使ふことが出来るやうになることなり、一體政治の順序と申すものは、第一に人民を富ますを以て先とし、既に富まして教へむこと、然る後に、軍事にも即かしむべし、古の謂はゆる善人と申すは、心ばへの善良なるを申すまでにて、聖人に及ばざることは遠きこと甚しき者なり、夫れですら、僅か七年の間に、其治效は此の如くなるに、今二聖の臨御まじくしてより、茲に八年が間なり、仁孝慈儉の御徳は、至れりと謂ふべし、(特に善人のみに非ず)而るに、幣(財貨の賜)廩(米倉)は日に益み、困み、農民は日に益み、貧しく、商賈は行はれず、水旱は相繼ぐ、上聖の資(うまれつき)を以て、善人の治效(しるし)なきは、臣竊かに之を痛めり、

所至訪問耆老有識之士陰求其所以皆曰方今民荷寬政無它疾苦但爲積欠所壓如負千鈞而行免於僵仆則幸矣何暇舉首奮臂以營求於一飽之外哉

因りて至る所にて、耆老又は有識の人を訪問して、陰かに其仔細を尋ねるに、皆申すやう、方今人民は寛大の政を荷ひて、它の疾苦なければども、但積もる年貢の未進のために、壓し付られて、千鈞の重荷を負ひて行くが如し、仆れずば、またしも幸ならん、何の裕餘ありてか首を擧げ臂を奮ひて、一飽の外更に營み求むる所あらんやと、

今大姓富家昔日號爲無比戶者皆爲市易所破十無一二矣其餘自小民以上大率皆有積欠監司督守令守令督吏卒文符日至其門鞭笞日加其身雖有白圭猗頓亦化爲蕞門圭寶矣

【市易】...官にて役所を設けて、民間の停滯せる物品を買上げ、又は買物抵當として、金錢の貸付をなし、及び官物と交換を願ふ者も亦許す、其役所を市易務といふ、熙寧五年に設く、【監司】...上の上神宗(書)に見ゆ、當時の發運、均輸、農田、水利等の職は、是れ皆監司の職なり、【白圭猗頓】...古の富める者の名、史記の貨殖傳に見ゆ、【蕞門圭寶】...貧者の家をいふ、蕞門は、荊竹を織りて門とする者、圭寶は、門邊のくさり戸をいふ、

今は、大姓富家の昔日號して比ぶる家なしとする所の者は、皆市易法の行はれたるがために、其身代を破られて、十中の一二戸も残りな